

令和4年太宰府市議会第2回（6月）定例会会期内日程

月 日(曜)	時 間	会 議 名	場 所	備 考
6月9日(木)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	報告・提案理由説明・質疑 ・討論・採決
	本会議散会後	議会連絡会	全員協議会室	
	議会連絡会 終了後	議員協議会	全員協議会室	
6月10日(金)	午 前 1 0 時			2日目分質疑通告締切
6月11日(土)				
6月12日(日)				
6月13日(月)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	質疑・委員会付託
	本会議散会後	議会運営委員会	第二委員会室	
6月14日(火)				
6月15日(水)	午 前 1 0 時	総務文教常任委員会	全員協議会室	
	委員会閉会後	総務文教常任委員会協議会	全員協議会室	
6月16日(木)	午 前 1 0 時	環境厚生常任委員会	全員協議会室	
6月17日(金)	午 前 1 0 時	予算特別委員会	全員協議会室	
6月18日(土)				
6月19日(日)				
6月20日(月)				
6月21日(火)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	一般質問
6月22日(水)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	一般質問
6月23日(木)				
6月24日(金)	午 前 1 0 時			最終日分質疑・討論通告締切
6月25日(土)				
6月26日(日)				
6月27日(月)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	報告・質疑・討論・採決
	本会議閉会後	議員協議会	全員協議会室	

令和4年第2回（6月）定例会目次

◎ 第1日（6月9日開会）

1. 議事日程	1
2. 出席議員	1
3. 欠席議員	1
4. 会議録署名議員	2
5. 出席説明員	2
6. 出席事務局職員	2
開会	3
散会	13

◎ 第2日（6月13日再開）

1. 議事日程	15
2. 出席議員	15
3. 欠席議員	15
4. 出席説明員	15
5. 出席事務局職員	15
再開	16
散会	20

◎ 第3日（6月21日再開）

1. 議事日程	21
2. 出席議員	23
3. 欠席議員	24
4. 出席説明員	24
5. 出席事務局職員	24
再開	25
散会	96

◎ 第4日（6月22日再開）

1. 議事日程	97
2. 出席議員	99
3. 欠席議員	100
4. 出席説明員	100

5. 出席事務局職員	100
再開	101
散会	174

◎ 第5日（6月27日再開）

1. 議事日程	175
2. 出席議員	175
3. 欠席議員	175
4. 出席説明員	175
5. 出席事務局職員	175
再開	176
閉会	190

◎ 審議結果

1. 審議結果	193
2. 諸般の報告	195

1 議事日程（初日）

〔令和4年太宰府市議会第2回（6月）定例会〕

令和4年6月9日

午前10時開議

於 議 事 室

- | | |
|-------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 諸般の報告 |
| 日程第4 | 報告第1号 令和3年度太宰府市一般会計予算繰越明許費について |
| 日程第5 | 報告第2号 令和3年度太宰府市一般会計予算事故繰越しについて |
| 日程第6 | 報告第3号 令和3年度太宰府市水道事業会計予算繰越について |
| 日程第7 | 報告第4号 令和3年度太宰府市下水道事業会計予算繰越について |
| 日程第8 | 報告第5号 令和3年度太宰府古都・みらい基金の運用状況について |
| 日程第9 | 議案第30号 太宰府市副市長の選任につき同意を求めることについて |
| 日程第10 | 議案第31号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度太宰府市一般会計補正予算（専決第1号）） |
| 日程第11 | 議案第32号 専決処分の承認を求めることについて（太宰府市税条例の一部を改正する条例） |
| 日程第12 | 議案第33号 専決処分の承認を求めることについて（太宰府市都市計画税条例の一部を改正する条例） |
| 日程第13 | 議案第34号 専決処分の承認を求めることについて（太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例） |
| 日程第14 | 議案第35号 太宰府市税条例等の一部を改正する条例について |
| 日程第15 | 議案第36号 令和4年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について |

2 出席議員は次のとおりである（18名）

- | | | | |
|-----|------------|-----|------------|
| 1番 | タコスキッド 議員 | 2番 | 馬場 礼子 議員 |
| 3番 | 今 泉 義 文 議員 | 4番 | 森 田 正 嗣 議員 |
| 5番 | 宮 原 伸 一 議員 | 6番 | 入 江 寿 議員 |
| 7番 | 木 村 彰 人 議員 | 8番 | 徳 永 洋 介 議員 |
| 9番 | 船 越 隆 之 議員 | 10番 | 堺 剛 議員 |
| 11番 | 笠 利 毅 議員 | 12番 | 原 田 久美子 議員 |
| 13番 | 神 武 綾 議員 | 14番 | 陶 山 良 尚 議員 |
| 15番 | 小 嶋 真由美 議員 | 16番 | 長谷川 公 成 議員 |
| 17番 | 橋 本 健 議員 | 18番 | 門 田 直 樹 議員 |

3 欠席議員は次のとおりである

な し

4 会議録署名議員

7番 木村彰人 議員

8番 徳永洋介 議員

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（14名）

市長	楠田大蔵	教育長	樋田京子
総務部長	山浦剛志	総務部経営 企画担当理事	村田誠英
市民生活部長	中島康秀	健康福祉部長	川谷豊
健康福祉部高齢者福祉担当理事 兼高齢者支援課長	行武佐江	都市整備部長	高原清
都市整備部理事 兼総務部理事	山崎謙悟	観光経済部長	友添浩一
教育部理事	堀浩二	総務課長併 選挙管理委員会事務局長	佐藤政吾
経営企画課長	轟貴之	税務課長	田代浩

6 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（4名）

議会事務局長	木村幸代志	議事課長	花田敏浩
書記	岡本和夫	書記	井手梨紗子

開会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（門田直樹議員） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は18名です。

定足数に達しておりますので、令和4年太宰府市議会第2回定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しておるとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（門田直樹議員） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

今回の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、

7番、木村彰人議員

8番、徳永洋介議員

を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定

○議長（門田直樹議員） 日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月27日までの19日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） ご異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

なお、会期内日程については、お手元に配付しております会期内日程表によって運営を進めたいと思います。また、本会議、委員会とも改めて通知を差し上げませんので、よろしくご協力をお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 諸般の報告

○議長（門田直樹議員） 日程第3、「諸般の報告」を行います。

お手元に報告事項の一覧表を配付しております。監査関係及び議長会関係の資料につきましては、事務局に保管しておりますので、必要な方はご覧いただきたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4から日程第8まで一括上程

○議長（門田直樹議員） お諮りします。

日程第4、報告第1号「令和3年度太宰府市一般会計予算繰越明許費について」から日程第8、報告第5号「令和3年度太宰府古都・みらい基金の運用状況について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門田直樹議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

報告を求めます。

市長。

[市長 楠田大蔵 登壇]

○市長(楠田大蔵) 皆様、おはようございます。

本日ここに、令和4年第2回太宰府市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、大変ご多用の中にご参集をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。

福岡県では、6月1日をもって福岡コロナ警報が解除されました。本市にもゴールデンウィーク前後から、かつての賑わいが戻りつつある印象です。今なお油断はできませんが、反転攻勢に向けて踏み出す時期だと考えております。

一方、4回目のワクチン接種の予約受付も着実に進めており、明日10日から接種を開始いたします。住民の皆様方をはじめ、来訪者の方々にも安心して過ごしていただけるよう、引き続き最善を尽くしてまいり所存であります。

また、先日直方市におきまして開催されました福岡県市長会の総会にて、新たに中ブロックを代表する副会長に選出されました。井上県市長会会長をお支えしつつ、太宰府市民の皆様の声を含め、今まで以上に反映させてまいります。

さて、令和4年度に入りまして、各種施策につきましても可能な限り機動的に進めております。

ウクライナ情勢は今なお厳しさが続いておりますが、3月からいち早く取り組みましたふるさと納税避難民学生支援クラウドファンディングは市内外多くの方からご賛同いただき、現時点で総計1,000万円を超えております。

ふるさと納税は、昨年度おかげさまで速報値で9億円を超え、新たに始めました企業版も順調に推移しております。本市が抱える課題を解決していく上でも重要な財源であり、引き続き積極的に活用してまいります。

4月11日には、本年度第1回となりますまちづくりビジョン会議を開催し、2期目公約の中核であります行財政改革、新しい公共、ニュー太宰府構想、世界に羽ばたく人材育成、企業誘致などを重点に位置づけました。このテーマに従い5つのグループを形成し、ビジョン会議メンバーと市内のプロジェクトチームが連携して、今年度成案を得ようとする試みを開始しました。内外の英知を結集し、スピード感を持って公約実現に踏み出します。

昨年度からスタートしました令和発祥の都太宰府「梅」プロジェクトは、例年同様福岡農業高校の生徒の皆さんなどと梅の実の収穫を行いました。今年度は新たにクラウドファンディ

ング寄附者の方々とも梅の収穫体験を行いました。今後は、収穫した梅の実の成分分析などを行うことで、令和の梅としてのさらなるブランド化を図り、意欲的なグルメやスイーツの製品開発をさらに進め、本市を真の梅の都に飛躍させたいと考えております。

梅雨入りを間近に控え、災害への備えにも力を入れております。社会福祉協議会と災害ボランティアセンター設置についての協定を改めて締結し、消防、警察、自衛隊の方々と災害危険箇所の視察を行いました。また、市防災会議や職員の机上訓練も先週末立て続けに行ったところです。関係機関が連携、協力し、災害発生時の初動、緊急対応などの体制を整え、最悪の事態にも対応できるよう万全を期してまいります。

そして、中学校完全給食実現に向けた取組であります。この件については、本市においては、私の就任前から様々な議論が交わされてきたところであります。

私の1期目、予期せぬ令和のご縁やコロナ禍もありましたが、任期終盤において、5億円を公共施設整備基金に積み、中学校完全給食実施に向けての意思表示を行ったところあります。その後、2期目を目指した市長選にて改めてその意思を示した上で、無投票にて再選され、最初の3月議会施政方針において、「本市の次代を担う中学生の教育環境をより充実させるため、学校給食法に基づいた中学校完全給食のできるだけ早い実施に向け、全力を挙げてまいります。」と不退転の決意を述べました。

そうした政治的使命の下、3月議会後早々に、望ましい中学校給食の実現について教育委員会に意見具申を行い、市教育委員会から早期実施、さらなる食育の推進、費用対効果や効率性を勘案しながら中学校完全給食実施の方向性を検討するとの基本方針が出されました。

この基本方針決定後、有識者や学校関係者、保護者などで組織される学校給食改善研究委員会において、中学校完全給食実施に係る方針について5回にわたり協議をいただき、素案を作成していただきました。その後、市教育委員会において実施方針案としてまとめられ、市三役会議、経営会議において、本市の財政状況や社会情勢などを考慮しつつ、継続的な調査研究を行っていくことも新たに盛り込み、最終的な実施方針として決定するに至りました。

結果として、まずは食缶によるデリバリー方式を選択することが望ましいとの結論に至りましたので、市の責任の下、民間活力を活用し、民間給食事業者からの提供により、4校同時に全員喫食での完全給食を実施することを目指します。

私の1期目から期待され、この間、既に中学校を卒業した子どもたちやご家族にとりましては、遅きに失したとお叱りもいただいておりますが、私が2期目就任時給食実現を約束した中学1年生の子どもたちが卒業するまでには何としても給食を食べさせてあげたい、このような熱意で引き続き全力を挙げてまいりますので、議員各位のご理解、ご協力を伏してお願い申し上げます。

さて、本日ご提案申し上げます案件は、報告案件5件、人事案件1件、専決処分承認4件、条例改正1件、補正予算1件、合わせて12件の議案のご審議をお願い申し上げます。



それでは、提案理由の説明を申し上げます。

報告第1号から報告第5号までを一括してご説明申し上げます。

最初に、報告第1号「令和3年度太宰府市一般会計予算繰越明許費について」ご説明申し上げます。

令和3年度の繰越明許費は、小学校施設整備事業やため池改修事業など計18件の事業について繰越額が確定しましたので、報告させていただきます。繰越総額は12億4,967万1,600円で、財源内訳は、国庫補助金、市債などの特定財源が9億5,902万6,000円、一般財源が2億9,064万5,600円であります。

次に、報告第2号「令和3年度太宰府市一般会計予算事故繰越しについて」ご説明申し上げます。

令和3年度につきましては、水城小学校管理棟などの改築や水城西小学校給食室の改修に係る設計業務の事故繰越しを行っております。繰越総額は5,478万円で、財源は全て一般財源であります。

次に、報告第3号「令和3年度太宰府市水道事業会計予算繰越について」ご説明申し上げます。

令和3年度水道事業予算の建設改良費の浄水施設費のうち、松川浄水場施設更新工事施工監理業務1件、配水施設費のうち、配水管新設工事1件及び配水管布設替え工事2件で1億3,169万1,000円の繰越しを行っております。

次に、報告第4号「令和3年度太宰府市下水道事業会計予算繰越について」ご説明申し上げます。

令和3年度下水道事業予算の建設改良費の公共下水道整備費のうち、下水道雨水幹線の点検、調査業務471万8,000円の繰越しを行っております。

次に、報告第5号「令和3年度太宰府古都・みらい基金の運用状況について」ご説明申し上げます。

令和3年度は2件、2万3,002円の寄附及びふるさと太宰府応援寄附のうち、使途を太宰府古都・みらい基金と指定された金額から経費相当分を除いた191万4,920円を太宰府古都・みらい基金に積み立てて運用しているところであります。令和3年度分積立て後の基金残高は588万442円となっております。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 報告は終わりました。

自席へどうぞ。

これから質疑を行います。

報告第1号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 次に、報告第2号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門田直樹議員) 次に、報告第3号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門田直樹議員) 次に、報告第4号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門田直樹議員) 次に、報告第5号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門田直樹議員) これで質疑を終結し、報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第30号 太宰府市副市長の選任につき同意を求めることについて

○議長(門田直樹議員) 日程第9、議案第30号「太宰府市副市長の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

[市長 楠田大蔵 登壇]

○市長(楠田大蔵) 議案第30号「太宰府市副市長の選任につき同意を求めることについて」ご説明申し上げます。

地方自治法第162条の規定に基づき、令和4年6月10日付で原口信行氏を副市長に選任したいので、議会の同意を求めるものであります。

原口氏は昭和58年に太宰府市に入庁し、これまで39年もの長きにわたり市職員として市の重要施策に直接関わってきました。平成24年には公共施設整備担当課長、平成27年には総務部理事などの要職を歴任し、平成31年3月の定年退職後は再任用職員となり、総務部統括マネージャーとして市政全般の統括や後進の指導に当たっています。

清水前副市長には県出身の立場から客観的に市政運営に新風を吹き込んでいただきましたが、原口氏は本市生え抜きの職員であり、後輩職員のよき理解者として優しく、そして力強く組織を導いてくれると考えております。また、人格、識見に優れた最も信頼の置ける職員の一人であり、行政職員、特に技術職としての経験も豊富で、私の足らざるところを最大限補ってくれる副市長として最適任であると確信をしております。

経歴書を添付しておりますので、ご参照の上、よろしくご同意を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長(門田直樹議員) 説明は終わりました。

自席へどうぞ。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門田直樹議員) 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門田直樹議員) これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門田直樹議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第30号を同意することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(門田直樹議員) 全員起立です。

よって、議案第30号は同意されました。

〈同意 賛成17名、反対0名 午前10時14分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第10から日程第15まで一括上程

○議長(門田直樹議員) 日程第10、議案第31号「専決処分の承認を求めることについて(令和4年度太宰府市一般会計補正予算(専決第1号))」から日程第15、議案第36号「令和4年度太宰府市一般会計補正予算(第3号)について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門田直樹議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 楠田大蔵 登壇〕

○市長(楠田大蔵) 議案第31号から議案第36号までを一括してご説明申し上げます。

最初に、議案第31号「専決処分の承認を求めることについて(令和4年度太宰府市一般会計補正予算(専決第1号))」についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費などの物価高騰などに直面する低所得の子育て世帯の生活支援を目的として、児童1人当たり5万円の特別給付金を速やかに給付するため、関連する予算を令和4年5月20日付で専決処分させてい

ただいたものであります。

歳入歳出総額に歳入歳出それぞれ1億1,362万8,000円を追加し、予算総額286億5,998万4,000円に願するものであります。

次に、議案第32号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市税条例の一部を改正する条例）」についてご説明申し上げます。

今回の改正は、令和4年度税制改正により地方税法等の一部が改正されたことに伴い、太宰府市税条例の一部を改正し、令和4年4月1日から施行させる必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

内容といたしましては、省エネ改修工事を行った住宅に係る特例の拡充などに伴う改正、及び令和4年度限りの措置として、土地に係る固定資産税の負担調整措置について、激変緩和の観点から、商業地などに係る課税標準額の上昇幅を評価額の現行5%を2.5%とする改正など、地方税法等の改正に伴います令和4年4月1日施行に係る関係規定の改正などでありませ。

次に、議案第33号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市都市計画税条例の一部を改正する条例）」についてご説明申し上げます。

今回の改正は、令和4年度税制改正により地方税法等の一部が改正されたことに伴い、太宰府市都市計画税条例の一部を改正し、令和4年4月1日から施行させる必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

内容といたしましては、地方税法等の改正に伴います令和4年4月1日施行の固定資産税関係の特例措置などに連動する関係規定の改正であります。

次に、議案第34号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」についてご説明申し上げます。

今回の改正は、令和4年度の税制改正により地方税法等の一部が改正されたことに伴い、太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正し、令和4年4月1日から施行させる必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

内容といたしましては、国民健康保険税の課税限度額の改正でありまして、基礎課税額、いわゆる医療分に係る限度額を63万円から2万円引き上げ65万円に、後期高齢者支援金等課税額に係る限度額を19万円から1万円引き上げ20万円に改正したもので、地方税法等の改正に伴います令和4年4月1日施行に係る関係規定の改正などでありませ。

次に、議案第35号「太宰府市税条例等の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

今回の改正は、令和4年度税制改正により地方税法等の一部が改正されたことに伴い、太宰

府市税条例などの一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容といたしましては、登記事項についてDV被害者等の申出を行った登記名義人の住所に代わる事項が追加されたことにより、固定資産課税台帳の閲覧、証明書交付についても住所に代わる事項を表示しなければならなくなったこと、及び住宅借入金等特別税額控除の延長・見直しを行うものなど、関係規定の改正を行うものであります。

次に、議案第36号「令和4年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について」ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出総額に歳入歳出それぞれ3億9,757万6,000円を追加し、予算総額を290億5,756万円にお願いするものであります。

主な内容といたしましては、先ほど冒頭でも申し上げましたように、民間給食事業者からの食缶によるデリバリー方式の下、全員喫食の中学校完全給食を実施するため、中学校の配膳室改良に関する初期整備費と、給食の調理から運搬までを民間事業者に委託する費用などを債務負担行為として今回の補正予算を計上しています。

そのほかには、令和3年度から実施しております住民税非課税世帯などに対する臨時特別給付金について、真に生活に困っている方々への支援措置の強化として制度の見直しが行われたことにより追加で発生する費用、令和3年度に策定した太宰府市森林整備実施計画に基づき計画的に伐採などの整備を進めていく上で、令和4年度を取組として、市内一部の山林所有者に管理に関する意向調査を行うための費用、子どもたちの教育活動に役立てることを目的として寄附をいただいたことから、小学校図書館の蔵書の充実を図るための費用などを計上しております。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 説明は終わりました。

自席へどうぞ。

お諮りします。

議案第31号「専決処分の承認を求めることについて（令和4年度太宰府市一般会計補正予算（専決第1号）」から議案第34号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」までは委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

議案第31号「専決処分の承認を求めることについて（令和4年度太宰府市一般会計補正予算（専決第1号）」について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門田直樹議員) これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門田直樹議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第31号を承認することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(門田直樹議員) 全員起立です。

よって、議案第31号は承認されました。

〈承認 賛成17名、反対0名 午前10時23分〉

○議長(門田直樹議員) 次に、議案第32号「専決処分の承認を求めることについて(太宰府市税条例の一部を改正する条例)」について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門田直樹議員) これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門田直樹議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第32号を承認することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(門田直樹議員) 全員起立です。

よって、議案第32号は承認されました。

〈承認 賛成17名、反対0名 午前10時23分〉

○議長(門田直樹議員) 次に、議案第33号「専決処分の承認を求めることについて(太宰府市都市計画税条例の一部を改正する条例)」について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門田直樹議員) これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門田直樹議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第33号を承認することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(門田直樹議員) 全員起立です。

よって、議案第33号は承認されました。

〈承認 賛成17名、反対0名 午前10時24分〉

○議長(門田直樹議員) 次に、議案第34号「専決処分の承認を求めることについて(太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)」について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門田直樹議員) これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

13番神武綾議員。

○13番(神武 綾議員) 議案第34号「太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について反対の立場で討論いたします。

今回の税条例改正についてですが、限度額の引上げということの提案になっております。高所得者が対象ではありますが、今コロナ禍、物価高騰の中、国保の負担に苦しんでいる方々、低、中所得者に影響が増えてきている現状があります。このことが1点。

そして、この専決処分の上程についてですけれども、議会の承認がなくても改定が行われるということで、これまで改善を求めてまいりましたが、今回も専決処分ということで上程をされております。

この2点から、反対の立場で討論とさせていただきます。

○議長(門田直樹議員) ほかに討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門田直樹議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第34号を承認することに賛成の方は起立願います。

(多数起立)

○議長(門田直樹議員) 多数起立です。

よって、議案第34号は承認されました。

〈承認 賛成16名、反対1名 午前10時26分〉

○議長(門田直樹議員) 次に、議案第35号及び議案第36号については、質疑は6月13日の本会議

で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（門田直樹議員） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は、6月13日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午前10時26分

~~~~~ ○ ~~~~~



## 1 議事日程（2日目）

〔令和4年太宰府市議会第2回（6月）定例会〕

令和4年6月13日

午前10時開議

於 議 事 室

日程第1 議案第35号 太宰府市税条例等の一部を改正する条例について

日程第2 議案第36号 令和4年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について

日程第3 請願第2号 「第六次太宰府市総合計画」の策定に関する請願書

日程第4 意見書第2号 地方財政の充実・強化に関する意見書

## 2 出席議員は次のとおりである（18名）

|     |        |     |    |     |     |     |    |
|-----|--------|-----|----|-----|-----|-----|----|
| 1番  | タコスキッド | 議員  | 2番 | 馬場  | 礼子  | 議員  |    |
| 3番  | 今泉     | 義文  | 議員 | 4番  | 森田  | 正嗣  | 議員 |
| 5番  | 宮原     | 伸一  | 議員 | 6番  | 入江  | 寿   | 議員 |
| 7番  | 木村     | 彰人  | 議員 | 8番  | 徳永  | 洋介  | 議員 |
| 9番  | 船越     | 隆之  | 議員 | 10番 | 堺   | 剛   | 議員 |
| 11番 | 笠利     | 毅   | 議員 | 12番 | 原田  | 久美子 | 議員 |
| 13番 | 神武     | 綾   | 議員 | 14番 | 陶山  | 良尚  | 議員 |
| 15番 | 小島     | 真由美 | 議員 | 16番 | 長谷川 | 公成  | 議員 |
| 17番 | 橋本     | 健   | 議員 | 18番 | 門田  | 直樹  | 議員 |

## 3 欠席議員は次のとおりである

なし

## 4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（13名）

|                 |    |    |                            |    |    |
|-----------------|----|----|----------------------------|----|----|
| 市長              | 楠田 | 大蔵 | 副市長                        | 原口 | 信行 |
| 教育長             | 樋田 | 京子 | 総務部長                       | 山浦 | 剛志 |
| 総務部経営<br>企画担当理事 | 村田 | 誠英 | 市民生活部長                     | 中島 | 康秀 |
| 健康福祉部長          | 川谷 | 豊  | 健康福祉部高齢者福祉担当理事<br>兼高齢者支援課長 | 行武 | 佐江 |
| 都市整備部長          | 高原 | 清  | 都市整備部理事<br>兼総務部理事          | 山崎 | 謙悟 |
| 観光経済部長          | 友添 | 浩一 | 観光経済部理事                    | 東谷 | 正文 |
| 教育部理事           | 堀  | 浩二 |                            |    |    |

## 5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（4名）

|        |    |     |      |    |     |
|--------|----|-----|------|----|-----|
| 議会事務局長 | 木村 | 幸代志 | 議事課長 | 花田 | 敏浩  |
| 書記     | 岡本 | 和大  | 書記   | 井手 | 梨紗子 |

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（門田直樹議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第2回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しておるとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 議案第35号 太宰府市税条例等の一部を改正する条例について

○議長（門田直樹議員） 日程第1、議案第35号「太宰府市税条例等の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第35号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第36号 令和4年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について

○議長（門田直樹議員） 日程第2、議案第36号「令和4年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第36号は、議員全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

お諮りします。

予算特別委員会の正副委員長を、慣例によって決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 異議なしと認めます。

よって、予算特別委員会の委員長は総務文教常任委員会委員長の陶山良尚議員、副委員長は各常任委員会副委員長の輪番制で、今回は環境厚生常任委員会副委員長の長谷川公成議員とすることに決定しました。

ここで、予算特別委員会日程等について委員長の説明を求めます。

予算特別委員会委員長 陶山良尚議員。

〔14番 陶山良尚議員 登壇〕

○14番（陶山良尚議員） 今回の予算特別委員会の委員長に私、陶山良尚、副委員長に長谷川公成議員が選任されました。特別委員会が効率よく運営されるよう努めてまいりますので、委員各位のご協力をよろしくお願いいたします。

日程について説明いたします。

予算特別委員会は6月17日金曜日午前10時から、予備日として6月21日月曜日午前10時から、「令和4年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）」に係る審査を行います。各委員及び説明者の出席をよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

○議長（門田直樹議員） 説明は終わりました。

自席へどうぞ。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 請願第2号 「第六次太宰府市総合計画」の策定に関する請願書

○議長（門田直樹議員） 日程第3、請願第2号「第六次太宰府市総合計画」の策定に関する請願書を議題とします。

紹介議員の説明を求めます。

4番森田正嗣議員。

〔4番 森田正嗣議員 登壇〕

○4番（森田正嗣議員） 「第六次太宰府市総合計画」の策定に関する請願書につきまして、紹介議員として森田正嗣、木村彰人、馬場礼子となっておりますけれども、その3人を代表いたしまして森田正嗣が補足説明をさせていただきます。

趣旨は、皆さんのほうに配付されてありますとおり、太宰府市においては、現状太宰府市自治基本条例で定めるところの総合計画等が存在しないということで、太宰府市長に対しまして、第六次太宰府市総合計画を策定することを請願するというものでございます。

請願者は、だざいふ市民会議、大藏勝美様ほか2名の方でございます。

提案理由につきましては、それぞれ請願書の中に記載されてございますけれども、一つには第五次の総合計画が失効しているということ、それから市長が太宰府市まち・ひと・しごと創生総合戦略という形のものを実施されておりますけれども、これが総合計画を満たさないということが基本的なものでありますし、太宰府市自治基本条例の要請にも反しているのではないかと書いてございます。

詳細につきましては、ご一読していただければいいかと思っておりますので、私のほうから補足の説明をさせていただきます。

第五次太宰府市総合計画後期計画が平成28年3月、太宰府市議会において成立し、同年4月実施開始から5年がたちました令和3年3月に期間満了を迎えております。現在、太宰府市に

総合計画はないということになっております。

もともと総合計画は、変貌する社会を見据えながら本市のあるべき将来像を描き、目指すべきまちの姿を実現するべく、計画的、効率的及び効果的な行政運営を求めるものであります。したがって、社会が変化する中で、本市が存在する以上は計画が示されないということはありません。得ないと思われず。

一方、市長は、令和2年4月1日から、国の総合戦略の体系の下、太宰府市まち・ひと・しごと創生総合戦略を実施されておられますけれども、国の目標である活力ある地域社会の実現と東京圏への一極集中は正に伝えるべく、その目的を成長戦略、移住・定住戦略、圏域拡大戦略、行財政改革の4つの基本目標に集約をされています。

これは、第五次太宰府市総合計画後期計画に掲げられました7つの目標、33の施策の一部にしかすぎません。その意味で、太宰府市まち・ひと・しごと創生総合戦略は総合計画に代わることはできないと考えます。しかも、第五次総合計画が効力を持っておりました令和2年4月1日に、総合計画の第7の目標であります協働のまちづくりの目標を踏まないで総合戦略を作成されたことは大変残念なことと言わざるを得ません。

最後に、平成29年3月22日に成立いたしました太宰府市自治基本条例の観点から申し上げます。

第1条は、市民を主体とした自治を推進し市民福祉の向上を図ることを目的としており、そのため市民、コミュニティ、議会及び市長等が互いに理解を深め信頼し合う環境を築くことは重要であるとしております。ここには、協働のまちづくりがこの条例の本旨であることをうたっております。

また、第2条は、他の条例等の制定、改廃に当たり、この条例の趣旨を最大限尊重し、整合性の確保を図るものとするものとしております。整合性の確保は努力義務ではございません。当然の義務であることがここには宣言されております。

そして、総合計画につきましては、第18条第1項で、市長等は総合的かつ計画的な市政運営を行うため、市の目指すべき将来像を定める総合計画のうち基本構想及び基本計画を策定する場合には、立案段階から市民参画の機会を設け、議会の議決を受けなければならないといたしました。

確かに、平成23年地方自治法改正によりまして、基本構想の法的作成義務はなくなっております。しかしながら、自治基本条例第1条の市民主体の自治の推進及び市民福祉の向上を目的とした趣旨からは、市民の参画及び議会の議決を経た上での市政の計画的、安定的、効率的及び効果的運営は避けることはできないと考えます。

このように、自治基本条例の枠組みから考えても、第六次太宰府市総合計画の策定が必要かと考えております。楠田市長におかれましては、第六次太宰府市総合計画の作成をお願いいたしまして、私の補足説明を終了いたします。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

請願第2号は総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 意見書第2号 地方財政の充実・強化に関する意見書

○議長（門田直樹議員） 日程第4、意見書第2号「地方財政の充実・強化に関する意見書」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

8番徳永洋介議員。

〔8番 徳永洋介議員 登壇〕

○8番（徳永洋介議員） 日程第4、意見書第2号「地方財政の充実・強化に関する意見書」について、意見書の朗読をもちまして提出理由に代えさせていただきたいと思います。

提出者は私、徳永洋介、賛成者は太宰府市議会橋本健議員であります。

地方財政の充実・強化に関する意見書。

今、地方公共団体には、急激な少子・高齢化の進展に伴う子育て、医療、介護など社会保障制度の整備、また人口減少下における地域活性化対策、脱炭素化を目指した環境対策、あるいは行政のデジタル化推進など、より新しく、かつ極めて多岐にわたる役割が求められつつあります。しかし、現実に地域公共サービスを担う人材は不足しており、疲弊する職場実態にある中、新型コロナウイルス、また近年多発している大規模災害への対応も迫られています。

これらに対応するための地方財政について、政府は「骨太方針2021」において、2021年度の地方一般財源水準を2024年度まで確保するとしていますが、それをもって増大する行政需要に十分対応し得るのか、大きな不安が残されています。

このため、2023年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、コロナ禍への対応も勘案しながら、歳入歳出を的確に見積り地方財政の確立を目指すよう、次に挙げる事項の実現を求めます。

1、社会保障の維持・確保、防災・減災、また脱炭素化対策、地域活性化に向けた取組や、デジタル化対策など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握し、それを支える人件費も含めて、十分な地方一般財源総額の確保を図ること。

2、地方交付税の法定率を引き上げるなどし、臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間の財源偏在性の是正に向けては、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税へ税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこ

と。

3、会計年度任用職員制度の運用においては、今後も当該職員の処遇改善が求められることから、引き続き所要額の調査を行うなどし、さらなる財政需要を十分に満たすこと。

4、デジタル・ガバメント化における自治体業務システムの標準化に向け、地域デジタル社会推進費に相当する財源を継続して確保するなど、十分な財源を保障すること。また、デジタル化が定着化していく過渡期において生じ得る行政需要についても、人材、財源を含めた対応を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

意見書第2号は総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（門田直樹議員） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は、6月21日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午前10時15分

~~~~~ ○ ~~~~~

1 議 事 日 程 (3日目)

[令和4年太宰府市議会第2回(6月)定例会]

令和4年6月21日

午前10時開議

於 議 事 室

日程第1 一般質問

一般質問者及び質問項目一覧表

| 順位 | 質問者氏名
(議席番号) | 質 問 項 目 |
|----|-----------------|--|
| 1 | 原 田 久美子
(12) | <p>1. 災害復旧について</p> <p>平成29年の九州北部豪雨で被災した朝倉市は出水期に備え復旧工事の進み具合や安全を確認する被災箇所の一斉点検を行っている。太宰府市では、のり面崩壊が起きた太宰府高校の青いシートはそのままになっている。復旧事業による防止策は出来ているのか。そのことについて県とどのように協議をしているのか伺う。</p> <p>2. 道路整備の進捗について</p> <p>平成30年6月の一般質問において筑陽学園正面玄関前道路に一時停止の標識設置の要望を行った。前向きに検討するとの答弁をいただいたが、その後4年経つ。進捗状況を伺う。</p> |
| 2 | 長谷川 公 成
(16) | <p>1. 団地内の道路整備について</p> <p>(1) 団地内を車両が抜け道として利用されている。速度標識がないため速度超過の車があり歩行者の安全が守られていない。標識や路面塗装等により減速を促す手立てができないか伺う。</p> <p>(2) ガス、水道管等の工事で道路舗装がでこぼこになり、つまづくなどして骨折等のケガが起きている。このような事故が起これないように道路舗装工事を行うべきと考えるが見解を伺う。</p> <p>(3) ベビーカーがスムーズに通れる歩道整備が必要だと考えるが見解を伺う。</p> |
| 3 | 神 武 綾
(13) | <p>1. 指定管理者制度について</p> <p>令和4年度、指定管理期間が終了する事業について、令和5年度以降の見通しについて伺う。</p> <p>(1) 募集方式の協議の進捗について</p> <p>(2) 指定管理者の事業報告書・自己評価等の分析・評価について</p> |

| | | |
|---|---------------|---|
| | | <p>2. 自治基本条例について
市民を主体とした自治の推進、市民福祉の向上を図ることを目的としたこの条例が市政運営において適切に運用されているのか認識を伺う。</p> <p>3. ヤングケアラーについて
家族の世話や介護を担っている子どもたちが一定数いることが明らかになっている。
太宰府市における現状と課題を伺う。
(1) 実態調査について
(2) 支援体制について</p> |
| 4 | 徳永洋介
(8) | <p>1. 本市の高齢者支援について
高齢者支援の現状と課題について3点伺う。
(1) 高齢者の行政手続きについて
(2) 5年間の地域包括支援センター相談件数
(3) 葬儀後の行政手続きについて</p> <p>2. 住居表示について
本市における住居表示の現状と課題について伺う。</p> |
| 5 | タコスキッド
(1) | <p>1. 中学校完全給食について
(1) 太宰府市立学校給食改善研究委員会について
中学校完全給食は、同委員会に方式や内容、時期など考えていただくとのことであったが、それを踏まえた上でメンバーを構成されたのか伺う。</p> <p>2. 小・中学校におけるアレルギーや病気の対応について
小・中学校におけるアレルギーや病気の対応について2点伺う。
(1) 診断書の提出が義務となっているアレルギーや病気にはどのようなものがあるか。
(2) 診断書にかかる経費が、家庭の負担になっている現状を把握されているか。</p> <p>3. 市街化調整区域について
市街化調整区域について2点伺う。
(1) 現在の市街化調整区域が企業の事業拡大や新規参入の妨げになっている。実態をどのように把握されているか。
(2) 2019年1月のインタビュー記事において用途緩和の必要性を市長自身が述べられているが、具体的な動きになる前に市民の声を聞く予定があるか。</p> |

| | | |
|---|-------------|--|
| 6 | 木村彰人
(7) | <p>1. 広く市民の声を集める広聴活動について</p> <p>広聴活動の目的は、市民の多様な意見を集め、寄せられた意見を分析し、そこから抽出した市民の意思を市政に反映することである。広聴については、令和元年12月議会の一般質問で取り上げたテーマであるが、その後の改善及び取り組みに関して、3点伺う。</p> <p>(1) 広聴活動の最終的な目的である「市民の声を市政に反映する」部分の改善は図られたか。</p> <p>(2) コロナ禍において機能の低下が懸念される、本市の広聴機能の課題について。</p> <p>(3) 市政モニター制度や相談窓口の開設など、広聴機能の充実に向けた新たな取り組みの予定と、それを推し進める意欲について。</p> <p>2. ウィズコロナ時代に本市が目指すべき観光のカタチについて</p> <p>昨今の国内旅行者の増加傾向に加えて、入国制限の緩和と円安効果によるインバウンドの回復見込みから、本市を訪れる観光客数の増加が予想される。</p> <p>そこで、コロナ前の状態への単なる原状回復を目指すのか、持続可能な観光など今までとは次元の異なる観光の新境地を目指すのか、基本的な考えと意欲について伺う。</p> |
| 7 | 森田正嗣
(4) | <p>1. 太宰府市体育複合施設新築工事の情報公開請求に関わる非公開処分の取消を求める訴訟事件判決（福岡地判令和4年3月30日）と情報開示について</p> <p>太宰府市は、太宰府市体育複合施設新築工事の情報公開請求に関わる非公開処分の取消を求める訴訟事件において、第1審で敗訴し、不控訴の意思を表明されたところから、本判決は確定したと考える。</p> <p>今後、判決の趣旨に従って、原告の情報開示請求に対応されることになると考える。この先、別事件において同趣旨の見積価格開示請求がなされた場合どのような対応をなされるのか、情報開示基準について伺う。</p> <p>2. 太宰府市まち・ひと・しごと創生総合戦略と太宰府市自治基本条例について</p> <p>太宰府市まち・ひと・しごと創生総合戦略は太宰府市の行政執行の一環ととらえられるが、策定手続きに際し住民の意見を採用する機会がどの程度与えられたのか不明である。見解を伺う。</p> |

2 出席議員は次のとおりである（18名）

1番 タコスキッド 議員

2番 馬場礼子 議員

3番 今泉義文 議員

4番 森田正嗣 議員

5番 宮原伸一 議員
 7番 木村彰人 議員
 9番 舩越隆之 議員
 11番 笠利毅 議員
 13番 神武綾 議員
 15番 小島真由美 議員
 17番 橋本健 議員

6番 入江寿 議員
 8番 徳永洋介 議員
 10番 堺剛 議員
 12番 原田久美子 議員
 14番 陶山良尚 議員
 16番 長谷川公成 議員
 18番 門田直樹 議員

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（29名）

| | | | |
|---|-------|----------------------------|-------|
| 市長 | 楠田大蔵 | 副市長 | 原口信行 |
| 教育長 | 樋田京子 | 総務部長 | 山浦剛志 |
| 総務部経営
企画担当理事 | 村田誠英 | 市民生活部長 | 中島康秀 |
| 健康福祉部長 | 川谷豊 | 健康福祉部高齢者福祉担当理事
兼高齢者支援課長 | 行武佐江 |
| 都市整備部長 | 高原清 | 都市整備部理事
兼総務部理事 | 山崎謙悟 |
| 観光経済部長 | 友添浩一 | 観光経済部理事 | 東谷正文 |
| 教育部理事 | 堀浩二 | 経営企画課長 | 轟貴之 |
| 総務課秘書担当課長兼経営企画課広聴
広報担当課長兼インフォメーション担当課長 | 杉山知大 | 文書情報課長 | 高原寿子 |
| 管財課長 | 堀修一郎 | 防災安全課長 | 竹崎雄一郎 |
| 地域コミュニティ課長 | 宮崎征二 | 市民課長 | 野寄正博 |
| 福祉課長 | 井本正彦 | 介護保険課長 | 立石泰隆 |
| 子育て支援課長 | 松田勝実 | 都市計画課長 | 柴田義則 |
| 建設課長 | 齋藤実貴男 | 観光推進課長兼
地域活性化複合施設太守府館長 | 池田哲也 |
| 産業振興課長 | 満崎哲也 | 学校教育課長 | 鳥飼太 |
| 文化学習課長 | 中山和彦 | | |

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（4名）

| | | | |
|--------|-------|------|-------|
| 議会事務局長 | 木村幸代志 | 議事課長 | 花田敏浩 |
| 書記 | 岡本和大 | 書記 | 井手梨紗子 |

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（門田直樹議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第2回定例会を再開します。

議事に入ります前に皆様に申し上げます。

本定例会の一般質問におきましては、密集回避のため、本会議場内の議員出席数を10名とさせていただきます。他の議員の皆様は、議員控室のモニターにてご視聴いただきますようお願いいたします。

それでは、本日の会議を開きます。

本定例会での一般質問通告書は、14人から提出されております。そこで、一般質問の日程は、さきの議会運営委員会におきまして2日間で行うことに決定しておりますことから、本日21日7人、22日7人の割り振りで行います。

議事日程はお手元に配付しておるとおりです。

ここで議員8名退場のため暫時休憩します。

休憩 午前10時01分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前10時01分

○議長（門田直樹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○議長（門田直樹議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

原田久美子議員から一般質問の資料配付の申出がありましたので、許可をし、机上に配付いたしておりますので、お知らせいたします。

12番原田久美子議員の一般質問を許可します。

〔12番 原田久美子議員 登壇〕

○12番（原田久美子議員） 皆様、おはようございます。

ただいま議長の許可をいただきましたので、通告しております2件について質問いたします。

1件目は、災害復旧についてです。

平成29年の九州北部豪雨で被災した朝倉市は、梅雨や台風による豪雨、土砂災害に見舞われる危機が高まる季節に備え、復旧工事の進み具合や安全を確認する被災箇所の一斉点検をされました。

平成29年7月5日から6日にかけて、朝倉市、大分県を中心に発生した集中豪雨は、7月6日の朝倉市の最大降水量545.5mm、死者37名、行方不明者4名、発生直後に2,000名を超える

方々が避難生活を余儀なくされました。改めて、犠牲になられた方のご冥福をお祈り申し上げます。

私は、防災士としての関係から、直接現場に入りボランティア活動を行い、東峰村ではスタッフとして活動に参加してまいりました。平成24年7月の九州北部豪雨の際は、久留米市城島町、八女市星野村も同様に活動してまいりましたが、集中豪雨の多くは7月に発生しているようです。

この時期になると、梅雨前線による大雨、土砂災害が太宰府市でも予測されます。平成15年の本市の豪雨災害で犠牲者も出ています。そのときの教訓を風化させてはいけません。

しかし、今後あり得る豪雨災害について、太宰府の対策が見えないと思います。できるところからの減災対策が必要だと思います。

そこで、お伺いいたします。

議場に資料を置いております。昨年崩壊した太宰府高校の道路のり面を令和4年5月12日に撮影したものです。このり面崩壊の復旧は県の事業ということですが、このようにブルーシートがかけられたままとなっております。防止策はできているのでしょうか。また、そのことについて県とどのような協議を進められているのか、市としてどのような要望をされているのか、お伺いいたします。

2件目は、道路整備の進捗について伺います。

この資料は、筑陽学園正門前の道路で、4年前の5月に写したものです。交通量は多いのですが、一時停止の標識がないため、交通事故が起りかねません。事故が起きてからでは間に合いません。これについて、平成30年6月の一般質問において、標識の設置について要望いたしました。前向きに検討されるとのご答弁でありました。それから4年経過しましたが、一時停止線や止まれ標識の設置についてはどのようになっているのか、お伺いいたします。

以上2点につきまして、件名ごとに答弁をよろしくお願いたします。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（山浦剛志） おはようございます。

1件目の災害復旧についてご回答いたします。

福岡県立太宰府高等学校の災害復旧についてですが、昨年令和3年8月11日から18日までの間、本市で総雨量812.5mmを記録し、災害対策本部を設置しまして避難指示を発令するなどの状況となりました。この間、8月16日の朝、学校西側のり面が約70m崩壊していることを確認し、福岡県災害対策本部に報告するとともに、太宰府高校へ連絡をしたところでございます。

幸い、この日は登校日ではございませんでしたので、生徒さん方への直接的な影響はございませんでしたが、周辺の安全確保をお願いしたところでございます。

り面は、二次災害を防止するために、下部に大型土のうを設置し、斜面はブルーシートで被覆、正面からの通路は安全確保のためバリアードの設置と、上下に信号機を設置し片側通行

とされております。被災直後から業者が入り対応しているとも確認をしており、基本的には福岡県が責任を持って復旧に当たることになりますが、そうしたことも含めまして協議を行っておりまして、今後も状況の把握に努めてまいりたいと考えております。

なお、この復旧工事につきましては、3工区に分け、年末の完成に向け現在工事が進められている状況でございます。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） ご答弁ありがとうございます。

この資料の上の部分を見ていただくと、太宰府高校ののり面の様子が、私、5月のちょうど12日に、ブルーシートが剥がれて、またここに雨が降ったらどうなるかということで一般質問をさせていただきました。

私が冒頭で申しましたように、朝倉市のほうでは5月12日に、新聞では13日で行ったけれども、結局この季節による備えの工事を、進み具合とかそういうふうなものを安全を確保するための一斉点検が行われました。太宰府市のほうでは、この1年前も、この太宰府高校も含めてどのような点検なり、されたのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（山浦剛志） 私どものほうも状況を踏まえまして、ブルーシートがめくれているところがないかどうかとか、そういうところにつきましては、定期的ということではございませんけれども、日々確認はさせていただいているところでございます。

○議長（門田直樹議員） 原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） 質問の仕方が悪かったようですね。この太宰府高校のほかにもいろいろなところが、ため池なり砂防ダムなり、いろいろな危険箇所があると思いますけれども、そういうふうな点検をされているのかということをお聞きしています。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（山浦剛志） 本市のほうでは、毎年梅雨前に、災害発生予想危険箇所調査というのをしております。本年度は5月25日に、市長、副市長をはじめまして警察、消防、自衛隊の関係機関と合同で、平成15年の災害で被災した地域の山麓の状況確認や、砂防堰堤に実際に上がりまして、土砂の堆積状況なども点検をいたしております。

あわせまして、平成30年7月の豪雨で被災し、災害関連地域防災崖崩れ対策事業によりまして災害復旧工事が完成した現場なども視察をいたしまして、関係機関と状況の把握、情報の共有を図りまして、迅速な対応に備えております。

また、この同日でございますけれども、楠田市長は自衛隊による春日基地近傍の官公庁、関係機関等で構成いたします筑紫水曜会にも出席をされまして、防災機関同士の情報共有、自衛隊の新装備などの視察なども行ってございまして、信頼関係の構築と災害時における連携強化に努めてきたところでございます。

6月3日には太宰府市防災会議、翌4日土曜日には職員による災害対応机上訓練も実施をいたしまして、災害対策本部体制におけます各班各人の役割の確認、連携、報告、状況の把握など的確に対応できるよう、様々な事態、災害を想定した訓練を実施をいたしております。

○議長（門田直樹議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） それで、点検をしているということで少しは安心しておりますけれども、この豪雨というのは、いつ、どういうふうに来るか分からないのが災害でございます。今また頻繁に地震、本当にまた今日から雨が降るという予測もついておりますので、また7月に入ってから本当に大雨が降るということを、やっぱり災害では私は危惧しておかなきゃいけないところだと思っております。

このシートを見ても、雨が今まで降ってなかったからこれでよかったかもしれません。私がこれを市のほうに言うことは無駄なことかもしれません。県の事業ということだったので、私は、皆様は今、高雄公園に散歩に行く方がたくさんいらっしゃいまして、それでこのブルーシートの土が見えているようなところで、これはいつまでこのり面は工事をしないのかという声も私いただきました。県の事業だということは、この議会で質問したことで市民の方は分かっていたかと思えます。私も、そういうように県の事業だということは伝えてまいります。

しかしながら、市の事業じゃないからということじゃなくて、県の事業であるからこそ、県のほうにどういうふうになっているかということ市のほうから、いろいろなことがあるだろうと思えます。本当に市のほうも太宰府市の事業も大変なのに、県の事業ということで、そこまで聞くということではできませんけれども、大規模であろうと小規模であろうと、あそこ太宰府高校は子どもたちが通るところです。そして、災害になる前に路線バスも通りました。その後のにり面が崩落して、一時バスも通れないようになりました。今まだ通っています、再度。そういうふうなところを子どもたちが、また先生方とかほかの市民の方があそこを通ることが、私は大丈夫なのかなということと思えますけれども、市のほうの考えをお聞かせください。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 答弁に最初に加えておけばよかったんですけども、先日、太宰府高校さんとは今連携協定なども結んでおりまして、校長先生ともお話をし、また募金なども受け取ったところでありますが、やはり私も気になっておりまして確認をしましたところ、近々工事に県のほうから予算がついて入るという報告でありました。7月の何とかそういう、原田議員がおっしゃるように豪雨、まさに一番降る時期に間に合うように何とかできますかと私もお尋ねしたところ、何とか間に合うんじゃないかと、そういうお話でもありましたものですから、私としては少し安心をしているところではありますが、常々そうした、私も直後に視察にも参りました、太宰府高校のほうに、このとき。ですので、常々、県の事業とはいえ、市のほうも気にかけてながら、そして市民の方のそうしたご関心もあると思えますので、そうした観点から、

常々やはり我々も我が事として関わっていくということが続けていきたいと思います。

○議長（門田直樹議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） ぜひ楠田市長にそのことをお願いしようと思っていましたけれども、市長のほうから答弁がいただきましたので、信じて、頑張ってもらえるように、市のほうからも県のほうにその都度言っていただきたいと思います。それが市のすることだと思いますので。事業については県のほうがお金を出される、国のほうからの助成金もいただけるといいますので、早め早めにしていただけたらと思います。

そこで、今信号機がついているんですけども、また今、梅雨前線もまた今佐賀のほうに来ているんですけども、太宰府のほうに来たときに、また結局崩落するという考えもございしますので、今後、あそこが1本道しかないんですね。太宰府高校に入る道が1本しかないんです。その横に道がございします。それから上がったところから体育館のほうとかグラウンドの方面のほうに入られる道を1本通すことで、何か施策になるのではないかなと思っておりまして、そこは要望でお願いしたいと思っております。

それと、この太宰府高校の体育館は、協定避難場所でございます。いろいろちょっと聞いたんですけども、何かがなければそこは使えないようになっていきますからということだったんですけども、それではないと思うんですね。この太宰府ハザードマップを作られた、見てもらったら分かるんですけども、ちゃんと協定避難場所というのを明白に、県立太宰府高校は体育館は協定避難場所ということになっているんです。

今、何かがあったときに、そこは使えません。それはされませんが、市民の方は、あ、太宰府高校があるよ、太宰府高校に行こうって。市のほうに連絡がついたときに、やはり一番にそういうふうな協定避難場所とか避難所になっているところの土砂崩れとかそういうふうなものは、早くこのハザードマップを見て、地域、自治会のほうにも連絡を今後、今こういうふうな状態になっているので、いつか使えませんのでということで連絡をされているかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（山浦剛志） 太宰府高校の体育館は協定避難所、おっしゃるとおりなっております。

現在の状況ですと、避難所としてはまだ利用することは可能でございます。ただ、大雨あるいは地震という場合もございしますので、実際にじゃあ使うときにどうするかといいますと、まず避難所の安全確認を私どものほうでさせていただいた上で、問題なければ正式に避難所として開設をするというふうな段取りで進めるように私ども考えております。

○議長（門田直樹議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） そこに含めて、そこに行くまでにこの道しかないということを確認していただいて、本当にこの道だけでいいのかということも、やっぱり市のほうで考えていただくということをお願いします。

それと、先ほどの回答で3工区に分けられてということで、年末の完成ということで言われ

ましたけれども、この3工区に分けるといことはどういうふうな意味かちょっと分かりませんので、教えてください。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（山浦剛志） こちらは土木の関係のお話になりますけれども、やはり工法あたりが、復旧してもまたすぐ崩れるようになるとやはりまた問題だということで、工法あたりを検討されまして、工区分けをして、業者をそれぞれ配置をするというふうな形で、1つの工区が終わって次の工区というふうな形で、最終的に3工区目があるというふうに伺っております。

○議長（門田直樹議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） とにかく市の復旧工事もございましょうけれども、県の復旧工事も含めて市のほうで、太宰府市にある県の分も含めて、何かありましたときには県のほうに先に言っていただけ、本当にこれは市民の安全・安心のためでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

1件目はこれで終わります。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（高原 清） 2件目の道路整備の進捗についてご回答いたします。

現地は、都府楼大橋方面から国道3号線、榎、榎寺方面へ、またその逆方面へと多くの車両が通過する道路でありまして、現在福岡県によりまして県道観世音寺二日市線の拡幅工事が予定されている箇所でございます。

平成30年6月議会におきまして一時停止の標識設置の要望を受けましてから、筑紫野警察署と何度も協議を重ねてまいりましたが、この交差点につきましては斜めの変則交差点であることから、一時停止の標識及び停止線の設置位置が難しいとの回答を受けております。

しかしながら、その後も協議のほうを重ねた結果、見通しの面におきまして、直角またはそれに近い角度で交差するようポストコーンによる交差角度の改良及び県道観世音寺二日市線側に外側線を引くことで、減速、停止が促されるとの提案を筑紫野警察署から受けております。

今後ですが、地元自治会や筑陽学園様などに説明の上、交差点の改良を行いたいというふうに考えております。

○議長（門田直樹議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） 平成30年に部長のほうから前向きに考えますと、子どもの通学路でもありますので、そういうふうな面から前向きにということだったので、何かあるかなと思ったら、道路がきれいになって、この止まれるの標識が、私が市のほうに言ったのが通じなかったのかなと思っておりました。

その間、これは正面なんですけれども、正面から来た車は一旦停車せずに、自分の左へ行ったり右へ行ったりしますけれども、向こう側が優先道路になっていることはご確認してあると思いますけれども、向こうの優先道路はもう止まらないで、さあっと行くんですよ。子どもさんがおったら、横断歩道で止まりますけれども、普通は人がいないときはさっと行くんです。



そのときに、こっちのほうも何もないからばつと行って、接触事故が本当に多いんですよ。その接触事故まで警察のほうは、お互いに警察には届けないで、そういったのもあななあで終わってある分もありますけれども、私の知人もここで接触事故が起きて、警察を呼ぼうということと言ってしまったけれども、1回はしましたけれども、やはりここを一旦停車することで、止まらないで、一旦停車があるから止まらないで行くという車も、この前も西鉄バスと軽自動車の、二、三日前ですかね、ありましたけれども、あっても止まらないで行く人もいらっしゃいます。

しかし、用心のために、この電信柱の前とかに止まれるの標識があることで、どうして警察のほうはそこで難しいと。変則で、信号がついているわけじゃあるまいし、一時停止の看板をすることで一旦停車をするんですよ。だから、早急に予備として置いてほしいなということ、私は平成30年6月に一般質問をさせていただきましたけれども、今回再度、ここに一旦停車の標識をつけていただくことをお願いしたいんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（高原 清） 原田議員がおっしゃるとおり、こちらのほうの交差点につきましては、特に榎社側からの車両がなかなかちょっと見にくいような状況で、我々といたしましても、一時停止の標識等の設置につきまして要望は重ねて福岡県警のほうにお願いをしておりました。しかしながら、先ほど申し上げましたとおり、斜めの変則交差点ということで、この位置関係が難しいということでした。

しかしながら、やはり現在も危険性があるという認識をしておりますので、その後、我々も警察のほうに幾度となく協議を重ねましたところ、先ほど申し上げましたように、まず角度を斜めではなく、もっと見やすいように、車両がもうちょっと直角に県道のほうに接するようということで、今原田議員のほうからお配りいただきましたこの写真のほうの下の写真の左側に電柱がございますが、こちら側にポストコーンを道路側に振りまして、車両がより直角に県道のほうに出るようというところで今後進めていきたいというふうに、警察のアドバイスに基づきまして考えております。

それに併せまして、一時停止の標識自体は、ちょっと今のところ設置は認めてもらっていませんが、一時停止線といいますか、破線等を引いて、ドライバーの方に注意を促すようなところができないかなというふうに我々考えております。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） ありがとうございます。本当にここも県道と市道が交わる交差点でございますので、思うようにいきませんが、本当に事故がなければいいんですけれども、事故が起きたときに人的被害と言われても致し方ありません。そのように筑紫野警察署とも、普通は警察のほうも、接触事故ぐらいただったら2人でどうにか片づくと思いますけれども、非常に急にこちらのほうも、優先道路を通っていても、こちらのほうからばつと出てくる

ので、優先の方が止まらなきゃいけない。あまり速度は出してないと思いますけれども、事故が起きてからでは困りますので、私のこの一時停止、止まれの標識を設置していただけるように心からお願いしまして、本当に筑陽学園の高校の生徒もおりますので、事故が起きてからその車が生徒のほうに行くとか、やっぱり二次災害にならないようにしていただきたいと思いますので、これもちまして私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（門田直樹議員） 12番原田久美子議員の一般質問は終わりました。

ここで10時40分まで休憩します。

休憩 午前10時29分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前10時40分

○議長（門田直樹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

16番長谷川公成議員の一般質問を許可します。

〔16番 長谷川公成議員 登壇〕

○16番（長谷川公成議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告しておりました団地内の道路整備について3点質問させていただきます。

1点目、朝の通勤時間帯に県道筑紫野筑穂線から高雄台、梅香苑の団地を抜け、星ヶ丘交差点までを抜け道として利用される車が多く見受けられます。特に、高雄台団地内には速度標識がないため速度超過の車があり、歩行者の安全が守られていません。標識や路面舗装等により減速を促す手だてがないか、お伺いいたします。

次に、高雄南公園前から団地内の市道において、ガスや水道管等の工事後、道路舗装が凸凹になり、つまづくなどして骨折する等の事故が起きています。このような事故が起らないような道路舗装工事を行うべきだと考えますが、見解をお伺いいたします。

最後に、私が10年以上前に経験したことですが、当時歩道の段差に押していたベビーカーのタイヤが引っかかり、前のめりになって、ハンドルでおなかを打ったことがあります。これが妊婦さんだったら、最悪の事態を招くおそれがあるのではないかと危険を感じたことがあります。歩道の段差をなくし、より安全に安心してベビーカーがスムーズに通れる歩道整備が必要だと考えますが、見解をお伺いいたします。

よろしく申し上げます。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（高原 清） 団地内の道路整備についてご回答いたします。

まず、1項目めの団地内を車両が抜け道として利用されている。速度標識がないため速度超過の車があり、歩行者の安全が守られていない。標識や路面塗装等により減速を促す手だてができないか伺うについてですが、車両の減速対策につきましては、歩行者の安全確保を主眼に取り組んでいるところであります。

具体的には、歩行空間の明確化のためのグリーンベルトの設置や、減速効果を目的といたしましたポストコーンの設置などを行ってきましたが、スピードを出す車両も見受けられることから、地元自治会や筑紫野警察署などと協議を行いまして、減速を促す方法の検討が必要であると考えております。具体的には、標識や路面標示、時間指定の一方通行、道路に狭窄箇所や屈曲箇所を設けるなど、道路の状況に応じた対応が考えられます。

次に、2項目めのガス、水道管等の工事で道路舗装が凸凹になり、つまづくなどして骨折等のけがが起きている。このような事故が起こらないよう道路舗装工事を行うべきと考えるが、見解を伺うについてであります。ガス、水道管等の工事につきましては、道路占用許可の手続を行い、埋設工事等の終了時に市の基準により舗装を行っていただきまして、舗装終了後の現場を確認しております。しかしながら、狭小な面積の復旧のため、場所によっては経年や車両通行により路盤沈下するなど、道路の凸凹も散見されます。

これまで市といたしましては、安全確保のために緊急に補修が必要な箇所については、職員による応急補修や土木業者等による補修工事に対応し、一定の規模がある補修につきましては、市営土木や補助事業、起債事業として対応してまいりました。今後とも安心・安全なまちづくりのために、計画的、機動的な補修に努めてまいりたいと思います。

次に、3項目めのベビーカーがスムーズに通れる歩道整備が必要だと考えるが、見解を伺うについてであります。バリアフリーの観点から、車道面より歩道面を高くしている歩道を段差のないものにするための改良が必要と考えており、市内の幹線市道につきましては、道路より15cm程度高いマウントアップ方式の歩道から、高さを5cm程度とするセミフラット方式の歩道へ順次改良を進めております。今後とも、安全で利用しやすい歩道の整備に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 16番長谷川公成議員。

○16番（長谷川公成議員） ご答弁ありがとうございます。

今朝も団地内を通过这个の市役所のほうに来たんですけども、やはり確認しましたら、高雄台の団地内にはそういった標識がないと。通学路とかの標識はやっていただいていますし、グリーンベルトやポストコーン、ああいった設置は、やはり通学路なので、ここまでしてもらったのかというぐらい、もう精いっぱいやっていただいておりますが、何せ団地内に速度標識がないものですから、大体団地内は30kmというふうな速度制限が、何か昔習ったような気もするんですけども、今はバスも通りますし、そこら辺がちょっと変わって、やはりバス通りになると40kmの標識が見受けられたりするので、実際のところどっちなんだろうというところも正直あります。

ですので、明確にするために、やはり速度の標識は非常に重要だし、大事ではないかなというふうに思いましたので、今回このような質問をさせていただいております。

団地内を抜けてきまして、子どもたちのもちろん通学路にもなっておりますし、1つ目の標識

が星ヶ丘交差点まで通ってきたとき見つけたかな。星ヶ丘保育園の登り口のところに30kmの標識のところがあります。それと、梅香苑の団地内に入りましたら、泉ヶ丘のバス停のところに30kmと。その間、2本ですね。梅香苑の団地内はもちろんバスが通りますから、そのバス通りには40km速度制限の標識が2本と。合計4本なんですけれども、やはり高雄台のコンビニから上ったところから星ヶ丘保育園までには一本もないということですね。

ですから、車を運転するドライバーとしては、速度制限がないものですから、じゃあ何kmなんだろうということ、超過する車も、超過と言っていいのかわかるかな。速度制限がないものから、じゃあ実際のところ何kmなんだろうと。あとはもう個人の判断になると思うんですけれどもね。例えば歩行者が通っていればゆっくり徐行するだろうし、いなければ超過とか、飛ばしていくということなので、やはりそういった標識がある一定、目安になると思いますので、ぜひともこれは標識を設置していただきたいと。それか、最近道路に何kmという速度制限の塗装もありますので、できたら筑紫野署あたりと協議して、団地内にぜひとも設置していただきたいと思いますが。

これは執行部のほうで団地内は大体何kmとか、今まほろば号も団地内を通っていますので、何か筑紫野署と協議されたとか、そういった経緯があれば教えてください。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（高原 清） ただいまご質問をいただきました県道筑紫野筑穂線から高雄中央公園のほうに上るこちらの高雄台39号線ではありますが、こちらの制限速度につきましては、現時点では40kmということになっております。

先ほど長谷川議員からも、団地内は30kmだと思いがというようなご発言もいただいております。以前、この高雄台におきましてはゾーン30というところで、30kmの制限というところで、実は警察ともこれまで協議をさせていただいた経緯もございます。しかしながら、こちらのエリアにつきましては、団地内への進入する道路が複数といいますか、多数あるものでございますので、なかなかこのゾーン30のエリア設定が難しいということで、ゾーン30のエリアの指定に至ってないという状況でございます。2年前ですか、何度も警察とも協議をしたんですが、ちょっとできていないと。

そういうところもありましたので、今回の高雄台39号線から、さらに高雄中央公園から星ヶ丘保育園のほうに下る道は、特に下り道になっておりますので、スピードを出す車両が多いということで、以前から議員からもご指摘いただいております。先般、ポストコーンやグリーンベルトの設置をして、少しでも子どもたちの安全確保につながるよということ、道路管理者のほうとしましても努力はしておりますが、今後とも地元自治会、それから先ほどご指摘いただきました警察とも協議をしながら、さらなる安全確保に努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 16番長谷川公成議員。

○16番（長谷川公成議員） ありがとうございます。もう本当、グリーンベルトやポストコーンの設置で、確かにドライバーも意識は変わっていると思うんですね。朝、交通指導等で私も立っていますと、やはり止まってくれる車はかなり増えましたね。ですので、そういった意識は大分変わってきたかなというふうに思っています。本当、そこは評価いたしていますし、感謝しております。がしかし、やはり目安になるものがあと一つというか、速度制限があればドライバーの目安になるということで、ぜひともお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

速度標識の話は、30kmが2本と40kmが2本ということでさせていただいたんですが、その団地の、今朝も目視できちっと、雨も降っていませんでしたしね、してきたら、4本中3本はもうかなり色あせているんですね。普通、赤と青と白というふうな感じのイメージがあるんですけども、ちょっと色がかなりあせていて、何かグレーっぽくなっていたんで、そこも併せてお願いしておきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、1項目めが終わって、2項目めなんですけど、去年、この凸凹の道路、市道に関しては、ちょっと電話で大変失礼だったんですけども、連絡はさせていただきました。こういった前に凸凹があって、高齢者の方が転んで骨折したというふうな話を地域の方から聞いたものですから。ただ、応急的な処置は行っていただいております。しかしながら、やっぱり抜本的な大幅な改良工事をしないと、またけがをされる方が出てくるんじゃないかなと非常に不安に思っております。

その場所を一例取り上げているんですけども、やはりほかの凸凹箇所でも骨折したという話も実際聞いております。高齢者が骨折をされるということは、最悪な場合、やはり寝たきり等、社会復帰が困難になるケースも考えられますので、ぜひとも、地元自治会からの要望もあると思っておりますので、迅速な対応をお願いしていただきたいと思っております。

先ほど部長のご答弁の中で、やはり市の基準によつての舗装を行つていただいているというふうにあつたんですけども、その舗装工事が終わった後、もちろん写真も撮つて提出はされていると思うんですけども、車が多いとかだと、結構重みで平らにはなつてくるんですけども、やはり真ん中のタイヤが当たらないところは残つてはいますもんね、膨らんで。そういうふうな段差に気づかずに足をつまずいたりというふうなケースがあると思っておりますので、できたら、膨らみも市の基準なんだろうけれども、そこら辺もうちょっと、どちらかというとなつとできるような感じで工事業者のほうには言つていただきたいなと思っておりますので、これは要望にとどめますので、ぜひともよろしくお願ひいたします。

3項目めなんですけども、これ私も経験したことで、過去議会で訴えたところ、ちょうど高雄中央公園のところの歩道がかなり段差があつて、そこで本当、十数年前ですね。まだ子どもが小さかつたときに、ベビーカーに乗せて散歩していたら、おなかにぼんとハンドルが当たつたということで、その後質問したら改良工事が行われて、歩道の段差も低くなつたということもありました。その中央公園のところは本当に整備していただいて、非常に感謝しております。

す。

ただ、先日、南小の正門の前でもちょっと朝、交通指導等を行っているんですが、小学校1年生の子どもさんとベビーカーを押していたお母さんが来られました。横断歩道を渡して小学校の中に入ろうとしたときに、そこにもやっぱり微妙な段差があるんですね。やっぱりそこでベビーカーががっつって当たって、うまく上れなかったというのを目の当たりにしたんですね。

ですので、ベビーカーって、今はもうかなり改良されて押しやすくなっているんじゃないかなと思うんですけども、やっぱりちょっとした段差でつまずいたりしていますので、そこら辺も整備の中に含めていただきたいなというふうに思っております。

ベビーカーが通れるということは、車椅子等も通りやすくなりますので、そこら辺も踏まえていただいて、ぜひとも歩道の段差の整備をお願いしたいと思います。

今回の質問は要望ばかりで、大変申し訳ないんですけども、団地内の道路整備ということで、ちょっと最後に1点、いつも私も気づいたら連絡をして、部長のほうにはいつも迅速に対応していただいているんですけども、側溝内の土砂がやはりたままって、側溝の機能を果たせなくなっている側溝があるんですね。そこから草木が生えて、もう側溝としての機能が全然果たせてないということで、いつも迅速な対応はしていただいているんですけども、そういったことも今後視野に入れながら、道路整備のほうも行っていただきたいと思っておりますので、どうかよろしくをお願いします。

やはりこの歩道の整備は簡単にはできないと思っておりますけれども、徐々に予算計上していただいて改良していくと、これをぜひとも行っていただきたいと。ここは強く要望して、今回は要望ばかりで、本当、大変申し訳ないんですけども、これで私の一般質問を終わりたいと思っております。

よろしくをお願いします。ありがとうございました。

○議長（門田直樹議員） 16番長谷川公成議員の一般質問は終わりました。

ここで11時10分まで休憩します。

休憩 午前10時56分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時10分

○議長（門田直樹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

13番神武綾議員の一般質問を許可します。

〔13番 神武綾議員 登壇〕

○13番（神武 綾議員） 議長より質問の許可をいただきましたので、通告していました3件について質問させていただきます。

1件目、指定管理者制度についてです。

令和元年6月議会の一般質問、また12月議会での指定管理者の指定についての議案の中でも

質疑をしておりますので、そのことを踏まえて質問させていただきます。

令和4年度、指定管理契約終了事業の来年度以降の見通しについて伺います。

1点目、指定管理者制度運用ガイドラインを見ますと、前年度の4月には募集方式を公募か随意選定のどちらにするか決定することになってはいますが、施設ごとの結果について伺います。

2点目、指定管理者の事業報告書、自己評価等の分析、評価については、共通のシートが整備をされ、所管課に毎年提出をされていることと思いますが、3年前の選定のときには、施設の老朽化や人件費について課題があるという認識の中で、公募によらない随意選定が行われました。その点から、これらの課題は改善されたのか伺います。

2点目、自治基本条例についてです。

平成29年4月に制定された自治基本条例について、昨年1年間、検証、検討を行う審議会が9回開催され、答申に対して運用改善の提言が行われました。今回は、第7章市政運営の基本原則の第24条審議会等に沿って、4月から開催された学校給食改善研究委員会の委員の市民公募の未実施、非公開決定について妥当な判断であったのか、市の見解を伺います。

3点目、ヤングケアラーについてです。

家族の世話や介護を担っている子どもたちが一定数いることが明らかになってはいますが、太宰府市における現状と課題を伺います。

1点目、実態調査についてです。太宰府市単独で調査をし、把握をしているのか伺います。

2点目、当事者の子どもたちの支援、相談とケア対象者への福祉的支援体制の現状について伺います。

以上3件について回答をお願いいたします。

○議長（門田直樹議員） 総務部経営企画担当理事。

○総務部経営企画担当理事（村田誠英） まず、1件目の指定管理者制度についてご回答いたします。

まず、1項目めの募集方式の協議の進捗についてですが、指定管理者制度を活用している施設のうち、令和4年度末で指定期間が満了するものについては、令和5年度に向けた検討に当たり、現在、施設担当課において、市民サービスの向上と経費削減等の視点から分析、評価を行っている状況であります。

その上で、今まで以上に外部有識者の意見を取り入れながら募集方式を決定したいと考えており、現時点で募集方式を決定しているわけではありません。募集方式の決定に当たっては、行財政改革の観点も念頭に検討を進めてまいります。

次に、2項目めの指定管理者の事業報告書、自己評価等の分析、評価についてですが、各施設が置かれている状況や抱える課題は様ではなく、これらを的確に捉えることが重要と考えております。各施設における指定管理者の募集方式を検討するに当たっては、指定管理者から提出される指定管理者シートや施設担当課が行う評価結果を踏まえながら、各施設が抱える課

題の解消に取り組んできたところでございますが、引き続き的確に対応してまいります。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 今のご回答で、現時点で、公募にするか、公募によらない非公募にするのかということは決まっていない、11施設あると思うんですけれども、というような状況だということが分かりました。

どちらにするにしても、公募になった場合、この時期が遅れると、新規に手を挙げてくる応募事業者に対して、十分な検討期間がそがれることになると思います。ですので、この指定管理者制度運用ガイドライン、これは改定をされて充実したものになっているんですけれども、これに沿ってやはり進めていただきたいというふうに思っています。この点についてはいかがでしょうか。時期としてはいつぐらいの予定で進める今計画になっているのか、お伺いしたいと思えます。

○議長（門田直樹議員） 総務部経営企画担当理事。

○総務部経営企画担当理事（村田誠英） 現時点におきまして、この時期までに必ず検討を出すという想定があるかという点と、そういうわけではございません。しっかりと内容を検討しながらやっていきたいと思っております。

その上で、このガイドラインについてもちょっと申し添えさせていただきますと、ガイドラインで書かれている時期、あくまでこれは時期の目安ということでございます。加えまして、今年度は例年になく外部有識者の意見を伺いながらやっていきたいと思っております。このような意欲的な取組を行うことは、この基本スケジュールとずれることは、これはあるんだろうというふうに考えてございます。

いずれにしましても、結論が出次第、すぐに動けるような形で検討を進めていきたいというふうに考えてございます。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 今、回答いただいた外部有識者会議、会議ではないかもしれませんがけれども、外部の有識者の方にご意見をいただいているというようなお話でしたけれども、これまでそういうことをされてないと思うんですね。そういうことをして、公募にしました、非公募にしましたというようなお話を聞いたことがないんですけれども、これについてはどういう根拠でこの有識者の方をお願いしているのか、またどういう方をお願いしているのかというのは、この条例上、根拠は何になっているのかということを教えていただけますか。

○議長（門田直樹議員） 総務部経営企画担当理事。

○総務部経営企画担当理事（村田誠英） まず、外部の有識者は、特段限定的に考えているわけではございません。少し制度的なことと実態の運用的なこともございますけれども、ちょっと自分のことを申し上げるのもあれですが、私、総務省から来させていただいております、同僚や後輩とかも様々な市町村に赴任経験がございますので、そういった自治体でどういうことをやられているのかといったようなことも参考にしていきたいと考えておりますし、もちろん本



市に関して詳しく知見を持っていらっしゃる方の意見も聞いていきたいと思っておりますので、特段そこを今限定的に考えているところではございません。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 今の話でしたら、外部有識者から情報を得ていると、ご意見をいただいているというよりは、市町村レベルで情報を聴取しているというような感覚なんですけれども、そういう理解でよろしいですか。

○議長（門田直樹議員） 総務部経営企画担当理事。

○総務部経営企画担当理事（村田誠英） まだ検討が始まった段階でございますので、今申し上げたことが全てかという、必ずしもそうではないかと思えますけれども、現状考えているところは、そういう状況でございます。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） ちょっとここで詰まる予定ではなかったんですけども、この外部有識者というふうにくくられると、そういう方たちの意見を基に、この募集をどうするかとか、この建物、施設自体をどうするのかということも含めての議論がされていって、決定過程に大きく影響があるのではないかなというふうに考えます。ですので、この経過については、またお話を聞かせていただきたいなというふうに思っています。

1点目については以上です。

そして、2項目めに入りますけれども、指定管理者の事業報告、それから自己評価等の分析、評価についてですけども、11施設について昨年度のこの資料を請求させていただいて見させていただきました。3年前の選定のときには、施設の老朽化、またそれから人件費について課題があるということで、公募によらない随意選定が行われていますけれども、この2年間、コロナもあって、施設が思うように利用できない、事業展開できないという中で、それぞれの事業者がそういう工夫して市民の方に集っていただけるようなことを進められていたということはかいま見れます。

その3年前の選定のときに、委員会なり議会の中で質疑、そして回答の中で、決定に至った理由が、老朽化が著しい、利用施設について不透明な部分もあって公募になじまない、それから同じように老朽化が著しく、これまで同様の安全な施設の管理運営を図るためには、施設の細部まで熟知していることが選定条件であるというような、施設の老朽化に対しての条件、これをクリアできる事業者で選定をしたというようなことが1つありました。

また、スポーツ施設に関しては、市が主体的、また戦略的に事業を展開するのにふさわしい事業者である、それからその事業者に補助金を増額することが難しい中で、自主事業を展開して運営の体力をつけて、市のスポーツ振興につながるとの判断をしているというような選定理由をお話をされました。

この選定理由は大きく2つあって、施設が古いから、施設をよく理解していて、軽微な対応などが容易にできる事業者をお願いするという。そしてもう一つは、先々、市の施設をま

とめてお願いできるように事業者の体力をつけてもらうためのものというようなことが私は読み取っています。

3年たったわけですけれども、1つ目の老朽化の問題については、これが改善されて、新しく事業者、改めて公募にして事業者をお願いできるというような環境にあるのかと考えると、ちょっと難しいのではないかなというふうに思っています。この3年間のこの選定理由となった老朽化について、どのような動きがあったのかをお伺いしたいと思います。進捗についてお願いしたいと思います。

○議長（門田直樹議員） 総務部経営企画担当理事。

○総務部経営企画担当理事（村田誠英） 施設ごとにも異なっていますので、ちょっと具体的な答弁にはならないかもしれませんが、まず制度面的なことをお話しさせていただきますと、施設改修の関係につきまして、大規模改修等々につきましては、これは市のほうで施設担当課のほうで改修事業予算を上げて対応していくということになってまいりますが、軽微な修繕等は事業管理者のほうで行っております。そういった意味におきまして、3年間ございますので、様々な条件も変わってきておりますので、ちょっと一概にこの全ての施設かどうかということは、なかなか申し上げられないのかなというふうに考えてございます。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 来年度の指定管理事業者を決めるに当たって、また同じように老朽化があつて、その施設をお願いできる事業者がここしかないというようなことになりかねないのではないかなというふうに思っているんですけれども、その点については、今内部で協議をされていると思うんですけれども、その点についてはどのような話をされているのでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 総務部経営企画担当理事。

○総務部経営企画担当理事（村田誠英） ちょっと一部、先ほどの答弁と重複になってしまいますけれども、例えば大規模改修につきましては、市の施設担当課のほうで予算計上すると申し上げますけれども、そういった関係で、様々な財政需要がありますので、今の時点でどこにどんな予算がつくということは当然申し上げられないですけれども、施設の改修度合いによっても異なってくるんだろうと。なので、今議員おっしゃられたみたいに、またそこはボトルネックになる可能性もあるかもしれませんし、そうならないかもしれませんので、そこはちょっと一概には申し上げられないなということを考えているところでございます。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 私が懸念していることは伝わっているのかなというふうに思いますけれども、やはり選定するとき、施設がとかというようなことではなくて、やはり市民サービスがこの施設でどのように展開されるかということが、きちんとこれまでの事業者からの聞き取りだったりとか、また公募にするのであれば、応募者とのヒアリングの中で聞き取れるというような環境につくっていかないと、建物が古くても中身は充実していますよとか、もう筑紫地区どこの自治体にも負けないとかぐらい市民の方に楽しんでいただいています、使っていた

だいていますというようなことに何かならないのではないかなというふうに思っていますので、その点をお聞きしました。

ですので、早急に方式をどのようにするかということも決めていただきたいですし、この老朽化の問題もどうしていくのか、今まで関わってきた事業者さんとの話も含めて、この公共施設をどうしていくかというようなこともやっていく必要があると思いますし、やることによって充実していくのではないかなというふうに思っています。

この施設を公募によらない随意選定をする場合、選定理由を明らかにして、そして市長決裁において決定をしていくという形になります。指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の中で、市長等は、あらかじめ選定しようとする団体と協議するとありますが、これは必ず実施していただきたいと思いますけれども、この点について今どのようにお考えなのか、お考えをお聞かせ願いたいことと、また選定をした際の理由の公開も含めて、市民の納得する情報開示、ホームページに載せるなり、そんなこともお願いしたいと思いますけれども、この点についてご回答をお願いいたします。

○議長（門田直樹議員） 総務部経営企画担当理事。

○総務部経営企画担当理事（村田誠英） まず、また制度的なことをお話しさせていただきます。

先ほど最初の答弁でも申し上げましたけれども、今まず指定管理期間が終わりましたら、事業者のほうが自己評価しまして、それを施設担当課で評価していくところでございますので、そういったことはもちろん市の中でしっかりと内容を吟味してやっていきたいというふうに思っております。

その上で、まだ現時点でちょっと随意選定をすとかしないとか決まっているわけではございませんので、仮定のことににつきまして、随選になったらどうするということは、ちょっとこの場では申し上げられないんですけれども、しっかりとした検討体制の中で、どういう募集方法がいいのかというのを検討していきたいというふうに考えてございます。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） よろしくお祈いします。建物の問題、そして指定管理を受けた事業者さんが市の事業を理解して、担当課と連携をして事業を進めていく、展開していくということが重要なことだと思いますので、その点を行政がしっかりと、担当課を含めてですけれども、確認をした上で進めていただきたいなというふうに思います。

1件目は終わります。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（堀 浩二） 2件目の自治基本条例についてご回答いたします。

お尋ねの太宰府市立学校給食改善研究委員会の委員の選考につきましては、前回と同様に太宰府市立学校給食改善研究委員会規則第3条にのっとり選考を行ったところであります。

また、第2回以降の会議を非公開にしたことについては、委員会の審議内容が意思形成過程であることと併せ、委員の皆様が忌憚のない自由闊達な意見交換をできるようにすることを理

由に、第2回以降の委員会を非公開で開催することが、委員の3分の2以上の賛成をもって決定したところであります。委員の皆様からは、委員会を非公開にしたことで、活発な意見交換が可能になったとお声もあったところ です。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（山浦剛志） 私のほうから追加してご回答いたします。

自治基本条例では、審議会等の委員を選任する場合は、適正な委員構成に努めるとともに、原則としてその一部を市民からの公募によって選任すべき旨を規定しております。また、会議については、原則として公開すべき旨を規定しております。

しかしながら、数多くある審議会等の中には、法令等により定めのある場合や、特定の個人等に関する事柄を取り扱う場合、高度な専門性が求められる場合等、様々な内容等の違いがあり、必ずしも市民公募の委員を選任することが適当でない場合もあると考えております。

また、会議の公開に関しましても、法令等により定めのある場合や、個人情報等の非公開情報を審議する場合、会議を公開することで自由な発言が損なわれるおそれがある場合など、様々な違いがあり、必ずしも公開することが適当でない場合もあると考えております。

今後も、審議会等の運営につきましては、自治基本条例の趣旨を踏まえまして行ってまいりたいと考えておりますが、ご回答いたしましたとおり、審議会にも様々な違いがありますことから、それぞれの審議会ごとに適切に判断いたしまして運営してまいりたいと考えております。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 今回、この市民公募の未実施、また非公開決定について取り上げるのは、今回の中学校給食の改善委員会だけではなくて、ほかの附属機関の審議会等を含めて影響があるのではないかなど。実際、今までもそうだったかもしれませんけれども、そういうことも含めてお話をしたいと思って、取り上げています。

公募ができなかったということなんですけれども、市民公募をするに当たって、時間の問題もありますでしょうし、適格な方を選ぶのであれば、お願いすることになれば、条例上でいきますと、委員の公募については無作為抽出方式で、さらに書類選考というふうになっています。これは実際に今のところ、今回の委員会でももちろんできなかったでしょうし、行われているというふうにはちょっと確認ができてないんですけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（山浦剛志） 先ほどのご回答でも申し上げましたとおり、審議会あるいは委員会の内容によっては、そのように公募で行っているものもございます。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 公募が原則であるんですけれども、実施対象としては少ないというふうに思いますけれども、これは公募をせずに進めるときには、法令等による定めのある場合、

それから個人情報扱う場合はそれから外れるというようなお話ですけれども、そういう審議会というのは少ないと思うんですね。

行われた審議会で、私も幾つか傍聴に行ったりしますけれども、もちろん専門家の方々の今の現状などのお話の分析があったりとかという中で、実際はこうなんですよという市民感覚での発言があったりとかして、それが議論を深めていくというようなことになっているなというふうに感じるんですけれども、市民公募をした場合に、手を挙げられる方も少なかったりとか、私でできるんだろうかとかというようなことももちろんあると思います。

それを実施するために、この中にも書いてありますけれども、やはり市民の皆さんに常日頃から市政のことだったりとかそういう事業に対して理解していただく、学習をしていただく、情報提供をして、そういうことをしながら人材育成に取り組んでいくということが必要ではないかなというふうに思います。

これは附属機関の設置及び運営に関する要綱の中の第6条に、まほろばネット人材登録制度が要綱の第6条にありますけれども、今そういう視点で活動をされているというようなことはございますでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 総務部経営企画担当理事。

○総務部経営企画担当理事（村田誠英） 今ご指摘があった内容につきまして、もちろん要綱に掲げられていることでありますので、当然そういったことも念頭に、常に行政に当たっているというところでございます。

（「もう一回」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 総務部経営企画担当理事。

○総務部経営企画担当理事（村田誠英） 当然、市の要綱に書かれていることでありますので、こういうことを念頭に行政運営に当たっているところでございます。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 次の会議非公開にもつながるんですけれども、忌憚のない意見を出していただくためには非公開にするというようなことは、委員さんからしてみれば、非公開であれば思っていることを自由に言える、傍聴している方がいらっしゃらない分、話ができるというような環境はあるかと思えますけれども、そうではなくて、やはり市民の方が審議会に参加するということであれば、常日頃からそういう情報を知った上で、自分だったらどう考えるかなとかというようなことを考えていただいた上で、その審議会に参加していただく。そして、参加した審議会では、公開はもう前提ですよ。あなたの意見は市民の声ですからぐらいの思いでここに参加していただくというような形にしていかないと、いつまでも非公開、自由なご意見をいただきたい、厳しいご意見をいただきたいというようなことにもなるんじゃないかなというふうに思うんですけれども、この点については、先ほど理事のほうから、人材登録のことについては、これから市政の運営の中でも当たっていくというようなお話がありましたけれども、そこは本気で考えていただきたいなというふうに思います。

○議長（門田直樹議員） 総務部経営企画担当理事。

○総務部経営企画担当理事（村田誠英） 厳密に申しますと、当たっていくというか、これまでも当たってきたつもりでありますし、これからもそういうつもりであるということですので、何か今ここで新たな決意表明をしたというよりも、そういう意識を持ちながら行政に当たってまいりますということでございます。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 分かりました。さらに充実させていただくようお願いしたいと思います。

会議の非公開についてですけれども、自由な意見交換ができるようにということで説明がありました。そして、非公開になったことで活発な意見交換が可能になったというようなお話もあったということですが、これが議員全員協議会の中で、この中学校給食実施に当たっては、改善委員会を立ち上げて進めていくというようなお話があったときに、2回目以降は非公開にしますというような話がありました。委員長判断でというようなお話でしたけれども、それは行政としてはどういう見解ですかというお話を聞いたときに、非公開について、行政としては委員長の意思決定に従うというふうに回答をされましたけれども、委員さんもそうですけれども、それぞれその問題に対する意識、大きさというか、事業の大きさというのはそれぞれ違うとは思いますが、これまでもう七、八年、長く議論になってきた中学校給食の問題について動き出すその審議会が、非公開になる、情報が出ないというようなことについて、行政側から、これはやはり公開にすべきではないかというような考えはなかったのでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（堀 浩二） 先ほどの広くという意見もありながら、実際に委員会開催の前の段階で、委員としての発言がどのように広がるだとか、正しく伝わるのかということに不安を覚えるという声があったのは確かでございます。そういったことで、確かに公開でということもあるんですけども、そちらの意見も尊重して、それと委員会で先ほど3分の2以上のという話をしましたが、そちらの決定を尊重してということで判断をさせていただきました。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 委員さんになられた方は、やはりすごい重責だったと思います。学識経験者の方から、それから学校関係者、校長先生、それから栄養士さんだったり、またPTAの会長さんだったりというところでの子どもに関わる方々での議論だったと思うんですけども、審議会の中で話されたことというのは、もちろん必ずしも同じ話にはならないと思いますので、同じ意見にはならないと思いますので、こうじゃないか、ああじゃないかいろいろな意見が出てくると思うんですけども、それが出ることによって混乱するのではないかなというような委員さんの不安もあられたかと思います。

それでこういう結果になったとは思いますが、これは今回の中学校給食の改善委員会

の件ですけれども、ほかの審議会などについても、やはり委員さんが参加されて、やっぱりこうしてほしいとか思いを持ってあられるので、そういう方々が自分の意見を述べられて混乱しないような体制をつくっておくことが必要だと思います。

それは時間をかけるということも1つでしょうし、今回はもう本当に短期間で中学校給食実施に向けて行っていましたので、広がった不安を分かっていたかまでの時間もないからというようなことになっているのかもしれませんが、やはり審議会で審議するのであれば、時間の余裕を持って様々な意見を取り入れるというようなことが必要だと思います。その点については、教育部ではなくて、総務部のほうからいかがでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（山浦剛志） 私ども審議会等を開く場合には、基本的にはそういうふうなスタンスといたしますか、方針で臨むようには当然のことながらしております。ですが、いつまでもだらだらとというふうな審議会運営というのはできませんので、一定やはりゴールというのがどの辺りになるのかということも、目標としては一応定めながら進めていくべきではないかと考えております。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 時間をかけてだらだらしていくのがいいことではなくて、やっぱり内容を議論して、どういうふうにまとめていくのかということが必要で、その中でやっていくことだと思いますので、今回のことをきっかけに、人材育成だったりとか、公開できるような体制づくりというようなことを検討していただきたいなというふうに思います。

2件目を終わります。3件目お願いします。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（川谷 豊） 3件目のヤングケアラーについて回答いたします。

このヤングケアラーという言葉につきましては、法律上の定義もなされていないところでありますが、一般的に、大人が担うような家事や家族の世話などを日常的に行っている18歳未満の子どもと位置づけられていると承知しております。

太宰府市における現状と課題についての1点目の実態調査についてですが、まず、国レベルでは、令和2年度に厚生労働省と文部科学省におきまして中学生、高校生を対象とした調査、令和3年度に厚生労働省におきまして小学生、大学生を対象とした調査がそれぞれ実施されております。福岡県におきましては、令和2年度に県内60市町村の要保護児童対策地域協議会に対し実態調査が行われておりまして、その報告によりますと、県内に132件のヤングケアラーが存在するとされております。

また、本市におけるヤングケアラーの現状ですが、本市におきましても、親族の方の介護や家事などにより、学業や部活動、趣味などに係る自身の時間が制限されるという悩みを持つお子さんも一定数いることは推測されておりますが、具体的な人数等の把握までは至っておりません。

次に、2点目の支援体制についてですが、小・中学校におきましては、スクールソーシャルワーカーにより児童・生徒や保護者様からの相談等に対応をいたしております。また、家庭児童相談室におきまして、未成年の方の悩みや相談に電話で対応しておりますほか、子育て世代地域包括支援センターや要保護児童対策地域協議会におきましても、支援が必要な子どもへのケアを行っているところであります。

今後も地域、教育現場、行政が一体となり、密に連携を取りながら対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 県のほうでは、要保護児童対策地域協議会において調査が行われたりして、動き出したというようなところだと思います。ヤングケアラーという言葉自体が、どこまでの範囲をもってそういうふう子どもを判断するのかということも、まだ認識として広がっていないというようなところがあるかと思えます。

この前、NHKが調査した数字がありましたけれども、実際には5%から7%ぐらいの子どもたちがヤングケアラーではないかというような数字が出ていました。これでいきますと、1クラスに1人か2人かいるぐらいだと思います。

実際にヤングケアラー、子どもは認識してないかもしれませんが、そういう家族の介護だったりとか、保育園だったりとか幼稚園の小さな兄弟の世話をしているというような子どもたちがいるということで、そうしていることがヤングケアラーなんだよということを、やはり子どもたちに教えるというか、困っているんだよねというふうに話を聞くことが、まず大事なんじゃないかなというふうに思うんですけれども、やはりそこを見つける最初の入り口としては学校だと思います。学校に来れなくなって、どうしたんだって話を聞き取りしたら、実はこうなんだ、でも家でお母さんが起きてこれないんだとか。だから、起きてきて御飯を食べるまでは家にいたいんだとかというような、ちょっと細かい話も出てきているのではないかなというふうに思います。

先生方だけでは解決ができない状況が、今生まれてきているのではないかと思います。話を聞くことができ、実態が分かったとしても、それをつないでいく人だったりとか場所とかが必要になってくると思うんですけれども、国の今年度の予算で、幾つかヤングケアラーについての補助事業がありました。

その中でヤングケアラーコーディネーターの配置というのがありまして、そういうお子さんの相談に乗る、そして福祉的な制度、事業と結びつけていく要になる人を市町村に置くというようなことで、これは負担割合が10分の10で、市町村の手出しはないというような事業だったんですけれども、こういうことを取り組んでみようかというような話は内部ではあったんでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部長。



○健康福祉部長（川谷 豊） 本市におきましては、現時点ではヤングケアラーコーディネーターの設置検討までには至っておりませんが、把握したヤングケアラーを適切な支援につなげるためのコーディネーター的な役割を担う職といたしまして、本年度より正職員の社会福祉士を子育て支援課に配置いたしまして、この業務に当たっております。

このようなコーディネーターの役割につきましては、今後ますます重要性が高くなっていくものと思っておりますので、引き続き国、県等の財政支援メニュー等の情報収集を図りつつ、支援体制充実に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 今年度、正職で専門職の方が1人、福祉課のほうですかね、子育て支援課のほうに配置されたということで、それはプラスになっているかと思えますけれども、またこれは国の支援で10分の10というものがあつたわけですが、これとうまく合致していれば、さらに充実できたのかなというふうにも思うんですけれども、実際にヤングケアラーのコーディネーターを配置されて事業を進めているところもあります。

福岡市でも始まっているんですけれども、実際にこの相談員という形で活動されている方のお話を聞きますと、このヤングケアラーコーディネーターという名前なんですけれども、ヤングケアラー、ケアをしている子どもということにはなっていますけれども、いろいろな困難を抱える家庭に早期に支援することができる可能性があるというふうには、活動しながら思っているそうです。また、子どもや家族からの相談よりも、やはり学校の教員や地域の人、それから民生委員児童委員さんからの相談が多いということです。

先ほど申しましたけれども、ヤングケアラーに限らず、虐待やネグレクト、家庭の中で起きていることが見えづらくなっていると思うんですけれども、そこまで入り込めるといふか、それが見えてくるというような要になるというふうなお話がありました。

ですので、この国の制度が1年か2年かと続くのか分かりませんが、ヤングケアラーと呼ばれる子どもたちが増えているという今ニュースですよ。そういう流れがありますけれども、実際に育っていくときに困難を抱えている子どもたちが増えてきているということがありますので、そういう子どもたちに全てを、全てといふか、課ごと、担当課ごとに分けてではなくて、全体的に話を集約をして、専門職の方がアドバイスをして制度につなげていく。それは子どもの制度だけでなく、ケアを受けている大人、ご両親だったり祖父母だったり、また障がいのある兄弟だったりとかということもあると思いますので、そういうところへの確に、その支援対象者に合った制度を提供できるというようなシステムをつくらないことには、子どもたちの困難さから抜け出すことはできないのかなというふうに思いますので、この専門員の方を、今年度は1人増えましたけれども、来年度また1人増やす、これが全体をコーディネートするスーパーバイザー的な方、総務部のほうには統括マネージャーがありますけれども、健康福祉部もありますけれども、子どもに特化した統括マネージャーみたいな方を置いていただいて、この問題、子どもの問題は学校教育課、そして子育て支援課、そして福祉課とい

うふうに多岐にわたっていますので、そこをまとめられる専門職、一定の経験があって、その方自身がいろいろな情報を持っている、社会資源とつながっているというような方の配置をすることによって、複雑化している子どもたちの状況を変えていけるのではないかなというふうに思いますけれども、この点についてお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（川谷 豊） 議員ご指摘のとおり、ヤングケアラーにつきましては、お子さんが大人が担うようなケア責任を引き受けているという実態がございますので、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなど、ほかの機関等が請け負うなどの個々の状況に応じた支援、特に親や家族の問題解決が重要かと存じております。悩みを持つお子さんのそれぞれの状況に応じまして、どのような支援が必要なのかを見極めるための窓口であったり人員体制といった細やかな体制の整備は、今後必要になってくるものと認識しております。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 早急に前向きに関連する所管課で情報を共有していただいて、前向きに検討していただきたいと思います。

実際にケアをしている子どもたちというのは、自分がヤングケアラーだということの認識が薄いというようなことも調査の中で分かっています。その子どもに向かって、あなたはヤングケアラーだからということをお教えるのではなくて、本人はヤングケアラーというのは、もう家庭の中で普通にやっていることの一つであるから、そこは介入の仕方というか、子どもたちにお母さんが大変だよねって、病気なんだよねとか、ご両親が仕事が忙しくて、トリプルワークされている世帯もありますよね。そういう中で下の兄弟の保育園のお迎えをしないといけないとかというようなことも、現実にあっていると思いますけれども、それを否定するものではなくて、やっぱり大人が介入して、こういう制度があるということをお家庭の中に持ち込んで解決をしていくというような方法を取っていただきたいなというふうに思います。

このことを申し上げまして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員の一般質問は終わりました。

ここで13時まで休憩します。

休憩 午前11時56分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時00分

○議長（門田直樹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

8番徳永洋介議員の一般質問を許可します。

〔8番 徳永洋介議員 登壇〕

○8番（徳永洋介議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従って2件質問させていただきます。

1 件目は、本市の高齢者支援の現状と課題について伺います。

太宰府市の総人口は、一貫して増加を続けています。しかし、生産年齢人口、15歳から64歳が平成12年をピークに減少に転じている中、65歳以上の人口は過去30年間で約3倍に増加し、今後も高齢化が進行する見込みです。また、全世代的に見ても、核家族世帯、単身世帯は増加を続けており、核家族以外の世帯が減少し、核家族化が進行しています。

高齢化率は上昇を続けており、筑紫地区においては、太宰府市が最も高齢化率が高くなっています。今後も高齢化率は進み、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、2040年には3人に1人が高齢者になると見込まれています。

また、要介護認定者数は増加を続けています。今後も高齢化の進行とともに、認定者数の増加が見込まれます。要介護制度別に見ると、要支援1、2及び要介護1の軽度者が全体の約半数を占めています。

そこで、本市の高齢者支援の現状と課題について3点伺います。

まず1点目は、介護保険手続を市役所に来て行うように言われ、転んでけがをし、一人では市役所に行けないという相談を市民の方から受けました。その方は独り暮らしです。何らかのサポートはないのでしょうか。そこで、高齢者の行政手続について伺います。

次に、地域包括支援センターについてです。本市では、太宰府市地域包括支援サブセンターがスポーツ振興事務所1階に設置され、2か所になりました。このことにより、地域で暮らす高齢者の相談件数に変化はあったのでしょうか。そこで、過去5年間の地域包括支援センターの相談件数について伺います。

3点目は、死亡後の手続についてです。死亡届の提出、年金の停止手続。保険証の返還、電気、ガスの終了手続、携帯電話などの契約解除、医療費、入院費など、様々な手続が必要になると思います。そこで、葬儀後の行政手続について伺います。

2件目は、住居表示についてです。

市民の方から、大字の住居表示を変えてほしいという要望がありました。字の起源は、豊臣秀吉が行った太閤検地に遡り、もともとは年貢を徴収する田畑を管理するためにつけられた記号のようなものでしたが、江戸時代に集落が拡大すると、人々が住んでいる場所でも村名の後ろに小字がつき始め、次第に住所として定着していったとされています。

一方で、大字の由来は、明治時代に市制、町村制へ移行するために行われた市町村合併により、その際消滅することになった江戸時代からの村や地名や区画を、そのまま新しい自治体が引き継いで残したものとされています。本市においても、町から市になり、新たな地名も生まれてきています。そこで、本市における住居表示の現状と課題について伺います。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部高齢者福祉担当理事。

○健康福祉部高齢者福祉担当理事（行武佐江） 1件目の本市の高齢者支援についてご回答いたします。

高齢者支援の現状と課題について伺うの1点目、高齢者の行政手続についてですが、日常生

活で不安を感じたときは、まず地域包括支援センターや市の介護保険課にご相談いただき、不安なことや困り事、介護保険のサービスの希望などを聞き取り、介護サービスが必要である場合は介護保険の申請をしていただきます。その後、認定調査などを行い、介護保険認定審査会で審査の上、要介護状態の区分が決められます。要支援1、2、要介護1から5または非該当の認定結果が通知され、それぞれご本人の認定結果に基づきケアプランを作成し、介護サービスを利用できるようになっております。

日々の生活の中で困り事がある場合は、市の各担当課窓口のほか、地域包括支援センターにおいても専門の職員が常時ご相談に応じております。来所が困難な場合は、まずはお電話でご相談を受けることもできます。

次に、2点目の5年間の地域包括支援センター相談件数についてですが、平成28年度前後の相談件数は年間二千数百件で、年々微増程度でしたが、令和2年度に地域包括支援サブセンターを開所し、相談件数7,106件、実人数は1,288人と大きく伸びております。内訳としましては、包括支援センター本所が642人、サブセンターが646人となっております。学業院中学校区、太宰府西中学校区の民生委員さんをはじめとする地域の皆さんからも、近くにできて相談しやすくなったと好評をいただいております。

○議長（門田直樹議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（中島康秀） 3点目の葬儀後の行政手続についてですが、本市における手続の流れについてご説明いたします。

葬儀の前に死亡届を出していただいておりますが、ほとんどが葬祭業者の方が来庁されますので、その際に、楠田市政1期目の際、市民の方々からご指摘をいただき作成した、市役所で必要な手続全般について分かりやすく記載しておりますおくやみパンフレットをお渡ししております。また、ご遺族の方に、死亡に関する手続の際には、まず最初に市民課にお越しいただくようお願いくださいと葬祭業者の方にお話しております。

後日、来庁されたご遺族の方には、市民課窓口では特に何も記入することなく、あらかじめこちらが準備しております個別の巡回用紙をお渡しいたしますので、順番に関係課を回っていただくという流れになっております。巡回用紙を各窓口に提出することによりまして、担当職員はお客様が何の手続に来られているかが分かりますので、お待たせすることなくスムーズに手続ができるようになっております。

なお、今後とも市民の皆様からのご意見を伺いながら、よりスムーズな手続にできないかとの問題意識を持ちながら、常に改善に努めてまいります。

○議長（門田直樹議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） どうもありがとうございます。

原稿のほうでも読み上げましたけれども、結局介護保険というのが年金から天引きされていると思込まれていたみたいで、それが前年度の所得が変わると振込に変わると。そのときやっぱり、なかなか一人では動けないのに、市から、何かちょっとご不満の声というか、もうち

よっと配慮がと。

それとまた似たように、後期高齢者医療関係の書類で、後期介護合算医療費等支給申請書、結局後期高齢者医療費と介護保険を両方利用して、自己負担額の世帯合計が高額になった場合、自己負担申請書、交付申請書を出さないとお金がもらえない。それで、お母さんのほうは自宅なんですけれども、お父さんのほうは脳梗塞になられて施設にいらっしゃる。それで、娘さんが市の窓口に来て、自分のお父さんとお母さんの現状を知っているから、もうちょっと配慮ある、返信用封筒でも、直接高齢者が来るんじゃないかみたいなのを市の窓口で言ったら、市の職員の方が、これは県の申請だし、市の仕事でもないのにみたいな、そういうご不満の声をいただいたんです。

それで、ただ言えるのは、そのお母さんにもケアマネジャーの方がいて、施設にいるお父さんにもケアマネジャーの方がいて、介護保険料を振込にせえって言われた方にもケアマネジャーの方がいらっしゃるんです。

それで、お聞きしたいんですけれども、ケアマネジャーの方の仕事内容というか、そういうサポートについてちょっとお聞かせください。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部高齢者福祉担当理事。

○健康福祉部高齢者福祉担当理事（行武佐江） ケアマネジャーの仕事の内容ということですが、例えば介護保険の申請とか更新、そういう一部ケアマネジャーが代理で申請できるものもあります。行政の手続につきましては、お困り事がありましたら、各担当の窓口、または地域包括支援センターのほうにぜひご相談ください。専門の職員がお電話やご自宅を訪問してご相談に応じております。

よろしく申し上げます。

○議長（門田直樹議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） ということは、僕も知らなかったんですけれども、ケアマネジャーの方に相談すれば、そういう手続のサポートは、そのケアマネジャーの仕事としてあるわけですか。それはまた別の方が支援されるんですか。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部高齢者福祉担当理事。

○健康福祉部高齢者福祉担当理事（行武佐江） ケアマネジャーができる仕事というのは、介護保険に関する手続になります。

○議長（門田直樹議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） そこなんですよね。だけん、何らかの方法が要るんじゃないかなと。僕もいつまで生きているか分からないけれども、80過ぎたら、なかなか自分で字を書くこともできないような、そういう状態になる自信はあります。多分、多くの方がそうなると思うんですよね。

それで、だけん、今、今年12月で65歳なんで、高齢者の方のお仲間入りするんですけれども、そういう介護保険の年金から天引きの手続とか今はできるけれども、例えばがんになって

高額医療を受けて、何か申請したりとか、そういうときのサポート体制みたいなのは社会福祉協議会にはないんですか。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部高齢者福祉担当理事。

○健康福祉部高齢者福祉担当理事（行武佐江） 社会福祉協議会のほうにはほのぼのサービスというのがございまして、財産の保全の管理とか、月額800円で財産の管理をされたりとか、あとはいろいろな相談事に乗られたりとかというそういうサービスはございます。社会福祉協議会さんのほうのそういうサービスがあることは、私どものほう、地域包括支援センターのほうにご相談のお電話とかがありましたら、こういうサービスもありますよというご案内はいたしております。

○議長（門田直樹議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 僕だけじゃないと思うんですけども、高齢者になっても、その支援について認知度がないんですよ。僕もこの苦情を聞いたときに、ケアマネの方にとかそういう具体的な説明ができなかった。また、高齢者の娘さんにしても、そういう全体的な知識がないというか。やはり何か市の窓口と地域包括支援センターのもうちょっと連携を密にするとか、なかなか一人では申請ができない部分でのサポート体制を、もうちょっと具体的に検討はしていただけますでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部高齢者福祉担当理事。

○健康福祉部高齢者福祉担当理事（行武佐江） 今ご提案がありましたように、庁舎の福祉の担当窓口、それから社会福祉協議会のほうとも連携を取りまして、今後も高齢者のために進めてまいります。

○議長（門田直樹議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 地域包括支援センターの相談件数ですけども、やはり2か所になって、近くなって、非常に相談件数が増えたということなんですけれども、私も非常によかったと思うんですが、でも正式にいったら、各中学校区ごと4か所というようなことが言われていますけれども、もう一か所地域包括支援センターを増やそうとかというような計画はあるんでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部高齢者福祉担当理事。

○健康福祉部高齢者福祉担当理事（行武佐江） 今徳永議員さんがおっしゃられましたとおり、福岡県が示す設置の圏域では、人口二、三万人に対し1か所が目安となっております。サブセンターが開所してまだ2年が経過したところですので、今後状況を見ながら、増設については調査研究をやってまいりたいと思います。

○議長（門田直樹議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） その地域包括支援センターの包括的支援事業とか介護予防支援とか、地域包括支援センターの職員の方の人数を教えてください。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部高齢者福祉担当理事。

- 健康福祉部高齢者福祉担当理事（行武佐江） 地域包括支援センターの職員の数ということですが、2つのセンターを合わせまして、課長を含めて37名です。正規職員が10名、それから会計年度任用職員が27名となっております。
- 議長（門田直樹議員） 8番徳永洋介議員。
- 8番（徳永洋介議員） ケアマネジャーの方の人数は何名ですか。
- 議長（門田直樹議員） 健康福祉部高齢者福祉担当理事。
- 健康福祉部高齢者福祉担当理事（行武佐江） ケアマネジャーが、主任介護支援専門員、こちらが5名ですね。主任がつかない介護支援専門員、こちらが11名です。
- 議長（門田直樹議員） 8番徳永洋介議員。
- 8番（徳永洋介議員） ということは、ケアマネジャーの方は正規職員の方は何名いらっしゃるんですか。
- 議長（門田直樹議員） 健康福祉部高齢者福祉担当理事。
- 健康福祉部高齢者福祉担当理事（行武佐江） 正規職員にケアマネジャーはおりません。
- 議長（門田直樹議員） 8番徳永洋介議員。
- 8番（徳永洋介議員） 会計年度任用職員の方も頑張っていると思うんですけども、基本的には1年契約やないですか。今の現状としては、会計年度任用職員の方は同じ人が結構続けられているような状態ですか。
- 議長（門田直樹議員） 健康福祉部高齢者福祉担当理事。
- 健康福祉部高齢者福祉担当理事（行武佐江） 徳永議員さんおっしゃるとおり、同じ方がずっと引き続きお勤めいただいております。
- 議長（門田直樹議員） 8番徳永洋介議員。
- 8番（徳永洋介議員） 先ほども言いましたけれども、20年後、3人に1人が高齢者と、そういう状況にある中で、今の地域包括支援センターの組織をちょっと方向性を検討するような機関は太宰府市にあるんですか。
- 議長（門田直樹議員） 健康福祉部高齢者福祉担当理事。
- 健康福祉部高齢者福祉担当理事（行武佐江） 令和3年10月1日時点で、福岡県の調査では、県内の地域包括支援センター216か所のうち直営は69か所です。やはり委託されているところが多くなっております。
- 今後の地域包括支援センターの運営方針につきましては、高齢者支援計画を策定していく過程で、介護保険運営協議会など関係機関にもお諮りしながら調査研究を行ってまいりたいと考えております。
- 議長（門田直樹議員） 8番徳永洋介議員。
- 8番（徳永洋介議員） 高齢者の介護の方、介護関係の知識がない素人の僕なんですけれども、やはり調べてみると、直営の自治体が非常に少ない。直営で、なおかつケアマネジャーの方は会計年度任用職員。春日市のほうの窓口で聞いたら、結局業務委託しているんですけども、

そこの最優先の条件は、絶対ケアマネジャーの方は正規職員でお願いするというようなことを条件にしているみたいです。飯塚市のほうでも、平成29年に地域包括支援センター業務委託の方針についてって、計画的に練られているんですね。

20年後、自分がもし生きていたら85ぐらいになったときに、やっぱり医療関係の業務委託先があると、何か素人ながら安心感があるというか、今の現状は直営で、ケアマネジャーの方は会計年度任用職員。会計年度任用職員の方を批判するわけじゃなくて、やはり僕はケアマネの方にお世話にならずに死ぬかもしれないけれども、ひょっとしたら長い付き合いになる場合が多いと思うんですね。そういうことを考えると、もう少し、今の状態じゃなくて、委託先も考えた方向性を検討していただけるようなことはできますでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部高齢者福祉担当理事。

○健康福祉部高齢者福祉担当理事（行武佐江） 繰り返しになりますけれども、今後地域包括支援センターの運営方針につきましては、高齢者支援計画を策定してまいりますので、その中で介護保険運営協議会など関係機関にもお諮りしながら協議を重ねて進めてまいりたいと思います。

○議長（門田直樹議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 次に、葬儀後の手続なんですけれども、おくやみパンフレットというのがあって、僕も見せていただいたんですけれども、非常に分かりやすくていいと思うんですけれども、これはほかの自治体でもやっているんですか。

○議長（門田直樹議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（中島康秀） 我々が平成31年4月に作成をしておりますが、他市等を参考にしながら作成をしております。ですので、多少違いはあるかもしれないんですけれども、こういったパンフレットとかお悔やみ窓口というのを設置されている自治体もあります。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） たしか一般質問で堺議員のほうからもあって、非常にこれはいい取組じゃないかなというふうには思っています。

それで、葬儀後の手続で質問しましたがけれども、実は自分は終活についてやっぱり検討する時期なのかなと。うちの両親は介護の時間がなくて、すぐ亡くなってあれなんですけれども、そのときは何か禁句みたいな、終活についてはと思っていたんですが、やはり独り暮らしの方、お子さんがいなくて夫婦で暮らしている方、東京、関東のほうでは、そういう民間の会社もできて、結構ケアマネジャーの方も連携しながら終活をやっているらしいですよ。

僕も65を迎えて、終活は大事じゃないかなと思って。やはり僕の暗証番号とか、うちの嫁さんは知らないんで、いろいろ各家庭ある資産も関係してくるやろうし、篠栗については、もう出前講座で終活の講座があっているんですよ。それで、ケアマネの方も信頼関係ができれば一言書けるような動きが今できていると思うんですけれども、今現在、太宰府市においてはどう

ですかね、終活については。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部高齢者福祉担当理事。

○健康福祉部高齢者福祉担当理事（行武佐江） 高齢者ご本人が亡くなられたり、あと意思の疎通ができなくなったときに備えて、資産に関する情報とか、あと余生の過ごし方などを計画を立てることは、大変重要なことだと思います。

地域包括支援センターのほうでは、社会福祉士などが成年後見人制度の活用や専門機関につながるような随時ご相談に応じておりますし、今後も続けてまいりたいと思います。

○議長（門田直樹議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） とても大事なことやないかなと。やっぱり暗証番号だけじゃなくて、資産のパスワードを残された家族の方が分からなくて苦労するであるとか、いろいろあっているみたいなんで、できれば出前講座も太宰府市でも行っていただいて、いつ認知症になるか分からないじゃないですか。やはりその資産をどうするというのを、遺言までいかなくても、エンディングノートというんですかね、それをしていただくことが、空き家対策にもつながると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

これで1件目の質問を終わります。

○議長（門田直樹議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（中島康秀） 2件目の住居表示についてご回答いたします。

誰にでも分かりやすく、将来とも混乱しない住所の表し方をもって私たちの日常生活を便利にするため、住居表示に関する法律が昭和37年に制定され、その後、全国の各都市において市街地の住所の表し方が合理的に改められてきました。

本市においても、将来展望に基づいた市街地の区域をきちんとしたものにしようと、太宰府市住居表示に関する条例が昭和58年に制定され、翌年2月に第1次住居表示整備事業を長浦台、青葉台において実施いたしました。その後、平成21年度の第17次宰都に至るまで、町の名称の数にして24か所の住居表示整備事業を行ってまいりました。

町の名称は、できるだけ従来の名称に準拠するか、または歴史、伝統、文化の上で由緒ある名称で親しみ深く、語調のよいもので読みやすく、かつ簡明なものを選ぶという基準に基づき、皆様のご意見をお聞きしながら、太宰府市住居表示審議会の答申を受け決定されております。

なお、住居表示実施済みの地域におきましては、皆様のご理解とご協力により住居表示による新しい住所が浸透しており、近年では住居表示に関するご不満の声もなく、ご満足をいただいているものと考えております。

また、課題でございますが、行政区名と住居表示の町の名称が違う地区が多いため、本市に転入されました市民の方から間違いやすいという声をいただくことがございます。転入手続の際に、そのことを踏まえて市民の方にしっかりと説明し、ご確認いただくことで、住居表示と行政区が混同されることのないように努めております。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 吉松に住んで、まず大字吉松441だったんですよね。それが吉松三丁目15番の20と住居表示が変わったんですけれども、これは何か、国から何かというか、何が、大字から丁目が変わった原因というか、教えていただければ。

○議長（門田直樹議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（中島康秀） 吉松一丁目から三丁目につきましては、平成20年11月17日に住居表示を実施しております。こちらにつきましては、基本的に先ほどご説明いたしました住居表示に関する法律、それから住居表示に関する条例に基づきまして、市の施策として住居表示を行ったものになります。

○議長（門田直樹議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 議会で聞くことではないんだろうと思いますけれども、吉松三丁目15番20、丁目については漢数字の三を使いなさいと。ちょっと選挙活動があつて封書を送ることもあつたんで、強く言われたんですけれども、正規な住居表示は漢数字の三が正解なんですか。

○議長（門田直樹議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（中島康秀） 住所としての吉松三丁目は、固有名詞として扱われますので、漢数字で書くのが正当になります。しかしながら、アラビア数字で書いても誤りというわけではございません。日本人は横書きで住所を書く際は、アラビア数字を使用するのが慣習となっております。住民票におきましても、横書きの場合はアラビア数字を記載しても差し支えないこととされております。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） それと、本籍というのは土地だと思うんですけれども、多分自分の今の本籍は吉松441。大字吉松441で暮らしていた自分は何かすつとくるんですが、うちの子どもとか孫はそのイメージがないと思うんですけれども、本籍の表示を変えることはできるんですか。

○議長（門田直樹議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（中島康秀） 本籍の表示につきましては、住居の表示ではございませんので、住居表示実施後でも、新しい住居番号は使用はいたしません。今までと同じように地番を使用いたします。

ただし、住居表示では町名が変更されますので、今までの大字ではなく、新しい町名ですね、吉松何丁目というふうに変更されます。例えば大字吉松100番地20という住所があったとして、住居表示が実施されて吉松一丁目2番4号となった場合、自宅を本籍地にしていた場合は、本籍の表示は大字吉松が吉松一丁目になり、新しい表示は吉松一丁目100番地20というふうになります。

ただし、ご本人が希望されれば、届出により街区符号で表してもよいことになっております。街区符号というのは、住居表示後の住所、吉松一丁目2番4号の2番に当たる部分になります。この届出をしていただいた場合は、本籍の表示は吉松一丁目2番というふうに変更されます。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 変更は個人の判断でできるということですか。

○議長（門田直樹議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（中島康秀） お見込みのとおりでございます。

○議長（門田直樹議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） もう一つ分からないのが、この質問のきっかけになった大字吉松の件なんですけれども、一丁目から四丁目まであるんですが、ちょうど高速よりこっち側の結構住居が今並んでいるんですけれども、ここはなぜ大字のままになったんですかね。

○議長（門田直樹議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（中島康秀） 現在の大字吉松として住所が存在する地域につきましては、吉松一丁目、三丁目とは先ほど言われたように高速道路、宰都一丁目、二丁目とは河川という地理的な将来において変わることのない恒久的なもので区切られておりますので、いずれの地域にも属することなく住居表示が実施されなかったという経緯がございます。今後につきましては、将来的に他の佐野東地区と併せて住居表示を実施するという事になった場合は、吉松でも宰都でもない新しい名称になるかと考えております。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 宰都という地名ですね、先ほど審議委員会という、ちょっと僕は分からないんで、それは市が主体のですかね、それとも地域に任せてあるのか。どういう組織になっているんですか。

○議長（門田直樹議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（中島康秀） 審議会自体は市の附属機関ということになります。

○議長（門田直樹議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） それと、ちょっとこの一般質問で地域を調べて、総合体育館の住所は太宰府市向佐野21-2なんです。同じ敷地内にあると思っていたスポーツ振興事務所、これが太宰府市通古賀197-3。同じところに建っていて、全然住居表示が違うんですけれども、これはどういう過程でこうなったのか教えてください。

○議長（門田直樹議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（中島康秀） そちらの場所につきましては、住居表示が実施されていない場所ということになります。住居表示が実施されていない地域におきましては、所在地、もともとの住所

がそのままになりますので、一体として利用されているような土地、一筆の土地ではございませうけれども、その建物の所在というのは、建っている土地の住所を表すことになっておりますので、もともとそこが大字通古賀と大字向佐野の境界があるということになっており、そのようなことになっております。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 先ほど大字吉松の件で、住居表示が変わるには、佐野東がどうなっているかという回答があったんですけども、佐野東のまちづくりについては、今どういう状況か教えていただけますか。

○議長（門田直樹議員） 副市長。

○副市長（原口信行） 私のほうからお答えさせていただきます。

佐野東地区でございますね。これは佐野東地区のまちづくりを計画されている区域でございます。佐野東地区のまちづくりにつきましては、昭和63年にJR九州との覚書締結以降、議会における特別委員会の設置や地元関係者で構成された懇話会における協議、また佐野東地区まちづくり構想検討委員会による議論及び構想の策定、さらに平成28年度に佐野東地区まちづくり調査を実施しています。

これらの経緯を踏まえまして、佐野東地区のまちづくりの手法につきましては、民間施工による土地区画整理事業を基本とした上で、地域の方々の動向に対応していくこととしております。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 個人的な見解なんですけれども、佐野東まちづくり、僕は基本的に太宰府駅は要らないのかなとは思っているんですが、ただ、福岡県の保健環境研究所ですか、もう移転は決まったと。まだ、県のほうでもまだ。多分、佐野東を開発すると、そこに住みたいと思われる方は多いと思うんですよ、現状的に。やっぱり太宰府市の人口増についても、その佐野東の駅は要らないにしても、県のほうもまだ決まってないんで、その辺も含めて太宰府市のほうでこれがベストだというような方向性が示せたら、県のほうにも要望ができるんじゃないかなと思うんですけども、その辺の見解を副市長お願いします。

○議長（門田直樹議員） 副市長。

○副市長（原口信行） 福岡県の保健環境研究所跡地につきましては、都市計画上の制限のある実は区域でございまして、県が開発して、保健環境研究所、昔公害センターと言っておりましたけれども、造ったような経緯がございます。ですから、通常は市街化をしないような今調整区域というふうな形になっておるわけでございますね。

ただ、来歴としてそういうふうな施設がございましたので、本市のまちづくりにおいてやっぱり重要な立地というふうに佐野東地区におきまして考えておるところでございます。福岡県

と緊密に連携を取りながら、しっかりとした対応、今後どういうふうにしていくのか検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 市にとっても非常に重要な構想だと思うので、できるだけよろしくお願
いしたいと思います。

これで一般質問を終わります。

○議長（門田直樹議員） 8番徳永洋介議員の一般質問は終わりました。

ここで13時50分まで休憩します。

休憩 午後1時36分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時50分

○議長（門田直樹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

1番タコスキッド議員の一般質問を許可します。

〔1番 タコスキッド議員 登壇〕

○1番（タコスキッド議員） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、3件の質問を  
させていただきます。

まず1件目は、中学校完全給食について、中でも太宰府市立学校給食改善研究委員会につい  
て伺います。

市長が宣言されたとおり、スピード感を持って実現に向けて動いていただき、大変感謝をし  
ているところではありますが、少々スピードが速過ぎて困惑しております。

と申しますのも、私が3月議会において市長に給食の実施についてお尋ねしましたところ、  
市長は、今ようやく委員会の予算を今我々も提案しているところで、これがまだ決まってもお  
りませんし、メンバーももちろん決まっておりませんし、そうした中で議論をされていく中  
で、方式なり期間なり決まってくるので、この時点で私が勝手に決めて、枠を決めていくと  
いうことにはなりませんので、そこはそういうことでありますと、お答えいただいております。

3月9日の時点で、まだ給食改善研究委員会の会議を行うための予算を審査する段階で、当  
然まだメンバーも決まっていない、そして枠を決めていくこともないとおっしゃっています。  
それが、4月6日に初顔合わせの第1回会議があり、この場で2回目以降は非公開として行わ  
れることが決まります。

事前に教育長や課長に、何か実施方式に関して教育委員会側から提案をされますか、されな  
ければ、改善研究委員会のメンバーだけでは、給食の充実については決められるでしょうが、  
実施方式や開始期間などは決められないのではないですかとお尋ねしましたが、回答は市長と  
同じく、こちらからは提案はせず、改善研究委員会のメンバーで決めていただきますとのお答

えでした。

しかしながら、6月2日の全員協議会において、教育長による口頭でのご説明によりまして、事前に改善研究委員会に骨子となるものを渡していたと明言されました。私は大変驚きましたが、さらに驚いたのが、改善研究委員会の5回目の会議、初回は顔合わせと資料の確認等でしたので、実質4回目になろうかと思いますが、これまでたくさんの方々が給食の実施に向けて調査研究されていたデータがあったにせよ、コロナや世界情勢など、日々生活環境や経済環境は目まぐるしく変化しております。それにもかかわらず、過去のデータの資料を頼りに、たった4回の議論で改善研究委員会が素案をまとめたということでした。

驚くのは、これだけではありません。改善研究委員会が実施方針の素案をまとめたのが5月24日。翌25日には、教育委員会がたった1日で素案を実施方針案として承認し、さらに翌日、またしてもたった1日で三役を含む経営会議で承認されたのです。

その素案がどんなにすばらしいものであったとしても、本市にとってよりベターなものか、どんなデメリットやリスクがあるのか、そのリスクが発生したときの対処法にはどんなものがあるのか、現在の情勢だと、どれくらい過去のデータと予算や工法に違いがあるのかなどなど、確認すべきことは山ほどあると思うのです。それが、メンバー構成で見ますと、短期大学の教授が1名、大学の准教授が1名、小学校の校長、中学校の校長、小学校の栄養教諭、中学校教諭、PTA会長、副会長がそれぞれ1名ずつの計8名。果たしてこのメンバー構成で、給食センターや給食室を新たに建設する場合の建設費や、親子方式、兄弟方式、デリバリー方式に伴う改修工事費などを検討し、素案を作成できるのか。できるとすれば、その判断をこの構成メンバーで行っていただくには責任が重た過ぎるのではないかと私は考えますし、その素案を僅か2日で承認してしまうのは甚だ乱暴なのではないか。実施方式に関しては、もっと慎重な審議があつてしかるべきではないか。そうでなければ、改善研究委員会には選択の余地があまりないような状況だったのではないかと感じました。

活発な議論を行うための非公開の会議が終わりました現在において、多くの市民の方々が待ち望んだ案件でございますので、少しの疑念も抱かれませんように、詳しく情報をいただければと思います。

前置きが長くなりましたが、太宰府市立学校給食改善研究委員会について、委員の選定基準は、骨子に対してより具体的な肉づけを期待する目的で決定されたのかを伺います。

次に、小・中学校におけるアレルギーや病気の対応について2点伺います。

1点目、診断書の提出が義務となっているアレルギーや病気にはどのようなものがあるのか、2点目は、診断書の提出に係る手間や費用が家庭の負担になっている現状を把握されているかを伺います。

最後に、市街化調整区域について2点伺います。

1点目は、現在の市街化調整区域の現状では、市長が掲げられている企業誘致や創業支援はおろか、地元企業の事業拡大にすら大きな妨げとなっているばかりでなく、住宅地において関

東や関西にいる子ども世代、孫世代がUターンしたくても、市街化調整区域の規制のデメリットにより二の足を踏み、ひいては空き家問題にも影響が及びます。

このような町の声は、幾度となく市民としての立場、議員としての立場からお伝えしてきましたし、既にたくさんの町の声拾ってあるとは思いますが、その実態をどのように把握されているのでしょうか。

2点目、市長は2019年1月のインタビュー記事で、大太宰府構想について触れられ、建築要件緩和や、近隣市との連携の必要性について述べられています。当然、市街化調整区域の撤廃や建築要件緩和を視野に入れたまちづくりをお考えかと思えます。今後、市長がまちづくりの計画を立てられる際、特に市街化調整区域は重要な問題ですので、より市民の声を取り入れることができるように、パブリック・コメントのような形ではなく、オープンな市民との対話の機会をつくられる考えがあるかを伺います。

以上3件について回答をお願いいたします。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） まず、1件目につきましてですけれども、もともと質問の通告、今日要旨も配られております、質問項目が配られておりますけれども、中学校完全給食は、同委員会に方式や内容、時期などを考えていただくこととのことであつたが、それを踏まえた上でメンバーを構成されたのか伺うというご質問でしたけれども、先ほどの読み原稿ではその質問が変わっておりまして、委員の選定基準は、骨子に対してより具体的な肉づけを期待する目的で決定されたのか伺いますとなっています。この点、議会のルールとしても疑義がありますけれども、それにつきましては答弁を用意していますので、後ほど担当からお答えをいたしますが、それ以前に私から、今回せつかくの機会ですので、議会の基本条例の第6条第3項に基づきまして、議員の質問に対しまして、議長の許可を得て反問することを要求させていただきたいと思っております。

と申しますのが、先ほど来の質問の中で、私の3月議会での答弁の続きの中で、事前に教育長に何か実施方式に関して教育委員会側から提案をされますかと、されなければ、改善研究委員会のメンバーだけでは、給食の充実については決められるでしょうが、実施方式や開始時期などは決められないのではないですかとお尋ねしましたが、回答は……。

○議長（門田直樹議員） 市長、ちょっとその前に。今、反問権を行使されているということですね。

○市長（楠田大蔵） はい、そうです。

○議長（門田直樹議員） 許可します。続けてください。

○市長（楠田大蔵） ありがとうございます。

回答は市長と同じく、こちらからは提案はせず、改善研究委員会のメンバーで決めていただきますとのお答えでしたと断定的に書かれておりますが、教育長にも確認したところ、このようなことはどのタイミングにおいても教育長はお答えをしていないということでもあります、

また私自身も、タコスキッド議員のSNSで非常に発言をねじ曲げられて度々伝えられておりまして、それは自分が決めることではありません、全て有識者会議で決めてもらいますと、これは私の発言ではないんですね。先ほどの委員会の質問でも、答弁についても少し違っております。

それどころか、先日の予算委員会の中で、私自身は、私の予算の編成権、市長としての編成権があるということを申して、ただし、それを提案して、様々な意見をいただき、そして最終的に認めいただくのは議会の権限であると私自身は伝えたのですが、このSNSの中で、市長には全て決める権利があるとおっしゃっていましたと。これは全く違うんですね。この発言によって、ほかの見ている方も様々な書き込みもしているという状況であります。

このように、やはり議会人として、また政治家としても、前提の発言が異なっていれば、こうした質問をやっていくことも答弁することも私はできないと認識をしております、この前提がどこから来たのか、ぜひ反問権としてお答えをいただきたいと思います。

○議長（門田直樹議員） 1番タコスキッド議員。

○1番（タコスキッド議員） 極力過去の議事録などを見まして、正確に出したつもりではあります、後ほどいま一度確認いたしまして、それに関しては再提出させていただきます。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） ですので、再提出するということですが、前提が違いますので、お答えしようがないと思っております。

○議長（門田直樹議員） では、タコスキッド議員、1件目の中学校完全給食についてですが、市長のほうはそう申されておられますけれども。

1番タコスキッド議員。

○1番（タコスキッド議員） ということは、これ以降の質問に関しては全てお答えいただけないということでしょうか。

○議長（門田直樹議員） いや、2件目、3件目はそのままですよ。

市長。

○市長（楠田大蔵） 1件目につきましては、前提が異なっております。もう一つ加えますと、そうしたことの中で、近隣の議員さんが、この私の発言をもって、ほかの自治体だと否決を食っていますと。これは賛成していただいたほかの議員の方に大変失礼な私は話だと思いますし、その前提を間違えて書くことによって、公の場でこのような批判が広がっていることもゆしき問題だと、名誉毀損にも当たるような話だと私は思っておりますので、そうしたことも含めまして、この1件目につきましては前提をしっかりと精査していただいて、今後の質問で答えさせていただきたいと思います。

○議長（門田直樹議員） 1番タコスキッド議員。

○1番（タコスキッド議員） 事前通告から、それをもって打合せを経まして、原稿確認に当たりまして教育長や課長などとお話しさせていただき、こういう形で変更させていただきますとい



う形で伝えさせていただき、了承いただいたと思っていますので、当然この場では質問できると思っておりました。いかがでしょう。

○議長（門田直樹議員） 教育長。

○教育長（樋田京子） 今のご発言に、すみません、反問させていただきますが、私、直接タコスキッド議員から何かお尋ねになられたとか、お答えしたとかということは全くありませんので、そこは事実としてお伝えさせていただきます。

○議長（門田直樹議員） 1番タコスキッド議員。

○1番（タコスキッド議員） 失礼しました。教育長ではなく、教育部理事と学校教育課長と打合せさせていただいたときに、こういう形で内容を変えてよろしいですかという、変えるというか、こういう形で補足させていただいてよろしいですかということは、事前に伝えておりましたので、そう思っております。

○議長（門田直樹議員） タコスキッド議員、先ほど自分でもう一度確認して、再度こういう質問をやり直しますというふうに聞こえたのですが、それでよろしいでしょうか。

1番タコスキッド議員。

○1番（タコスキッド議員） はい、分かりました。では、これに関しては次の議会などに提出させていただきますと思います。

○議長（門田直樹議員） それでは、2件目、3件目について回答をお願いします。

教育部理事。

○教育部理事（堀 浩二） 2件目の小・中学校におけるアレルギーや病気の対応についてご回答いたします。

まず、1項目めの診断書の提出が義務となっているアレルギーや病気にはどのようなものがあるのかについてですが、文部科学省監修の「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」には、アレルギー疾患を持つ児童・生徒が安全に学校生活を過ごすために、学校生活管理指導表アレルギー疾患用に、毎年主治医による病型や治療、学校生活上の留意点について記載をいただくよう求められています。アナフィラキシー、食物アレルギー、気管支ぜんそく、アトピー性皮膚炎、アレルギー性結膜炎、アレルギー性鼻炎をお持ちの児童・生徒は、この学校生活管理指導表アレルギー疾患用の提出が必要になります。

本市においては、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」を基本としながら、本市で作成した学校給食におけるアレルギー対応マニュアルで補完することで、アレルギー事故の未然防止に取り組んでいるところです。

次に、2項目めの診断書の提出に係る経費が家庭負担になっている現状を把握されているのかについてですが、これまでに各ご家庭の経費の負担がどれぐらいになっているかということについて、特に調査などは行ったことはありませんが、学校生活管理指導表アレルギー疾患への医師の所見の記入については、令和4年4月1日から診療情報提供として診療報酬の算定の対象となりましたので、提出が必要なご家庭のご負担が減るのではないかと考えておりま

す。このことは、学校を通じ、各ご家庭に周知を図ってまいりたいと考えております。

毎年、手続のために医療機関へ行くことをご負担に感じられている保護者の方もおられるとは思ってはおります。しかしながら、アレルギー疾患につきましては、アナフィラキシーショックなどにより、場合によっては生命を脅かす危険性もあることから、安心・安全な学校生活を送る上で、児童・生徒の健康上の状態を適切に把握するために必要な手続だと考えております。

○議長（門田直樹議員） 1番タコスキッド議員。

○1番（タコスキッド議員） 回答ありがとうございます。

医療機関からの診療報酬の算定の対象となるということですが、これは保険適用になるというような形になりますか。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（堀 浩二） そのとおりでございます。

○議長（門田直樹議員） 1番タコスキッド議員。

○1番（タコスキッド議員） ありがとうございます。

現在、例えば牛乳ですとかシイタケですとか、何か好き嫌いによって例えば嘔吐感を招くようなものがあつた場合というのは、全員喫食上、なるべく食べてくれという形になっているということを伺ったんですが、そのとおりでよろしいでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（堀 浩二） 例えば牛乳についてお答えいたします。乳糖不耐症というものがありまして、牛乳の中に含まれている消化酵素を分解する酵素が十分に働かず、おなかを下してしまうような、そういう身体的な症状を出すお子さんがいらつした場合は、牛乳を飲まないということで、不飲届等を出していただいています。そのほかアレルギーには大なり小なりがあると思いますので、個別対応を行っているところでございます。

○議長（門田直樹議員） 1番タコスキッド議員。

○1番（タコスキッド議員） 僕が聞いたところで、医療関係者に聞いたんですが、牛乳に関しては特に診断書の提出という形ではないんじゃないかということ伺ったんですが、いかがでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（堀 浩二） 不飲届でいいということで、飲みませんよという届けを出していただくということになっております。

○議長（門田直樹議員） 1番タコスキッド議員。

○1番（タコスキッド議員） ありがとうございます。

あと、お医者さんからのご意見を伺ったんですが、アレルギー診断書がとても何か書きにくいと、書く項目がとても少ないし、とても分かりにくいということのご指摘がありました。それは国とか県とかのフォーマットになるということですか。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（堀 浩二） 先ほどお答えいたしました学校生活管理指導表アレルギー疾患用、これは国のほうの様式になっているというふうに捉えております。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 1番タコスキッド議員。

○1番（タコスキッド議員） ありがとうございます。

では、そちらはちょっと項目が細かくて書きにくいというご意見がありますので、そういうご意見がありますということ伝えていただければと思います。

よろしく願いいたします。

2件目は以上です。

○議長（門田直樹議員） 3件目、都市整備部長。

○都市整備部長（高原 清） 3件目の市街化調整区域についてご回答いたします。

まず、1項目めの現在の市街化調整区域が企業の事業拡大や新規参入の妨げになっている実態をどのように把握されているかについてですが、都市計画法第2条では、都市計画は、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すべきこと並びにこのためには適正な制限の下に土地の合理的な利用が図られるべきことを基本理念として定めるものとする規定されております。

本市では、まとまりのある都市として総合的に整備、開発及び保全を図るために、市域総面積約2,961haの76%に当たります約2,253haが都市計画区域に決定され、このうち40%の約1,182haが市街化区域で、36%の約1,071haが市街化調整区域ということになっております。

市街化区域につきましては、既に市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域とされており、市街化調整区域につきましては、市街化区域とは逆に、無秩序な市街化を防止するために、市街化を抑制すべき区域とされていることから、市街化につながるような事業拡大や事業の参入につきましても抑制すべき区域であると認識をしているところでございます。

次に、2項目めの用途緩和の必要性を市長自身が述べているが、具体的な動きになる前に市民の声を聞く予定があるかについてですが、太宰府市は、多くの史跡地を保有し、都市計画法に加えまして文化財保護法など様々な制限や制約がありますが、まずは現状の都市計画の中で、産業の振興や企業誘致など本市の活性化に向けた取組を進めているところでございます。

用途地域の緩和ということにつきましては、新元号令和というご縁もいただき、さらに羽ばたく太宰府として、従来の歴史や文化や自然の町だけにとどまらず、さらなる人口増加や企業進出、交通利便性の向上などを目指せる町に脱皮するべく、市内全体における都市計画の在り方についても今後検討してまいりたいと考えておりますが、一方で、令和2年度太宰府まちづくり市民意識調査におきまして、都市基盤が整備され快適な住環境であると思う市民の方々の割合が76%という高い評価をいただき、現在の歴史と自然に抱かれた良好な住環境を未来に継

承していく必要性も感じているところでございます。

また、本市の都市計画については、広域的な視点から県が策定する福岡都市圏都市計画区域マスタープランの内容を踏まえつつ、これに則して定めており、今後につきましても、人口減少と高齢化の進展や新型コロナウイルス感染症による影響を見極めながら、持続可能な都市づくりのためにどのような都市計画が望ましいのか、模索していきたいと考えております。

なお、都市計画に限らず、市政に対する市民の方々からのご意見やご要望につきましては、市へのメールや市民の意見箱など様々な形で随時受けることができる体制を整えているとともに、市長と市民の皆様と直接対話するといった取組も積極的に行っておりましております。

また、自治会や地域から行政施策に関する説明などの要望がありましたら、担当の市職員が直接地域に出向きまして、出前講座や勉強会などの対応も行っているところでございます。過去に都市計画に関しての勉強会も複数回行っておりますので、今後も積極的に対応をさせていただきますと考えております。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 1番タコスキッド議員。

○1番（タコスキッド議員） ご回答ありがとうございます。

令和2年度太宰府まちづくり市民意識調査というものがあったということなんですけれども、すみません、存じ上げませんで、どんな形でどんなアンケートが行われたのか、教えていただければと思います。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（高原 清） 令和2年度のまちづくり市民意識調査でございますが、設問につきましては、まず、都市基盤が整備され、快適な住環境であるかということで、それに対する肯定派、肯定派というのはそう思うという方と、どちらかといえばそう思うという方々の合計が76%ということになっております。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 1番タコスキッド議員。

○1番（タコスキッド議員） ありがとうございます。

ほかの質問項目を幾つか抜粋して教えていただければと思います。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（高原 清） こちらの結果につきましては、ホームページ等でも公表されているということでございますので、ご参考いただければと思います。

○議長（門田直樹議員） 1番タコスキッド議員。

○1番（タコスキッド議員） ありがとうございます。では、参照させていただきます。

ちなみにどれぐらいの回答数があったということでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 総務部経営企画担当理事。

○総務部経営企画担当理事（村田誠英） 質問通告を受けていないので、あまり準備できてないの

で、お答えできる範囲でお答えさせていただければと思いますけれども、令和2年度の市民意識調査は、調査対象数1,000人を対象にしております、無作為抽出で対象者を選んでおります。なお、年齢につきましては18歳以上で、たしか79歳未満を対象にしていたかというふうに思います。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 1番タコスキッド議員。

○1番（タコスキッド議員） ありがとうございます。

そちらは無作為に電話をしてということですかね。

○議長（門田直樹議員） 総務部経営企画担当理事。

○総務部経営企画担当理事（村田誠英） こちらのほうから令和2年度までにつきましては調査票をお送りして、調査票に記入の上、それをご返送いただくという形で行っております。

○議長（門田直樹議員） 1番タコスキッド議員。

○1番（タコスキッド議員） ありがとうございます。

それでは、ご意見、ご要望につきまして、市へのメールや市民の意見箱など様々な形で随時受けることができる体制を整えているということですが、こちらはその質問があったこととかご要望があったことに対しては、直接一件一件返信されているということよろしいでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 総務部経営企画担当理事。

○総務部経営企画担当理事（村田誠英） 市民意識調査はそういったことを対象に、もちろんだろういったご意見があるかということはお聞きしておりますけれども、市民意識調査の目的自体、例えば市の施策についてどのように思っているか、そういったことを聞くものでございます。その中で、もちろん自由記述欄で市への施策に関する意見等々書かれておりますので、そういったことを踏まえて行政をやっておりますけれども、そもそもこちらが何かお返しするというような立てつけでやっている調査ではなく、あくまで皆さんがどう考えているかというのを聞きする調査が、市民意識調査でございます。

○議長（門田直樹議員） 1番タコスキッド議員。

○1番（タコスキッド議員） すみません、失礼いたしました。その市民意識調査に関しては納得いたしました。

その次の項目として、都市計画に限らず、市民のご意見、ご要望を受け付けているということでしたが、その件に関しては一件一件ご返答されているということよろしいでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 総務部経営企画担当理事。

○総務部経営企画担当理事（村田誠英） ちょっと質問の意図が分かりかねておるんですけれども、今私が申し上げたのは、市民意識調査についてのことでありまして、一般的な市民からの広聴等々についてのことということであれば、ちょっと今通告を受けてないんで、手元にお答えできるものがございません。

○議長（門田直樹議員） タコスキッド議員、通告の内容とはかなり違っておりますので、留意されてください。

○1番（タコスキッド議員） 失礼いたしました。こちらにいろいろなご要望を受け付けていると書いてありましたので、ご返答いただけるかと思いました。失礼いたしました。

僕自身、市長との語る会に市民として参加させていただいたことがあるんですが、ほぼほぼ時間が市長の実績報告で、市民の質問を受ける時間もほぼなく、1人1つまでと。直接のご返事もなかったということだったので、その辺をもう少し市民との語る時間をより増やしていただければと要望して、質問を終わらせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（門田直樹議員） 1番タコスキッド議員の一般質問は終わりました。

ここで14時35分まで休憩します。

休憩 午後2時17分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後2時35分

○議長（門田直樹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

7番木村彰人議員の一般質問を許可します。

〔7番 木村彰人議員 登壇〕

○7番（木村彰人議員） ただいま議長から一般質問の許可をいただきましたので、通告しておりました2件について質問いたします。

まず、1件目の広く市民の声を集める広聴活動についてです。

私が広聴活動に関して質問するのは、今回で2回目となります。1回目の令和元年12月議会で一般質問のテーマに取り上げた理由としては、市民の方からいただいた匿名のお便りがきっかけでした。その内容は、市民の意見箱に投稿した自分の意見が、本当に市長や担当部署に届いているのか不安です、本当のところ、市民の意見箱は役に立っているのでしょうかといったものでした。市民の疑問を解明すべく、市民の意見箱を含む市役所の広聴活動全般に関して、その実施状況と、集められた市民の声がどのように市政に活かされているかについてお伺いしたところです。

そして、2回目の質問となる今回は、この2年半の間に本市の広聴機能がどれだけ改善されたのかを検証するものです。

そしてその後、コロナ禍により私たちの日常生活は一変し、行政に対して市民が抱える様々な要望、提案が増加し続け、広聴活動の重要性はさらに高まっていると考えます。

そこで、広く市民の声を集める広聴活動に関して、3点伺います。

1点目、広聴活動の最終的な目的である市民の声を市政に反映する部分の改善は図られたのか。

2点目、コロナ禍において機能の低下が懸念される本市の広聴機能の課題について。

3点目、市政モニター制度や相談窓口の開設など、広聴機能の充実に向けた新たな取組の予定と、それを推し進める意欲について。

次に、2件目のウィズコロナ時代に本市が目指すべき観光の形についてです。

昨今の国内旅行者の増加傾向に加えて、入国制限の緩和と円安効果によるインバウンドの回復見込みから、本市を訪れる観光客数の増加が予想されます。政府観光庁は、外国人観光客の受入れ再開に向けて旅行業者向けのガイドラインを発表しました。しかしながら、実際に観光客を受け入れる観光地を抱える自治体に関しては、国としての方針的なものは何ら示されていない状況です。ここはひとつ、国、県からの指示を座して待つのではなく、本市独自の対応方針を観光関係者と共に策定し、観光客の増加に備えて周知、普及を図るべきではないでしょうか。

そこで、コロナ前の状態への単なる原状回復を目指すのか、持続可能な観光など今までとは次元の異なる観光の新境地を目指すのか、本市の観光に対する基本的な考えと意欲について伺います。

以上、お伺いします。

○議長（門田直樹議員） 副市長。

○副市長（原口信行） まず1件目、私から答えさせていただきます。

広く市民の声を集める広聴活動についてご回答いたします。

まず1点目、広聴活動の最終的な目的である市民の声を市政に反映する部分の改善は図られたのかについてですが、市政運営に当たっては、これまでも事業方針や取組状況等について、丁寧かつ可能な限りスピーディーに情報発信をさせていただいているところでございます。

一方で、市民や来訪者の皆様の声を広くお聞きし、市政に反映することも重要であると考えており、ホームページや市民の意見箱、楠田大蔵市長と語る会の開催などにより、継続的かつ積極的に広聴活動を行ってきたところでございます。

広聴広報活動の一つの手法である市のホームページについてですが、昨年度、5年ぶりにホームページのリニューアルを実施いたしました。以前からホームページの広聴機能として、皆様からのお問合せやご意見を頂戴するページがありました。今回のリニューアルに伴い、全ての記事ページに問合せフォームを設置し、ページを特定せずに、どこからでもお問合せできる、ご意見をいただけるように変更いたしております。

このほかにも、公共施設に設置した市民の意見箱や各担当窓口などの様々なお問合せやご意見に対して、関係部署で共有し、可能な限り皆様からのご意見を市政に反映できるよう努めているところでございます。

次に、2点目のコロナ禍において機能の低下が懸念される本市の広聴機能の課題についてでございますが、これまで実施してきた広聴活動の一つに、市長が地域に直接出向いて、市政運営等について市民の皆様にご説明し、また市民の皆様からも市政やまちづくりについてご意見を頂戴する楠田大蔵市長と語る会がございます。

しかし、コロナ禍において様々な制限があり、直近の2年間は開催を見送る中、どのような形で市民の皆様のご意見を頂戴すればよいか、様々な検討を重ねているところでございますが、現時点では、ホームページからのお問合せや市民の意見箱からのご意見を中心に広聴業務を行っております。ホームページからの問合せ件数は、平成30年度に727件だったものが、令和元年度には814件、令和2年度は1,085件、令和3年度は1,197件と伸びており、多くの皆様にご利用いただいているところでございます。

また、語る会の開催は見送ってきたところですが、選挙時の市民との約束たる市長公約に基づきつつ、SNSでの双方向でのコミュニケーションや、日頃から市長室やイベント現場において様々な方のご意見を交わすなど、市長ご自身、いわゆる政治家としての日常活動を通じて、常々広聴機能を意識しながら取り組んでこられたところでございます。

今後も広聴機能の低下を招くことなく、市民の皆様の声に耳を傾けてまいります。

次に3点目、市政モニター制度や相談窓口の開設など、広聴機能の充実に向けた新たな取組の予定と、それを推し進める意欲についてについてですが、これまでも市民意識調査や市民の意見箱、ホームページなどを通じて、市民の皆様からのご意見を伺ってきたところです。

あわせて、2点目でも申し上げましたように、選挙時の市民との約束たる市長公約に基づきつつ、SNSでの双方向でのコミュニケーションや、日頃から市長室やイベント現場においての様々な方のご意見を交わすなど、市長ご自身、いわゆる政治家としての日常活動を通じて、常々広聴機能を意識しながら取り組んでこられたところです。

また、相談窓口につきましては、所管の各窓口におきまして適宜対応させていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） ご回答ありがとうございます。

まず、令和元年12月の一般質問で私が提案しておりますので、その趣旨についてちょっとおさらいをしたいと思います。

前回、広聴活動の目的というところで、まず3つのポイントをお示しました。まず1点目、収集、市民の多様な意見を効果的に集めること。2点目、分析ですよね。寄せられた意見を分析、類型化して蓄積すること。データベース化したほうがいいよと言いました。3点目、ここが今回の1点目にお伺いした反映の部分ですね。抽出した市民の意見を市政に生かすことですよね。

前回の私の提案としては、もうちょっと突っ込んだところがありまして、寄せられた市民の意見についてちょっとコメントしております。実行できなかった課題の積み残しにこそ大きな価値があるのではないかと考え、それらを解決困難案件として廃棄するのではなく、その蓄積を政策のデータベースとして、今後の大きなまちづくりに生かしていただきたいとお願いしました。

これに対して、市長、執行部のご回答としては、寄せられた意見の分類、データベース化については、記録としてまとめてはいるものの、分類集計は行っていないと。かなりショックで残念でした。しかしながら、寄せられた意見の蓄積、データベース化というのは重要な観点であるとも市長はおっしゃいました。一筋の光明だと思います。そして、幅広く市民の意見をいただけるように、今後とも周知を図ってまいりますとの前向きなご回答をいただいたところで終わっております。

今回2回目となりますので、この1回目のご回答を踏まえたところで質問を進めていきたいと思っております。

まず1点目、広報活動の最終的な目標である市民の声を市政に反映する部分の改善は図られたかということなんですけれども、1点目のお答えでは、可能な限り皆様からの意見を市政に反映できるように努めているところがございますということなんですが、これは市民の声を集めるというだけでは非常に残念な結果になると思います。これ、聞きっぱなしというやつですね。聞きっぱなしになってはいけません。せっかく集めたものの中に、政策の非常に種があるところを踏まえると、また自治基本条例のほうには、第15条第1項、市民の意見が市政運営に反映されるように努めなければならないとございます。この第15条第1項を踏まえて、市民の声を市政に生かすということをもうちょっと具体的にご回答いただければと思います。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 以前もご質問いただきまして、副市長からもお答えをいたしましたけれども、具体的に申しますと、もう本当に日々、私も、木村議員からは見えてないかもしれませんが、本当に昼夜問わず、SNSでのやり取り、また様々な市民の方、電話もかかってくるし、メールなども来ます。そうした中で、またいろいろな日常活動を私も20年やってきましたから、そうした中で蓄積してきたことも多々ございます。

例えばそうした中で、やはりコロナ禍の中で、我々市政として、行政として対応するというのは、もう本当に待たなしの状況でありましたけれども、例えば自宅療養者の支援物資、これは当時はまだ自宅療養自体が概念として認めていないところがほとんどでありましたので、やっていないところがほとんどだったんですが、そうした中で、やはり自宅療養を余儀なくされている方に物資支援、食料支援、生活物資支援を行わなければいけないということも、やはり実際に現場で自宅療養を強いられている方の声を受けて、すぐさま行動に移しました。

そして、中身についてもです。やはり実際にかかっただけではなくて、濃厚接触者、家族の方も買物になかなか行けない。そうした中で、子どもたちを守るために洗濯、洗剤なり除菌シートなりおかゆなり体温計なり、そういうものをぜひ入れてほしいということも日々受け取り、そして担当と相談しながら実現をしてきた、そういう日々でもありました。

また、例えばだざいふペイにつきまして、やはり高齢者の方はこうしたスマホでのやり取り、私も苦手なんですけれども、それだけじゃ足りない。やはり紙ベースで前のようにそうしたものを発行してほしいというお声もいただきましたので、去る3月議会の中で、この紙ペー

スのものもプレミアム商品券ももう一度復活するというのも、そうしたお声をいただきながら進めてきたところでもあります。

そうした一つ一つ、様々なお声を、もう一つですけれども、いわゆるゼロカーボンシティ宣言も、やはり子どもたちの声、環境のために市政としてもっと積極的にやってほしいという子どもさんの手書きのメッセージをいただいた中で、やはり本市もそうした宣言をしていかなければいけないということで行ってきたとか、そういうことを私も本当に可能な限り市民のために実現できるようにやってきたという自負は持っているところでもあります。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） 市長は忙しい、しかしながら、いろいろな市民の声を形にしてこられたというのは分かりました。しかしながら、私が聞いているのは、もっと組織的に、寄せられた市民の声をきちんと分類、検証して、それを生かすというところをちょっとお聞きしたいんですね。

まず、市民の声の仕分、分類、その中から施策を抽出する取組、これ個人じゃないですよ。これ組織としてどういう取組のシステムがあるかお答えください。

○議長（門田直樹議員） 総務部経営企画担当理事。

○総務部経営企画担当理事（村田誠英） お答えさせていただきます。

市民の意見箱に寄せられたものにつきましては、これはまず経営企画課で回収してございます。内容によりまして担当所管がございまして、担当課に共有しております。ホームページに寄せられたものにつきましては、まず経営企画課と指定された担当課、これに同時にメールで通知が届くようになっております。情報は経営企画課のほうで一元管理し、具体的な回答はもちろん所管の担当課のほうにおいて行っていただいております。

こうした寄せられたご意見等は、テーマ別に分類いたしまして、件数を把握しているところでございます。または、多種多様な意見がございまして、これらをどのように具体的な施策に取り入れていくかということ、常に検討しながら行政を進めているというところでございます。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） 寄せられた意見を分類しているというところ、分類してね、それは分かりました。そこまでいけばまあまあかと。もっと進んで、それをさらに具体的な施策として、言われたことをそのまま返すんじゃなくて、その中から施策としての大きなものにつくり上げて、それを実行するというところがあってもいいと思うんですけれども、その仕組みというのはありませんか。各課から上がってきたものを本市の施策としてまとめ上げるという。要するに、寄せられたものは担当課に下ります。上がってきたものを経営者会議とかで、これ中・長期計画でやってみようとか、そういう意味です。

○議長（門田直樹議員） 総務部経営企画担当理事。

○総務部経営企画担当理事（村田誠英） 今ちょっと申し上げたことと一部重複しているんですけ

れども、まずいただいた意見は、当然のことながら、どういった問題があるのかということ、そういう問題意識の下、担当課も考えておりますので、そういう意味だと、ある意味、この仕組み、我々が受け付けて各担当課に共有するというのも、1つ、ある意味仕組みといえば仕組みなんだろうというふうに考えているところでございます。

そういった意味で、関係部署でそういった情報を共有いたしまして、可能な限り市民の皆様からのご意見、これを市政に反映できるように努めているところでございます。

広聴活動を実施するに当たりましては、広く市民の皆様や来庁者の皆様の声をお聞きし、市政に反映することを目的としておりますので、いただいたご意見、これを具体的な施策に取り入れられるか、これは常に検討しているというところでございます。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） 前回もご質問した、今回もこれ広聴についてご質問したわけですがけれども、これ、この趣旨ですよ。これ、本市の広聴活動が駄目だというわけじゃなくて、もっともっといいふうに改善できないかというところに私の考えの趣旨がございまして、そこをしっかりと受け止めていただいて、前向きな議論を進めたいと思うんですが、ちなみにこれ、本庁の広聴機能をすごく改善したいという前提というか、私の手法としては、他市のいいところを、これ要するにまねですよ、本市ができるところはどんどん取り入れていけばいいんじゃないかなというところで、ちょっと私なりに、表面的な形ですけども、ホームページあたりを見ました。福岡都市圏11市の広聴活動についてちょっと比較しました。

本市の広聴活動が非常に劣っているというわけではないです。ほかの市も、これもうちょっとかなというところもございまして。しかしながら、その中でも結構光る取組がありまして、それをちょっとところどころに織り込みながら進めていきたいと思っております。

次、自治基本条例の第15条第3項、意見に対する処理の結果を明らかにする等、誠実に対応すると。もちろんそうですよね。市民からいただいた声というのは、非常に宝ですよ。それをただ集めるだけで、ぞんざいに、もしくは回答もしない、どうなっているか分かんない、最終的には市政にも生かされてないとなったら、私に匿名のお手紙いただいた方の不安そのものですよね。そうになってしまう。

そこで、この寄せられた意見なんですけれども、市民の声に適時、タイムリーに確実にご回答をしていますか。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） その匿名のお手紙というものが、もし可能であれば、いつかお見せいただきたいと思っておりますけれども、やはり我々もコロナもありました、令和もありました、そうした中で、日常の業務に加えて様々なイレギュラーな活動もあり、職員も非常に疲弊してきました。そうした中でも、やはりいただいたご意見は貴重なご意見として、そうした蓄積をし、そして対応もし、やってきたわけですが、やはりどうしても優先順位をつけざるを得ません。お一人だけの非常に特定の不条理などといいますか、少し感情が入ったお叱りだけでありました。

ら、なかなか対応というよりも、非常に個人的なご意見として承りますというしかできないこともやっぱりあるんですね。

しかし、やはり2通、3通と同じようなご意見がいろいろなところから、いろいろな世代の方から、いろいろな地域から例えば上がってきたときは、これはやっぱり皆さん、もうかなり多くの方が思っているんじゃないかということでやっぱりやっていかなきゃいけない。切迫度、文章にもそれぞれの皆さんの個性があります。そうした中で、やはり優先順位をつけざるを得ないということは、ぜひご理解をいただきたいと思います。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） 私が聞いたのは、いただいた市民の声に適時、タイムリーに確実に回答しているかということなんです。簡単なことです。

実は、私のところにも2名の方から、回答が来ないんですけどもという話ですね。回答の内容とかじゃなくて、回答が来ないということについて、ここの場では白黒つけられませんので、これは担当課の方は申し訳ないんですけども、今までの市民の意見箱に寄せられたもの、メールで寄せられたもの、しっかり見直していただいたところで、回答がないものがあるかもしれない、それをチェックしていただきたいと思います。

ちなみに那珂川市、10日で基本的には回答いたしますと。これ行政事務の処理ですね、標準処理期間を定めております。しかしながら、もし今市長が言われたとおり、案件によってはすぐ回答できないものがございますよとただし書。古賀市、小郡市は14日間。市民の方が不安になるのは、出した自分の手紙が届いたのか、まず分かんないことですよね。まずはその反応をすることが大事じゃないかと思っております。

では続きまして、寄せられた市民の声は、最終的には担当課で処理したところで、その意見をもう一回上に上がってくるとは思うんですが、市長のところまで上がってきて、市長が全て目を通しとるかということです。

ちなみに小郡市、ご意見は担当課で回覧するとともに、市長が拝見の上、回答させていただきますと。これ、私も小郡市で検証したわけじゃないですけども、小郡市は一応全てのものが市長のところまで上がってきて、それを目を通していただいているということだと思います。本市の場合はどうでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 様々あると思いますし、私が全て一言一句、目を通していかと言われて、全て通していきと言えほど、私も記憶力がしっかりしていないところもありますけれども、やはり担当ベースで、非常に意図的なものであれば、部長止まりで決裁を済ませているところもあるかもしれませんし、陳情もそうです。そうしたものもあるかもしれませんし、私までこれは伝えなきゃいけないということで、できるだけ早く伝わってくるということもあると思いますが、可能な限り私もあらゆる意見に目を通して、そしてその対応なり指示を私自身も判断してやっていきたいとは思っています。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） 本市も、これ小郡市はこういうふう述べていますんで、本市も市長が拝見の上、回答させていただきますという文言は、これは上げていただきたい。これは私のお願いです。

続きまして、市民の声の提案状況及び処理状況ですよね。提案状況については、提案件数、分類別、提案分野別、提案内容、それで処理状況というのは、実施、また検討、保留、その他の理由等、これらを公表しているかどうかです。ちなみに糸島市は毎月集計、公表しております。全部です。

本市の場合は、それこそ先ほどご回答がありました。ホームページからの問合せはすごく増えていますと。令和3年度は1,197件とすごい数が集まっているんですけども、これの提案状況と処理状況を、これ公表しているか、これが非常に重要だと思うんですが、この状況についてはいかがでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 総務部経営企画担当理事。

○総務部経営企画担当理事（村田誠英） お答えいたします。

まず、市民の意見箱につきましては、件数やテーマごとの分類、一部の提案内容とその回答をホームページにて紹介しておるところでございます。

他方、ホームページ等々で寄せられる意見、かなりこれは多数でございますので、こういったものを、今申し上げたとおりではございますけれども、一部主立ったものを紹介しているというところがございます。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） 市民の意見箱については、実は年間3件ですよね。3件、主立ったものって、これはあまり少くないですか。せめてこれ、先ほど言いましたとおり、糸島市、毎月集計するのはさほど大変じゃないことだと思うんですよね。

例えばお問合せとかは別ですよ。でも、提案とか市政への提言、そういうものはある程度まとめた形で公表すべきではないかと思うんですが。

○議長（門田直樹議員） 総務部経営企画担当理事。

○総務部経営企画担当理事（村田誠英） まず、お問合せの内容と提言、これが分けられるのかどうかということからお話しさせていただければと思います。

市民の意見箱やホームページで寄せられたメッセージ、かなり多種多様でございます。先ほど市長からも答弁させていただきましたけれども、非常に提言なのか要望なのかお問合せなのか、受け手の主観によって異なる場合もございまして、線引きが容易ではないということがまず多くございます。

このようなことから、無理に線引きをせず、意見箱やホームページ、各担当窓口などで様々なお問合せやご意見に対して、関係部署で共有し、可能な限り皆様のご意見を市政に反映できるように努めているというところがございます。

さらに付け加えさせていただきますと、いただいた意見の中には、公表を望まれないものも
ございます。個人情報が含まれたもの、こういったものも公表になじまないと考えてございま
すので、様々な課題があるのかなと、多くあるのかなと考えてございます。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） でもですよ、市民の意見箱、平成30年は提案件数111件、けれども公表
したのは3件。令和元年89件提案、3件。令和2年71件、提案3件。どんな3件かと思うんで
すよね。

それで、先ほど提案と質問が分けられないと言いましたけれども、それは理由にならない。
ほかの市がやっているから。私は見せていただきましたけれどもね、非常に、ああ、こんな意
見が出てきているのかと非常に感心したところです。よくまとめてあるなと思います。それは
言い訳にならないと思います。

もう一つ、年度ごとの報告書をなぜまとめないのか。月ごとの集計もございますよ。けれど
も、年度ごとのまとめ方ですよ。うちの場合は、市民の意見箱に寄せられたものを3件出す
だけで年度でくくっちゃうのは、非常に乱暴。逆に寄せられた市民の方に対して失礼。

ちなみに大野城市は、年度ごとに報告書をまとめております。これですね。市民の声で変わ
りました報告書という形で、これ件数だけじゃなくて、実際にそれを施策として生かした実例
も書いてありまして、非常にこれいい報告書だと思います。

前はデータベースにしましょうと言いましたけれども、難しいですよ。でも、この紙ベ
ースの報告書、年度というのは、非常に我々も取り組みやすいんじゃないかなと思います。こ
れはぜひご検討いただきたいと思います。

○議長（門田直樹議員） 総務部経営企画担当理事。

○総務部経営企画担当理事（村田誠英） まず、公表の関係、どこまで横展開すべきかどうか、
そういったこともありますので、決してやりたくないといったことではなく、今できるものを
やってきているというところでございます。

その上で、今議員ご指摘されました報告書みたいなもの、こういったものについては、これ
までも我々内容を研究してきたところでございます。寄せられた意見につきましては、こうい
ったものをどう公表していくのかというものは、他市の状況も踏まえながら、様々な角度から
研究、検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） よろしくお願ひします。

そしたら、2点目のコロナ禍において機能の低下が懸念される本市の広聴機能の課題につい
てということで、ご回答の中で、市長と語る会ですよ、こちらのほう、今まだコロナがな
かなか収束、先が見えない状況であり、なかなか予定が立たないということですけども、そ
こでSNSとかオンライン、これを使ったところで市長との意見交換というところでやろうと
取り組もうとしているんですけども、ちなみに議会もようやく意見交換会をちょっと考え始

めたところですが。もしかしたら市長と語る会よりも先に、議会の意見交換会ができるかもしれませんね。

そうしたところで、先ほどタコスキッド議員の質問の中でもございましたね。これは市長と語る会の状況について、タコスキッド議員、そのときは一市民としてのご意見だったと思いますけれども、それこそ意見を言う時間が少ないよということでしたね。実は私も同じ意見です。

ちなみにこれは平成30年度、令和元年度、コロナがありまして令和2年度と、22か所において市長と語る会をやっておりますけれども、そのデータをちょっと見ますと、出席者数は平均29人、提案者数は8人、提案件数は11件、平均ですよ。それで、発言時間50分ですね。これ、1回の市長と語る会は90分ですよ。その中で約半分が市からのお知らせですよ。私が参加したときは、防災とごみだったですね。そのお知らせをいただきましたところで、後半、残りの半分を意見交換会に充てるというところでしたが、私はちょっと少ないかなと。やっぱりそこに参加した市民の方からも、意見交換の時間をもっと取るべきじゃないかというご意見をいただいていた。

市長と語る会ではアンケートを取っていますよね、アンケート。そこでこの市長と語る会の企画内容ですよ、そこら辺でどういうご意見が多かったか。もしかしたら、私とかタコスキッド議員が思っているように、意見交換の時間が短かったんじゃないかということがご意見が多いんじゃないかと思うんですけれども、そこら辺どうでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 総務部経営企画担当理事。

○総務部経営企画担当理事（村田誠英） 意見様々あるかとは思いますが、我々が把握している限り、意見交換の時間が短いというのがかなり多かったというふうには認識してございません。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） これも要望ですよ。議会も意見交換会の時間を増やそうかなというふうなほうに動きつつあります。市長と語る会も、広聴機能の確保、拡充ということであれば、広報じゃなくて広聴ですよ。そこら辺の部分をしっかり時間を取られたほうが、ますます市民の意見を集められて、もっと市民との間が近くなるんじゃないかと思っております。

そこで、これちょっと、今回広聴という形で確認しているんですけれども、実はどうしたら広聴機能をもっと充実できるかというところで、私も悩むところなんですよ。そこで、ちなみに本市の場合は広聴広報係ですよ。広聴広報係。広聴する活動と広報する活動があるんですけれども、これ何とも答えにくいところなんでしょうけれども、広聴と広報、割合としてそれが、私は何か広報に偏っているかなと。例えば広報が70と、広聴が30とか、そういう表し方はちょっと乱暴ですけれども、ご自身の考えとしてはどうですか。半々というのがベストだと思うんですけれども。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 広聴広報係という名前自体が、私自身が就任して変えたわけでもなし、以前から使われている係名でありますけれども、私はちょっと組織の改編というのは、やっぱり職員もいろいろ右往左往するでしょうから、あえてせずに今までできましたが、ただ広聴という言葉自体が、私も今まで生きてきてほとんど使ったことがないんですね。ですから、ちょっと名前自体もどうなのかなというのはあるんですが、それを前提としまして、広聴と広報がどれぐらいの割合というのを考えたことはありませんけれども、やはりいわゆる広聴も広報も非常に重要で、どちらもしっかりとやっていかなければいけないという思いです。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） 広聴という言葉あまり聞いたことがなかったと、ちょっと衝撃でした。私が一般質問するのは、ほぼほぼ市民の声を題材にしているんです。私が、私発の発議で実はなくて、大概が市民の声をほぼ100%です。できれば太宰府市長として広聴、聞く耳ですよ、そこをしっかりと、なかったというのは衝撃ですよ。これ、市民の声を聞くというのは基本のキだと私は思います。これ大事にしてほしいと思うんですが、ちょっと組織の話に行きますね。

もともと私が来る前から広聴広報係だったと。それをいじるのは非常に職員が右往左往するんで、非常にはばかれるということですけども、ちなみにこの広聴広報係、職員の体制はどうですか、課長以下何名ですか。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 今の時点で、新たに担当課長をつくりまして、さらには係長が1人、係員が1人という状況であります。

それで、先ほどの話で、意図的に広聴という言葉を使ったことがないのは驚きだというご批判につながられましたけれども、私が一般の用語として広聴という言葉はあまり聞いておりませんで、常々政治家として耳を澄ませて、あらゆる市民の方の声に耳を傾けるということは当然のことでありまして、それは私はむしろ子どものときからやってきました。この20年間、政治家としてもやってきました。市長としてもまさしく日々、昼夜間わずやってきたわけでありまして。ただ、広聴という言葉自体が、今まで私が生きてきた中であまり使ってこなかった言葉だと申したままであります。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） 市民の声を聞くというスタンスは前からあったということは理解します。

この広聴なんですけれども、これは私の解釈ですよ。これ、組織として市民の声を聞くというのが広聴だと思っています。ですから、これは今、広聴広報係の職員の体制、課長以下、係長1名、職員1名、実際に2名体制なんですよね。これで、私がさんざん言いました収集して分類、解析して、それを生かすなんて、もう申し訳なくて言いにくくなりました、これ見たら。これでできるのかよと思いますよ。

なおかつ、課長さんですよ。課長さん、かわいそう。広聴広報担当課長とシティプロモーション担当課長、秘書担当課長ですよ。これ給与3倍ですか、お答えください。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 給与は多分一緒だと思うんですけども、私自身、これはもう個人的にもなっていますけれども、やはり近隣は秘書広報課という形態が多いですね。全国回っていますと、市長公室とかそういうところもあるんです。やっぱり残念ながら、秘書係長、広聴広報係長ですと、係長クラスですから、やはり他のかなり部の方と部長課長クラスと話す上で、なかなか意見が通らなかったということもあったんです。ですので、今回担当課長という、ちょっと個性的でありますけれども、担当課長をつけまして、かなりそういう意味では広聴広報機能も秘書機能も高まってきたとは認識していますけれども、ただ一方で、やはり人数的には足りない。ただ、これを増やそうとすると、ほかの部署にも影響が出てきますので、私の周りのというか、私の活動のところばかり増やしているというご批判にもどうしてもなってしまうところで、今非常に悩んでいるところであります。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） 私も広聴機能の充実ばかり一方的に要求したら悪いかなと思って、それで組織の体制、人の配置を見たところなんですけれども、先ほど福岡都市圏11市の状況を、これインターネットではありますがチェックしました。そこで、私、ここいいなという広聴広報をやっていたら近隣某市の広聴広報の課の職員の配置体制を見ました。うちは2人ですけども、その某市は6人です。課長以下ですよ、6人。プロモーションまで合わせると12人体制、課長以下。これはかなわんなと思いました。我々の仕事が悪いわけじゃない。これは組織の構え方が違うのかなと思っています。やっぱりそのような組織体制を取ると、それなりの仕事ができるんじゃないかなと。今の状況じゃあ、非常に課長以下2名の方は、私さんざん言いました、ごめんなさい、無理です。無理です。これを組織としてしっかり構えておく必要があると思います。

それで3点目、市政モニター制度や相談窓口の開設など広聴機能の充実に向けた新たな取組の予定と、それを推し進める意欲についてお伺いしたところですけども、なかなか新しいアイデア、SNSとかオンラインというのはございましたが、これも自治基本条例第14条第3項、市政運営に有益な情報を積極的に収集するということなんですけれどもね。これ、僕も、どうしようかな、これ新しい方法を使って、じゃかじゃかこれ以上集めなさいというよりも、今の状況で集めた意見をしっかり分類して、それを生かすというほうに注力したほうがいいのかと思いますので、これはそれができた暁での新しい取組にしたいと思います。

それで、1件目ちょっとまとめたいと思います。

広聴活動の目的は、市民の意見を集めて、寄せられた意見を分析し、それから抽出した政策を市政に生かすこと、これはしっかり行いたいところ。広聴活動のまとめとして、市民の意見の収集、分析や反映の状況を年度ごとに取りまとめて公表することをしっかり行いましょう。

まずは何より、広聴機能の充実を図りたいところです。そのためには、広聴広報係の組織強化ではないでしょうか。課長が3つの担当課長を兼務して、係員は2人体制というのはあんまりだ。ぜひとも体制の充実を図り、広聴機能の向上を図っていただきたいと思います。

2件目お願いします。

○議長（門田直樹議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（友添浩一） 2件目のウィズコロナ時代に本市が目指すべき観光の形についてご回答いたします。

政府は去る6月10日、新型コロナウイルス感染拡大の影響でこれまで停止しておりました訪日外国人観光客の受入れ手続を、約2年ぶりに再開しました。観光目的の訪日外国人の入国は、入国者数の上限が設けられるとともに、添乗員同行のパッケージツアーに限定されており、入国手続等の関係で、本格的な入国は6月下旬から7月上旬になるとの見通しでございます。

また、政府は、国内旅行の喚起を図るため行っていた都道府県単位による県民割の適用対象範囲を全国に拡大する方向で、7月中の開始を軸に検討しているとのことで、今後、国内外から本市を訪れになる観光客数の増加が見込まれます。

本市におきましては、6月7日に観光庁が示した外国人観光客の受入れ対応に関するガイドラインを基に早期に準備を進め、新型コロナウイルス感染症対策本部会議でも審議し、6月10日の受入れ再開日に市独自の取組を加えスタートさせております。

取組の内容につきましては、事業者向け、市民向け、観光客向けのリーフレットや外国人旅行者向けの多言語サービスに関する案内チラシ等を配布するとともに、市内観光施設などにおいて多言語対応の感染拡大防止に関するピクトグラムを掲示するなど、外国人観光客への周知も図っております。

また、ウィズコロナ時代に本市が目指すべき観光につきましては、新元号令和の発表や新型コロナウイルスへの対応などの環境の変化を織り込むといった、太宰府市観光推進基本計画の追加変更を令和3年4月に行い、令和3年度以降はこれに基づいてPDCAを回しているところでございます。

今後につきましては、国内や欧米からの観光客増をもくろみ、古民家を改修したホテルの誘致や令和発祥の都太宰府「梅」プロジェクトを起爆剤とした地場土産産業やグルメ、スイーツの開発など、楠田市政以降追求してきた令和の都太宰府にふさわしい観光の形をさらに推し進め、回遊性を高め、滞在時間を延ばし、客単価をアップさせることで、本市への経済・税収効果を引き続き飛躍的に向上させてまいります。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） 今回の2件目の質問も、これ実は令和3年9月議会で質問しております。ポストコロナがいつになるか見えない状況での質問でしたので、今回は入国制限の緩和と

円安効果等により、外国人観光客数の回復が予想以外にあつという間に進むのではないかと
いう予想の下に、質問を進めたいと思います。

ちなみに私も参道周辺、週末とかちょっとのぞいたりするんですけども、最近の週末の参
道周辺の来訪客の状況についてご説明いただきたいと思います。

○議長（門田直樹議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（友添浩一） 現在につきまして、参道のほうでございますが、ゴールデンウイ
ークにつきましては、ゴールデンウイーク期間中、4月25日から5月5日まで、対前年比ではご
ざいますが、約1.9倍、そういったもののデータがございます。そのデータに裏づけされます
ように、国内の旅行客、日帰りの旅行客、こういった人出が増加しているというのを今感じて
いるところでございます。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） そうですね、まだ観光客が、外国人観光客、インバウンドはまだこれか
らでしょうから、まだ団体観光客というところですからね。今のところ国内の来訪者が増えて
いるような状況を私も肌で感じるころなんですけど、予想外に早く進むんじゃないかなと。

ちなみに私も参道でちょっとお土産物屋さんで聞きました。修学旅行が出てきているんです
よと。そういった形で日本人の団体客というのが増えてきている中で、これ本市の考え方とし
ても、ゆっくりできないかなと。ある程度早い形で太宰府の観光の新しい形というのを再構築
しないといけないかなと思っております。

先ほど申しましたとおり、コロナ前の状態への単なる原状回復を目指すのか、持続可能な観
光など今までとは次元の異なる観光の新境地を目指すのか、どちらを目指すのか、ここは心意
気ですよね。これについて、まずちょっと心意気を聞きたいんですが、よろしく願います
。

○議長（門田直樹議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（友添浩一） ただいまの質問でございますが、持続可能な開発目標、これは官公
庁のほうガイドラインをお示しをしているところでございますが、この取組につきましては
は、私ども太宰府市につきましては、第2期の太宰府市まち・ひと・しごと創生総合戦略に織
り込まれておりまして、全庁的にSDGs、持続可能な開発目標の考えに沿った事業計画、事
業展開を既に行っておるところでございます。

観光基本計画の追加変更にも、まちづくりビジョンの策定という環境変化の文脈で織り込ん
でいるところでございます。

そういった持続可能な観光ガイドライン、それに基づいてでございますが、本市の観光関連
施策におきまして検証いたしましたところ、現在7割程度達成できるところを確認しておりま
して、この分につきましては、次期の観光推進基本計画には取り入れる予定でございます。

一方、目指すべき観光の形の変化についてでございますが、新型コロナウイルスによる規制
が徐々に緩和されつつありますが、感染拡大の収束についてはまだ予断を許さず、国や県の方

針、施策等の見通しも現状定まっていない状況でございますので、今後の感染状況、国、県の動向を注視しつつ、引き続き令和5年度が計画期間である現行の観光推進基本計画の改定に向けて準備を進めてまいりたいと思っております。

あわせて、多くの観光客にお越しいただくため、また疲弊した観光産業活性化のため、令和4年の補正第2号にてご承認いただきました市の単独事業でございます観光地活性化事業、これにつきましては現在準備を進めているところでございます。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） ご回答ありがとうございました。しかしながら、これ前回は、そのときは新しい観光の形とは言いませんでしたけれども、目指す方向性をお聞きしました。そのときもあまりこれ、新しい感が私はなかったんですよ。というのが、今までの延長線上で、コロナというものがありました、やっぱり新しい延長線じゃなくて、今までの延長線上での到達点というのはほぼほぼ予想がつくような目標だったのかなと思って、ちょっと残念だったですね。

私も持続可能な観光なんて全然分かりません。分かりませんけれども、何かここで、このターニングポイントをきっかけにして新しい観光の形を模索しなければ、やっぱり日本の一地方の、それも一太宰府の一観光地で終わってしまうんじゃないかなという気がしております。

ちなみにこれ、先日これ、つくしJ C主催の講演会、これ私たまたま、たまたま視聴しました、たまたま。これを目当てに見たわけじゃなくて、たまたまのぞいちゃったら、非常に面白い取組が岐阜県の高山市の事例を紹介しておりました。そこでは、アフターコロナを見据えた取組をしっかりと立てていらっしゃいました。

ちょっと私がすごくいいなと思ったのが、プロモーション戦略部海外戦略課なんていうのが組織にあるんですね。本市の場合は、ここまでぶっ飛んだ組織改編はないと思うんですけど、これは恐らく担当の方はご覧になったということでしたので、ここのプロモーション戦略部海外戦略課ですよ、岐阜県の高山市なんだけれども、すごい大胆な取組を、実は今始めたわけじゃなくて、ちょっと前からやっているみたいです。

本市どうでしょうか、これ。こういう形でチャレンジしてみる気持ちはありますか。

○議長（門田直樹議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（友添浩一） 私も岐阜県高山市の講演につきましては動画で拝見いたしました。

高山市の地理的、歴史的特徴を把握をし、地域の課題解決のためにインバウンド観光を推進するといった方針、体制について参考にさせていただく内容があったと感じているところでございます。

海外インバウンドの集客ターゲット層拡大につきましては、既に観光推進基本計画におきまして、欧米豪・滞在型の来訪者を増やしていくことが重要であると明記し、取り組んできた課題でもございます。また、新型コロナウイルス感染拡大前の平成30年度までは、職員が直接海外へ出向き、本市のPR、現地観光関連事業者向けの商談会への参加、チームを組んで実施し

ていたところでございます。

今後インバウンド観光の充実、拡大につきましては重要な命題と捉えてまいりますので、体制につきましても調査研究してまいりたいと思っております。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） もう時間も時間ですので、まとめます。

予想される一番悪いパターン、また言いますね。観光客インバウンドの自然回復により、何となくコロナ前の状態に原状回復してしまうことだと思います。コロナ禍を契機に、今までとは違う異次元の、次元の異なる観光の新境地を目指すには、観光推進基本計画の見直し、そのとおり。それに基づく実施計画の策定が必要だと思いますけれども、やっぱりこれ、先ほども申しましたね。組織としての機構改革ですね。観光推進課というだけで果たしていいんだろうかと。岐阜県高山市のすごい大胆な機構改革が必要なのかなと思っております。

それで、1件目もそうです。1件目も広聴機能の充実と言いましたが、そこでもやっぱり機構改革というのがポイントになるんじゃないかと思っております。

1件目のところで、広聴課の配置人数をちょっと調べたところで比べさせていただきました。片や課長以下2人、片や課長以下、両課で12名という状態で、これ人数だけをチェックしようと思って、この組織図を私取り寄せたんですよ。そしたら、人数もさることながら、組織としての構え方が、この広聴広報だけじゃなくて、観光だけじゃなくて、非常にびっくりしました。それで、これを今言葉で表すのは難しいんですけども、これ両方とも、1件目、2件目とも両方なんですけれども、これ機構改革というところに踏み込まないと、この1件目、2件目が解決できないんじゃないかと思っております。

最後これ、機構改革というところまで、2つの1件目、2件目、解決するために踏み出そうという決意は市長にございますか。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 機構改革につきましては、実は私、大学生時代から非常に関心の高い、行政学のゼミなども入っていましたので、高い分野なんです。ただ一方で、やっぱり過去、機構改革があまりにも毎年のように行われる中で、職員が非常にやはり二転三転していたということも聞いてきまして、そうした中で、機構、組織も重要なんですけども、やっぱりそこで働く人がどう力を発揮してもらえるか、また連携を、課が違っても部が違っても行うことができるのか、そういうところに私自身、ある意味、絞って今までやってきました。

しかし一方で、もう既に公約でも述べていますし、総合戦略でも述べていますし、今役所内でも議論を始めておりますけれども、やはりそうした中でも組織的に何か変えていかなければいけない。ただ、福祉もありまして、様々な、教育もありますし、本当にどの部署も、太宰府市自体が全国的に見ても人口比からすると非常に職員が少ないですので、どの部署も人が足りない中でやっている中で、思いどおりの形になるかというのは非常に悩ましいところもありますが、いずれにしても、市民の方々が、議員の方々がより満足していただけるような形に

なれるように、機構的にも、また職員の能力アップにも、私自身がまずは頑張っていかなければいけないと思っております。

(7番木村彰人議員「終わります」と呼ぶ)

○議長(門田直樹議員) 7番木村彰人議員の一般質問は終わりました。

ここで15時45分まで休憩します。

休憩 午後3時31分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後3時45分

○議長(門田直樹議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

4番森田正嗣議員の一般質問を許可します。

[4番 森田正嗣議員 登壇]

○4番(森田正嗣議員) 今議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告をしておりました2件について質問をさせていただきます。

1件目は、太宰府市体育複合施設新築工事の情報公開請求に関わる非公開処分の取消しを求める訴訟事件判決、福岡地判令和4年3月30日と情報開示の関係でございます。

この事件は、そもそも平成26年7月1日に、太宰府市につきましてこの目的物の入札が公告されたことに端を発しております。それで、この件につきましては、第1次入札が不落に終わりまして、これが一般入札として駄目だった。第2番目に、同じく平成26年に指名競争入札が行われまして、これが第2の入札として、ここで戸田建設のほうが落札されたという経緯がございます。

それで、市民のほうからは情報公開という請求が起こってまいりまして、そのうち本件について一番マッチする分だけを申しますと、平成30年4月9日に、見積一覧表を対象として情報公開請求を行ったわけでありまして、このときに4月9日に、各製造業者の見積額と見積査定率を除いて公開すべき旨の決定をしたという処分がなされました。

そしてその後、原告らはこの件について、さらに令和元年6月13日に、それぞれの見積表と見比べ表の構成をなしています見積額のうち、最も低額な見積額の情報について情報公開請求を行ってございましたけれども、令和元年6月27日に市長は、見積額が本件、つまり太宰府市情報公開条例第10条第3号の法人情報等及び同条第5号の事務事業に支障を生じるという情報を該当することを理由に、見積額を非公開としており、それ以外の情報を公開とする旨の一部公開決定をしたわけでありまして、

そこで原告は、その後、市長のほうには審査会の答申を経て審査請求を棄却しまして、原告側は令和2年5月18日に非公開処分の取消しを求めて本訴の訴えを提起しております。

先ほどご紹介申しましたとおり、令和4年3月30日、福岡地裁は結局判決を出しまして、太宰府市長が令和元年6月27日付で原告に対してした情報一部公開決定のうち、見積比較表の製造業者の見積価格を非公開とした部分を取り消すという、その処分の非公開処分ということ自

体が違法だと認定して、取消しをしております。

この事件で私が問題としておりますのは、1つは、太宰府市自治基本条例の関係でございます。もちろん市としては、ご自身の入札事務に関して、裁量事項であるから、いろいろなるべく進みやすいように配慮をされていくという考え方は分からないではございません。

しかしながら、最終的に裁判所側が出してきた結論というのは、この情報というものが、市が述べられるように、法人その他の団体に関する情報または事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することによって当該法人等、または当該個人の競争上または事業運営上の地位その他社会的地位を明らかに害すると認められるものという、これに該当しないという判断をまずいたしました。

そしてさらに、第5号で市のほうが争っておりました、公開することが、当該情報を本来保有する第三者との信頼関係を著しく損なうおそれがある、または市の将来の入札事務に著しい支障を生ずるおそれがあるという形で判断を下されているわけであります。

判決は、様々な客観的な理由を出しておりますけれども、そのときに裁判所側が判断の前提となるものとしてどういうものを出してこられたのかと。まず、第10条第3号の法人情報というものは、どういうものがこれに当たるのかということで、単に当該情報が通常他人に知られたくないというだけでは足りない。当該情報が公開されることによって、当該法人等の競争上の地位、または事業運営上の地位、その他社会的地位が害されると認められるべきことを要すると解すべきであり、またそのことが客観的に明らかでなければならないとして、第10条第3号の該当性についての判断基準としております。

さらに、先ほど申しました第10条第5号、第三者の信頼を害するからということですね。それにつきましても、この第5号のおそれについては、単なる確率的な可能性、つまり抽象的なおそれではなく、法的保護に値する蓋然性、具体的なおそれが必要であり、行政機関の主観によるのではなく、そのような具体的なおそれがあるかを客観的に検討する必要があると解される。そして、こういう判断基準をもって、今回の原告と被告のそれぞれの論点をめぐる主張について決着を与えたという経緯でございました。

私は、ここの点で一番問題にしたのは、こういう客観的な基準の中に立って、今回の見積価格というものが一応、いろいろな附帯条件はあったとしても、そのことについて、次の予定されるかもしれない公共工事のときの見積りということが起きてきた場合に、住民側が再度、もし訴訟といいますか、争われてきたときに、情報公開の請求をするということは十分あり得ると思います。

それで、私自身は、福岡地裁判決が出してきた客観的な基準で、それぞれ法人の保護情報ではない、あるいは第10条第5号の第三者との信頼関係を害するとか、それから将来の入札事務を害するおそれがあるということは言えないと言われたいろいろな条件をクリアしたものについて、当該太宰府市が開示をなされるのが妥当なんではないか。これは太宰府市自治基本条例第14条の中に、市が抱えている事項というものは、市民との共有の情報であって、そのことを

丁寧に出しておかないといけないという条文がございますけれども、これに該当するのではないか。つまり、もし次の情報公開の請求があったときに、それに反するような判断をされるということは、恐らく自治基本条例が望んでいる情報を共有するという形、あるいは将来の入札事務、そういうものの適正を市民が適法に監視していくということに何ら利益を与えないのではないかという趣旨で、1問目の質問をさせていただいております。

次に、2問目でございます。

市長は、太宰府市まち・ひと・しごと創生総合戦略をおつくりになりました。これはちょっと私がおの場所にはおりませんでしたけれども、これと太宰府市自治基本条例との相互関係についてお尋ねをしたいと思います。

太宰府市まち・ひと・しごと創生総合戦略は、太宰府市の行政執行の一環として考えられているようですけれども、果たして策定手続に住民の意見を採用する機会がどの程度与えられたか不明であるということで、ご見解を伺いたいと思います。

以上です。

よろしく願いいたします。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（山浦剛志） 事前に質問原稿をいただいておりますので、それに沿ったところで1答目のみ回答させていただきたいと思っております。

まず、1件目の太宰府市体育複合施設新築工事の情報公開請求に関わる非公開処分の取消しを求める訴訟事件判決と情報開示についてご回答いたします。

まず、訴訟内容といたしましては、ただいま議員のほうからご説明がありました太宰府市体育複合施設新築工事の積算に関しまして、平成26年に市が作成いたしました見積比較表、これは見積比較検討書と申しますが、その複数業者の見積額のうち最も低額な見積額等の情報公開請求に対しまして、市が決定した処分、一部公開決定としておりますが、その取消しを求められたものでございます。

争点につきましては、太宰府市情報公開条例第10条第3号による見積比較表の製造業者等の見積価格を公開することが、製造業者の競争上及び事業運営上の地位を害するか、また、太宰府市情報公開条例第10条第5号による当該情報を市の判断で公開した場合に、本来保有する第三者との信頼関係を著しく損なうおそれがあり、将来の同種の事務事業の公正かつ適切な執行に著しい支障を生じるおそれがあるかが主な争点となりました。

判決といたしましては、見積比較表に記載された見積額について、契約を前提とした見積りではないこと、公開を求められているのは見積価格のみで、見積書の内訳は分からないこと、見積価格は平成26年のものであり、請求がありましたときから見ますと約5年が経過したということにより、情報の価値が低下したこと、本件工事見積依頼時に非公開を条件としていないことなどの理由によりまして、約5年前の見積額及び市の査定率であれば、見積業者の地位を害するとは認められず、また将来の建築工事の予定価格の類推にもつながらないとの判決内容



でございました。

令和4年3月30日の判決につきましては、残念ながら本市の主張が認められない結果となりましたが、これを受けまして今後の対応を検討した結果、控訴期限を待つことなく、令和4年4月8日に臨時で記者会見を開催いたしまして、市長自ら市民の皆様に向けまして、このたびの判決を重く受け止めるとともに、市民との信頼関係を第一に考え、控訴しないことをあえて選択したことや、今回の決断を契機として、さらなる説明責任を果たすことで、市民との信頼関係の醸成を進め、過去からの一刻も早い脱却を図ってまいりたいとの考えをご報告することで、早期の解決を図ったところでございます。

入札事務に関しまして、今後見積書の見積価格につき情報開示請求がなされた場合には、具体的には個別判断が必要と考えております。市が作成した文書を開示するという事を通じまして、開かれた市政の一層の推進に努めておりますが、市の文書の中には個人情報等保護すべき情報も含まれておりまして、これらについては太宰府市情報公開条例第10条各号において非開示とすべき情報が定められておりますので、条例に則した厳格な対応が不可欠なものと思っております。

今後も情報公開につきましては、より一層適切な対応に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） ありがとうございます。

一応市のほうも認めていただいているようですけれども、1つは、ここでこの福岡地裁判決で出てきたそれぞれの第三者との信頼関係を害しないとか、それから将来の入札事務に影響を与えないというふうな判断は、判決理由ではあったとしても、仮にもし同一の原告被告双方間で争った場合に、もうそれは市のほうが不控訴ということで裁判は確定しておりますので、その点について市のほうで2度めの反論はできないという形になります。

もちろんそのことを私は問題にしているわけではありませんで、先に、この後やはり公共の入札事務が生じた場合に、前回あったことですから、またあるかもしれません。そのときにやっぱり入札に当たりましては、見積価格について出せるのか出せないのかということは、一つの情報開示基準として、市民にとってはかなり有効なといいますか、有用な判断の基準ではないかと思えます。

その場合、もちろん福岡地裁判決も、例えば見積価格を提供した第三者がこれは非公開としてくれという留保をつけた場合とか、特別に何らかの理由があつて、この見積価格を公表とすることは避けてもらいたいというそういう事実があるならば、それは非公開としても差し支えないのではないかという判断を示していらっしゃると思います。

したがって、今まで実をいいますと、この点について、太宰府市に見積価格の公表ということについての判断事例は先行事例がなかったわけですね。今回初めてこういう事例が出てきた。そうしますと、少なくとも前の事例と照らし合わせて、次回出てくる入札、そういったも

のでもし見積価格の提示があった場合に、ここまでは許される、つまり公表が許される見積価格なのか、公表が許されない見積価格なのか、情報開示をなさる機関で一種の運用基準をおつくりになるべきではなかろうかと思えます。

それで、できればそれを公表されておくことが、先々、太宰府市の行政文書に対する信頼、そういったものが増えてくる。これはもちろん、先ほどから申し上げておりますけれども、太宰府市自治基本条例というのは、あくまでも市と、それから市民との協働によって太宰府市をつくっていくという、そういう精神で成り立っている以上は、そういうふうな仕組みを変えていかなければいけないのではないかというふうに思っているわけです。いかがでございましょうか。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（山浦剛志） 今回の見積価格の公開につきましては、あくまで総合体育館という本当に特殊建築物の中でも特殊建築物、めったにないようなもの、近隣でもそうそう起こらないようなもの入札ということでした。ですので、そういった意味合いで、今回につきましては特例といいますか、例外的にといいますか、そういうふうな意味合いで控訴等もなかったものと。市長も以前からこの問題につきましては、ずっと悩んでいらっしゃったところでもありますし、市民の理解を求めべきだということも、ずっと市長もおっしゃってあったところがございます。そういった判断の中で、市長はご判断いただいたということで考えております。

ただ、今回この訴訟の中で示された一定の基準でございますが、あくまでも今回の事例について、事実認定をされた上での判決ということでございます。他の訴訟、もし別の案件、入札案件があった場合に、全くこの案件と事実認定が合致するものであれば、今議員おっしゃったように、一定の基準の下に、私ども公開することになろうかと思えますが、恐らく入札はいろいろな種類がございますので、全く同じ基準ではなかなかないのではないかと考えております。

ですから、個別判断でそこはやっていかないといけない。これは議会連絡会の中でも私どもご報告をさせていただいた中で、私のほうで説明をさせていただいたところです。

ただ、一番最後に申し上げたのは、判決に至るまでの判旨というのがあると。まさに先ほどから申しております裁判官、裁判所の方が判断をいたしたその意見、考え方なりは尊重していかないといけないと私どもも当然思っておりますので、基本的にはそういうふうな形で進めていきたいと思っております。

情報というのは、おっしゃるように私ども隠すつもりは全然ございません。公開をするというのが基本原則で考えております。ただ一方で、公開することで不利益を被られる方もやはりあります。特に入札情報であれば、請求された方はもちろん情報は得られる、公開すれば得られますが、それによって入札価格が上がるかそういうことになれば、市民全体の不利益ということにもつながりかねませんので、私ども一件一件、その辺のところを慎重に判断しながら

ら、公開するあるいは公開しないという判断をさせていただくことになろうかと思います。

○議長（門田直樹議員） 4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） ありがとうございます。対応において私の意見とそうそう差異はないと思いますけれども、基本的な姿勢と申しますのは、あくまでもどんな機密事項であれ、いわゆる機密事項、絶対的に機密であり、それを漏らすことによって第三者に回復することのできない不利益が生じる、これ以外は普通秘密事項ってないんですよね。

だから、もちろん入札事務に当たって見積価格を出されてきた事業者の営業上の競争力、そういうものが阻害されるというのが、私どもは普通名誉毀損とか個人情報保護条例で言われている個人の同一性とか、そういったレベルのものとは違って、あくまでも営業上の理由の秘密ですから、そのあたりのアクセントの置き方はかなり違ってくると思います。

確かに市におかれましては、そういう入札の事務を遂行するためには、そういったことも十分勘案していかなければならないのはよくよく分かっておりますけれども、その点もよく加味して、少なくとも何らかの形で、今回の場合はこういうことで開示になったんだという一つの事例として記録されていて、これが次の事件のときに果たして通用するのかどうかということ、また別の問題ですけれども、しかしそれも、例えば今回の判決は公知の事実で判決文として出されていますから、皆さんご存じなわけですね。ご存じのはずなんですけれども、それでも現実には実際のところ、担当課のほうに請求をしてみて、あ、駄目なんだということが、客観的にこういう事件でこういうことが条件では許されましたという一つの先例としてお出しになるのが、情報を共有していくということの本質ではないのかというふうに思っているわけですね。

だから、先ほど来、木村議員がいろいろな形で機構改革のお話をされておりましたけれども、今までは少ない費用で多大な効果を得るという形で運用されていたと思いますけれども、自治基本条例が施行されたときは、このときは前提条件が、この後、財政的に地方財政が逼迫していくということの大前提に、それを担う人間が、住民もしくは市民に依拠せざるを得ないという時代的な流れがあって、それを可能にするためには、自治基本条例のような形で運用していくべきではないかということで、これが成立したという経緯がございますので、その意味で、これから恐らく市の職員さんだけでは賄えない。ましてや先ほど来からお話を伺っていますと、広聴の関係についても人員を増やさなきゃいけない。介護の関係、福祉の関係、それから今でいけば教員の関係、もうありとあらゆるところで、公務員だけを増やしていけば事は済まないという時代に私たちは立ち入っちゃっていますので、その点も含めて情報公開ということとはよくよく勘案されるほうがよろしいかとは思っております。

結構です。初問はこれで結構でございます。

○議長（門田直樹議員） 総務部経営企画担当理事。

○総務部経営企画担当理事（村田誠英） 2件目のほうについてお答えさせていただきます。こちらにつきましても、事前にいただいた原稿とちょっと読み上げの内容が違いましたので、事前

にいただいた原稿に基づいて答弁させていただきます。

2件目の太宰府市まち・ひと・しごと創生総合戦略と太宰府市自治基本条例についてご回答いたします。

まず、1項目めの太宰府市まち・ひと・しごと創生総合戦略の目的と対象範囲についてであります。本市におけるまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画として、太宰府市まち・ひと・しごと創生総合戦略、いわゆるまちづくりビジョンを策定しております。

まち・ひと・しごと創生法において、まち・ひと・しごと創生とは、我が国における急速な少子・高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくためには、国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保及び地域における魅力ある多様な就業の機会の創出を一体的に推進することとされており、まちづくりビジョンにおいても、このような目的の下、関係する施策について定めているものです。

次に、2項目めの地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引きから見た太宰府市まち・ひと・しごと創生総合戦略の制定経過の検証及び3項目めの太宰府市自治基本条例から見た太宰府市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定経過の検証につきましては、関連がございますので、併せてお答えいたします。

第2期まちづくりビジョンについては、内閣府の手引きにある住民・産官学労言士の参画と推進組織を踏まえ、市内在住者や市内で事業を展開する方をはじめとする、当時考え得るベスト・アンド・ブライテストたる17名から成る太宰府市総合戦略推進委員会及び市職員をメンバーとした総合戦略ワーキンググループにて協議を行い、素案を策定した後、パブリック・コメントを実施することで、広く市民の皆様のご意見をいただきました。

また、議会の皆様へは、策定段階であります令和2年1月の議会連絡会において太宰府市まち・ひと・しごと創生第2期総合戦略素案の策定及びパブリック・コメントの実施についてご報告させていただき、その後も議会一般質問や施政方針などを通じ、累次にわたり説明を重ねてきたところです。

そして、策定に際しましては、またこの策定に留まらず、選挙時の市民との約束たる市長公約に基づきつつ、市民意識調査や市民の意見箱、ホームページのご意見だけでなく、市長自らSNSでの双方向でのコミュニケーションや、日頃から市長室やイベント現場などにおいて様々な方のご意見を交わすなど、市長ご自身、いわゆる政治家としての日常活動を通じて、常々広聴機能を意識しながら取り組まれてきたところです。

このように、地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き及び太宰府市自治基本条例の趣旨を踏まえ、幅広く市民の皆様のご意見をお伺いし、策定に至るまでのプロセスを重視しつつ、本市のさらなる飛躍を目指し、第2期太宰府市まちづくりビジョンを策定いたしました。

○議長（門田直樹議員） 4 番森田正嗣議員。

○4 番（森田正嗣議員） ありがとうございます。

そこで、お尋ねですけれども、このまち・ひと・しごと創生総合戦略というのは、最終的には、今ご回答に示していただきましたとおり、急激な少子・高齢化の進展に的確に対応して、人口減少の歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたる活力ある日本社会を維持していくためというならば、太宰府オンリーという話ではなくて、日本国全般の課題を肩代わりといいますか、分担してご計画をおつくりになったんだと思います。

そのこと自体は何ら異とするところはないのですけれども、どうしても、今る手続の過程において問題がございませんでしたというご報告をいただきましたけれども、まず地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引きというのが令和元年12月に内閣府地方創生推進室から出されております。ここによりますと、内閣府地方創生推進室が出した手引きの4ページの策定プロセスの重要性によれば、戦略策定に当たり、地方公共団体自らが責任を持って社会・経済状況の変化を捉え、地域の将来像を考える観点から、ワークショップにより幅広い意見を吸い上げるなど、幅広い層の住民をはじめ、産業界、関係行政機関、教育機関、金融機関、労働団体、メディア、士業などの多様な主体の参画を得るなど、地域の特性に応じた検討プロセスを経て策定することが重要であるとあります。

また、同5ページの住民・産官学労言士等の参画と推進組織では、まち・ひと・しごと創生を効果的に効率的に推進していくためには、先ほどの計画をつくる前の話ですけれども、5ページは、その組織をつくって効果的に推進していくためには、住民、NPO、関係団体や民間事業者の参加、協力が重要であることから、地方版総合戦略は幅広い層から成る住民をはじめ、産業界、関係行政機関、教育機関、金融機関、労働団体、メディア、士業等で構成する推進会議でその方向性や具体案について審議、検討するなど、広く関係者の意見を反映するようにすることが重要だと書いてございまして、効果的、効率的促進の面から、幅広い層の参加者を予定していらっしゃいます。

それで、なおかつ同19ページの地方議会との関係によりますと、地方版総合戦略については、議会と執行部が車の両輪となって推進することが重要であることから、議会においても地方版総合戦略の策定段階や効果検証段階において十分な審議が行われるようにすることが重要だとございます。

そこで、今いただいた報告書ですけれども、ここでおっしゃっている手続的に全てと申しますか、手続的に何ら瑕疵のないというふうな形でおっしゃっている恐らく根拠は、先ほどの回答でのワーキンググループにて協議を行い、素案を検討した後、パブリック・コメントを実施することで、広く市民の皆様のご意見をいただきましたという点と、それから、議会の皆様には、令和2年1月の議会連絡会においてパブリック・コメントの実施についてのご報告をさせていただきます、その後も議会一般質問や施政方針などを通じて累次にわたり説明を重ねてきまし

たということが根拠になっていると思われま

す。私のほうから見ますと、少なくとも先ほど内閣府のほうで示されてこられたものは、推進案と申しますか、総合戦略をつくる段階で市民が参画しなさいと、それが必要ですよということ素直に読み取れることができます。また、議会との協力関係につきましても、出来上がったものについて報告するということは、策定段階や効果検証現場においては、もちろん今の先ほどの説明でいかもしれませんけれども、少なくとも戦略の策定段階で入ってこないと駄目ですよというふうに内閣府の指針では出ております。そこをどういうふうに整合性を持って理解すればいいのかがちょっと分かりませんので、ご説明をください。

○議長（門田直樹議員） 総務部経営企画担当理事。

○総務部経営企画担当理事（村田誠英） まず、今議員がご指摘されたことにちょっと補足をさせていただきます。

この内閣府の手引きにいろいろ書かれていますとおり、市民幅広くというところがございました。先ほど議員のご指摘からしますと、パブリック・コメントを実施することが、この市民の皆様の意見をいただいたというところに多分1対1対応するのかなという印象を受けましたので、ちょっとそこを説明させていただきますと、そもそも今答弁したことではございますけれども、太宰府市総合戦略推進委員会、ここにも、先ほど申しましたが、市内在住者や市内で事業を展開する方をはじめとする、当時考え得るベスト・アンド・ブライテストたる17名、これが入っていらっしゃるというところがございますので、ここでもまず市民の意見は聞かせていただいているところではございます。加えまして、議員ご指摘のとおり、パブリック・コメントも実施させていただいたというところがございます。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） それでは、その17名の中に太宰府市民の方は何名いらっしゃったんですか。

○議長（門田直樹議員） 総務部経営企画担当理事。

○総務部経営企画担当理事（村田誠英） 住民票を置いているという意味での市民で申しますと、3名ではございますけれども、例えば先ほどから議題が上がっております自治基本条例等で定義されている市民というところには、かなり広く市内で事業を展開される事業者とかこういったことも含まれて市民という方も定義されていらっしゃるかと思います。そういった意味だと、今申し上げた3名だけではなく、ちょっとすみません、今何名かと言われると厳密には言えませんけれども、そういった方も含めるのであれば、かなり多くの方が入っていらっしゃるんじゃないかなというふうに考えてございます。

○議長（門田直樹議員） 4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） 一つの方向を考えて言いますと、内閣府がこれだけの指針と申しますか基準を打ち出してきたのは、はっきりこの総合戦略をつくって実施していく上に、住民の参加

が必要不可欠であるという大前提のものはあるんだろうと思います。そうなってきましたと、少なくとも策定段階において、単にワーキンググループだけ、あるいはそういうところで確認といたしますか、そこに参入するだけかどうかを問題にすればいいのか、それともいわゆるたたき台として出されたものを市民の方がどう受け取られますかという形で検討されるというのが、普通に考えられる方法だろうと思います。

ただ、どうしてもパブリック・コメントということになってまいりますと、それは事後報告という形になってまいりますから、仮に意見をパブリック・コメントに記帳するとしても、最初にその質問を投げかけられて答えていくという形の住民参加ということは、非常に色が薄くなってしまいます。その意味合いでは、内閣府が望んだ構成になっていたかどうかというのは疑問なんですけれども、その点はいかがでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） もう森田議員も自治会の活動も長くやられていましたし、政治家としての活動も長くなられていると思いますので、よくよくご存じだと思いますけれども、私自身、やはり政治家として20年やってきましたし、父も政治家として、生まれたときからやっていたので、そうしたことを見てきますと、やっぱり選挙というのが非常に重要だと思っているんですね。選挙で先生も落選されていますから、私も3回落選していますから、要は選挙で落選すると、立場自体がもう与えられません。発言権もなくなります。

そうした中で、選挙で選ばれて、そうした中で公約を市民の方々と約束をし、議論を交わした中で、期待をいただいて、与えられた任期でしっかりと答えを出していくということが、まずは私は政治家としては重要だと思っています。

そうした中で、7つのプランという1期目のときは公約を立てまして、そうしたことを、要はもともとある総合計画にはやっぱり7つのプランというのは全く反映されていません。私は後から選ばれていますから、策定後。やっぱりしかし、その4年間の中で私が直近の民意の中で選ばれた公約、約束を落とし込んでいく、市の政策に、施策に。そうした中で、総合計画はありますけれども、さらにこの総合戦略というものが重要なツールになっていくのではないかと。

そうした思いの中で、特に成長戦略などが私自身、市民から求められているものと思ってきたものですから、そうした中で総合戦略というのをつくり込んで、そこに様々な、まさに各界のこうした方々に参加をいただき、そして常々、先ほど来申していましたように、市民の方から選挙時もそうですし、その後もいただいてきた意見というものを、しっかりとこの総合戦略に落とし込んでいくという作業は日々行ってきましたので、そうした意味では、いわゆるワークショップという形ではないかもしれませんが、いわゆるパブリック・コメントということでは十分じゃないかもしれませんが、それ以上に私は市民の方々の期待をこの計画に、戦略に落とし込むということは、人一倍気をつけながらやってきたという意味では、私自身、市民の声がしっかりと凝縮をされている戦略になったという自負は持っております。

○議長（門田直樹議員） 4 番森田正嗣議員。

○4 番（森田正嗣議員） 市長の立場はよく分からせていただきました。

ただ、この総合戦略の守備範囲というのが、先ほど来から申しましていますけれども、人口減少、それから東京圏への人口流入を防ぐと、過度の集中を防いでいって、いわゆる人口的に住民を維持していきながら、そこの地域を活性化させていくという形ですから、誤解を恐れずにあえて申し上げれば、これはかなり経済的な側面の戦略だろうというふうに理解をいたします。

しかしながら、そうなりますと、そのこと自体を策定するということについて、先ほどからいろいろな形で内閣府が要求されている基準にマッチしているのかどうなのかということをお尋ねしてきたわけですが、一応市長のお考えでは、一応手続的にはクリアしたのではないかと考えていらっしゃるということでございますね。

そこで、今度は、じゃあ市長がご就任されたときに既に存在していた太宰府市自治基本条例の側面からこの問題を検討させていただきたいと思います。

太宰府市自治基本条例は、これはもう何回も申し上げておりますけれども、この条例は、本市における自治の基本理念及び基本原則を定めることにより、市民、コミュニティ、議会及び市長等が互いに理解を深め、信頼し合う関係を築き、住民を主体とした自治を推進し、市民福祉の向上を図ることを目的とするというふうに規定してございます。つまり、ここでは市民といわゆる行政機関といいますか、地方の自治体が当然と一緒に市民福祉の向上を図ることを目的として行動していく。その点では、市民に対して政治責任を負わせているとすることができるわけですが、そこで、第2条に、議会及び市長等は、他の条例、規則及びその他の規定の制定改廃に当たり、この条例の趣旨を最大限尊重し、整合性の確保を図るものとするとして書いてございます。図るように努めなければならないとは書いてないんですね。

これは、議会に対しても市長に対しても、この自治基本条例の精神にマッチするように動いてくださいというふうな意味合いです。もちろんいろいろな選択肢、政策上の選択肢で、直ちにできるとは、諸条件からそういう場合はあり得ないでしょうから、そのあたりはほとんどの場合に努力義務という形で規定条項が置かれています。

したがって、少なくとも市長は、この太宰府市の市長に就任されたときから、この太宰府市自治基本条例の枠内であって行動しなければいけないという宿命を負っていらっしゃいました。

そこで、お尋ねです。

この太宰府市自治基本条例では、先ほどからいろいろ申し上げておりますけれども、市長の責務として、第11条は、市長に対し、その第1項において、市の代表者としてこの条例を遵守し、市民の声を真摯に受け止め、公正かつ誠実に市政運営を行わなければならないとしています。そして、本条例の制定目的である市民を主体とした自治を推進し、市民福祉の向上を図るために、第4条において市長等に対し市政運営に関する情報を共有するように努め、市政への



市民参画の機会を保障する。それから、市政を進めるに当たり、市民に対し分かりやすい説明を行うという第4条の条文がございます。

この条文は、少なくとも議会にいる人間もそうですけれども、市長もしくは市の執行部の皆さんもそうですけれども、従来の法令にかなった行動だけを取ってればそれで済むという問題を示してはいないんですね。住民の福祉のために何かしなければいけないけれども、そのために職員にも、あるいは私たちにも最大限の努力をなさйтеという形の言葉が含まれているわけです。

したがって、先ほどちょっと木村議員の話を持ち出しましたけれども、今のスタッフで市政のために、市民のためにいろいろな多様な行政需要を処理していくということは、非常に難しい段階に入っていることは、誰もみんな実感しているわけですね。そうすると、少なくとも機構をつくり上げるとか、それから政策を実施するとか、そういった場合に、市民を巻き込むシステムをつくっていかない限りは成り立ちませんよということを申し上げているわけです。この点についていかがお考えでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 本当に大先輩の森田議員からそうして懇切丁寧にご指導いただきますと、私も当然じくじたるものといいますか、私自身が胸に手を当てて、本当にこの条例にありますような人間であったのか、市長であったのかということは、日々私も省みて反省をする日々だということ、ぜひご理解いただきたいのですが、そうした中で、やはりずっと今日申してまいりましたように、私が、とはいえ、給食のときにも申しましたけれども、この4年余りの間に税収も3億円程度上昇してきた、そしてふるさと納税も20倍以上に膨らんできて、10億円以上の新たな税収として増えてきた。そうした中で、様々な行政需要を満たすことができるようになってきた。その根本の中に、私が訴えてきた、皆さんに説明をしてきた総合戦略なり様々な施策というものが職員と共にやってきたことが、少しずつ芽が出てきたのかなという自負も一応あります。

また、そうした中で、森田議員からするとまだまだ至らないと言われるかもしれませんが、私なりに議会の皆様とも、市民、コミュニティの皆様とも互いに理解を深め、信頼し合う関係を築いてきたという、少なくともそこに心を砕いてきたという思いもございまして、できる限り皆様に「くすの記」なりSNSなり様々な記者会見なり、そうしたものでできるだけ取り上げていただいて、市民、市外の方も含めて共有をしていただきたい、やっていることを皆さんに理解していただきたい。そして、皆さんの声も政治家としての日常活動として受け、吸収をして、それを市政に生かしていきたい。

職員とも常々、もう嫌われていますけれども、かなり職員とも意見を交わしながら、最後は決まったことには一緒にやっぺいこうということで、給食の件なども一致団結して行ってきました。

その結果として、私、1期目は本当にご存じのように大変厳しい選挙でしたけれども、2期

目はおかげさまで無投票で再選させていただいたという結果は、やはり政治家としては選挙の結果というものは受け止めさせていただきたいと思っていますので、そうした思いの中で、まだまだ至らないかもしれませんが、こうした自治基本条例も、私が市長になるかならないかに関わらず、政治家として、また一人の市民として、一人の人間としても誠実に対応してきたという思いは持っているところであります。

○議長（門田直樹議員） 4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） ありがとうございます。市長におかれましては、今のご発言が本当のところかなという気はいたしますけれども、少なくとも太宰府市自治基本条例という一つの規範が私たちの上には広がっておりまして、これから常に私たちは見られている、そのことを肝に銘じませんと、私たちはあつという間に捨てられるという可能性があります。

したがって、今後ともそういった意味合いで市長には頑張ってくださいまして、総合戦略につきましては、やや私のほうは何か追及の矛先が少し鈍ったようでございますが、市長に今後とも頑張ってくださいまして、私の質問を終わります。

○議長（門田直樹議員） 4番森田正嗣議員の一般質問は終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（門田直樹議員） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は、6月22日午前10時から再開します。

本日はこれをおもちまして散会します。

散会 午後4時36分

~~~~~ ○ ~~~~~

1 議 事 日 程（4日目）

〔令和4年太宰府市議会第2回（6月）定例会〕

令和4年6月22日

午前10時開議

於 議 事 室

日程第1 一般質問

一般質問者及び質問項目一覧表

| 順位 | 質問者氏名<br>(議席番号) | 質 問 項 目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|----|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 小 畠 真由美<br>(15) | <p>1. コロナ禍における原油価格、物価高騰に対する新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用について<br/>原油価格、物価高騰による本市への影響についてどのように捉えているか。また市の実情に応じた支援が必要であると考え2点伺う。</p> <p>(1) 原材料高騰による学校給食の保護者負担の軽減や、子ども食堂を行う民間団体の活動支援など、子どもの食や健康を守るための活用や、生活困窮者に対する支援に活用できないか。</p> <p>(2) 農家や中小企業を守るための支援に活用できないか。</p> <p>2. 子どもの権利条例を制定することについて<br/>子どもの権利条約に定められた子どもの権利の理念に基づき、子どもの尊厳と権利が尊重されるよう、子どもの権利条例の制定が全国的に広がっている。深刻化するいじめや虐待、さらには近年社会問題になっているヤングケアラーなど、子どもを取り巻く環境が複雑化する中、本市では子ども議会や子ども学生未来会議の開催、この度発表された全員喫食での中学校完全給食の実現など子どもを育む市の取り組みも進められている。この機運の中で条例制定への取り組みに動き出すべきであると考え見解を伺う。</p> |
| 2  | 入 江 寿<br>(6)    | <p>1. 太宰府検定について<br/>太宰府検定について2点伺う。</p> <p>(1) 太宰府検定の目的や役割について</p> <p>(2) 太宰府検定問題の有効活用について</p> <p>2. 中学校部活動について<br/>中学校部活動について2点伺う。</p> <p>(1) 中学校部活動の現状について</p> <p>(2) 令和5年度以降の部活動について</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |

|   |             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|---|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 3 | 馬場礼子<br>(2) | <p>1. 【日本遺産】について</p> <p>太宰府は、歴史と文化に象徴されるまちである。それを証明する形として、2015年4月、日本初「日本遺産」認定を受けた。</p> <p>太宰府が太宰府であることの意味をしっかりと受け止め、認定継続となったこと、コロナも落ち着き、外国人観光客受け入れも始まったことを踏まえ、以下の件に関して伺う。</p> <p>(1) そもそも、「日本遺産」とは何か。</p> <p>(2) 認定を受け、本市はその意義をどのように受け止められたか。</p> <p>(3) 本市のストーリーによるパッケージ化の構想に関して3点伺う。</p> <p>① 日本遺産に関する今までの本市の具体的な取り組みと反響について</p> <p>② 文化財をはじめとした周辺地域の一体的な整備活用について</p> <p>③ 国内外への積極的かつ戦略的・効果的発信について</p> <p>(4) 学校教育での活用方法。</p> <p>(5) 国内外の来訪者に対するボランティア解説員などの人材育成。</p> <p>(6) 2021年7月、再審査となった結果を受けての見解と今までと違う具体的な新たな取り組みはあるか。</p> <p>(7) 市長の歴史のまち『太宰府』への思い。</p> |
| 4 | 笠利毅<br>(11) | <p>1. 高齢者世帯の外出支援について</p> <p>高齢者にとって積極的に外出することはとても大切だ。タクシー代の補助は可能か。</p> <p>2. 「新しい公共」について</p> <p>市長選では「新しい公共の促進」を訴え、施政方針にも掲げられた。これは何か。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 5 | 橋本健<br>(17) | <p>1. 産業と観光活性化について</p> <p>(1) 本市の特産品開発の現状と課題について</p> <p>昨年からはじめた『令和発祥の都太宰府「梅」プロジェクト推進事業』、現在、安定した梅の生産量は確保できているのか。また、商品開発はどのように進展しているのか伺う。</p> <p>(2) 観光資源の有効活用について</p> <p>本市には歴史的文化遺産が点在しているが、観光資源として十分に有効活用されていないのは残念である。歴史探訪に視点を置いた史跡めぐりや一般観光に定期便としてまほろば号を運行する方法もある。さらに、これらを活かした滞在型観光に力を入れていただきたいと思うが見解を伺う。</p>                                                                                                                                                                                                                                                 |

|   |              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|---|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|   |              | <p>(3) 坂本八幡宮のPRについて</p> <p>平成31年4月1日に坂本八幡宮が元号「令和」のゆかりの地として全国に公表されてから4年目を迎えたが、周辺整備や誘致活動が足りないと感じる。坂本八幡宮が未来永劫の観光スポットになれるよう行政の応援が必要と考えるが見解を伺う。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 6 | 陶山良尚<br>(14) | <p>1. 市内大型マンション建設及び宅地開発に伴う周辺地域の環境整備について</p> <p>市内においては、大型マンションの建設が進み、他方では宅地開発も計画されている。宅地開発により人口が増えることは本市にとってもプラスではあるが、それに伴う道路事情等環境整備が追い付いていないのが現状ではないか。建設完了後を想定し、早い段階で周辺地域の現状を把握し課題解決に向けた対策を講じていく必要があると考える。そこで次の2点について伺う。</p> <p>(1) 市内における大型マンションや宅地開発の現状について</p> <p>(2) 通古賀区内に建設中の大型マンション建設後の周辺地域における道路等の対策について</p>                                                                                                                                                                                                           |
| 7 | 今泉義文<br>(3)  | <p>1. 声掛けによる地域コミュニティの活性化について</p> <p>子ども達の安全確保や元気づけのために、登校見守りを行っている。少しずつコミュニケーションが取れてきて、繋がりができてきた。地域ぐるみで子ども達に関わることが大事であるという観点から2点伺う。</p> <p>(1) 自治体や各団体への応援体制作りについて</p> <p>(2) 人が外に出やすくなる仕組み作りについて</p> <p>2. 道路状況改善について</p> <p>道路状況について、補修工事が必要だと思われる箇所が散見される。交通量が多い所は、道路の傷み方も激しく、通行人や車への損害が発生すると考えられることから危険箇所の情報収集体制について伺う。</p> <p>3. 持続可能な中学校の部活動のあり方について</p> <p>中学校の部活動については、教員の働き方改革や少子化による部員不足による問題などが考えられる。スポーツ庁の有識者会議では、段階的に休日の部活動を地域のスポーツクラブなどに委託していくべきであるという提言もあることから2点伺う。</p> <p>(1) 参加チームについて</p> <p>(2) 指導体制について</p> |

2 出席議員は次のとおりである(18名)

1番 タコスキッド 議員

2番 馬場礼子 議員

3番 今 泉 義 文 議員  
 5番 宮 原 伸 一 議員  
 7番 木 村 彰 人 議員  
 9番 船 越 隆 之 議員  
 11番 笠 利 毅 議員  
 13番 神 武 綾 議員  
 15番 小 畠 真由美 議員  
 17番 橋 本 健 議員

4番 森 田 正 嗣 議員  
 6番 入 江 寿 議員  
 8番 徳 永 洋 介 議員  
 10番 堺 剛 議員  
 12番 原 田 久美子 議員  
 14番 陶 山 良 尚 議員  
 16番 長谷川 公 成 議員  
 18番 門 田 直 樹 議員

3 欠席議員は次のとおりである

な し

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（27名）

市 長 楠 田 大 蔵  
 教 育 長 樋 田 京 子  
 総務部経営  
 企画担当理事 村 田 誠 英  
 健康福祉部長 川 谷 豊  
 都市整備部長 高 原 清  
 観光経済部長 友 添 浩 一  
 教育部理事 堀 浩 二  
 地域コミュニティ課長 宮 崎 征 二  
 生活支援課長 江 坂 研 治  
 子育て支援課長 松 田 勝 実  
 建設課長 齋 藤 実貴男  
 産業振興課長 満 崎 哲 也  
 社会教育課教育  
 施設整備担当課長 福 田 久 博  
 文化財課長 中 島 恒次郎

副 市 長 原 口 信 行  
 総 務 部 長 山 浦 剛 志  
 市民生活部長 中 島 康 秀  
 健康福祉部高齢者福祉担当理事  
 兼高齢者支援課長 行 武 佐 江  
 都市整備部理事 山 崎 謙 悟  
 兼総務部理事  
 観光経済部理事 東 谷 正 文  
 経営企画課長 轟 貴 之  
 福 祉 課 長 井 本 正 彦  
 介護保険課長 立 石 泰 隆  
 都市計画課長 柴 田 義 則  
 観光推進課長兼  
 地域活性化複合施設本庁館長 池 田 哲 也  
 社会教育課長 添 田 邦 彦  
 学校教育課長 鳥 飼 太

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（4名）

議会事務局長 木 村 幸代志  
 書 記 岡 本 和 大

議 事 課 長 花 田 敏 浩  
 書 記 井 手 梨紗子

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（門田直樹議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第2回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しておるとおりです。

議事に入ります。

ここで議員8名退場のため暫時休憩します。

休憩 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前10時00分

○議長（門田直樹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（門田直樹議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

15番小島真由美議員の一般質問を許可します。

[15番 小島真由美議員 登壇]

○15番（小島真由美議員） 皆さん、おはようございます。

ただいま議長より許可をいただきましたので、通告に従い2件質問いたします。

1件目、コロナ禍における原油価格、物価高騰に対する新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用について。

長引くコロナ禍の中、ロシアのウクライナへの軍事侵攻により社会情勢はさらに悪化し、原油価格をはじめ様々な物価の高騰を招いています。このような状況を鑑み、国におきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として、新たにコロナ禍における原油価格・物価高騰対応分の交付金が令和4年4月に創設されました。

そこで、まずは原油価格・物価高騰による本市への影響についてどのように捉えているのかお伺いいたします。

また、市民の実情に応じた支援が必要であると考え、以下2点質問いたします。

1点目、食材価格の高騰に伴い、給食費の値上げや質の低下を招かぬよう、支援の強化を図るために交付金の活用をお願いしたいと考えます。

また、子ども食堂を行う民間団体の皆さんにおかれましては、食材の保管場所の確保など課題を抱えながら、献身的な活動を続けていただいております。子どもや高齢者の食や健康を守るための支援に交付金を活用することは、子ども食堂の今後の活動への大きな力にもなると確信いたします。見解をお聞かせください。

また、生活困窮者の支援について、相談件数の推移や、コロナ禍における支援の状況についてお聞かせください。

2点目、肥料や電気、ガス料金の高騰により、農家や中小企業の経営悪化が危惧されます。経営の安定化を図るための支援について、これまでの取組と現状をお伺いいたします。

2件目、子どもの権利条例を制定することについて質問をさせていただきます。

児童の権利に関する条約に定められた子どもの権利の理念に基づき、子どもの尊厳と権利が尊重されるよう、子どもの権利条例の制定が全国的に広がっています。深刻化するいじめや虐待、さらには近年社会問題になっているヤングケアラーなど、子どもを取り巻く環境が複雑化する中、本市では子ども議会や子ども・学生未来会議の開催、このたび発表された全員喫食での中学校完全給食の実現など、子どもを育む市の取組も進められています。誰一人取り残さないSDGsに通じる子どもの権利を守るため、市として条例制定に向けて動き出すときではないのかと考えますが、見解をお伺いいたします。

以上、回答よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（門田直樹議員） 総務部経営企画担当理事。

○総務部経営企画担当理事（村田誠英） 1件目のコロナ禍における原油価格・物価高騰に対する新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用について、総論部分をご回答いたします。

去る4月26日、国においてコロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急経済対策が取りまとめられ、同経済対策では、購買意欲や購買力低下を通じて、民間消費や企業活動を下押しするなど、実体経済への影響が顕在化する可能性が生じていると指摘されており、本市においても同様の可能性をはらんでいると考えております。

このような状況の下、国の経済対策では、コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が創設され、生活支援に関する事業と事業者支援に関する事業向けとして、本市に対しては2億6,000万円弱の交付限度額が通知されました。

本市では、国の経済対策に先立ち、生活支援及び事業者支援の必要性をいち早く認識し、去る3月22日に3月議会の追加議案として提案させていただきました令和4年度第2号補正を中心に、地方創生臨時交付金を活用し、生活支援に関する事業として、プレミアム付商品券事業、キャッシュレス購入困難者向け商品券事業、子育て世代への子育て応援キット配布事業や自宅療養者等生活物資支援事業などを、また事業者支援に関する事業としまして、事業復活支援事業や事業持続化支援事業、商工会相談等体制強化事業、女性を中心とした創業塾補助などを計上してきたところであり、今般通知された限度額を上回る総額2億9,600万円弱の事業を第1陣として既に措置しているところでございます。

加えて、地方創生臨時交付金における生活支援の一例として、公共料金の負担軽減が掲げられていたところでございますけれども、本件についても本市は7月請求分から下水道料金を先

んじて引き下げることとしているなど、経済対策の具体化に努めてまいりました。

他方、原油価格・物価価格高騰やコロナの感染状況など、刻一刻と変化しているところであり、引き続き時期を捉えた経済対策を講じていく必要があると考えております。

議員からも具体的なお提案をいただいているところをごさいます。加えて、各部署において各現場からの意見を集約、並びに国の最新の動向をキャッチするなどし、コロナの状況を見極めながら、今後適時のタイミングにて必要な補正予算を編成してまいり所存でございます。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（川谷 豊） 1点目の子ども食堂運営団体等に係る支援につきまして、私からご回答いたします。

まず、日頃からボランティア活動として、子どもたちの大切な居場所をご提供いただいております子ども食堂等の運営団体の皆様には、大変心強く思っております。この場をお借りして感謝申し上げたいと存じます。

この子ども食堂の運営には、人的あるいは資金的な課題も多く存在することから、市といたしましては、令和3年度から独自事業としまして、生活困窮者支援活動等補助金を設け、各団体に一定の補助ができる取組を開始したところであります。

ご指摘の交付金の活用につきましては、子ども食堂を運営されている団体との情報交換会の中で、どのような支援が必要とされているのかご意見をいただきながら、今後の支援策について考えてまいりたいと思います。

また、生活困窮者に係る支援につきましては、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金、就労により自立を図るための自立支援金、離職や収入減少により住居を失うおそれのある世帯に対する住居確保給付金の各事業を進めているところであります。市への相談件数につきましては、新規の生活困窮者の相談といたしまして、令和元年度が166件、令和2年度が527件、令和3年度が365件となっております。

○議長（門田直樹議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（友添浩一） 2点目の農家や中小企業を守るための支援に活用できないかについて、私からご回答いたします。

まず、農家の経営安定化への取組であります。本市では、多様な担い手の育成や米作とほか作物の生産を組み合わせた都市近郊農業を推進しております。その中心となる施策といたしまして地産地消を推進しており、昨年度から地産地消推進補助金を創設し、JA筑紫ゆめ畑太宰府店に出荷される際の手数料の一部補助を始めたところです。

中小企業事業者の経営安定化の取組といたしましては、従前の中小企業事業資金融資保証料補助金、がんばる中小企業応援事業補助金などによる支援のほか、新型コロナウイルス感染症に関する経済対策といたしまして、今年度においてはプレミアム付商品券事業補助金、持続化支援補助金、事業復活支援補助金などにより支援を行うこととしております。

現状でございますが、原油価格や物価の高騰による農家からのご相談等はございませんが、

中小企業事業者からは、商工会の商業部会の中で、飲食店などでは夜の集客が減り、以前の営業体制では店舗は存続できないのではないかと。家電などは仕入価格が2倍に上昇し、材料が入らず工事ができない場合がある。新型コロナウイルス感染症が蔓延した初期段階では感染予防で集客できなかったが、現在は原油価格が高騰している。環境変化が激しい状況で、今後の経営への影響が見通せない。借入金の返済据置きが終了し返済が始まるため、資金繰りが苦しくなるのではないかといい声が上がっていると伺っております。

今後の支援につきましては、まずは現在行っている経済対策等の事業を着実に進めるところで支援を継続することとし、国の支援や他市の動向を踏まえながら、関係団体と連携し、適切な情報交換の下、支援の在り方を含めて調査研究してまいります。

○議長（門田直樹議員） 15番小島真由美議員。

○15番（小島真由美議員） ありがとうございます。

何だろう、ちょっと危機感が足りないようなご答弁かなと思いつつ、今お聞きしていました。今朝方、為替は136円76銭という円安、拡大をしております。景気後退、景気低迷の中で、これだけの物価高、来月からまた日用品が大幅な値上げとなり、スタグフレーションという状況になったということでございます。このスタグフレーションを本当に乗り越えていくためには、普通、並々ならない、企業もそうですけれども、特に地方行政といたしましては危機感を持って対応しないといけないと思っております。

すみません、もう一度伺いたしますけれども、今までコロナ禍の中で、コロナが落ち着けばV字回復というところでやっつけようという、本当にコロナさえ収まればというところでもございましたけれども、ここに来て複雑な問題がたくさん出てまいりまして、来月でももうパウエル議長は金利を上げていくというような告知までされている状況で、これほど金利のオペレーションで日本も本当に振り回されるような形になってきていて、我が国だけが金利を引き上げるといことはなかなか難しい状況にあるという、本当に大変なときであります。

すみません、もう一度、今の状況が去年とは全く異質のものであるということに対する捉え方をお聞かせください。

○議長（門田直樹議員） 総務部経営企画担当理事。

○総務部経営企画担当理事（村田誠英） 今議員ご指摘されたような状況ということは、我々も実感しております。先ほど回答したと重複してございますけれども、かなり様々な面で物価は上がっているところでございます。我々も、ちょっと身近なところでお話しさせていただきますと、給食の検討をしている際に、食器とか身近なものがかなり物価が上がっていくというような情報にも接しております。そういった意味で、時期を捉えた経済対策というのは必要だろうというふうに考えてございまして、適宜のタイミングで必要な補正予算を編成しなければならない状況になるだろうと、そういった危機感を持って臨んでいるというところでございます。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） ご指摘ごもっともでありまして、我々も危機感をもっと強くしなければいけないと思っております。まさしく今、時あたかも、今日から参議院選もスタートいたしますので、そうした中で、まさしくまず政府・与党の皆さん、とりわけ公明党の皆さんのお力によりまして、本市のほうにも2億6,000万円弱の交付が内定、通知をされているところでありまして、そうしたことをいち早く使っていかなければいけないと。先日はあえて専決をしまして、近隣よりも早くそうした必要なところにお金を振込をするということも実践してまいりましたが、様々なやはりこうした円安、そして物価高、スタグフレーションという話もありました。金利を上げてしまうと、日本ではもう国債の利払いなども大変なことになってしまいますから、なかなか難しい判断だと思っておりますけれども、そうした中で円安圧力がさらに進んでいくということも、今後長期ビジョンでも考えられます。

そうした中で、こうした国からいただくお金、また市としても様々な努力を重ねて、必要なところに分配をしていくということをしてできるだけ早く行っていきたいと。ご理解を得られれば、今回の議会では間に合わないかもしれませんが、臨時的なものもお認めいただいて実行していくということも必要かと思っております。

また、給食の問題につきましても、やはり小学生のまずは給食費のことは、今からでも行うことができきますけれども、中学校の給食につきましても、やはり導入することによって、この給食費をどう小学校も中学校も負担を少なくしていくかということも、まずは導入をする中で議論が整理できてくると思っておりますので、そうした意味でも中学校給食も急いでいきたいと、そうした思いであります。

○議長（門田直樹議員） 15番小島真由美議員。

○15番（小島真由美議員） ありがとうございます。私ども公明党3,000人の地方議員が駆けずり回りまして、今回アンケートを取らせていただいて、この物価高騰に対するアンケートにあつて、政府のほうに2度申し上げをし、今回この新しい創設をいたしました。物価高騰による交付金の創設となりました。

今市長、また理事のほうからお話がありましたとおり、私たち、行政だけではなく議員側もしっかりと車輪が2つきちんとかみ合いながら、今回のこのスタグフレーションという前代未聞の、本当に世界状況の大変な中に今巻き込まれている状況の中を、何とか突破しないといけないという思いでいっぱいでございます。

その中で、今回のこの新たな枠の創設によりまして、国が行う支援策に加えて、地域の実情に応じてきめ細かく支援を講じることができるというようなものでございます。交付対象メニュー、また様々なメニューがあるんですけども、そのほかにも国の支援策を補完することも可能だということ、また4月から実施している事業も交付対象になりますよというようなことで、非常に自治体の判断で幅広く活用できるような取付けになってございます。

今、回答の中には若干なかったのか、よく分からなかったところが1つありまして、これは仮称なんですけれども、今私のほうからも申し上げましたけれども、大変危機的な状況、また

生活者に、太宰府市民の皆様に直接打撃がある状況、こういったことを鑑みまして、仮称ですが、物価高騰対策協議会なるもの、そういった緊急対策会議みたいなものを立ち上げるべきだと思いますが、この件についてはご予定と、またお考えをお示してください。

○議長（門田直樹議員） 総務部経営企画担当理事。

○総務部経営企画担当理事（村田誠英） かなりこういった状況を見極めるためには、様々な方から意見を伺っていく必要があるだろうと思っております。先ほど観光経済部のほうからも、商工会でも意見交換しているということがございまして、ちょっと現状どのような枠組みでということは今考えているわけではございませんが、様々な方のご意見を伺いながら、必要な対策は何かということは考えなければならないんだらうというふうに考えておるところでございます。

○議長（門田直樹議員） 15番小島真由美議員。

○15番（小島真由美議員） ありがとうございます。本市におきましては、他市とちょっと違うところは、やはり観光都市であるということ。これは円安が大きくプラスに動いていくだろうということで、今2万人の制限がある中でも団体客、また様々な規制の中でも、海外からの観光客が増えてくるという需要が見込まれているという現状が目の前にあるわけですね。

これはこれとして協議をしていく、そして今市民の生活をこの物価高騰に対する対策として協議をしていくと。要するに分科会というか、それぞれの目的の違う中での協議をしていくことが非常に大事であると思っておりますので、一緒くたにその協議会を立ち上げてくださいよというような乱暴な話ではございません。

その中で、今回私どものこの太宰府市に訪れてくださるインバウンドについて、今ちょうど入り口に差しかかったところでありますので、今のこの状況、例えば今観光バスで来られる方たちの外国人が1日何台ぐらいバスが入ってきているのか。また、96%減と一番悪いときではインバウンドが減りました。ここから今どのくらい増えてきているのか。また、修学旅行はどのくらい増えてきているのかという細かなデータというのは、この今回の今の状況が一番データ的には大事になってくるかと思いますが、この辺のデータの取り方とかというのは話し合っていらっしゃることはありますでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（友添浩一） 現在につきましては、その状況等については、従前より観光協会のほうがベースとして統計を取っている状況でございます。ただ、ここに特化したというところのデータについては、今ちょっと手元に持ち合わせてございませんので、また観光協会と協議しながら、こういったデータの取り方ができるのかというのは検討してまいりたいというふうにちょっと思っているところでございます。

○議長（門田直樹議員） 15番小島真由美議員。

○15番（小島真由美議員） 強みはどんどん生かしていく、そして本市の高齢化率が高いところ、また福祉の部分、こういったところの全体的な本市だけではないところの福祉の弱点とい

うところにはしっかり手厚くしていくと。そういういろいろなところで緩急を持ちながら政策を進めていくということが大事だなと思います。

この中で、コロナ禍におけるこの緊急対策の中で、福岡県ももう昨日ですかね、議会閉会いたしましたけれども、様々なメニューが出てきております。新規メニューの中でも、修学旅行の誘致により観光事業者を支援するというようなことが出てきています。これは新規ではないようなんですが、福岡県を行程に組み込んだ修学旅行を実施する県内外の学校に対し、バス代の一部を助成するというような、こういう福岡県の補助メニューとタイアップをしながら何かをつくり込んでいくというような政策というのは、非常に大事になってくるかと思います。特に観光業については。

こういうふうに修学旅行生が来やすい環境をせっかくつくってくださっているということで、福岡県に来たならば、必ず太宰府にはお見えになるだろうという予想の中で、これはここにしっかりと福岡県とタイアップをして、さらにプッシュ型で各学校へのプレゼンをしていくような、そういう流れもできないかというふうに見ておりました。

それから、観光キャンペーンというところでまず質問させていただきますと、これも福岡県のこの補助メニューの中に、福岡・大分デスティネーションキャンペーンの開催に向けた準備ということで、令和5年と令和6年でJR6社と地元自治体等が共同で実施する国内最大級の観光誘客キャンペーンというものがあるそうですが、ここに太宰府市しっかりとかみ込んでいくというようなことも非常に必要であろうかと思いますが、この件についてはご存じだったのか、この件についてはまだ今からなのか、その辺だけ分かる範囲でお答えください。

○議長（門田直樹議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（友添浩一） 福岡、大分のデスティネーションのJRさんの分につきましては、まだ現在、正式には太宰府市のほうには寄せられておりません。今後、県のほうと情報共有をしながら情報を取ってまいりたいというふうに思っているところでございます。

○議長（門田直樹議員） 15番小島真由美議員。

○15番（小島真由美議員） 観光につきましては、今ある財源から市が出すというよりも、こういう福岡県が持っている補助メニュー、またここに乘っかってくる仕組みをつくっていただきたいというふうにも思っています。

話は戻りますけれども、では太宰府市民の方たちが、毎月毎月のようにマヨネーズが上がり、油が上がり、様々な日常生活に関わる大きな値上げが今行われている中で、じゃあ市としてこの交付金をどうやって使っていこうかとする中で、まず私が今回提案をさせていただいた、国からのこのメニューの中にもありますけれども、学校給食の原材料の高騰に対する保護者負担を軽減させるというような対策。今の給食調理の現場が今どうなっているのか、どのような工夫をされながら今給食が行われているのか。また、委託業者、ほとんどうちが今委託業者だと思うんですが、その委託業者からの値上げの打診はまだないのか、その辺のことが分かればお聞かせください。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（堀 浩二） 今のところ打診のほうはあっておりません。ただ、日常的にやはり給食費を自由にたくさん使えるということではございませんので、弁当の日なんかを併用して給食の回数を少し減らしてみたり、食材についても、悪いものではないんです、安全ですけども、少しでも安いものがあれば、そちらのほうにに使わせていただくような工夫もしております。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 15番小島真由美議員。

○15番（小島真由美議員） そうですね、今理事のほうから冒頭おっしゃってくださいましたけれども、しっかりと検討して、今からの物価高というのは、まだこれから先、夏以降のほうはかなり打撃があると思っていますので、すぐにばたばた全部使い果たすというような、交付金をというようなことは申し上げるつもりはありません。しっかりと、今どこにどういうことで使えば効果的であるのか、目に見えて傷んでいるこの市民の生活を、目に見えた形でどうやって支援をしていこうかというような話合いをしっかりと持っていて、9月議会もしくは臨時議会か分かりませんが、早急であり、また丁寧な政策のつくり込みをしていただきたいなという思いで、今回この交付金の活用については取り上げさせていただきました。

最後になりますけれども、この交付金の中で子ども食堂、また農家の方たち、生活困窮者、様々提案をさせていただきましたけれども、子ども食堂については、本当に昨年来、昨年、その前から、コロナ禍になって子ども食堂が運営できない中、孤食の宅配をされたりと、本当に献身的にずっと太宰府市の貧困、また子どもの貧困、また高齢者の孤食に対する手厚い支援をしていただいております。

やはりこういうところの団体の皆様が今一番何が必要かといいますと、冷蔵庫と食材を管理する場所がないということが、どの団体さんもおっしゃっています。これはもうご自宅に持って帰られて、ご自分の冷蔵庫の中で保管したものを食堂の会場に持っていくというようなことを、今一生懸命してくださっているんですが、せめて、補助金も、国のほうもそうですし、県のほうも僅かではありますが、手挙げ方式で子ども食堂への支援という形で補助金も出ております。ここに市の補助金を一緒に入れて、何かできないだろうか、そういう場所がないだろうか、こういうことを真剣に考えていただきたいということが1つ。

それから、またお米の原価自体は下がっている、お米だけは下がっている状況ですけども、地産地消で本市が一番できるのがお米だと思います。やはり北谷辺りのお米農家さんたちが作ってくださったお米で、ゆめ畑とかにお弁当なんかも置いているんですが、JA女性部たちとのタイアップで、太宰府市の職員が災害時に職員さんたちのお弁当を発注してくだされば、いつでも作りますよとか、様々なお声もいただきます。どうか地産地消ということと、それから地元のこういった米農家さんたち、兼業農家さんたちを守るというところでの、金銭的なことだけではなくて、地産地消というところでの活用をお願いしたいと思います。

まず、すみません、この2件をお聞かせください。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（川谷 豊） まず、子ども食堂の関係でございますが、子ども食堂運営団体様とは年に数回程度情報交換会を開催しております、その場で様々なご要望等をお伺いしております。冒頭に申し上げました生活困窮者支援活動補助金につきましては、現在のところ希望される団体様はない状況でございます。

こうしたご指摘の活動拠点の整備や冷蔵庫の整備等も含めまして、本市にとってどのような支援がふさわしいのか、しっかりと各団体様の実情を聞かせていただきながら、今後の支援策を考えてまいりたいと思っております。

それから、2点目のJA様はじめ食料支援、地産地消の問題でございますが、現況を申し上げますと、生活困窮者に対しましては、市の窓口におきまして自立支援相談や家計相談を受け、必要な方に食料支援を行っておるところです。食材につきましては、NPO法人フードバンク福岡様やグリーンコープ様から無償で提供を受けまして、その支援に当たっております。JA様はじめ、今後も支援していただきます法人様等ありましたら、非常にありがたいお話でもございますので、しっかりと連携して取り組んでいけるよう考えてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（友添浩一） 地産地消ということでございましたので、私のほうから回答させていただきます。

本市にとりましても、地産地消につきましては重要な命題というふうに捉えているところでございます。先ほどちょっと申し上げましたが、地産地消の推進の補助金というのも昨年度から創設をさせていただきまして、市内の農家の皆さんの意欲、そういったものの向上も図っていかうというところで、現在制度をやっております。

そういった活用、ゆめ畑に卸していただいているお米ですね、そういったところの活用につきましても、活用できる場所をまた市の内部のほうでも協議してまいりまして、検討してまいりたいというふうに思っているところでございます。

○議長（門田直樹議員） 15番小畠真由美議員。

○15番（小畠真由美議員） ありがとうございます。先んじて福岡県がまず補助メニューを幾つか出しておりますので、ぜひ、特にこの生活困窮者の生活福祉資金特例貸付けの申請期間が令和4年8月まで延長されましたとか、様々福岡県の中でも市民のほうに周知をいただくような内容もありますし、太宰府市としては、9月議会に向けてしっかりとこの交付金の活用を練っていくというような方向をお聞きをいたしたところですが、タイムリーな情報というのは市民は本当に待っているわけです。

特に生活困窮者の方たちは、目の前の食材がないということで、現物支給というところの枠

も広げてもいいかも分からないと思っています。私のところにも、やはり目の前の食料がないというようなお声もたくさん増えてまいりました。自立支援とともに、目の前の生活を立て直すための現物支給ということで、米の買い付けを市が増量をするとか、様々なやり方があると思いますので、しっかりと考えていただきたいと思います。

何はともあれ、経済を回しながら、この市民の方たちの物価高騰の差額をしっかりと埋めていく、そういう交付金の使い方が必要だと思っています。マクロ的な運用なのかミクロ的な運用なのか、両方使ってこれはやらないと、なかなか目に見えた効果が現れないと私は思っているんですね。

なので、これは本当に私の考えなんですけれども、太宰府市民が今、日用品が上がっている段階の中で、5%から20%、多いものでもう3回ぐらい値上げして20%ぐらい上がっているものもあります。大きなものを買物するときの割引率というよりも、1日5,000円の買物をするときの20%、1,000円、1,000円分はポイントがつきますというような、大手のキャッシュレス、私もよく使うんですけれども、そういったところとタイアップをして、日常的な毎日毎日使うものへの補填を考えていくというようなマクロの形で、経済を回しながら、買物する方たちもその分の補填になるというような、そういう政策も非常に大事なかなというふうに思っています。しっかりと、時間があるようではありませんけれども、各部署協議を重ねながら、最善の策をお願いしたいと思います。

1件目終了いたします。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（川谷 豊） 2件目の子どもの権利条例を制定することについてご回答いたします。

議員のご指摘のとおり、近年、児童虐待、いじめ、不登校、体罰、ヤングケアラーなど子どもの人権を侵害する多くの社会問題が生じており、子どもの貧困など子どもを取り巻く環境の悪化は深刻な状況となっております。

子どもの人権につきましては、1994年に我が国が批准いたしました児童の権利に関する条約のほか、日本国憲法や児童福祉法、児童憲章などにもうたわれており、本市におきましても、人権に関する行政の総合的な推進を図るため、人権尊重のまちづくり推進基本指針を策定し、時代に即した実効性のある人権施策を積極的に推進しております。

また、施政方針におきまして、移住・定住戦略の一つとして、学問のまちにふさわしく、安心して子どもを産み、すくすく伸び伸び育てるまちとして子育て・教育環境の充実を掲げさせていただいているところでありまして、子育て世代包括支援センターに続き子ども家庭総合支援拠点を立ち上げ、子育て環境の充実に向け施策展開を図っているところであります。

さらに、これまで子ども議会や子ども・学生未来会議などにおきまして、若者が描くまちづくりについて、ディスカッションを通して主権者意識の高揚を図る取組を実施するなど、既に表明いたしております中学校完全給食の導入も含め、こうした子ども重視の施策を今後も積極

的に進めながら、子どもの権利に関する条例の制定につきましても調査研究を重ねてまいりたいと考えております。

○議長（門田直樹議員） 15番小島真由美議員。

○15番（小島真由美議員） 今月15日に子ども家庭庁設置法が成立をいたしました。これによって、2023年4月、来年度から子ども家庭庁が新設をされることとなりました。これまで厚労省や内閣府にまたがっていた子ども関連部局を統合して、国の政策を一元的に進めるというようなことになろうかと思えます。

同時に成立した子ども基本法というのがございます。議員立法でこれは成立をいたしました。日本が1994年に批准をした児童の権利に関する条約に対応するための国内法という位置づけであるということ、この2つが同時に成立をいたしました。

この子ども政策の転換点を迎えるに当たって、今回この子ども権利条例ということのお話を質問させていただいている次第でございますが、まずこの児童の権利に関する条約そのもの、この児童の権利に関する条約そのものについて、リーフレットまたはガイドブックなどを作成をして、周知というか、勉強に使うとか、様々この児童の権利に関する条約そのもの子どもの権利に対することの勉強というか、教育というか、そういったものについて、今の現状を教えてください。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（川谷 豊） 現在の取組といたしましては、今年度につきましては、母子健康手帳のほうに児童憲章の記載があるものを採用しておりまして、子どもの権利につき周知を図っておるところでございます。

議員ご指摘の児童の権利に関する条約の関係につきましては、例えば窓口でのチラシの配布や親子教室での学びの場を設けるなど、様々な機会を通じて周知を図ることができるよう努めてまいりたいと考えております。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（堀 浩二） 小・中学校での状況でございますけれども、教科書の小・中学校の社会科の教科書、それと中学校の技術・家庭科の家庭分野の教科書に、児童の権利に関する条約の記述がございます。中には、生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利、具体的に記述されているようなところもございます。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 15番小島真由美議員。

○15番（小島真由美議員） ありがとうございます。この児童の権利に関する条約については、子どもは大切な一人の人間であるという本質的な価値を、大人と、そして当事者である子どもたちと一緒に確認する、そういう機会というのは往々にしてつくっていかないといけないというふうに、特に今の状況では思いますし、先日ヤングケアラーの講習をちょっと受講したときに、やはりその先生もおっしゃっていました。基本は子どもの権利なんですというところか

ら、この問題は取り組まないと解決の糸口が見つからないということもおっしゃってありました。

例えば子ども・学生未来会議でテーマにしてディスカッションをする、ワールドカフェということでやっていきながら、きちんこの位置づけをして、児童の権利に関する条約というものをしっかりとクローズアップしながら、その年代年代での考え方、そういうものを学生や子どもの目からの発信をしていただくというようなこと。

また、母子健康手帳とか電子母子手帳にも掲載をしていただきたいということも申し上げました。

それで、千葉市の取組をちょっとご紹介をしておきます。千葉市では、今年の4月から、毎年4月を命の安全教育月間として、命の貴さや自分や相手を大切にすることなどの教育のために、児童の権利に関する条約を基にした千葉市版の子ども権利リーフレットを作成して、つらいときや困ったときに相談できる相談窓口、子どもにここをサポートという窓口もここはつくっていらっしゃるんですが、このことも掲載をされています。

本市もガイドブック、リーフレットを作成することも、まず子ども目線でのリーフレットなども必要だとも思いますし、またこういう取組について、子どもの権利条例をつくってという形だけのことを言っているわけではなく、そもそも子どもの権利というものをしっかりと今大人も子どもも学んでいくという、こういう意識の醸成というものをさらに図っていく必要があると考えますが、その点をお伺いいたします。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（川谷 豊） 子どもの権利に対する義務を有するのは、子どもではなく大人であろうというふうに改めて認識をする必要がありますし、親自身に対する支援、子育て支援についても取り組んでいくことは、間接的に子どもの権利を保障することにつながるのではないかと認識しております。子どもの権利に関しまして、本市が目指すべき内容は、こうした基本的な考え方を基に議論を高めていくことが必要であろうと思っております。

○議長（門田直樹議員） 15番小島真由美議員。

○15番（小島真由美議員） ありがとうございます。今回のこの子どもの権利というところでは、様々なステージの中で子どもの環境、複雑化した環境の中での支援をしていくということが一番大事になってくるんですが、本市の機構改革の中で一番の、様々な考え方があるかも分かりませんが、今福祉全般、また高齢者も子育て支援も全て含めた、今部長答弁いただきましたが、1部、1つの部です、ここを、やはり春日であるとか様々な他市は、子ども未来部という子どもに特化した子育てというところでの部をつくっていらっしゃいます。この子ども家庭庁の創設とともに、本市もこのことは福祉をきちんと分けながら、きめ細やかな福祉の政策を進めていくべきだと考えます。このことは回答は要りませんけれども、私の強い強い要望といたしておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上で一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（門田直樹議員） 15番小畠真由美議員の一般質問は終わりました。

ここで11時まで休憩します。

休憩 午前10時43分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時00分

○議長（門田直樹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

6番入江寿議員の一般質問を許可します。

〔6番 入江寿議員 登壇〕

○6番（入江 寿議員） 議長より発言の許可をいただきましたので、通告しておりました太宰府検定及び中学校の部活動につきまして一般質問をさせていただきます。

1件目は、太宰府検定について質問いたします。

いわゆるご当地検定は、2003年、平成15年9月に博多っ子検定が実施されたのが始まりと言われています。検定は、知名度の向上手段及び地域の振興政策として各地に広がりました。

太宰府検定は、2012年から2018年まで計7回開催され、多くの合格者を輩出し、知名度の向上手段等に大いに貢献しました。しかしながら、2018年を最後として太宰府検定は実施されていません。ほかのご当地検定では、ブームが去って受験者が少なくなり、運営が難しくなったことが原因で検定をしなくなったと聞き及んでいます。太宰府検定を実施しなくなった理由をお伺いいたします。また、今後、太宰府検定を復活されるお考えはあるのか、併せてお伺いいたします。

太宰府検定の事務局であった古都大宰府保存協会は、現在、太宰府の歴史や文化に親しみながら、自宅でチャレンジできることを何かご提案できないかという思いから、7年間にわたって実施された太宰府検定問題を公開されています。また、太宰府の悠久の歴史や文化を広く全国に発信し、地域、世代を超えた交流の場を設け、地域への愛着を深めると同時に、次世代の育成、地域の活性化を図っていききたいと、太宰府検定問題の活用を模索していると案内されています。

今回の一般質問に当たり、私は、7年間の過去間にチャレンジしました。その感想を述べます。太宰府検定問題は、歴史と文化のまち、まほろばの里太宰府を知る貴重な宝物であり、問題を作成された皆様に敬意の念を抱きました。同時に、この貴重な太宰府検定問題を有効活用して、地域への愛着、次世代の育成、地域の活性化に役立てるべきと思った次第です。太宰府検定問題の有効活用をどのようにお考えか、お伺いいたします。

2件目は、中学校の部活動について質問いたします。

聖職と呼ばれてきた医療や教育も、例外なく働き方の改革が目指されています。教員の長時間労働是正や業務負担軽減を図るべく、あらゆる観点からの見直しが必要であると言われていきます。

中学校学習指導要領の改訂に当たって、教育現場において是正されるべき対象の一つとし

て、部活動に目を向けられています。中学校、高校の部活動といえば、現状、教員による献身的な勤務によって支えられる実態がありますが、こうした現状が教員の働き方改革の妨げになっているということだそうです。

スポーツ庁の有識者会議がまとめた提言では、公立中学校の部活動について、休日の指導を地域や民間の団体に委ねる地域移行を、来年度2023年度から2025年度の3年間で達成することを目標とし、待ったなしの改革が余儀なくされています。

また、この目標に併せ、自治体には具体的な取組やスケジュールを定めた推進計画の策定を求め、順調に進めば、平日の部活動でも移行を進めるとしています。既にNHKでも、来年度から3年間で、中学校部活動の主体が学校単位から地域単位へと移行されることが報道されています。

3点お伺いいたします。

1点目、太宰府市公立中学校4校の部活動は、学業院中学校体育系13、文系4部、太宰府中学校体育系が10部、文系が2部、太宰府西中学校体育系10部、文系4部、太宰府東中学校体育系が8部、文系2部、合計で体育系が41部、文系12部でよろしいでしょうか、お伺いいたします。

2点目、各部の指導者は、全て教員の皆様が携わっていると考えてよろしいでしょうか、お伺いいたします。

3点目、これだけの多くの部の指導を、3年間という短い期間で大学のクラブや民間のクラブの指導者に移行しなければなりません。具体的な取組やスケジュールを定めた推進計画の策定状況をお伺いいたします。

以上2件について質問いたします。ご回答よろしくお伺いいたします。

○議長（門田直樹議員） 文化財課長。

○文化財課長（中島恒次郎） 1件目の太宰府検定についてご回答いたします。

まず、1項目目の太宰府検定の目的や役割についてですが、太宰府検定は、公益財団法人古都大宰府保存協会が主催され、市の商工会などと共に実行委員会形式による運営を行い、市制施行30周年を期する平成24年度から始まりました。太宰府の悠久の歴史や文化を全国に発信し、また地域、世代を超えた交流の場を設け、地域への愛着を深めると同時に、次世代の育成、地域の活性化を図ることを目的とし、開催当初は各地から600人を超える方々が検定に応募されています。

また、本市に関わる問題が多方面から作成され、本市の自然や歩んできた歴史、文化の積み重ねを改めて知ることができる取組として貴重な機会を与えていただき、中級以上の合格者については、希望される方々を対象に史跡解説員としての養成講座を開催し、多くの方々に史跡解説員としてご活躍いただいておりますので、相応の役割を担っていただいたと認識しております。

なお、回を重ねるごとに応募人数の増加が期待されましたが、第2回は459人、第3回は

360人に減少し、最終の平成30年度の第7回は193人と減少したこと、また全国の社会動向として検定に対する期待度合いの低下を鑑み、平成30年度の第7回をもって一旦幕を閉じられました。

今後、再度実施する考えがあるのかについては、平成30年度を終える際に、検定を見直し、より多くの子どもが参加できるような新しい形を検討したいとされておりますので、時期を見て再興することを検討されるのではないかと思いますし、市としても連携、協力できることがあれば考えてまいりたいと思います。

次に、2項目めの太宰府検定問題の有効活用についてですが、太宰府検定7回の積み重ねのあかしとしての検定問題は、問題と解答のみならず、解説もなされるなど、本市の自然や歩んできた歴史、文化の積み重ねを知ることができるものとして貴重な成果だと言えます。

この検定問題は、太宰府検定を実施する際の組織である実行委員会に著作権があり、太宰府検定が一旦終了した平成30年度の翌年から、事務局であった公益財団法人古都大宰府保存協会において、太宰府検定活用事業として、既に検定問題の活用を図っておられます。

具体的には、公益財団法人古都大宰府保存協会のホームページへの公開をはじめ、市民図書館にて太宰府検定問題の貸出しや閲覧ができるほか、市内の小学校へ出前講座の際の活用が図られております。

市としましても、今後必要が生じれば、公益財団法人古都大宰府保存協会の意向を確認させていただきつつ、連携し検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 6番入江寿議員。

○6番（入江 寿議員） ご回答ありがとうございます。何か復活されるような感じで物申されたんですけども、ありがたいことです。

じゃあ、再質問させていただきます。

ご当地検定である太宰府検定は、知名度の向上、地域振興の観点から見た場合、貢献度の高い政策である、また費用対効果が高い手段であると私は紹介しております。できるだけ早い時期に太宰府検定を復活していただきますようお願い申し上げます。

古都大宰府保存協会で行われております太宰府検定問題を有効活用し、地域への愛着、また次世代の育成を図るに着目して再質問させていただきます。

唐突な質問でございますが、市長にお伺いいたします。

太宰府の市章、シンボルマークはどのような意味を持っているかお伺いいたします。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 短時間で一生懸命調べまして、新情報も入ってきましたのでお伝えしますが、どうも昭和57年に市章になった、市になりましたので市章となりましたけれども、実はもう既に昭和47年に町章としてこの形に決まっていたようでありまして、そのとき公募をして、その中から選ばれたようであります。

この図柄の意味ですけれども、梅の花をモチーフとし、中央に古代大宰府の大ですね、点がかからないほうの大を表現しまして、花びらの輪郭を帯状に連続させ、無限の時の流れを表現しています。また、中央には筆と炎を表現しておりまして、筆は文教、炎は市民の情熱を表しているということでもあります。

○議長（門田直樹議員） 6番入江寿議員。

○6番（入江 寿議員） 本当、申し訳ございません。市長にお答えいただきありがとうございます。

今言われたように、シンボルなんですけれども、梅の花の中央に大宰府の大の字を入れ、花びらの輪郭を帯状にして無限の時の流れを表現し、中央部は筆と炎を表し、筆は文教、炎は市民の情熱を表現しているそうです。

このシンボルマークですが、太宰府検定問題の一つでございます。太宰府市の職員全ての方はご存じだと思っておりますが、何かの折に問うていただきたいと思えます。

太宰府検定をあと3点ほど披露させていただきますが、天満宮にある池、何という漢字をしているかですが、答えは心。ゆえに、この池を心字池と呼んでおられます。この池に架かっている太鼓橋3つは何を表しているかといえば、答えは過去、現在、未来を表して、過去の太鼓橋は振り向かないで渡る、現在の太鼓橋は立ち止まらないで渡る、未来の太鼓橋はつまずかないで渡り、身を清めて参拝するそうです。

また、もう一つ言わせていただきますと、天満宮に牛がひざまずいて座っている像がございます。よく中国の方が旅行に来られたら、牛の上に乗られてふざけたことをされているのをよく見受けましても、なぜ座っているのか。答えは、道真公がお亡くなりになられ、大宰府政庁からぎっしりに乗せて進んでいると、車を引く牛が座り込んで動かなくなった。その場所にお社を建てて埋葬し、これが太宰府天満宮の始まりと言われているそうです。この像を、神様の牛と書いてご神牛といいます。

ちなみに天満宮には牛の像が11頭、正確に言いますと屋内にも1頭いるそうなので、12頭いるそうです。

太宰府検定問題には、太宰府の歴史等を知る上で貴重な問題がちりばめられています。歴史と文化のまち、まほろばの里太宰府に住む私たちは、太宰府の歴史等をもう一步踏み出して理解していくことが必要ではないでしょうか。そのお手伝いをするのも、行政の仕事ではないでしょうか。有効活用手段等についてお考えがあれば、お伺いいたします。

○議長（門田直樹議員） 文化財課長。

○文化財課長（中島恒次郎） 先ほども回答させていただきましたけれども、既に公益財団法人古都大宰府保存協会にて、太宰府検定活用事業として、市内の小学校への出前授業などへ活用されておりますので、必要であれば財団と連携して進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 6番入江寿議員。

○6番（入江 寿議員） ありがとうございます。全国のご当地検定、2009年には135あったそうですが、これをピークに、ほとんどのご当地検定が廃止されております。廃止理由は、受検者の減少と財政上の問題と言われております。

一方、ご当地検定問題等を見方を変えて有効活用し、地域の活性化等に役立てるというニュースは、私が知る限りはございません。一般論ですが、商品にしろアイデアなど、全て最初に手がけたものがトップを走り続け、人気が出る。二番煎じは二番煎じでしかないと言われております。太宰府市は、ご当地検定問題等を有効活用した一番手になりたいものです。

子どもたちは、国の宝、地域の宝。私たち大人が慈しみ、大事に育てていかなければなりません。子どもたちがふるさとを愛し、誇れるまちづくりをしなければなりません。

私は、先ほど披露しました太宰府検定問題を含め10問作成し、私が親しくしている方々の家庭で子どもたちに質問をしてほしいと依頼しました。その結果を申し上げますと、久しぶりに団らんのひとときが持てて、結構盛り上がったとか、ほかに問題がないかと子どもから言われた。明日学校に行って友達に話す。一問一答形式なので、子どもは飽きない。太宰府検定問題は遊び心で太宰府の歴史を知る貴重な問題だ。私の家は祖父母と一緒に生活している、私より祖父母は太宰府のことをよく知っていると感じました。特に祖父は、存在感を見せることができたのかとにこにこしていたなどと感想が寄せられました。

私は、ここ太宰府検定問題の有効活用にヒントがあると思っております。児童・生徒たちが、押しつけではなく自発的に取り組める冊子、一問一答形式で子どもたちが飽きないような冊子、知らず知らずのうちに太宰府の歴史と文化を知るような冊子の製作です。太宰府検定問題の有効活用への一つの手段を申し上げます。ぜひともご検討いただけないでしょうか、お伺いいたします。

○議長（門田直樹議員） 文化財課長。

○文化財課長（中島恒次郎） 貴重なご提案ありがとうございます。様々なことが考えられるとは思いますが、先ほども申し上げましたが、著作権者である公益財団法人古都大宰府保存協会の意向を確認させていただきつつ、必要があれば連携し検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 6番入江寿議員。

○6番（入江 寿議員） ありがとうございます。冊子の製作は、太宰府検定問題の有効活用の一つだと思っております。このまま貴重な検定問題を眠らせてしまうのはもったいないことなので、太宰府検定問題の有効活用をあらゆる角度から検討していただきますようお願いして、1件目の質問を終わらせていただきます。

2件目お願いします。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（堀 浩二） 2件目の中学校部活動についてご回答いたします。

1点目の4中学校の部活動の数ですが、ご質問にありましたとおり、いわゆる運動部が合計

41部、文化部が合計12部です。

次に、2点目の各部の指導者は、全ての教員が携わっているのかについてですが、各学校では例年、先生方に部活動の顧問をお願いしております。現在、授業や生徒指導など先生方は多忙でございますが、ほぼ全ての先生方に部活動の顧問を引き受けていただいております。原則として、1部活に複数の顧問が配置されておりますが、一部学校では顧問が1名のみの部活であったり、1人の顧問が複数の部活動を掛け持ちしたりしている状況があります。

次に、3点目の3年間で大学のクラブや民間のクラブの指導者に移行する必要がある。具体的な取組やスケジュールを定めた推進計画の策定状況を伺うについてですが、スポーツ庁は、令和4年6月に運動部活動の地域移行に関する検討会議提言を発表しました。その中で、地域のスポーツ団体との連携や、現在の部活動顧問を地域人材に任せるなどが提案されています。このことは、生徒にとって多様なスポーツの機会を確保することにつながります。

したがって、今後は、現在の部活動の指導に地域の方々に関わっていただいたり、社会体育のチームが中体連大会に参加したりするなど、部活動の在り方が大きく変化すると捉えております。

本市では、市独自の事業として、部活動外部指導者派遣事業を実施しております。事業の目的は、市内の中学校に外部指導者を派遣することで、技術指導及び助言により生徒の健全育成に資する、また教職員の働き方改革を推進することとしています。

また、本年度より、学校教育法施行規則で新たに規定された部活動指導員を、2校に1名ずつ試行的に配置しました。部活動指導員は、本年度は週末に限定した勤務としていますが、単独で大会等への引率が可能になりますので、週末の練習試合などへの引率をお任せすることで、顧問が足りない部活動の支援や、顧問の負担軽減に寄与するものと考えております。

社会体育との連携などを含めた部活動の地域移行の在り方やその計画については、今後、国や県の動向を注視しながら検討してまいります。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 6番入江寿議員。

○6番（入江 寿議員） ご回答ありがとうございました。中学の部活動について再質問させていただきます。

教員の働き方改革に伴い、部活動の主体が学校単位から地域単位へと移行されます。令和5年度から3年間で段階的に、休日は地域部活動と、平日は学校部活動となり、それ以降は中学校の部活動は地域部活動に完全移行する。端的に言うと、部活動は教員が担う必要のない業務として、教員の働き方改革を行い、これにより教員の長時間労働を削減する。教員の長時間労働の削減は、当然しなければならないことだと思います。

一方、生徒側から見た地域部活動への移行はどのようになるのか。考えなければならない重要な問題だと思います。

現在行われている中学校の部活動は、当該学校に籍を置く教員の皆様の献身的な努力によっ



て指導されています。教師の皆様の指導は、部活動を通じ、技術向上のみならず、部活動する生徒に対し、広い視野を持ち、思いやりの心や礼儀やマナーを身につけさせたい。頑張る心や折れない心などを養い、忍耐力を身につけさせたい。達成感を味わわせ、これにより自信を身につけさせたい。成長期に体を鍛え、基礎体力をつけさせたい。自分の可能性を勉強以外のところで見つけさせたいなどなど、教育者としての立場で、部活動をする生徒への指導をされております。ここに部活動の意義があると私は思っております。

中学校の部活動が地域活動へ移行されたときには、50以上ある部の指導者が必要になります。技術、技能の向上のみならず、教育者の要素を持った方々に部活動する生徒を委ねなければなりません。ややもすると、技術、技能の向上のみの部活動にならないかと危惧しております。大事な時期である中学生の一人一人が、地域活動の部活動を経験してよかったと実感できるようにしなければなりません。この点についてお考えがあればお伺いいたします。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（堀 浩二） 議員おっしゃるとおり、部活動は、その部活動の技能面だけじゃなく、様々なことを学ぶことができる大変貴重な機会だというふうに捉えております。

先ほどからお話しいたしました地域移行についてでございますけれども、各種目の専門性がある方をお願いすることで、生徒の技能向上につながることは大変期待されます。ご指摘のとおり、部活動指導のためには、生徒指導や安全指導、保護者との連携なども当然必要になってまいります。本市では、外部指導者、部活動指導員に対し研修会を実施することで、資質向上に努めております。この点につきましては、今後地域移行ということで、社会体育との連携も図っていく必要があるかなというふうにも考えております。

また、スポーツ庁の提言には、希望する教師、先生方が兼職兼業の許可を得て部活動の指導を行うことも盛り込まれておりますので、そちらも活用することも考えられます。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 6番入江寿議員。

○6番（入江 寿議員） ありがとうございます。部活動をする生徒の保護者の方のこれから金銭的な負担面とか、責任の所在など、問題点が多過ぎると思います。地域活動への移行であると思っております。中学生生活が勉強する場のみにならないよう、生徒の立場に立った地域活動の部活動になるように切にお願いして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（門田直樹議員） 6番入江寿議員の一般質問は終わりました。

ここで11時35分まで休憩します。

休憩 午前11時24分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時35分

○議長（門田直樹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

2番馬場礼子議員の一般質問を許可します。

〔2番 馬場礼子議員 登壇〕

○2番（馬場礼子議員） 議席番号2番馬場礼子でございます。議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に基づき質問に移らせていただきます。

本日、日本遺産について1件のご質問となります。

太宰府という町は、歴史と文化に象徴される町です。市民意識調査でも、住み続けたい理由の2番目に多いのが、史跡、文化財が身近にあるからということ、また、歴史文化遺産を誇りに思うという回答は92.5%でした。それを証明する形として、太宰府市は2015年4月、日本初、日本遺産の認定を受けました。その後、2020年6月には、春日市、大野城市、那珂川市、筑紫野市、宇美町、佐賀県基山町の6自治団体が追加認定を受け、5市2町の広域シリアル型になりました。

しかし、2021年7月には再審査対象となり、そして今年1月に再審査の結果、認定継続となった経緯があります。

今年は、3年ぶりにコロナの規制が外れたゴールデンウィークでした。各地どこにもぎわいを見せました。本市太宰府天満宮、参道もかなりの観光客が押し寄せましたが、日本遺産認定の文化財周辺はさほど人もなく、リュックを背負った観光客と思われる方たちは、ただ案内図や本を手にして、次の行き先が決まらないといった様子でした。道しるべもなく、周辺に案内するボランティアの方の姿もありません。

このような様子を見ていると、広域シリアル型ということで県や5市2町と連携を取っていくのはもちろんですが、今回、有形無形含め30構成文化財中19文化財が本市太宰府です。太宰府市が独自でやれること、リーダーシップを取ってやれることをもっと模索できるのではないかと思います。

日本遺産に関しては、広域連携での取組ということから、今まで一般質問ではあまり取り上げられておりません。正直、本市においてはほかに問題山積かと思いますが、太宰府が太宰府であることの意味をしっかりと受け止め、まずは認定継続となったこと、コロナが若干落ち着き規制緩和になったことにより、観光客増加が見込まれること、そして6月から外国人観光客受入れが条件付ではありますが始まったこと、それらを踏まえて、今回は2015年認定から今に至る日本遺産の確認事項、また市民の皆様への再認識という観点からご質問をさせていただきます。

1項目め、そもそも、日本遺産とは何でしょうか。

2項目め、2015年認定を受け、本市はその意義をどのように受け止められましたでしょうか。

3項目め、本市のストーリーによるパッケージ化の構想に関して3点。

1点目、日本遺産に関する本市の具体的な取組、普及啓発事業など、どのようなことをされてこられたのか、また市民の皆様の反響はどうだったのでしょうか。

2点目、文化財をはじめとした周辺地域の一体的な整備及び活用をどのように行ってこられたのでしょうか。

3点目、実は、太宰府の方の中でも日本遺産認定の件をご存じない方が結構いらっしゃいます。まずは、太宰府市民への周知、そして、国内外への積極的かつ戦略的、効果的発信はどのようにされてきたのかをお伺いいたします。

4項目め、本市の構成文化財の活用は、太宰府の郷土愛を育むにはとても有効な教材でもあります。実際、学校教育においてどのように活用をされているかをお伺いいたします。

5項目め、市民や国内外の来訪者に、より分かりやすく日本遺産構成文化財を知ってもらうため、ボランティア解説員などの人材育成も必要かと思えます。文化庁も、日本遺産を推進する上で人材育成を上げていますが、本市ではどのようにされているのかをお伺いいたします。

6項目め、2021年7月、ストーリーが足りない、歴史的な魅力や文化、伝統を語る部分が不十分だったなどの理由で再審査となったと聞いていますが、その結果を受けての見解と、今後、今までと違う新たな取組はあるのかお伺いします。

7項目め、最後に、市長の歴史のまち太宰府への思いをお聞かせください。

よろしくお伺いいたします。

○議長（門田直樹議員） 文化財課長。

○文化財課長（中島恒次郎） 少し長くなりますが、日本遺産についてご回答いたします。

まず1項目の、そもそも日本遺産とは何かについてですが、平成27年度より、それまで文化庁が進めてきました、点在する文化財を個々の点として保護する手法ではなく、それらをストーリーでつなぎ、面として捉え、これらをパッケージ化し、個々をつなぐストーリーを日本遺産として認定し、総合的に活用する取組を、文化庁、観光庁など関係省庁で支援するとしたものです。

例えば、本市が関わる古代日本の「西の都」～東アジアとの交流拠点～を例にしますと、認定されたストーリーは、古代の日本において東アジア世界に近接した門戸的場所に北部九州は位置し、そのことを物語るように様々な文化、物が太宰府にはもたらされ、この太宰府の地で醸成され太宰府固有の文化へと育っていくというものです。そして、これらを証拠立てるものが構成文化財として、古代太宰府に関連する史跡群など有形の文化財や、太宰府天満宮神幸式大祭などの伝統行事、令和発祥の都を体現する「万葉集」筑紫歌壇などの無形の文化財までを含めて構成されております。

次に、2項目めの認定を受け、本市はその意義をどのように受け止められたのかについてですが、平成27年度の認定は第1回目の認定であり、本市を含め合計18件が認定されております。その中で、九州では大分県日田市が入った近世日本の教育遺産群、長崎県対馬市、壱岐市、五島市、新上五島町が入った国境の島壱岐・対馬・五島とともに、古代日本の「西の都」として認定を受けており、日本古代史上、欠くことのできない本市固有の歴史に根差したストーリーが認められたものと理解しております。

次に、3項目めの本市のストーリーによるパッケージ化の構想について3点伺うの1点目、日本遺産に関する今までの本市の具体的な取組と反響についてですが、日本遺産の文化庁方針としまして、6年の「西の都」日本遺産地域活性化計画期間の中で、認定後3年間は国の重点的な財政支援を行い、その後は自立、自走できるよう取り組むこととされたため、まずは情報発信ツールとして、国内外への周知のために日本遺産のホームページの開設、スマートフォンで閲覧できる多言語対応の紹介アプリの作成、解説パンフレットをいずれも5か国語にて作成いたしました。

また、広く周知を図るための取組として、市内の生徒・児童を対象に日本遺産を知っていただくため、ゲーム感覚のワークショップの実施、市民を中心とした日本遺産を巡るモニターツアー、並びに公開講座として日本遺産シンポジウムを開催し、前九州国立博物館長の三輪嘉六さんを講師に招き、「地域づくりをめざす～大宰府日本遺産にちなんで」と題しご講演いただきました。そのときの成果といたしましては、170名の方にご来場いただいております。

また、広域型であるシリアル化の取組が行われていた最中ではありましたが、令和3年3月にはロバート・キャンベル先生をお迎えし開催した大宰府史跡100年記念フォーラムも、日本遺産構成文化財を広く知っていただく取組で、400名の皆様にお越しいただくなど、日本遺産古代日本の「西の都」の周知を図ってまいりました。

さらに、日本遺産の構成文化財である史跡地などを訪れていただいた際に、気軽に「西の都」を理解、体験いただくツールとして、史跡のバーチャル・リアリティー動画を作成し、大宰府展示館では常時、文化ふれあい館ではイベント時に、政庁まつりの際は特設ブースなどで、子どもから大人まで幅広い方に体験いただいているところです。ちなみに多い年でいわずと5,000人を超える方々に体験いただいているところであります。

そのほかにも、大宰府史跡解説員向け日本遺産解説講話などを実施してまいりました。

回遊促進など活用面を強化するための取組としては、平成27年の認定以前から取り組んでおりました市内の文化財を案内する案内誘導サイン、解説サインを継続的に設置していくとともに、市内に点在する構成文化財を巡っていただく際に、一目で日本遺産構成文化財とご理解いただくため、統一した日本遺産解説サインの設置を行ってまいりました。また、福岡県の協力を得て、大宰府政庁前、戒壇院前の県道に、日本遺産のロゴを入れていただいた道標サインを設置しているところです。

これらの反響としては、まちづくり市民意識調査で日本遺産を知っているとお答えくださった割合が令和元年度で60.3%となっていることから、これまで本市が実施してきた情報発信、周知につきまして一定の効果はあったと考えております。

2点目の文化財をはじめとした周辺地域の一体的な整備、活用についてですが、史跡本体の整備については、文化庁指導によって計画的な整備運営が求められているため、現在、文化財のマスタープランというべき太宰府市文化財保存活用地域計画を作成中であり、また本市の関連する計画と併せ、活用を図っていくところであります。

日本遺産で言いますと、1点目で回答いたしました来訪者向けの案内誘導サイン、解説サイン、またソフト事業の日本遺産について情報発信するホームページ公開や復元バーチャル・リアリティー動画公開などがございます。また、市内の史跡、文化財には、現在、Dazaifu City Wi-Fiを設置しており、Wi-Fiにアクセスいたしますと、日本遺産構成文化財の紹介や回遊ルートの提案を行うゲートページが出てくるようになっております。これも日本遺産事業で作成しております。

3点目の国内外への積極的かつ戦略的、効果的発信についてですが、1点目、2点目で説明してきましたように、計画期間の前半は、多くの方々への理解を促すための5か国語の日本遺産ホームページ、アプリ、パンフレットの作成及び公開、子どもたち向けワークショップ、公開講座などを行い、計画期間の後半には、回遊促進など活用面を強化するために、情報発信のさらなる取組を始めました。その後、令和元年に、福岡県を事務局とし、本市と共に日本古代の「西の都」に関係する4市2町を加えたシリアル化へ移行したところであります。

本市としましては、新型コロナウイルス感染症蔓延時期で、国内外から多くの人々を呼び込むことができなくなった時期ではありましたが、事務局が本市から福岡県へ移行するなどの状況下において、本市独自の取組として、1点目でも説明してきましたように、ロバート・キャンベル先生を迎えて行った大宰府史跡100年記念フォーラムの開催や観世音寺のバーチャル・リアリティー動画作成、多言語化したパンフレットの改訂などを進めております。

次に、4項目めの学校教育での活用方法についてですが、学校教育への取組は、行政主導で進めることができず、学校運営との調整も必要となってまいります。そのような中、構成文化財が多く点在する小学校の取組として、日本遺産認定前の平成14年度から、公益財団法人古都大宰府保存協会による水城小学校の総合学習の中で、まほろば探検隊として郷土の歴史を自ら探し調べるという取組が行われ、その基礎の上に日本遺産の知識を重ねていく取組が行われております。

特に、日本遺産構成文化財が多く存在している水城小学校、国分小学校では、さきのまほろば探検隊を発展させる形で子ども史跡解説員の取組が平成30年度から始まり、その中で、日本遺産古代日本の「西の都」を構成する文化財を調べ伝える活動を展開しております。

具体的には、事前学習で「西の都」バーチャル・リアリティー動画を使い、地域の史跡や文化財が日本遺産となったことを紹介し、日本遺産について子どもたちに学ぶ機会を与えていただいております。

このほか、教育出版株式会社による教科書「小学社会4年生」をはじめ、福岡地区社会科研究協議会刊行の4年生の「よいこの社会科」の「令和の里太宰府市」などで日本遺産が紹介されており、加えて本市が平成27年11月に刊行した小学生と中学生の太宰府の歴史と文化を学ぶ副読本に日本遺産の詳しい紹介を、また令和3年3月に刊行した副読本には、本市が進めております大宰府構想の実践と言えます関係5市2町との広域連携である日本古代の「西の都」をシリアル化したことを掲載しております。

次に、5項目めの国内外の来訪者に対するボランティア解説員などの人材育成についてですが、来訪者向けの解説ボランティアの人材育成は、本市では昭和60年以来活躍いただいている大宰府史跡解説員制度や、その後芽生えた民間団体による活動が活発に行われておりますので、それらの団体に委ね、必要に応じて、団体からの要請で講話などを文化財課の専門職員が行うなど、連携を図っております。

次に、6項目めの2021年7月再審査となった結果を受けての見解と、今までと違う具体的な新たな取組はあるのかについてですが、平成27年度から始まった日本遺産の取組について、PDC Aサイクルと呼称される検証過程を実践するとして、平成29年度から文化庁に検証のための日本遺産審査・評価委員会を立ち上げ、審査項目などの検討が行われ、これを経た上で、令和3年度に、平成27年度に認定を受けた18件から、日本遺産審査・評価委員会による評価が開始されました。

本市は認定以来、独自の取組を進めておりましたが、令和元年に広域型であるシリアル化を発案し、関係する4市2町と連携したストーリーの再構築、実施する事業の整理など、本市も含めた事業推進の根幹に関わる内容の変更検討を進めることとなりました。そして、令和2年6月に5市2町に広がったシリアル型へ移行いたしました。その後、1年を経過した中で、福岡県を事務局として対応することとなった次第です。

そうした事情変更もあり、残念ながら7月に再審査という結果になりましたが、コミュニティ再生活活性化並びに持続可能な体制の維持、確立や、地域活性化につなげる戦略立案や必要な取組をより向上すべきとのアドバイスを受け、それらを改善した上で、11月に事務局である福岡県が「西の都」日本遺産地域活性化計画を再提出しております。この再提出した「西の都」日本遺産地域活性化計画によって、令和4年1月に再認定が決定された次第です。

この結果を受けて、文化観光推進法に基づく情報発信、観光資源としての日本遺産活性化を目的とした古代日本の「西の都」文化観光推進地域計画策定が福岡県を所管として進められております。3年後に再審査を控えているため、本市としても遅滞なく進めるよう、事務局である県に強く要請を行いつつ、本市の体制としては全庁的に連携していくという体制の下、進めているところです。

今までと違う新たな取組については、福岡県が事務局として取組を計画し、観光資源としての日本遺産構成文化財の活用を実践し、地域活性化へ結びつけるために、観光事業者や関係団体、交通事業者などを加えた「西の都」日本遺産活性化協議会が立ち上げられ、多様な取組が始まります。

具体的には、関係5市2町をつなぐ交通体系整備や周遊促進、旅行商品化、構成文化財のブランド化を意図した土産商品の開発や、関係機関と連携し多様な商品開発、構成文化財を活用し、「西の都」の古代文化や生活を体感できる参加型の取組などを企画し、実践できるものから取り組んでまいります。

あわせて、令和2年の日本遺産のシリアル化に伴って、関係市町の首長を構成員として古代

日本の「西の都」文化観光推進協議会に参画し、関係の区市町の行政、観光団体のみならず、太宰府天満宮なども加えた多様な連携を図っております。また、「西の都」日本遺産活性化協議会では、これらに加え、交通事業者や観光事業者とも連携を図っており、シリアル化したことによって、より広い大太宰府的な視点で多様な連携が図れるようになっております。

日本遺産古代日本の「西の都」では、本市にある大宰府政庁跡があくまでも核、コアであり、大宰府関連史跡群を活用していただくことにもつながりますので、本市にある史跡をはじめとした多様な文化財の活用を、むしろ関係市町を巻き込みながら進めることが可能となったと考えております。

教育部は以上です。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 最後の7項目め、市長の歴史のまち太宰府への思いについてご回答いたします。

総合戦略第3の柱、令和発祥の都にふさわしい大太宰府構想でも、太宰府は太古から世界やアジアへの玄関口として、我が国、西日本、九州の政治、外交、防衛の要衝として栄えた歴史を持ち、当時の大宰の帥大伴旅人による梅花の宴の様子を描いた「万葉集」より、新元号令和が生まれました。時空を超えてこの地を捉え直し、令和発祥の都にふさわしい大きな視点で史跡の維持、保存、活用や国際交流、地域間連携を考えることで、交流人口、関係人口の拡大による経済効果上昇や交通手段の充実に踏み出しますと触れております。

これを体現すべく、本市が提案し、令和2年12月に実現した内閣府の閣議決定による規制緩和によって開始した令和発祥の都太宰府「梅」プロジェクトは、史跡地をコストのかかる維持保存型から、価値を生み出す活用型に転換を図り、さらなる史跡の先進的対応と活用を強力に進めることで、本市の経済・税収効果を飛躍的に高め、住まう人も訪れる人も共に喜びを分かち合える太宰府市を実現しようとするものです。

また、今回ご質問いただいた日本遺産の広域化も、まさしく私が掲げる大太宰府構想を体現するものであり、自治体間の広域連携を実践しつつ、太宰府天満宮や九州国立博物館などを加えた言わばオールスターによる官民連携によっても、交流人口や関係人口を増やす多様な取組を展開しようとするものであります。

そして、コロナ禍の中ではありましたが、昨年は、先ほども申しましたが、大宰府跡、水城跡が史跡指定100年を迎え、2月には中西進先生の講演会をオンライン、3月にはロバート・キャンベル先生などを迎えて大宰府史跡指定100年記念フォーラムを行いました。

加えて、昨年10月には、福岡県で50年ぶりの誘致となりました第56回全国史跡整備市町村協議会をオンラインで開催し、文化庁の都倉俊一長官や史跡保全議員連盟の先生方をはじめ、史上最多となる全国271自治体、423名の皆様にご参加をいただく中で、太宰府の誇り得る歴史や文化を全国に紹介いたしました。

今年は市制施行40周年の年でもあり、また筑前国分寺跡などの史跡指定も100年を迎えてお

りますので、この年に令和国際文化会議などを通じ、これからの100年を展望し、令和の都としてさらに羽ばたく太宰府を実現すべく、引き続き全力を挙げてまいりたいと考えております。

○議長（門田直樹議員） 2番馬場礼子議員。

○2番（馬場礼子議員） ご回答ありがとうございます。結構、本当に私が存じ上げない取組というのが目に見えてきましたし、市民の皆様にも見えてきたんじゃないかなと思います。

1項目めの日本遺産とは何かについてですけれども、もう少し分かりやすくご説明をお願いしたいんですけれども、例えば世界遺産とか指定文化財と日本遺産の違いというのは、簡単には何でしょうか。

○議長（門田直樹議員） 文化財課長。

○文化財課長（中島恒次郎） 先ほども申し上げましたけれども、今まで文化庁は、文化財単体で保護してまいりました。その中で、ストーリーというものでつないで、面的に保護するという制度を日本遺産としてつくり上げてきたわけですね。

ただ、世界遺産も同じですけれども、その中で文化財だけで保護するのではなくて、文化財とその保護する方々、育成する方々、そういう方々を含めて日本遺産、世界遺産という形になっておまして、文化財単体でこれまで守ってきた手法とちょっと異なる手法としてご理解いただければと思います。

○議長（門田直樹議員） 2番馬場礼子議員。

○2番（馬場礼子議員） ありがとうございます。つまりは、従来の文化財行政というのは、個々の遺産を点として保存重視だったと思います。それで地域の魅力が十分に伝わらなかったと思いますが、日本遺産に関しては、点在する文化財群を面として、ストーリーとして活用重視、活用していくということで認識しておりますが、それで大丈夫でしょうか。ストーリーですね、面として活用していく、活用を発信していくということで認識していますけれども、大丈夫でしょうか。

○議長（門田直樹議員） 文化財課長。

○文化財課長（中島恒次郎） ご質問がいま一つ聞き取れなかったんですけれども、個別の文化財をストーリーでつないで、5市2町で今シリアル化しておりますが、そこにそこそこで活動していただいている方々、ガイドも含めて、あと商業事業者、観光事業者、旅行事業者、そういった方々と連携をして、どんどん情報発信をして動いていこうという取組になっております。

○議長（門田直樹議員） 2番馬場礼子議員。マイクにもう少し近づいて。

○2番（馬場礼子議員） ありがとうございます。つまりは、活用重視で、そういった取組を、文化財を一体的にPRしていかないといけないことだとは思いますが。

認定の意義に関して、ちょっとこの、すみません、先ほどお伺いした内容が、意義に関してもう少しどう受け止めてあるかをお伺いしたいのですが、よろしいでしょうか。認定を受けての意義。

○議長（門田直樹議員） 文化財課長。

○文化財課長（中島恒次郎） 日本古代史において欠くことのできないという話をしましたが、実は太宰府市の個性として2つありまして、太宰府天満宮があるまち太宰府と、大宰府の史跡があるまち太宰府とありますが、実際のところ、観光客の動きを見ますと、ほとんどが太宰府天満宮さんに行かれて、なかなか史跡群に巡っていただけないということがありました。

ただ、令和効果で大宰府跡に本当にシニアの方々も暑い中、上がってきていただいたり、いろいろな効果が出てまいりました。そういったところを見ますと、日本遺産認定されたことによって、史跡のあるまち太宰府としての効果が出てきたんではないかと思っているところでございます。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 2番馬場礼子議員。

○2番（馬場礼子議員） ありがとうございます。今までの観光が、やっぱり太宰府天満宮に一極集中しているのが、認定によって史跡がクローズアップされたということですね。

観光客の足が東ばかりに向いていたのが、史跡が注目されるきっかけにもなると思います。ただ、なると思いますというのは、認定だけでは史跡には足を向けませんので、普及啓発活動とか、先ほどおっしゃったように人材育成とか情報発信とか、そういった取組が重要なかと思っております。

そして、3項目めに日本遺産への取組ということになるんですけども、たくさんいろいろ本市としても取組をされているんですけども、これは大体いつ頃の取組でしょうか。継続しずっとやってある取組とかありますでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 文化財課長。

○文化財課長（中島恒次郎） 継続している取組につきましては、アプリの公開、ホームページの公開、あと先ほどちょっと申し上げましたけれども、史跡解説員さんが市内の関連文化財群をきちっと解説していただいたり、民間のガイドの方々も日本遺産のマークを使ってガイドの案内をされたりという様々な事業を継続して今動いているところでございます。

○議長（門田直樹議員） 2番馬場礼子議員。

○2番（馬場礼子議員） ありがとうございます。私もアプリを拝見させていただきましたし、VRも体験させていただきました。子どもから大人まで幅広い方が体験いただいておりますということでご回答いただきましたが、ただちょっと残念なことに、アプリにしてもVRにしても、それを活用しながら歩いている姿というのは、ここ最近、見ないかなという私の感想です。市民の皆さんにその取組が見えてきてないのが、ちょっと残念かなと思います。実際、その取組に関して、なぜ太宰府はこんなに静まり返っているのかという市民の方々の声が、いろいろなところから聞こえてきます。

1つお聞きしたいんですけども、今まで行われた普及啓発活動とか情報発信において、活動の取組、十分行き届いていたと思われませんか。日本遺産を知っているというのは

60.3%ですけれども、実際その取組に関してのご興味とかはどうかと思いますし、普及啓発活動の取組に関して行き届いていらっしゃると思われませんか。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） もうご指摘は、ある意味、受け止めなきゃいけないと思っておりまして、と申しますのが、日本遺産が、私が就任前からもう日本遺産認定されていますけれども、もう率直に申して、私も就任前はあまり気にしていませんでした。世界遺産があるのに、日本遺産といっても何かあまりびんどこないというかですね。

先ほど来ありますけれども、日本遺産ということの以前に、やはり私も文化庁さんなり文部科学省なり、全国の史跡協議会の副会長としても接するようになってきた中で、やはりもともとは文化財を守るという視点が強過ぎて、守るために買取りを我々は強いられているわけですが、その際に補助金はかなり国なり県なりから入りますが、しかし買い取った後は全部市有地になって、そこから固定資産税も生まれませんし、企業なり住宅なりの開発も全くできない。むしろ維持保存費で何千万円もかかって、市民の方にとってはむしろ、昭和40年代なんかはまさに住宅開発すべきだという意見がかなり盛り上がっていたようですから、そうした市の中でも意見対立があって、そうしたことを引きずってきたという歴史は太宰府の中でもあるし、全国でもあると思っています。

そうした中で、私はやっぱりこれは維持保存だけじゃなくて、ここからやはりお金を生むようなシステムにしていかなければいけないと、嫌われながらも史跡協議会の中でも言ってきましたし、先日の全国の大会でもそういう問題提起をしていますけれども、要はそうした中で、本市にとって、今までの文化財行政がそうした維持保存型に強くなっていたということの問題提起の中で、ようやく、あそこで成る梅の実すら陰に隠れて加工しなきゃいけなかったような情けない状況でしたけれども、それが国として正式に認められて「梅」プロジェクトを始めたわけでありまして、そうした中でもお金を生むことで市民に還元できますし、この維持保存にも使うことができると。そうすると、住む人も訪れる人も共に喜んでいただけるんじゃないか、そうした思いであります。ですので、日本遺産自体が、日本遺産認定されたから全てよくなるということではなくて、日本遺産ということも通しながら、行く行くは世界遺産というのも目指してもいいと思っていますし、いずれにしましてもやはり天満宮さんに、わざわざ博物館さんに来ていただいている方に、この太宰府の史跡全体も見ていただけるような工夫をさらにしていくことは非常に重要です。そのためにもシティプロモーションという視点を改めて取り入れて、担当課長もつくりまして、これまでもパンフレットなんか、古都大宰府保存協会で作るパンフレットとうちの観光で作るパンフレットと観光協会で作るパンフレットがそれぞれ少しずつワードが違ったり、令和が入ってなかったり、いろいろな、せっかく作っているのに、それぞれがもう統率が取れてなかったり、宣伝を一遍にやってなかった。

そういうことを市として取りまとめて、この統率性を持たせる、統一ブランド、ブランディングをしていく、それを市としてやはり代表して説明していく、こうしたことを今ようやく始

めているところでありますので、そうした中でこうした問題も、日本遺産につきましても、やはり市だけでやっていくことも可能性としてはまだまだ途上段階でしたので、これは県も巻き込んで、近隣も巻き込んで、もともとの太宰府という歴史的な意義から、もっともっと大きな取組ができるようにということで、今も途上でありますので、その点はぜひご注目いただきたいと思っています。

○議長（門田直樹議員） 2番馬場礼子議員。

○2番（馬場礼子議員） ありがとうございます。何か市長がちょっとまとめていただいたんですけども、おっしゃるとおりで、やはり私、本市の取組というのがなかなか見えてきてないというのが市民の皆様の声というところは、しっかり受け止めていただきたいなと思います。

コロナを引きずったの準備不足だと思いますが、今回ゴールデンウィークにしても、日本遺産と称したイベント、催物とかが全くありませんでした。お隣とか文化財を回るバスツアーであつたりとか、2か月にわたって日本遺産と称した展示会とかもずっとあり、私も参加してまいりました。そこにおいてはとっても残念だなと思います。これから先も、何か秋にはウォーキングイベントがあつたりとか、来年にはまたバスツアーが行われたりとか、本当、中・長期的に日本遺産に関して何か計画されているんですけども、今回ゴールデンウィークとかに日本遺産と称しての打つ手がなかった理由というのは何でしょうか。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） ピンポイントでゴールデンウィークになぜなかったかと言われると、私もいろいろな理由もあると思いますけれども、まずやっぱりどうしてもコロナ禍の中で、まだまだ予断が許されない中、先行きが見えない中、5月という連休にイベントを打つということ自体が、市としてもなかなかやりにくかったということもありますし、とはいえ、先日も、今連携をしておりますエフコープ生協さんとウォーキングツアーのそうしたこともやっていただきましたし、ゴールデンウィークにかかわらず、やはり我々としては常々、先ほど申しましたように、日本遺産としての取組ということになりますと、今特に広域化して、そこで議論している最中ですので、さっき大野城市さんのことだと思いますが、大野城さんは日本遺産を本当に待ちに待って広域化されたことを喜んでいただいていますけれども、我々としては日本遺産の取組は平成27年からやっていますし、それ以上に令和の取組を令和元年度から常々やってきましたので、そうした意味では、ゴールデンウィークだけを取って日本遺産をやっていないということでは決してないということは、ご理解いただきたいと思います。

○議長（門田直樹議員） 2番馬場礼子議員。

○2番（馬場礼子議員） ありがとうございます。

あと、情報発信に関してなんですけれども、やっぱり一番ここが重要かなと思います。せっかくこれだけのアプリとかVRとかいろいろなイベントをされているんですけども、市民の皆様への周知はどうかというところで、広報とかホームページ、そういったところでの取組が主だと思うんですが、ちょっとこれは私の感想というか、ご提案なんですけれども、実は私

が太宰府のイベント行事にちょっと参加する中で、すごく人が集まっていたイベントが2つありました。その一つが時の記念日、そしてあと太宰府市後援のウクライナ支援演奏会でした。皆さんもう本当に満席で、時の記念日もすごい人が集まっておりました。どういうルートで足を運ばれたかと聞きましたら、その答えが、小・中学校からもらってきたお知らせチラシだったようです。

大きないろいろなことをする前に、まずはそういった足元から見直すというか、親は子どもの学校からの情報には敏感ですし、ホームページは見なくても、子どもの学校のお知らせというのは必ず目を通すものです。それとか、やっぱりそういった子どもからの情報発信とか、そういったのも有効的かなと思います。それに関して、今までそういった子どもを通してのお知らせとかはされてこられたんでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 文化財課長。

○文化財課長（中島恒次郎） 先ほど説明いたしましたけれども、教科書での取組等をやっておりますし、あと情報というのは、学校でもいろいろな行事のプリントを配布されておりますが、やはり心の鍵に引っかからないと、なかなか動いていただけないということもあります。

そういったところもありますので、事あるごとに日本遺産構成文化財を巡っていただく取組、水城小、国分小でもう既に取り組んでおられますし、そういったところを広げる形で取り組むことで、触れる機会というものを増やしていこうかと思っております。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 2番馬場礼子議員。

○2番（馬場礼子議員） ありがとうございます。あとやっぱり、情報発信の主流はやっぱりSNSの活用だと思います。市民の皆様とか来訪者からの投稿での拡散、そういったのも効果的かなと思いますけれども、拡散してもらえるには、まず十分な取組というのが重要なと思います。

積極的な情報発信として、文化庁のご支援とかいただける日本遺産大使とか、日本遺産プロデューサー派遣事業とか、そういったもののご活用はどう考えてありますか。

○議長（門田直樹議員） 文化財課長。

○文化財課長（中島恒次郎） 今、福岡県が事務局になって「西の都」日本遺産地域活性化計画等をつくっております、その中でコーディネーターの方を来ていただいて、いろいろな取組、いろいろな事業者が連携してやることになりますので、それぞれを結ぶ方ということでコーディネーターを来ていただいて、広がりながら事業の展開を行うというふうになっておりますので、その辺を注視しながら、我々としても連携して進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 2番馬場礼子議員。

○2番（馬場礼子議員） ありがとうございます。ぜひご活用をお願いいたします。

それと、一番重要なところ、学校教育での活用なんですけれども、いろいろ学

校教育でも活用されています。いろいろ試みてあるんですけれども、特に日本遺産ということに特化する取組というのがちょっと見当たらないかなって、残念です。この項目はとても重要だと思えるんですけれども、先人たちが残した文化財とか歴史遺産を太宰府の宝として未来につないで、その世代に託していくことというのは、私たち先人の責務だと思っております。

実は、太宰府の歴史に精通されている方が、日本遺産をどうやって盛り上げようか、今の太宰府のままでは、ほとんどの人が興味を持つどころか、知らないままで終わってしまうのではないかと危惧されておまして、学校教育での活用が大切だとおっしゃっておりました。

例えばご提案なんですけれども、郷土史研究の方々に史跡の物語をまとめてもらい、大学の漫画研究会とか連携してそれを漫画にして、副読本として使って、子どもたちに学校の授業の一環として学習できないかなというご提案をいただいております。

先ほどでも情報発信のところで、子どもたちが学校からもらってきたプリントを見て、イベントが満席でした。やっぱり子どもたちが勉強して興味を持ち始めたら、親に影響を与え、地域ぐるみでみんなが興味を持ち始めるという構図が生まれてくると思います。そのご提案についてはどう思われますでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（堀 浩二） 先ほどお話いただきました時の記念日の話なんですけれども、私も以前からここにおりまして関わってきましたが、今から6年、7年前は、子どもたちがほとんど来てくれなかったという声があったんですよ。教育委員会としても何ができるのかなと思ひまして、副読本を作りましたという話が先ほどありましたが、これを特別な授業でしっかり準備をしてやるのも大切なんですけれども、その時々に応じて、あしたは時の記念日だよという形で副読本を出しなさいというふうな指導で、知っているという話だとか、トピックをどんどん朝の会とか帰りの会とかそういうところで話してくれませんかという話をしたんですよ。水城小学校になりますけれども、それこそ前の年は1人、2人しかいなかったのが、5人になり、次の年は百何十人やってきたという。これは決して学校だけの取組ではなくて、そこにはコミュニティ・スクールに関わる方、地域の方々も協力していただいて、こういう取組になっていったんですよ。

ですので、うちには今副読本というものがございますが、活用の仕方にもよると思うんです。作るものもそうですけれども。ですので、今後どういうふうな形で新たなものができていくのかということも、いろいろなもの、いろいろな人と検討していきたいとは思いますが、今あるものを有効に使っていくというような視点も必要かなと思っております。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 2番馬場礼子議員。

○2番（馬場礼子議員） ありがとうございます。

あと、来訪者に対するボランティアに関してですけれども、太宰府には確固たるボランティア解説員の方が大勢いらっしゃって活動していただいております。すごい人数でもあります。

し、皆さん経験豊かな方ばかりで、最強のメンバーかと思います。

ただ、日本遺産の狙いの一つに、やっぱり人材育成事業というのがあるんですね。太宰府が再審査対象になったときの優れた取組の4件のうちの1件の富山県に加賀前田家ゆかりの町民文化が花咲くまち高岡というところの評価が、地元大学生によるガイドツアーというところで、積極的な地域連携が評価されております。

まさに太宰府というのは大学の町でもありますし、若い方のガイドツアーというのは、日本遺産の新しい伝え方というのもイメージできます。また、若い世代への情報発信も期待できるかなと思いますけれども、このような取組を含め、人材育成に関しては今後何かお考えはございますでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 文化財課長。

○文化財課長（中島恒次郎） 市内に大学がございますので、若い価値観でいろいろな発見をしていただきたいということは常々考えておまして、実はコロナ禍になる前には、筑紫女学園大学等々、市内にある大学の学生さんに来ていただいて、太宰府の発見、新たな発見を含めて太宰府にあるすばらしいところの発見をしていただいて、それに基づくマップ作りをして、彼らに案内していただくという取組を始めておりました。

ただ、先ほど来から史跡解説員さんの姿が見えないとか話がありましたが、実はコロナ禍になって活動を休止されているというところもあります。あと、この学生さんにご協力いただいているいろいろな活動を行おうとして取組を始めたところで、いきなりコロナになって、全て事業が止まってしまったという事態もありまして、今その辺の活動が見えないという状況になっておりますけれども、我々と違った価値観で探していただけるというところは非常にありがたいと思っておりますので、その辺を含めて、日本遺産、また太宰府市内にあるいろいろな文化遺産、そういったところを視点として、学生との連携というのは今後進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 2番馬場礼子議員。

○2番（馬場礼子議員） どうもありがとうございます。私が本当に存じ上げないこともたくさんしていらっしゃるというのが、これですごく皆さんもご周知できたんじゃないかなと思います。ありがとうございます。

今後の新しい取組なんですけれども、実際、日本遺産というところに特化したチームとか、そういったのは存在するのでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 文化財課長。

○文化財課長（中島恒次郎） 限られた人員で今動いておりますので、日本遺産に特化したというチームはございませんが、実は観光経済部との連携を強く図りながら、実は文化財というのが日本遺産の裏づけというか、歴史をきちっと語るもので、張りぼてにならないための根拠づくりが文化財課、それを活用し、商業活動としてどんどん広げていくというのが観光経済部にな

りますので、そこを強く連携しながら、相互連携しながら進めていきたいと思っております。
以上です。

○議長（門田直樹議員） 2番馬場礼子議員。

○2番（馬場礼子議員） ありがとうございます。ぜひお願いいたします。

こちらもご提案なんですけれども、確かに人手、人材が限られているという中での活動なので、厳しいと思いますけれども、ご提案として、例えばチームとかプロジェクトの中に市民の参画、市民の皆様のご参画というのをご提案したいと思います。

正直、これを質問するに当たり、いろいろな方と話をさせていただきました。日本遺産とか文化財遺跡、ストーリーへの熱い思いを持った市民の方がたくさんいらっしゃいます。ぜひその方々のお知恵をお借りして、お力をお借りして、子どもたちを巻き込む、親を巻き込む、大学生を巻き込む、市民の皆さんを巻き込むという、太宰府が一丸となって取り組んで、それが他市の連携に波及していくのが理想かと思えます。これこそがこの太宰府のリーダーシップではないかなと思えますが、市民の方々との連携とかについてはお考えでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） もうこれはおっしゃるとおりでして、ようやく先ほどの広域化をしたことの中で、近隣との連携も現実化してきましたし、加えてやはり太宰府天満宮さんなり国立博物館さんなり、本市の観光協会、周りの観光協会さんなり、あと交通事業者さんなり、まさしく民間の事業者さんが非常に連携に参画しやすくなりました。もちろんそのバックには、当然市民の方もおられますし、そういう従業員の方など、そうした方々もおられますので、既にそれが進んできたことは間違いありませんし、その上でやはり今まで以上にそうした市民の方はもちろんですけれども、やはり子どもたちがそういう全体の連携の中で様々なご意見をいただきながら、参加していただきながらということをしつかりとやっていきたいと思っています。

○議長（門田直樹議員） 2番馬場礼子議員。

○2番（馬場礼子議員） どうもありがとうございます。ぜひ皆さんを巻き込んで、一丸となって取り組んでいただけたらなと思います。

最後、市長の思いに関しては、熱い思いというのは伝わっております。ぜひそれを市長自ら、市長のお立場からリーダーシップを取っていただいて、本当に形にしていきたいと思えます。

太宰府の市民の皆様が、日本遺産を通して住民としてのアイデンティティーの再確認になったり、太宰府という地元に住んでいることへの誇りを持てるように、市民全員で盛り上がっていくことを心から願っております。

これで私、一般質問を終わらせていただきます。

○議長（門田直樹議員） 2番馬場礼子議員の一般質問は終わりました。

ここで13時30分まで休憩します。

休憩 午後0時25分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時30分

○議長（門田直樹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

11番笠利毅議員の一般質問を許可します。

〔11番 笠利毅議員 登壇〕

○11番（笠利 毅議員） ただいま議長より許可をいただきましたので、2件、一般質問を行わせていただきます。

1件目、高齢者世帯の外出支援について。

タクシーがもっと自由に使えるような補助があればとても助かる、そんなお年寄りの声をたくさん聞いたことを出発点にした提案です。タクシー代の補助はできないのでしょうか。

国土交通省によれば、高齢者の移動には次のような困難や特徴が伴うとされています。1つ、自由時間が多く、活動も多様化しているが、通勤など定常的な移動は少ない。2つ、日常生活上、独力で移動せざるを得ない人が増えている。3つ、バスへの依存度は高いが、利便性や環境整備に課題がある。4つ、短期的にはICTへの抵抗感を配慮したサービスが大切である。5つ、世帯の所得が少ない。ほかにもあるんですが。

一方、太宰府市の高齢者支援計画の移動支援に関する項目は、まほろば号についての記述が中心になっている。1つ……。

○議長（門田直樹議員） 笠利議員、もう少しマイクを近づけてください。

○11番（笠利 毅議員） 令和2年度現在、運行を交通弱者の移動や社会参加の手段に限定し、料金を見直すことを議論中。こうした変更を理解を求め、公共交通の利用増に向けて、各種教室等の時間や場所の設定も検討する。つまり、高齢者、特に自前の交通手段を持たない人が増えて、移動目的は多様化している。しかし、徒歩で遠くまで行くことはできず、バスが頼りなだけで、まほろば号に高齢者の生活の多様化に対応する余裕はなく、むしろ限定的な利用目的に資する、あるいは誘導するものになりつつある。

このとおりに計画が進んでいくのであれば、交通手段の運営、経営としては合理的だが、多少きつい表現を用いれば、人には冷たい。オンデマンド運行のバスやタクシーも実際に各地で運用されていますが、最新の技術で一気に高齢者の生活を変えることには無理があります。従来のタクシーにはなじみはあるものの、経済的には決して自由に利用できるものではありません。

要するに、高齢者と、その活動の多様性を受け止め切れないということで、市内の公共交通の在り方としては、各個人それぞれの外出事情を支える方策を考える必要があります。ですから、高齢者世帯へのタクシー代の補助を実現してほしいと。

市の公共交通の在り方の検討は、コロナの流行を受けて進捗が遅れているようでもあるので、まず現状を尋ねることにします。

1つ、まほろば号の運行を、交通弱者の移動や社会参加の手段に限定した運行にするよう、



実際に議論が進んでいるのか。

2つ、免許返納者への支援の仕組みとなっている部分から質問しますが、高齢者支援計画のですね、自動車を運転せずとも外出できる手段の確保をどのように働きかけているのか。

2件目、新しい公共について。

楠田市長の2期目の目標は、大まかに言って、4本柱で構成された総合戦略の実行だと理解していますが、昨年12月の選挙で用いられたチラシには、新しい公共の促進という総合戦略にはない表現が盛り込まれています。

新しい公共は、3月の施政方針の中では、行財政改革と地域コミュニティの再編の文脈の中に置かれ、公共サービスを持続可能とするための行政と地域、NPOなどの協働や役割分担のことだと説明されています。

本定例会初日の提案理由説明の中では、あたかも5本目の柱であるかのように扱われていますが、それが何であるのか、具体的に何をするのかは語られていません。市長の来歴を参照すれば、新しい公共とは、民主党政権期のスローガンを念頭に置いているものかと想像します。

鳩山由紀夫氏が首相として行った所信表明によれば、それは人と人が支え合い、それを社会全体として応援するという新しい価値観とされ、また新しい公共宣言では、人々の支え合いと活気のある社会、そこに向けた様々な当事者の自発的な協働の場とされています。

新しい公共は、自公政権となって放棄されましたが、それが行財政改革というもののための協働というだけであれば、むしろ公共サービスの実質的な切捨ての論理となったと考える人もいます。

私見ですが、協働が公共サービスの切捨ての論理となってしまうのは、鳩山氏の言葉で言えば応援とか、宣言に言うところの自発性が不十分だったからではないかと思います。10年以上の時を経て、楠田市長が地方行政の中で新しい公共を促進しようとするのであれば、行政サイドからは応援を徹底し、そして市民に内在する自発性への期待を強く持ち、その掘り起こしに注力してほしいと思っています。

これまで政治や行政の中で必ずしも自発的であることを求められてこなかった人々、経済的なリターンを基準としているわけではない人々、女性や若者、少数者、彼らに期待を寄せ、そこに施策を向けてほしいと思います。

また、「なぜ、脱成長なのか 分断・格差・気候変動を乗り越える」という書物を読みましたが、そこでは互いのケア、コミュニティの連帯、これこそが脱成長社会の定義だと断言されています。そして、それこそが持続可能な未来につながるとされています。まるで言っていることは新しい公共そのものなのですが、ただしそこには公共サービスを分担するという観念はありません。ただ、計画的に社会を変えていくということは目指されています。

この脱成長的に理解した新しい公共は、成長路線に寄りがちにも見える太宰府市の総合戦略に組み込むには、いささか鬼子的なものだと感じます。ただ、計画的に社会を変えていくという点では、戦略と呼ぶにはふさわしいところもあるかもしれません。

私は、2017年9月の一般質問で市民提案事業のアイデアを紹介したり、昨年は気候変動に目を向けることの大切さを訴えるなどしてきましたが、今挙げた2点は、それらと重なる論点であり、楠田大蔵が考える新しい公共に私が期待する要素ということになります。その意味で、まだ言葉にとどまっている新しい公共の促進をその限りで歓迎しています。

繰り返せば、困っている人への直接の行政サービスだけでなく、人を支える人をしっかりと意図的に支える、そのような施策や補助を見直していくこと、例えば給食、問題になっていますが、地産地消の努力を強力に進めることで、社会のいわゆるスローダウンを巧みに実現していくことなども含まれていくかと思います。

新しい公共をどう考えるかは、まちの将来像を書き換える要因ともなると考えており、そのためには市民の自発的な意見表明あるいは活動を求め続けることが大切になると思います。ビジョン会議に論点を投げかけた段階ということで施政方針では語られていましたので、新しい公共というビジョンの下に、楠田市長が具体策を持っているなら具体案を、具体策がまだならビジョン会議に投げかけた課題設定を伺います。

以上2件、よろしくお願ひいたします。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部高齢者福祉担当理事。

○健康福祉部高齢者福祉担当理事（行武佐江） 1件目の高齢者世帯の外出支援についてご回答いたします。

高齢者にとって積極的に外出することはとても大切だ、タクシー代の補助は可能かについてですが、令和3年3月に策定いたしました太宰府市高齢者支援計画におきまして、安全・安心の環境整備の基本方針を踏まえて、高齢者への移動支援の充実をうたっております。

まず、まほろば号の運行についてであります。市内公共交通の要としてまほろば号の果たす役割は重要であることから、高齢者への移動支援の視点を含め、運行の適正化に向けて調査検討や事業者など関係機関と協議を行っているところです。また、福岡コロナ警報も解除となり、介護予防教室も再開されましたので、今後開催場所や開催時刻などをまほろば号の運行に合わせる検討も行っております。

次に、自動車を運転せずとも外出できる手段の確保をどのように働きかけているのかについてですが、地域公共交通活性化協議会においても、まほろば号の運行について協議が行われているところです。運転免許を返納することで外出の機会が減り、閉じ籠もりやフレイルの状況を予防するために、一般介護予防事業などの情報提供を行い、身近な公民館への外出の機会を今後もつくってまいります。

また、運転免許を返納されている方の中には、認知機能の衰えを感じて自主返納される方もいらっしゃると思いますので、地域包括支援センターが連携をし、相談や見守り、さらには専門医療機関への紹介などの支援体制の整備を図ってまいります。

タクシー代の補助につきましては、近隣の状況なども見ながら調査研究を進めてまいります。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 11番笠利毅議員。

○11番（笠利 毅議員） ご回答ありがとうございます。今のご回答ですけれども、そもそもがタクシー代の補助が可能かという形で質問を出したように、一定の距離を動くことを前提とした質問だったので、実は高齢者支援課ではなくて、交通関係の問題かという認識では当初はおりました。

その上で、最初に読み上げました質問に関することでちょっと確認だけしておきますけれども、高齢者支援計画では、まほろば号の運行を交通弱者の移動や社会参加の手段に限定して考えていくということでしたけれども、それを今のご回答では、様々な予防教室等の開催場所や開催時刻をまほろば号の運行に合わせる検討も行ってまいりますということでお答えをいただきましたけれども、実際そのような検討が今進められているのでしょうか。あるいは、もしくは具体的にそのようにもう変更が既に始まっているというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部高齢者福祉担当理事。

○健康福祉部高齢者福祉担当理事（行武佐江） 先ほども申し上げましたとおり、福岡のコロナの警報が終わりましたので、今新しい教室が始まっております。そこで例えば、まだワクチン接種会場でいきいき情報センターとか総合体育館のほうは使えませんけれども、そういう場所へもまほろば号を使って行けるのであればというところで、検討はしております。

○議長（門田直樹議員） 11番笠利毅議員。

○11番（笠利 毅議員） 分かりました。ということは、高齢者支援計画策定時では考えるとされていたものが、コロナがあったので、実際にはこれからという形になるということですね。

それと、自動車を運転せずとも外出できる手段の確保をどのように働きかけているかということについても、ここでは地域公共交通活性化協議会の話が出てきて、まほろば号の運行について協議が行われているということでしたけれども、この活性化協議会のほうでは、自動車を運転せずに外出できる手段の検討として、現状、まほろば号のことを中心に議論がなされているというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（山浦剛志） まほろば号の件でございますが、まほろば号、もう既にご存じかと思いますが、様々な課題があるということがまずございます。便数の問題もありますし、最終便の時間の問題、あるいは乗り継ぎの関係、様々な課題がございます。そういったところを活性化協議会の中で現在検討しております、よりよい利便性を高めるというふうな目標で、そういった協議を進めてまいっておる次第でございます。

○議長（門田直樹議員） 11番笠利毅議員。

○11番（笠利 毅議員） 今の質問は、まほろば号の検討をすることで、もしくはそれだけで、今後の高齢者の外出支援というものを、賄うという言い方は悪いですが、支えていける

のかという疑問から発した質問です。

今回、国土交通省の資料であるとかシンポジウムの記録等を幾つか見たんですけれども、数年間にわたってその議論が進められたその出発点になったあたりのものを、冒頭の質問の中で紹介したんですけれども、私が見た限り、最新のそういったもので6月18日付のものがあったんですけれども、主催団体はちょっと覚えていませんが、そこでは、そこに至るまでもずっとそうなんですけれども、高齢者の外出の支援を支えるに当たっては、様々な交通手段、もう町によっていろいろなんですけれども、電車、バス、タクシー、乗り合い、いろいろなものですね、自転車等も含めて。様々な手段を確保する中で、実際に暮らす人のライフスタイルに合わせた選択ができるようにという方向でずっと議論が進んでいます。

どこの町も苦勞しているのです、様々なところでやっている事例を太宰府市と単純に比べることはできないのですが、できないので、ここでやっているからやれとはちょっと言いにくいんですけれども、ただ、まほろば号に議論が集約されてしまうと、やっぱり不十分ではないかと。

国土交通省の議論であってすら、高齢者の外出に関しては健康の維持とか健康であり続けること、それと地域づくりということ、その視点を踏まえて外出支援を行って移動支援をすることが重要だというふうに、何名かの発言者ほぼ共通してそういう認識で議論が進んでいるかと思えます。

そこで、何でタクシーということを取り上げたかと。乗り合いとかということとはちょっと今置いといてなんですけれども、ほかのものと違うのは、極端な言い方をすればドア・ツー・ドアができる。それだけではないんですけれども、ただ最初に申し上げましたように、高齢者の暮らしも元気さの程度も様々になっていく中で、その人が望む暮らしぶり、それに合わせた移動手段の確保に努めることが、むしろ地域活性化といったものにもつながっていくという議論は、ほぼ共通してなされているというふうに認識していますが、自分だけでしゃべってもいいんですけれども、一応質問にしましょうか。

多様な交通手段を、地域公共交通網を形成していく中でどのように確保していくかというようなことは議論になっているのかということ、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（高原 清） 以前、議員の皆様の方と議会連絡会等でご説明をさせていただいておりましたけれども、平成30年度から策定を進めておりました地域公共交通網形成計画、こちらが地域公共交通計画に名称が変わりまして、計画の策定自体につきましても、コロナウイルス感染拡大の影響によりましてやむなく先延べをさせていただいておりましたけれども、本年度令和4年度から地域公共交通活性化協議会で議論を再開しまして、高齢者に限らず、市民の皆様が利用される地域の公共交通につきまして、持続可能な地域旅客運送サービスの提供、こちらのほうを確保するために、本市にとってどのような公共交通の在り方がよいのか、公共交通の地域公共交通施策のビジョンとなるこの地域公共交通計画、こちらの策定に向けまして

現在検討を進めているような状況でございます。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 11番笠利毅議員。

○11番（笠利 毅議員） そのことは存じ上げておりますので、ぜひ頑張ってください。

今の質問は、その際に当たってどのように多様な移動手段を確保することで、多様な生活の在り方、ライフスタイル、一人一人の市民を支えていけるのかという問題意識です。

ここではタクシーということを行ったのは、そのようなことを言う声をたくさん聞いたというのと、既にある手段なので、大変分かりやすいと。これからの地域公共交通網、太宰府市でその計画がどういうふうに進んでいくか、ちょっと判然とはしませんけれども、今想像できないもので市民の生活を支えるよりは、使える手段を使っていったほうがよいのではないかと問題提起です。

最後、ここで市長に一言というのが筋なんですけれども、内容的には次とも関わりますので、ここは私から、そのようなことを検討した上で、地域交通の問題も考えていただきたいと言って、1件目は区切りをつけたいと思います。

2件目よろしく願いいたします。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） ちょっと今、直前まで原稿を書き換えていましたので、お渡ししているものと少し変わってきますので、ご了承ください。

2件目の新しい公共についてご回答いたします。

私は、昨年12月の市長選挙におきまして、「令和の都さらに羽ばたく太宰府～課題解決先進都市を目指して～」と公約を掲げまして、2期目の信任をいただいたところであります。この2期目の公約は、まちづくりビジョンの4つの構想と戦略を着実に実行に移し、令和の都太宰府をさらに羽ばたかせるとともに、地方自治体や我が国、世界に共通する課題を先進的に解決する課題解決先進都市を目指すというものであります。そして、まちづくりビジョンの4つの構想と戦略を実行する具体策の一つとして、持続可能な太宰府構想（行財政改革戦略）の中に、新しい公共の促進という言葉を組み込みました。

令和4年度の施政方針でも、行政機能が多様化、高度化、煩雑化する中、地域コミュニティや諸団体、市民などと役割を協働、分担していく新しい公共の促進に向けて、ビジョン会議などで議論していくと述べました。

近年、毎年のようにさらされる豪雨災害への対応や予期せぬコロナ禍への対応などは、日常業務に加えて職員への大きな重しとなり、時間外勤務が常態化し、心身にも着実に負荷を与えています。

こうした中、私は新しい公共という概念として、これまで行政が担ってきた公共サービスや行政だけでは手が届かなかった領域にも、市民、NPO団体、学校、事業者などの地域の様々な主体に参画いただき、公共的なサービスなどを担う仕組み、体制、活動などを考えておりま

す。こうした多様な主体の参画によって、よりきめ細やかなサービスの実現も可能になると考えています。

本市では、これまでも市民やNPO、事業者などの様々な団体と協働し、まちづくりを進めてきましたし、現在でも多くの市民の方々が福祉や教育、子育て、文化、環境などの幅広い分野で、身近な課題を解決するために活躍していただいております。こうした世のため人のためといった活動が、それ自体が喜びとなり、生きがいともなるよう、またなってもらいたいと思っていますところでもあります。

なお、ビジョン会議には、現時点では窓口機能の充実強化のための高齢者支援の生活支援体制の部分であるとか、福祉関連の部分であるとか、また自治会の様々な施設整備なり活動への支援といったもので今投げかけてはいますけれども、それにとどまらない幅広い、やはり新しい公共という言葉で表される市全体の、あと市民と市役所との関係なり、また市長と議員と市民の皆様との関係なり、こうしたものについて様々な幅広い議論がなされていって、最終的に皆さんがそれぞれ前向きになっていただけるような、ハッピーになれるような、そうした形を目指していきたいと考えております。

○議長（門田直樹議員） 11番笠利毅議員。

○11番（笠利 毅議員） ご回答ありがとうございます。新しい公共ということで、具体的には投げかけたものとして、相談窓口の充実、福祉に関すること、自治会の活動への支援等というところを答えていただいたのかなと思いますが、先ほど1件目の最後の部分を2件目に回したのには、重なるところがあるからなんですけれども、昨日来、一般質問でも自治基本条例があるいは問題になったり、今回総合計画というのが請願でも出たりしていますけれども、町の将来像あるいは地域社会の在り方といったようなものをどう考えるかというのは、やっぱりここにいるみんながそれぞれに考えていることだと思っています。

私自身は、1件目からの連続で言えば、私が言おうとしたのは、高齢者もそれぞれ一人一人違うライフスタイルを持って、今の暮らしと過去の生きてきた積み重ねと抱えて生きているわけですから、最初に言いましたように、例えばバスの運行や予防教室等の時間を調整しても、絶対それだけでは覆い切れない部分というのがそれぞれの人に必ずあるはずなんです。

例えばですけれども、先日参議院の予算委員会か何かで、明石の泉市長が猛烈な勢いでしゃべっておりましたが、あれが話題になったようですけれども、彼は子どもを真ん中に置いてみんなで頑張るということを言いましたけれども、高齢者を子どものように真ん中に置くかどうかは別として、ただ一人一人を支えるという点では、考え方は全く同じかと思います。明石と比べると、太宰府は小さな町なので、やれることには限りがあると思いますけれども、ただ一人一人を支えるという考え方は、太宰府市でも捨ててはいけないと思いますし、SDGsとかもありますけれども、ここでも何人もの方が口にしてきた考え方だと思います。

新しい公共なんですけれども、市長の今のご回答も、施政方針等で見られたものも、基本的には公共サービスというものが一定必要なものがあるわけなんですけれども、必ずしも行政だけ、

官と言われるものだけでは担い切れない。その解決法として、自治基本条例にもそういうものが色濃くあるかとは思いますが、それはもうずっと、民主党政権にかかわらず、その後の自公政権の間でもずっと進んできたことだと思うんですね。

ただ、わざと鳩山さんの名前を出したのは、鳩山さんの言ったことが実現できたかどうか、それをいいと思っているかどうかは抜きにして、応援しなさいと言ったこと、あと新しい共同宣言といったものの中で、自発性を大切にしろということを書いて、それが実現する場というものが新しい公共だというふうに言っています。

先ほどの市長の説明では、あくまでも公共が提供するこれこれをサービスするといったものを一緒にやりましょうというニュアンスがやっぱり残っていると思うんですけれども、私は、数年前に一般質問で上げたときもそうなんですけれども、市内の自発的な活動に公共的な意味を積極的に認めて、それを支えていってほしいと。そういうものとして新しい公共を期待しています。

もう一回、泉市長の言葉を借りれば、ボランティアはやっぱり金も人も必要だから、そこは市がしっかり支えるということ、5本ぐらい立てた柱の中で泉さんが言われていましたけれども、そういう考え方を検討していってほしいというふうに思っていますが、これは一般論なので、一般的に市長に聞きますけれども、ご意見をいただければ。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） すみません、先ほどのことについて最後答えればいいですかね。

ちょっとせつぱくなんで、泉市長について、前も徳永議員のときたしか伝えたと思いますけれども、彼は民主党の衆議院議員の2003年初当選同期でありまして、彼のいい部分も悪い部分も私もかなり知っていますけれども、彼は本当に活躍していますけれども、この間、市長会に行ったときに、いろいろな意味で有名になっているんで、からかって、何かすごい有名になったねと。たら、悪い意味でも有名ですと彼も言っていましたけれども、彼、実は、私も大分怒られていますけれども、以前、コロナ対応で1億何千万円かの予算を議会に提案したけれども否決されて、それを専決して、専決に対して事後的にまた否決されたけれども、そのまま実行したりしている、なかなかのハードな人なんですけれども、ただ全体のイメージとして、非常にソフトなイメージも彼はついていきますけれども、なかなか現実と理想の中で、彼も苦しみがらやっているというのは非常に感じながら、私もやっています。

要は、彼自身もそうなんですけれども、私もそうだったんですが、やっぱり民主党政権でやろうとしたこと、やれなかったこと、やはり間違いだったこと、それぞれにいろいろ抱えながら、今改めて政治家として生きているんですけれども、当時、鳩山総理も一つの考え方があったかもしれませんが、ご存じのとおり鳩山由紀夫さんは基本的に人に任せる人ですから、すごくいい人なので、これを仕切っていたのは松井孝治さんとか鈴木寛さんという官僚出身の政治家の人でした。

やっぱり官僚の人たちも、こういう官だけで何かをやっていくということにはもう限界を非

常に感じておられて、やっぱり民間の活力なり市民の方の自発性、こういうものをやはり引き出していくことが、日本を持続可能にしていく、世界を持続可能にしていく鍵であろうということを書いてきたというふうに私は認識をしています。

そうした意味で、先ほど来、笠利議員も言うておられましたけれども、やはり市民の自発的な行動に対してサポートをするということは、非常に重要な観点だと思いますし、そうした自発的行動を起こしていただけるような市としての役割分担なりご説明なり、今で言うと、やはり市長になる人も議員になる人も自治会長になる人も、自治会で役員をする人も非常に少なくなっている。率直に申して、そうした人のために世のためにという方が少なくなってきたような世の中、これはいろいろな分析はあると思いますけれども、そうした中で、しかし諦めてしまえば、もう誰も何も責任を持ってやらない、実行に移さないということになりかねませんので、そうした一つ一つの、皆様お一人お一人の自発性を引き伸ばせるような何か、それがお金なのか人なのか、もっと理念的なものなのか、そして教育的なものなのか、そういうことまで突き詰めて議論が今後進めていければと思っているところです。

○議長（門田直樹議員） 11番笠利毅議員。

○11番（笠利 毅議員） 泉さんと楠田市長が同期だということは、調べる中で私も気づいたので、わざと出したんですけれども、乗っかっていただいてありがとうございます。

私、個人的には、民主党が掲げたものについては、歴史観、人間観、いろいろなものがごちゃ混ぜになっているところがあると思うので、それが今そのまま再生することはないと思っていますが、今市長が言われたような考えかとは思いますが、そこはここにいる職員の皆さん全員で、自分の持ち場で考えてやっていただきたいなと思います。

今、自発性云々というようなこともありましたけれども、高齢者の話から入りましたが、高齢者にとっては自分で動いて何かできるということ自体がとても大変で、大切なことなので、彼らが元気であること自体が一つの新しい公共、無理に言えばですけども、ということもあるかと思います。

ただ、ほかにも言いたいことはあるんですけども、昨日来の議論の中で、公共ということで、サービスを分担し合うようなだけでは物足りないのではないかということを書いたんですけども、例えば先ほど馬場議員が取り上げた日本遺産で、当然そうした中で史跡の活用という話が出てきましたけれども、楠田市長もそこで、お金を生むようなというようなことで言われましたけれども、例えばその史跡地、太宰府市が購入したとして、すぐには使えないような山であったとしても、昔だったら里山といったような形で、お金を生まなくても人の役に立つというような使い方、利用の仕方というのは、これも一つの公共の在り方として考えていっていいのではないかと思います。

脱成長ということを書きましたけれども、先ほどの本の完訳は、斎藤幸平さんというコモングの復権とかというようなことを訴えている方ですけども、彼の主張はともかくとして、公共のパブリックとそのコモングといったときに、コモングと言われるもの、言葉の意味はもうほ



ば近いものがあるので、やはり新しい公共といったときに、みんなで共通のもの、それをどうしていくかということがやっぱり一つの鍵になると思います。それを自発的にそれぞれの市民が考えて、それが実現できるように後押しして行ってほしいなと思います。昨日、森田議員が言われた自治基本条例の精神にも、それはかなっているものではないかというふうに考えています。

それぐらいですね。最後に、本当に多岐にわたる観念だと思いますので、先ほど市長がビジョン会議に取り上げた、投げかけたということだけではなくて、皆さんで新しいまちの在り方というのをつくり出してほしいなという気持ちを込めての質問です。

これで終わります。

○議長（門田直樹議員） 11番笠利毅議員の一般質問は終わりました。

ここで14時20分まで休憩します。

休憩 午後2時06分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後2時20分

○議長（門田直樹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

17番橋本健議員の一般質問を許可します。

〔17番 橋本健議員 登壇〕

○17番（橋本 健議員） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告書記載の産業と観光活性化について質問させていただきます。

新型コロナウイルス感染症が世界的に流行し、緊急事態宣言や外出自粛要請により私たちの生活は一変しました。水際対策で観光目的の外国人訪日の禁止、また国内においては各イベントや地域行事などが中止になるなど、コロナ禍前の生活には程遠い窮屈なものとなりました。

しかし、ここに来て明るいニュースが舞い込んでまいりました。感染拡大を懸念する声もありますが、6月10日から訪日外国人観光客の受入れが2年ぶりに解禁となり、また国内においても、令和2年12月に停止になったG o T oトラベルを名称変更し、自治体裁量で全国どこでも割引を受けることができる観光活性化策が検討されております。6月下旬から7月にかけて本格化するようですので、太宰府市も国内客はもちろん、インバウンドの受入れ準備が必要と考えます。

本市は、学問の神様菅原道真公を祭る太宰府天満宮を中心とした観光都市であり、コロナ禍以前は約1,000万人の観光客が来訪された全国的に有名な町であります。紀元7世紀に九州全体を治め、大陸外交の窓口として、また防衛の要衝として大宰府が置かれ、市内面積の16%を史跡地が占める歴史的文化遺産の多い伝統的な土地柄です。

また、平成31年4月1日には、日本政府により元号が令和と決定しました。翌月の5月1日から正式に令和の世となり、令和発祥の都としてその名が全国にとどろき、さらに重みを増した由緒ある土地柄となりました。

質問に入ります。産業と観光活性化について伺います。

まず1項目めは、本市の特産品開発の現状と課題についてお尋ねします。

昨年からはまった令和発祥の都「梅」プロジェクト推進事業、現在、安定した梅の生産量は確保できているのか、また商品開発はどのように進展しているのか、お伺いいたします。

次に、2項目めは、観光資源の有効活用についてお尋ねします。

本市には歴史的文化遺産が点在しておりますが、観光資源として十分に有効活用されていないのは残念であります。歴史探訪に視点を置いた史跡巡りや、一般観光に定期便としてまほろば号を運行する方法もあります。さらに、これを生かした滞在型観光に力を入れていただきたいと思いますが、見解をお聞かせください。

3項目めは、坂本八幡宮のPRについての質問です。

平成31年4月1日に坂本八幡宮が令和発祥の地として全国に公表されてから4年目を迎えますが、周辺整備や誘致活動が足りないと感じています。坂本八幡宮が未来永劫の観光スポットになれるよう、行政の応援が必要と考えますが、見解をお聞かせください。

以上3項目について、ご回答よろしくお願いたします。

○議長（門田直樹議員） 観光経済部理事。

○観光経済部理事（東谷正文） 産業と観光活性化についてご回答いたします。

まず、1項目めの本市の特産品開発の現状と課題についてでございますが、令和発祥の都太宰府「梅」プロジェクト推進事業は、これまで商業利用が制限されていた史跡地の梅の実などについて、資源としての活用を国に掛け合い可能になったことを契機といたしまして、令和3年度より本格的にスタートした事業でございます。

令和3年度におきましては、敬称は略させていただきますが、福岡県立福岡農業高等学校と各企業との共同開発による太宰府の梅を使用した製品といたしまして、西日本鉄道株式会社の太宰府梅サイダー、株式会社山口油屋福太郎のうめんべいとうめんたい、株式会社高橋商店のうめのり、カルビー株式会社のポテトチップス合格する梅梅かつお味、有限会社チョコレートショップの梅ショコラといった製品がブラッシュアップされ、開発されました。

また、福岡農業高校関連以外では、株式会社山口油屋福太郎と株式会社ベーカリーイノベーション研究所による明太フランス大宰府政庁跡梅花酵母使用、株式会社梅の花のデザートもちり嶺岡と梅の実ジュレ、大賀酒造株式会社の梅酒東風の梅、HOTEL CULTIA太宰府では令和発祥の都太宰府「梅」メニューといたしまして、太宰府梅の赤ワインソースを添えた博多和牛ロース肉のグリエと、梅ジュレなどの4つスイーツを楽しめるアフタヌーンティーセットなど、企業や市内店舗の皆様にも積極的に掛け合い、新たな梅グルメやスイーツなど次々生み出したところでございます。

こうした商品には、共通のロゴマークをあしらい、ブランディングを行うとともに、ふるさと納税の返礼品としても提供いただいたところでございます。

また、12月には、公募で集まった市内の10事業者様が、太宰府の梅の実を使った試作品を持

ち寄り、合同で発表するという太宰府の梅トライアルアワードを大盛況のうちに開催いたしました。多くのメディアにも取り上げていただき、改めて太宰府の梅の可能性を感じることとなりました。

このような取組の中で、多数の事業者の皆様から太宰府の梅を望む声をいただき、本市といたしましても、地場土産産業の創出による税収、経済効果のさらなる向上を図るためには、安定した梅の生産量確保は不可欠と判断いたしまして、史跡地内を中心に梅の植栽を積極的に進める太宰府梅園構想を掲げさせていただいたところでございます。

その第1弾といたしまして、ふるさと納税のクラウドファンディングなどによりいただいたご寄附を基に、令和4年3月に坂本八幡宮の西側の史跡地内に30本の梅の木を植栽いたしました。今後におきましても、周辺の史跡地にできる限り多くの梅の木を植栽し、着実に梅の生産量拡大を図ってまいります。

今後の梅製品開発の進展でございますが、今年は約1,500kgの梅の実を収穫することができました。収穫した梅は、福岡農業高校ほか梅の実を希望された事業者様に提供しているところでございますが、梅を原材料とした既存製品のさらなる磨き上げや斬新な新製品開発を継続するとともに、梅の成分分析を産学官連携で進め、ブランド価値の向上を追求し、さらなる製品開発を進めてまいります。

○議長（門田直樹議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（友添浩一） 次に、2項目めの観光資源の有効活用についてご回答いたします。

現在、回遊性を高める取組といたしまして、太宰府館におきましては史跡解説ボランティアのガイドによる史跡周遊体験や、大宰府万葉会のガイドによる万葉歌碑巡りを行っているほか、西日本鉄道株式会社との連携によるレンタサイクル事業を実施しております。また、古民家ホテルHOTEL CULTIAの整備等に対し補助金を交付し、令和元年度以降、計3棟が整備されています。

令和2年度には、市の観光資源と疫病退散のストーリーを組み合わせたコロナ減観光ルートの整備や九州観光推進コンソーシアムの海外向けオンラインツアー、旅行会社と連携してのコロナ減観光ルートによる観光バスツアーの企画を行いました。

バスツアーにつきましては、大変好評を得て、定員を大幅に上回る参加者を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響による度重なる延期により実施に至っておりません。今後、コロナ感染症拡大防止の緩和に伴い、実施に向けて検討してまいります。

そして現在、本市に点在する日本遺産「西の都」の構成文化財を観光事業に活用する取組を検討しており、日本遺産に係るストーリーや既存文化財のさらなる磨き上げや、観光コンテンツ、体験メニューの新たな造成を行います。

以上の取組などを通じて、点ではなく線による周遊観光をさらに促進し、ひいては観光客の滞在時間や観光消費額の増加につなげてまいりたいと考えております。

次に、3項目めの坂本八幡宮のPRについてですが、坂本八幡宮を令和発祥の地として広く

PRするため、令和元年度に梅花の宴の再現を行う予定にしておりましたが、コロナ禍により残念ながら実現できませんでした。

また、昨年度、市の情報コンテンツの整備といたしまして、太宰府市ホームページのリニューアルに伴い、「ふらっと太宰府 歴史探訪の旅」と題した観光ホームページを制作いたしました。その中で、令和発祥の都太宰府観光PR動画としまして、太宰府天満宮や大宰府政庁跡とともに坂本八幡宮を紹介しているほか、坂本八幡宮の皆様や関係者の皆様のご協力をいただき、人気ユーチューバーによる観光紹介動画を制作し、これまでも多くの方に視聴いただいているところであります。

さらには、橋本議員も参加されております太宰府創生協議会による周辺での飲食の販売をサポートし、つくし青年会議所のアート事業にも積極的に協力をしてきたところであります。

本市といたしましても、引き続き市の情報コンテンツを使用したPRに力を入れるとともに、多くの方が坂本八幡宮をはじめとする周辺文化遺産を周遊いただき、楽しんでいただけるよう、今後も連携してまいりたいと考えております。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） ご回答ありがとうございます。

執行部の皆さんにお願いがあるんですが、発言される時はマイクを近づけてしゃべってください。議員控室ではあまり聞こえないんですよ。よろしくお願いします。

（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○17番（橋本 健議員） 3月施政方針の中で、市長は真の梅の町として飛躍させたいという目標を語られておりましたが、生産量拡大のために市長独自の梅農園構想、どういうふうなプランを持っていらっしゃるのかお聞かせいただければと思っています。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） なかなか梅園構想も具体的なプランと言われますと、なかなか難しいところも実はあるのですが、やはりストーリーとしまして、史跡地に梅を植えることを優先させたいと思っています。と申しますのが、やはり大伴旅人公が1,300年前にもめでたである梅の子孫といいますか、そういう大宰府政庁跡周辺、坂本八幡周辺、そういうところを優先的に植えていきたいと思っているのですが、なかなか、先日も坂本八幡宮横に植栽する際に、やっぱり下を掘れないもんですから、史跡地で、ですので、土を盛ってそこから植えざるを得ないと。すると、見た目もちょっと悪いですし、いたずらもされるかもしれないと。根づくかどうかはまだちょっと分からないということもありますが、なかなか史跡地で好きなだけ植えていくということも、難しさもございます。

もう一点、あと桜なんかが昔から植栽されていまして、実は病気でもう枯れてしまうようなものもあるんですけれども、桜を切ってしまうと、市民の方がかなりお叱りをいただくことになってしまうようで、これまたなかなか、そういう病気のところに植え替えをしようと、そういう計画もあったんですが、ちょっと一旦、その桜の様子を見ようということにもなったりし

ています。

そうした史跡地、なかなか難しさもありますので、そうしたこと、史跡地以外でも、例えばですけれども、農業者の方で、もう休耕田になっているような、休耕地になっているようなところに植えていただいて、いろいろな世話もしていただく代わりに、何かしら補助なりそういうものをお出しするような形で、そして実をこちらのほうにお渡しいただくような、そういうシステムなんかも考えていきたいとも思っていますが、まずは先ほど申しましたように、クラウドファンディングでこの植栽も1つ、梅園にネーミングライツのような形で提供して、そこから収穫体験も行えて、プロダクツももらえるような、そういうクラウドファンディングを今後も続けていって、できるだけ市の予算を使わずに梅園構想を進めていければと、そうした考えを持っております。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） ありがとうございます。この梅についてはぜひ、私も大賛成でありまして、継続して事業を進めていただきたいというふうに思っております。

商品開発については、福岡県農業高校、ここが一番先陣を切って商品開発に取り組んでいただいたと思うんですね。先ほどご紹介がありました梅サイダーやうめんべい、こういったものの納品先といたしますか、取扱店といたしますか、これは一体どこで販売しているのか。それから、売上げが分かりませんか、こちらでは。売上げが分かるようでしたら教えてください。

○議長（門田直樹議員） 観光経済部理事。

○観光経済部理事（東谷正文） ご回答いたします。

ちょっと売上高までは、すみません、把握はできていないんですけれども、令和3年度に福岡農業高等学校様との連携により開発された製品は、全部で5社6製品ということでご紹介いたしましたけれども、西日本鉄道株式会社の太宰府梅サイダーが参道の15店舗で取り扱っていただきました。レガネット太宰府店などで合計2万本出ております。株式会社山口油屋福太郎の直営店ではうめんべいが8,000箱、うめんたいが5,000箱、株式会社高橋商店の直営店では梅のりが1,800個、カルビー株式会社のポテトチップス合格する梅梅かつお味につきましては、中国四国、九州エリアの店舗で23万袋、有限会社チョコレートショップの梅ショコラは、名古屋高島屋と大阪うめだ阪急で7,000箱がそれぞれ取り扱われております。もう売り切れになった製品もございますけれども、以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） ありがとうございます。結構売れているんですね。全然こちらが分からなくて、どういうふうな売行きになっているんだろうかとちょっと気になったものですから、質問させていただきました。

福農以外にも、今ご紹介がありましたけれども、何社ぐらいこれは参加されているのか、事業者数。こういった事業にですね、この「梅」プロジェクトの事業に参加されている事業者数を教えてください。

○議長（門田直樹議員） 観光経済部理事。

○観光経済部理事（東谷正文） ご回答いたします。

参加いただいております企業の数でございますけれども、昨年度令和3年度におきましては、合計で9社10製品ということでございます。また、先ほどご説明いたしましたトライアルアワード、こちらに地場の10事業者様をご参加いただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） そのトライアルアワードというのは初めて聞いたんですけれども、これは昨年12月に何か実施されたということなんですが、どういう事業内容なんですか、教えてください。

○議長（門田直樹議員） 観光経済部理事。

○観光経済部理事（東谷正文） こちら、トライアルアワードでございますけれども、こちらは地場の事業者様を中心に、太宰府の梅を使った試作品を作っていただけないかということで公募いたしました。手を挙げていただいた事業者様が合計10事業者様いらっしゃったというところなんですけれども、それぞれ持ち寄っていただいて、発表会を昨年の12月に開催させていただいたところでございます。多くのマスコミの皆様にも取り上げていただいて、大盛況のうちに終わらせていただいたんですけれども、その中で福岡農業高等学校の生徒さんにも参加いただいて、ウメンテーターという形でコメントをいただきまして、太宰府市長賞あるいは福岡農業高等学校の皆様で選んだ賞などを授与させていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） ありがとうございます。

先ほど参加事業者が9社とおっしゃいましたけれども、この9社の中からふるさと納税に登録申請されているのは何社ぐらいございますか。

○議長（門田直樹議員） 観光経済部理事。

○観光経済部理事（東谷正文） こちら、ふるさと納税にノミネートいただいている事業者様でございますけれども、現在のところ、福岡農業高等学校との連携で開発いただいた製品では、梅サイダー、うめんべい、ポテトチップス、うめんたいの4品目、ほかの製品では明太フランスと梅酒東風の梅ということで、合計6品目が登録いただいております。中には売り切れになっている商品もございますけれども、6品目が登録いただいております。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） 6品目で2社ということですね。2団体。

○議長（門田直樹議員） 観光経済部理事。

○観光経済部理事（東谷正文） 具体的な社数といたしましては、それぞれ重複が1社ございます

けれども、共同開発いただいているところもございますので、6社とお考えになってよろしいかと思えます。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） 3月30日に梅の味とめんたいこの味を調和させたうめんたいという発表があって、市長が試食されたという。これご感想をちょっとお聞かせください。おいしいものだったのかどうか。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） わざわざ先ほど会見のときのコメントを職員が調べてくれていましたので、読みますと、まず「うめえ」と言いまして、お恥ずかしいんですけども、これ事実なものですから、辛みが増したことで、梅の風味が引き立つ、御飯が進みますという、御飯と一緒にいただいたものですから。

実は、これは福太郎さんに僕が直訴しまして、やっぱりめんたいこに梅を入れると非常においしいものになるんじゃないかということで、しかも名前もうめんたいってつけれますから、直訴してやっていたんでしたんですけども、試作品が何度も来るんですけども、全然おいしくないんですね、本当に。もう見た目もよくないし、梅のちょっとくすんだ色というんですか、茶色っぽい色と。めんたいの色自体も何かおいしくないように見えていて、ちょっとこれじゃ駄目じゃないですかって何度も言って、最後に出てきたのがすごくいい味で、本番で、本当に梅の、やっぱりめんたいこの辛みを増したことで、梅の酸味と辛みが非常にマッチして、見た目もいわゆるおいしそうな形で、非常に出来栄えよかったなど、非常に人気が出たということで聞いています。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） ぜひ私も試食してみたいと思います。

要するに、今は何とか梅のまちとして飛躍させたいという市長の思いが伝わってきますけれども、今梅に特化した商品開発をされていますが、第2弾として何か商品開発を検討されているかどうか、お聞かせいただければと思っています。

○議長（門田直樹議員） 観光経済部理事。

○観光経済部理事（東谷正文） 現在におきましては、史跡地活用のための規制緩和を追い風といったしまして、まずは大きく脚光を浴びております令和発祥の都太宰府「梅」プロジェクトの推進事業を最大限に生かしまして、梅に特化する形で地場土産産業の創出による税収、経済効果の向上、滞在型観光の実現を同時に図ってまいりたいと考えております。

令和4年度におきましては、施政方針で示されておりますけれども、太宰府梅園構想を進めるとともに、梅の実の成分分析も行っていきたいと考えておりまして、さらなるブランド化を図って、意欲的なグルメやスイーツの製品開発をさらに進めることで、本市を真の梅の都に飛躍させたいと考えております。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） 2項目に移らせていただきます。

観光資源の有効活用についてでございますけれども、現在、太宰府天満宮をはじめ市内には政庁跡、水城跡、観世音寺、戒壇院、光明禅寺、竈門神社など名所旧跡が数多く点在しておりますが、その中でも天満宮や竈門神社が圧倒的に観光客のにぎわいを見せております。今年度施政方針の中で市長は、コロナ後を見据え、回遊性向上の調査研究などを積極的に進めるといふふうに断言されておりますが、大いに期待しております。

その回遊型について幾つか質問させていただきたいというふうに思いますが、政庁跡などのその他の観光資源については、以前から点と点で結び線にして回遊性を高めるということは、過去ずっとよく耳にしておりました。現在実施されている回遊コースについては、先ほど回答の中にもありましたように、万葉の会の方とか、それから歴史解説員が観光客をご案内しながら紹介していくとか、あとは乗り物等についての回遊というのは実施されていないのでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（友添浩一） 現在、乗り物等を軸とした周遊観光ルートというのは、実際にはまだ走っていないところでございます。ただ、今度、コロナ禍前に企画をしておりましたコロナ減の観光ルート、そういったルートにつきましては、そういった手法を用いまして、今協議してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） レンタサイクルというのがありますよね、自転車で回るといふ。これがちょっと利用頻度がどうなのか。コロナ禍であまりなかったとは思いますが、コロナ禍前の利用状況というか、こういうのが分かりましたら教えてください。

○議長（門田直樹議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（友添浩一） レンタサイクル事業につきましては、先ほどもちょっとご回答申し上げましたような西日本鉄道株式会社さんの事業に補助金を出して運営をいただいている事業でございます。西鉄の太宰府駅で通常の自転車を1日500円、電動アシスト付自転車を800円で貸出しを行っている事業でございまして、利用実績といたしましては、令和2年度、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により年間で700台ほどにとどまっておりますが、コロナ以前は1,000台から1,300台で推移しておりました。

現在、レンタサイクル利用者につきましては、市内のガイドマップを配布をしております。歴史の散歩道をはじめゆっくりと巡っていただくコースをご案内しております。今後、市内を効果的に周遊していただくための方策を、西日本鉄道様とも協議しながら、今検討している状況でございます。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） 70万円の補助を多分西鉄さんにされていると思うんですが、レンタサイクル、これは今後も継続していかれるのでしょうか、その辺をお聞かせください。

○議長（門田直樹議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（友添浩一） 既に観光推進基本計画、そしてその後の追加変更にも記載させていただいておまして、そういったレンタサイクル、サイクルでの周遊、そういったものも今念頭に入れておりますので、基本的には継続していくという方向でございます。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） ぜひこれも活性化させていただきたいというふうに思っております。

それから、先ほど回答にありましたように、一昨年令和2年度には、コロナ減観光ルートの整備ということで、これは観光バスツアーを企画されたというふうに回答もいただきましたけれども、コロナ禍でやはりなかなか思うようにできなかったんだろうと思います。これからこういうコロナ禍、状況が下火になりつつありますので、まず先の見通しが立ちませんが、準備だけは必要だと、今度インバウンドの受入れが始まりますのでね。

そこで、提案ですけれども、回遊性の充実を図る新たな展開として、旅好きグループやファミリーを対象にしたタクシー、一般タクシーやジャンボタクシー、ワゴンタクシーなど、その人数に合わせた観光企画をしたらどうでしょうかということです。

それから、太宰府を堪能していただくために、助手席に観光コース費用に含ませた有料ボランティア、史跡解説員の方を活用するというので、同乗していただいて、太宰府の町を説明、案内していただくというふうな企画はいかがでしょうかということで、これも一つの私の提案でございますけれども、いかがでしょうか。ご検討いただきたいと存じますが、よろしくお願い致します。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 非常に重要なご指摘、ご提案であります。

それで、実は職員もほとんど覚えてなくて悲しかったんですけども、令和になって直後にふるさと納税の返礼品として、実はタクシーで令和コースと、「ブラタモリ」にも取り上げられましたブラタモリコースを回って、うちの誇り得る職員の井上君が説明して回るという返礼品を実は用意したんです。5万円でしたかね、10万円だったか。やっぱり値段が高いのと、あとやっぱり来るまでにまずお金がかかるので、結局1人しかいませんで、みんな忘れちゃっていたんですけども。

私は非常に失敗例として覚えているんですが、そうしたこともやってみたんですけども、なかなかふるさと納税の返礼品だとちょっと高くなりますし、やっぱりどうしても、この間の梅の実収穫体験もそうなんですけれども、東京都か大阪の友人が寄附してくれていたんですけども、来るお金がかかると。五味さんだけは来てくれたんですけども、自費で来てくれたんですけども、やっぱりなかなかここまで来られるお金をどうするかというのが、非常にポイントだなと。

ただ、それでもなお来ていただいて、そうした史跡解説員の方、本当に立派な経験をお持ちですので、そうしたことも積極的に、ふるさと納税に関わらず、民間の旅行会社などと連携し

ながらつくり上げていくことも重要だと思っています。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） それから、もう一つ提案がございまして、私は平成15年に議員に当選させていただきました。その年の9月議会で滞在型宿泊ホテルの誘致について質問させていただいておりますけれども、あれから約20年がたちましたが、いまだに実現に至っておりません。大型ホテルの誘致をぜひ本格的に検討していただきたいというふうに思っています。

私が思い描いた案をちょっと披露させていただきますと、福岡県保健環境研究所がございしますが、ここはやはり公共施設が条件だと思うんですね。そこに太宰府市役所を持ってくると。それと、図書館と文化会館、これはもう複合施設で結構ですが、やはり福岡県保健環境研究所の跡地に。そして、空いたここは大型のホテルにしたらどうだろうか。現市役所の跡地に滞在型の大型ホテルを建ててはいかがかなというふうに思っています、もちろん温泉つきでございまして、そうすれば雇用を生み出し、入湯税や固定資産税、そして法人市民税など税収が市の大きな安定した収入というふうになるはずですよ。

ホテルの利用につきましては、いろいろな使い方、多目的に、国内外の宿泊を含め、全国、九州、県主催の市長会や議長会、そういった会議等、民間企業の会議、研修会、それから慶弔関係の催しやパーティー、ディナーショー、そして太宰府市民の社交場というふうな様々なイベントなどに使っていただくような近代的なホテルが必要だと思います。

5年というのはちょっと短過ぎるかもわかりませんが、7年、8年後を目指して、ぜひ本格的なホテル誘致のプロジェクトチームをつくっていただき、そろそろ本気でご検討いただけないかというふうに考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） これも大切なご指摘であります。ホテルを、今CULTIAの話はしましたけれども、やはり部屋数が限られておりますし、そうした中で何かしらそうした大きな大会などを開けるような、先日も全史協で、結果としてはオンラインになりましたけれども、実際にリアルに開催できたとしても、宿泊していただくところが筑紫野であるとか大野城であるとか福岡市になってしまうという悩みは抱えておりましたので、そうしたという気持ちは常々持っています。

今、企業誘致チームというのを立ち上げていますので、当然企業誘致の中にホテルというものも含まれますし、前もお伝えしたと思いますが、コロナ前に、市役所にとということではありませんでした。太宰府市内の中にある程度規模感のあるホテルという話も、実は話としては少し聞いていたんですが、やっぱりコロナになって立ち消えになりました。今後また可能性が出てくる可能性もあるとは思いますが。

あと、保環研の跡と市役所との関係、これも含めて非常に市全体の中での土地利用といえますか、どのような可能性があるのか、こうしたことも決して最初から排除するわけではなくて、そうした大きな観点からの市のさらなる収入増加策、そして観光刺激策、こうしたものは

常々考えていきたいと思っています。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） ぜひよろしく願いいたします。ホテルができれば、回遊型観光というのが安定してくると思うんですね。ここを拠点に1泊コース、2泊コース、こういったメニューも組めますし、そこに体験を入れて、例えば座禅、戒壇院、観世音寺がございまして、座禅を入れたり、それからお茶、それから九州国立博物館の中の体験、こういったものも組めると思うんですね。それから、歩かんね太宰府さんとのコラボもできそうな感じがしますね。いろいろなメニューができそうな感じがいたしますので、ぜひ、何年先になるかわかりませんが、大きな夢を持って突き進んでいただきたいというふうに思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、坂本八幡宮のPRについて質問させていただきます。

まず、パンフレットをご覧いただきたいと存じますが、これは人力車でのんびり巡る令和の里太宰府ということで、これは太宰府創生協議会、私もボランティアで参加させていただいておりますが、これは観世音寺、戒壇院から歴史の散歩道、裏道ですね、それから坂本八幡宮と政庁跡を巡るという旅でございまして、これと、それから古代食ですね、太宰府の古代食を復元した食事をしていただくと。一応お二人様からのご予約になっておりますけれども、人力車で巡る太宰府の探訪、これをいかがでしょうかということでチラシを、これはもう実際に近畿ツーリストとか、それからJTBとか予約がございまして、実績もございまして、何組かやってきましたけれども、やはりコロナ禍で今ちょっと中断しております。

これがまたコロナが下火になれば、こういったものも復活し、それから今トクトク号というタイの乗り物、これはタクシーですけれども、これも今動かしておりますので、ファミリー、子どもさんたちはとても喜ぶんですが、今は無料でサービスして、裏通り、要するに歴史散歩道辺りをちょっと一緒に車で回遊していくと、そういうふうなことも今実際に行っております。

毎週、坂本八幡宮には土曜日と日曜日、これはご朱印書きが、坂本八幡宮が土曜日曜しかご朱印書きがありませんので、これに合わせて私たちもおもてなし事業を、茶店ですね、要するに、開いております、お茶のサービス、それからコーヒー、ジュース類、こういったものです。それから、旅人餅というのもございまして、あとはうどん、こういったものでおもてなしを実施しております、これからちょっと下火になれば、またお客様も見てくるんじゃないかなと思って、今頑張っておりますけれども、またGoToトラベル事業に代わる政府の事業も始まります、国内向けですね。国内のお客様、それからインバウンドの方、自然と来訪者も増えて活況を呈してくるのではないかとというふうに考えております。

何とか私たちもこういった企画をしながら、一心に盛り上げて、何とか観光が活性化するように盛り上げていっておりますけれども、今回取り上げましたのは、観光基盤づくりについて力を注いでいただきたいという切なる思いで、坂本八幡宮については質問させていただきます。

す。

令和発祥の地として全国に知れ渡りました坂本八幡宮、これから数多くの観光客が訪れられると思いますが、私、太宰府創生協議会としましては、ぜひこれは未来永劫の観光スポットとして位置づけていただき、周辺整備をぜひ進めていただければなと思っています。

そこでまず、八幡宮の奥にありますトイレ、これが何とかならないかなど。トイレの建て替えですね。令和になった年からお願いをしておりましたけれども、なかなか実現に至っておりませんが、その辺はいかがでしょう。

○議長（門田直樹議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（友添浩一） 坂本八幡宮の前のトイレは、かなり前に設置をされたものでございますが、そのトイレの場所につきましては、特別史跡大宰府跡の史跡地の中でございまして、なかなか取扱いが厳しゅうございます。現在、本市におきまして、大宰府跡の整備等の計画を立てる準備を行っております。その大宰府跡の整備の全体の計画の中でどう位置づけていくのか、文化庁、国土交通省、整備事業のメニューも併せてにらみながら、このトイレの問題については協議してまいりたいというふうに思っているところでございます。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） 分かりました。その中に歴史の散歩道、ここも非常に道が傷んでおりまして、この辺もやっぱり補修が必要かなという、整備をしていただきたいというふうに思っておりますので、これも今の計画の中には当然入っていますか。

○議長（門田直樹議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（友添浩一） 先ほどご説明申し上げたものにつきましては、特別史跡大宰府跡の整備計画ということでございますので、現在、本教育委員会で全体の保存計画、地域計画というのも計画してございますので、その中でうたっていこうかということになっていこうかと思っております。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） 史跡整備の国の補助金を申請していただいて、一日でも早くやっぱりきれいな道路にしていいただければなというふうに思います。よろしく願いいたします。

それから、これはすぐにでもできるお願いでございますけれども、政庁通りから政庁に入るときの駐車場が右手にございますよね、入り口。あそこに立て看板、これをぜひ、坂本八幡宮の所在地が分かるような看板をぜひ作っていただきたいと。例えば「300m先、坂本八幡宮です」、矢印でこちらというふうな感じですね。途中も立て看板をつけていただくと大変ありがたいと思っておりますが、これはいかがでしょうか、立て看板の件。

○議長（門田直樹議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（友添浩一） 今議員のご質問につきましては、いわゆる道案内としての道標としてどうかということとしますので、これにつきましても、底地であります所管であるとか、例えば史跡地の所管、道しるべとしての道標の所管、そういったところとちょっと協議をして

まいりたいというふうに思っているところでございます。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） ぜひ早急にこの件はお願いしておきます。よろしくお願いいたします。

これまで坂本八幡宮の横に茶店を出すまで、これは観光推進課の皆さん、それから文化財課の職員の方たちには大変お世話になり、ありがとうございました。これからもやはりこういう観光活性化のために、まず私は今、坂本八幡宮に集中しているわけなんです、私たちの太宰府創生協議会の中で会議を開けるようになりましたら、ぜひ市の職員の方もアドバイスなり指導なりということで参加をしていただければというふうに思っておりますが、こういった会議に参加はいかがでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（友添浩一） ご提案どうもありがとうございます。市民の皆様からいただきましたご意見は、広く対応してまいりたいというふうに考えております。今までもそうでございますが、ご提案、ご意見等ございましたら、そういった定例会議にかかわらず、随時協議をさせていただきますというふうに思っているところでございます。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） ありがとうございます。ぜひ一緒になって太宰府を盛り上げていければというふうに思います。

太宰府は観光都市であります。やはり観光客の皆様を町ぐるみでおもてなしができるような温かい太宰府に進化できますよう、行政と共に努力することを誓い、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員の一般質問は終わりました。

ここで15時15分まで休憩します。

休憩 午後3時04分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後3時15分

○議長（門田直樹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

14番陶山良尚議員の一般質問を許可します。

〔14番 陶山良尚議員 登壇〕

○14番（陶山良尚議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従い1件について質問いたします。

市内大型マンション建設及び宅地開発に伴う周辺地域の環境整備についてでございます。

市内においては、大型マンションの建設が進み、他方では宅地開発も計画されております。宅地開発などにより人口が増えることは、本市にとってもプラスではありますけれども、それに伴う道路事情等、環境整備が追いついてない現状があるようでございます。建設完了後を想

定し、早い段階で周辺地域の現状を把握した上で、課題解決に向けた対策を講じる必要があると考えます。

そこで、次の2点について伺います。

1点目、市内における大型マンションや宅地開発等の現状について伺います。

また、2点目といたしまして、通古賀区内に建設中の大型マンション建設後の周辺地域における道路等の対策についてでございます。

周辺道路は狭く、通常もそうではありますが、特にマンション横の道路は朝夕は旧3号線への抜け道として利用されております。そこにマンション住民の車の出入りが加わると、車が集中して混雑や事故等も起こる可能性がございます。現状では道路整備や通行規制等を行うにはまだまだ厳しいと考えておりますけれども、何らかの対応が必要ではないかというふうに考えております。今後の対策について市の見解を伺います。

よろしく願いいたします。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（高原 清） 市内大型マンション建設及び宅地開発に伴う周辺地域の環境整備についてご回答いたします。

まず、1項目めの市内における大型マンションや宅地開発の現状についてですが、民間による開発状況といたしまして、令和4年6月時点で都市計画課に届出があったものあるいは事前協議中であるもののうち、20戸以上の規模が大きなマンションや宅地開発を計画されている案件としましては、通古賀地区にマンションが2棟、国分三丁目と坂本三丁目につきましては戸建て住宅がそれぞれ計画されているところであります。また、これらの開発案件につきましては、公共施設管理者との協議、調整等も必要となりますので、関係部署で情報を共有し、課題の早期対応に努めているところでございます。

次に、2項目めの通古賀区内に建設中の大型マンション建設後の周辺地域における道路等の対策についてですが、通古賀三丁目地区は、国道3号線、県道112号線、県道505号線板付牛頸筑紫野線へ接続する3本の道路があり、通過車両も多く踏切もあることから、朝夕は渋滞している状況でございます。また、水城小学校、学業院中学校への通学、西鉄都府楼前駅利用など多くの方が道路を利用されていらっしゃいます。

このような状況の中、マンションの建設によりまして交通量の増加、それから通行者の増加が予想されます。マンション建設周辺道路を含めまして、通古賀三丁目地区の交通安全対策に関しまして、地元や警察などと協議を行いながら、状況に応じた対策を講じていく必要があると考えております。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 14番陶山良尚議員。

○14番（陶山良尚議員） ご回答ありがとうございます。

それでは、まず1点目から確認、また質疑等をさせていただきたいと思っております。

まず、ご回答の中に、現在通古賀地区にマンションが2棟と、そして国分、坂本三丁目にそれぞれ戸建て住宅が計画されているということでございました。これは合わせて4件ということでよろしいのかということと、以前からちょっと話が出ておりましたけれども、高雄のほうも何か区画整理があるという話も聞いておりますけれども、その辺の状況についてちょっとお聞かせいただければというふうに思います。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（高原 清） ただいまご質問がありました開発予定関係なんです、ご指摘がありましたとおり、まず坂本のほうの大型開発、こちらが現時点の情報では戸建てが130戸前後ということでお聞きをしております。それから、国分のほうでございしますが、こちらも戸建てで28戸ほど現在建設中ということで聞いております。さらに、駅そばで、先ほどありました西鉄のほうでのサンリアン、マンションのほうでございしますが、こちらのほう65戸、それから通古賀の第一交通産業様のほうはマンション、こちらのほうが予定103戸ということでございます。

失礼いたしました。国分のほうは38戸の予定ということで、申し訳ありません、訂正させていただきます。

さらに、高雄の区画整理のほうでございしますが、こちらにつきましては民間施行の土地区画整理事業ということで予定が進んでおりますが、令和元年8月に土地区画整理組合設立準備委員会が立ち上がっているということで、現時点におきましては委員会のほうで地権者の方々と協議を重ねられ、この区画整理の同意を求めているような状況ということでお聞きをしております。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 14番陶山良尚議員。

○14番（陶山良尚議員） それでは、その坂本三丁目の西日本新聞のヘルスセンター跡地ですね、そこに住宅が一応130戸予定であるということで、これは大体いつぐらいに完成予定とか、その辺は存じてあるのか、その辺をちょっとお聞かせください。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（高原 清） 坂本三丁目の開発でございしますが、先ほど申し上げましたけれども、戸建てで約130戸ほど予定されておりますが、現在現地では文化財の発掘調査が行われております。まだ今後でございしますが、造成工事がその後進められるということになるかと思っておりますけれども、現時点で我々が聞いている限りにおきましては、令和6年3月ぐらいから販売を順次開始をされるというような予定ということでお聞きをしております。

したがって、すぐに全区画が開発ということは難しいのではないかなど、徐々にとっていきますか、数年かけて住宅が建築され、町並みが形成されるのではないかなどということで推察をしております。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 14番陶山良尚議員。

○14番（陶山良尚議員） そうしましたら、もう少し時間があるということでございます。

それと併せて、以前からこの建設予定地の坂本三丁目、坂本地域ですね、これ坂本二丁目につながる道路、例えば坂本通りとか国分寺通りありますよね。以前からやっぱりこの辺りの渋滞とか、一部片側に歩道がございますけれども、歩行者の方からしたら道が狭い分、やっぱり危ない。また、特に小学校の通学路でもございますし、一部、昨年ですか、市のほうが土地を買い上げていただいて間口が広がったということで、それはありがたい話だったと思っておりますけれども、非常に以前からその辺が厳しい状況があると、道路が、伺っております。

そういった中で、この大型の建設が進むと、いよいよまたその辺も併せて道路整備を早急にしなくてはいけないのかなというふうに思っているんですよ。

今までも自治会とかからいろいろな要望があったかもしれませんが、その辺のまず今日まで至る現状についてちょっとお聞かせください。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（高原 清） ご指摘いただきました地域につきましては、現時点におきましても朝夕につきましては交差点付近で渋滞が発生しているということは、我々も認識をしております。ご指摘のとおり、今後開発が進んでいくと、さらに車両等も増えることは予測されますので、昨年度でございますが、令和3年度に現況調査を市のほうとしても実施をいたしまして、今後の道路整備に向けまして、現在道路線形について検討を行っている状況でございます。これにつきましては、既に警察とも、どういう形態がいいのかという協議も重ねているところでございます。

今後でございますが、また道路改良工事に向けまして計画を練っていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 14番陶山良尚議員。

○14番（陶山良尚議員） そうですね、相当な形でここもやっぱり整備を行っていただきたいなと思っております。また先ほども申し上げました建設まで時間がありますので、その辺、計画に基づいて早急に道路整備等をお願いしたいというふうに思っております。

あとは交差点の形状も含めて、ちょっとあそこも歩行者なんかは朝夕通ると右左折できないとかありますので、例えば歩車分離信号にするとか、その辺も含めて一体的な改善をお願いしたいというふうに思っております。その点はよろしく申し上げます。

あと、今挙げていただいた、大型というか、建設予定地、いろいろなところありました。特に西日本新聞のヘルスセンターの跡地もそうですし、通古賀のパチンコ屋の跡もそうですけれども、中心市街地において、そういう民間で所有してあった施設や建物がそういうふう売りに出されるケースというのは、これからもひょっとしたらある可能性もあるんですよ。そうしたときに、今回坂本三丁目みたいな形で、やはり道路の問題があったり、例えば国分のほう



も、ちょっと場所は私、そこまで存じてないんですけども、道が狭かったりする可能性もあります。そういうところにえてして建設が進められるケースもあるかと思っております。その辺、周辺住民の環境も含めて、やはりしっかりと地元自治会とも協議をなされてしていくケースもあるかと思っておりますので、今後その辺の情報共有もしながら、いろいろな場所に建設があった場合も、いち早く情報をキャッチされて、その辺は庁内でもいろいろ検討していただきたいというふうに思っておりますのでございます。

それと、1つ聞き忘れていましたけれども、この坂本のほうの建設については、地元自治会のほうとの協議は何か今のところやられているのかどうか、教えてください。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（高原 清） 我々が聞いている限りでございますが、開発業者さんのほうが自治会とも協議をされているという、これは1度だけじゃなく、何度か協議をされているということはお聞きしております。こちらにつきましては、主に坂本が中心になってくるかと思っておりますが、やはり表通りだけでなく、裏のほうへの接続等もありますので、そのあたり自治会とも協議を今後とも詰められるというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 14番陶山良尚議員。

○14番（陶山良尚議員） ぜひともその辺の整備に向けて、道路整備に向けて、しっかりと行っていただきたいということを要望させていただきます。

それでは、1点目を終わらせていただきます。

2点目でございますけれども、ここはまだマンションも今建っている段階で、2月中の完成で、3月から入居が始まるというふうに聞いておるところでございます。ここもやはり元パチンコ屋があつて、ちょっと奥まったところというか、道路が行き詰まったところに建設されるわけでありまして。話を聞くと、112号線のほうからはエントランスがあつて、そこからは入れるという話も地元自治会長からも聞いて、ただその住んである方の駐車場というのは裏のほうにできると。だから、出入りは裏のほうからするんじゃないかという話も聞いておりますけれども、その辺のちょっと確認させていただければというふうに思っております。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（高原 清） 通古賀三丁目のマンションにつきましては、我々のほうに提出されております建築予定図面を確認いたしますと、今ご指摘の福岡日田線、表の通りのほうからの出入りにつきましては、これが46台分がこちら、表からの出入りと。それと、建物の裏側といいますか、西側のほうに機械式の立体駐車場が予定されているみたいですが、そちらのほうも60台分ということで聞いております。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 14番陶山良尚議員。

○14番（陶山良尚議員） それとあわせて、そこも今建設がなされているところの周辺地域の道

路の話をちょっとさせていただきます。恐らく担当課の皆さんも見られているとは思いますが。先ほども答弁の中にございましたけれども、朝夕なんかはあそこの通古賀の信号の手前のナガタ建設さんの信号から左に入られて、112号線へ抜け道として利用されてあったり、特に夕方なんかはスイミングから送迎用のバスが出てきたり、あとは送迎している保護者の方々の車が出てきたり、あとは都府楼駅のほうから、これはもう渋滞もございまして、112号線からも左折して入ってくる車もあります。結局そこも四つ角で、車がどちらが優先に行くのかとか、その辺も含めて立ち往生というか、少し時間が間が取られて車両が通行するというケースもあるんですよね。そうしますと、ナガタ建設さんの信号自体も、青に変わる時間というのは非常に短いために、それだけでも渋滞が発生するケースがまれにあるわけでございまして、それとあわせて、四つ角がそういうふうな状況であると、余計にそこでなかなかスムーズに車両が通行できないというふうな形で、そういう状況も見受けられるわけでございます。

それに加えて、また裏からマンションの方の車が、ちょうど夕方なんかの忙しい時間にまた入ってくるようなことがあると、余計またそこで車の出入りが狭いところでまたあるのかなというふうになんか心配したことがありますんで、今の現状を見て、一応今回、問題提起として質問をさせていただいておるところでございます。

なかなか道路形状とか、狭いとか電柱があるとかというふうなことがあったり、112号線のほうから左に入ってくる場合が、非常に角度的に入りにくいところもあるんですよね。いろいろな形で少し若干問題があるのかなと思っております。

一つ一つどうのこうのというのは、なかなか言えないところがありますんで、総合的に判断されて、少しでも、まだマンションはこれから建設されて入居が進んできますけれども、事前にそういうことを想定して対応を取っていただきたいというのが、今回の質問の趣旨でございますので、そのあたりどの程度まで認識されてあるのか、ちょっとお伺いしたいと思っております。よろしくお祈りします。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（高原 清） 今ご質問がありました箇所につきましては、現時点におきましてもやはり、ちょうどこの交差点というのは、県道112号線のほうに抜ける車両が多いというところで、実は先般、私も子どもたちが登校する時間帯に現地のほうを確認はさせていただきました。やはり県道112号線に抜ける車両が多いということと、その中で子どもたちが、もちろんちゃんと歩道を通っていただいていますけれども、やはりクロスする部分もありますので、なかなか危険といえますか、やっぱり注意が必要な箇所だというふうには思っております。

やはりここの改良といいますか、安全対策につきましては、まず筑紫野警察署のほうと問題意識の共有を図るためにも、現地立会いを行いまして、県の公安委員会のほうにも要望を上げていきたいと思っておりますが、ただその際、やはり地元自治会からの皆様からの要望書等も必要というふうに思っておりますので、地元のほうにも今後協議を進めて、何らかの安全対策を図っていければというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 14番陶山良尚議員。

○14番（陶山良尚議員） そのあたりは、ぜひともまた警察を含めて協議をしていただければ、非常にありがたいと思っています。

また、一応自治会長のほうにもこういう話をさせていただいておりますので、また何かありましたら、そういう形で要望という形で、自治会のほうからも上げていただきたいというふうには、また段取りをさせていただければというふうに思いますので、ぜひこの件はよろしく願いますということで、要望させていただきます。

あと、103戸ですかね、これだけの満員ということで、もう全室埋まっているみたいな話で聞いてはおるんですけども、それで新しいそのような方が来られるわけでございますけれども、当然子どもさんも増えてくるだろうというふうに想定されるところでございます。あそこは周りに住宅等はそんなにないんで、あそこのマンション一帯で子どもさんの数とか通学路をどうするかとか、そういうのも決まってくるのかなというふうに思っております。

今の朝とか夕方の状況を見ると、危険というか、まだ注意すべきかなという程度かもしれませんが、やはり道路が狭い分、子どもたちの安全を考えたら、しっかりその辺は対策を取っていかねばいけないのかなというふうには思っておりますので、まだこれからその辺は協議されるのかもしれませんが、その辺について何か情報が入ってあって、どうするかという対策等、まだこれからでしょうけれども、その辺何かありましたら、ちょっとお示しいただければなというふうに思っておりますけれども。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（高原 清） 通学路に関しましては、建設課だけでなく、教育委員会や関係者、警察も含めまして、交通安全プログラムということで危険箇所の点検等も、それから対策等も協議を進めております。そういった交通安全プログラムに基づきまして、学校からの要望なども参考にしながら、今後対応をしていなければいけないというふうには思っております。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 14番陶山良尚議員。

○14番（陶山良尚議員） いずれにしても、今言いました坂本と通古賀の分、ぜひともまたしっかりと行政のほうで対応していただきたいというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

それと、最後にちょっと市長にお尋ねして終わりたいと思います。

少しまちづくりについて、最後。最近では、今話したとおり、特に水城小学校の地域において開発が進み、他地域と比べて大幅に人口増加が進んでいくのは間違いないというふうに考えておるところでございます。それに伴い、やはり心配されるのは、先ほど述べさせていただきましたけれども、生活道路を含む環境整備の問題ですね。それと、やはり生徒が増えることによって、小・中学校の施設整備の問題。水城小学校のほうは今建て替え等行われておりますけ

れども、学業院中学校においては、これまで老朽化した施設を将来どうするかということも、まだ方向性が私たちには伝わってきてないところがございます、あとは敷地的には狭いので、子どもたちが増えた場合、教育の環境整備をどこまで保てるかということもあるかと思っております。

それとあわせて、やはり若い世代の親御さんたちが来れば、また保育園の問題も整備の問題も出てくるのかなというふうに考えておるところでございます。

そういうところはしっかりと将来を見据えて、人口増加も今若い方が入ってきて、これから子どもさんができたり、増えていく可能性もございますので、まだスパン的には少し時間が、期間が長い期間の中でのいろいろな政策を立てていかないと、子育て支援とかいろいろ学校教育の問題とか、学校施設の整備とか、その辺、当然計画に基づいてこれからされていくとは思いますが、その辺もなかなかやはりあるようで時間がないところもありますので、しっかりとこれから将来を見据えてやっていただきたいというふうに思っております。

やはり若い世代の方が他地域から来られるということは、非常にありがたいことであって、太宰府に住むことを楽しみにされてある方もたくさんいると思うんですね。そういうことを踏まえて、将来のまちづくりについて、市長がこれから一層努力をしていく必要があるかなと思っておりますので、その辺の市長のこれからのまちづくり、特に水城小校区についてのまちづくりについてご意見をいただければというふうに思いますけれども、よろしく願いいたします。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） ご存じのように、私ももうすぐそばに住んでいますので、日々私もこの、まづ踏切がありますですね。なかなか変わらない信号がありまして、そこから旧3号に出るときもなかなか見にくいということを私も日々実感しておりますので、自分のことのように聞いておりました。

そうした中で、まず大前提で申しますと、そうした中でも最も高い今回建物としてマンションができます。これは非常に100戸を超える大型なマンションで、新たな子育て世代の方々が特に流入されることは、非常にありがたいことだということがまず前提でもあります。一方で、そのために交通なり教育なり子育てなり、こうしたことで非常に手当てが必要になるということがこれから悩ましいところでもあります。

1点挙げますと、まず水城小周辺、学中周辺、このところがやはり令和の効果もありまして、都府楼前駅の周辺が商業地価も高騰したということもありましたが、非常にこうした自然も歴史もあって、しかも交通の便もいいというところに関心が集まっているということの表れだと思いますので、そうしたことは非常にありがたいことでもありますので、やはりここの周辺に人が集まってくる可能性が非常に高くなってきていますし、もう既にそうなっている。

そうした中で、やっぱり水城小はなかなか、小学生ですので、校区を触ることは難しかったですけれども、学業院中学校につきましては、やはり中学生にもなりますから、そうした校

区の問題なども、減っていくところもあれば増えていくところもある。これは日本全体そうですけれども、そうした中でやはり工夫をしていくということも非常に重要じゃないかなとも思っていますし、とはいえ、これまで日本が拡大傾向であったときは小学校を増やして、道路も新設して、様々な行動を行ってきたというノウハウは過去にあるはずですから、そうした中でどのような形で本市としても、集中をしている部分と、少し減っていく部分とバランスも取りながら、できるだけやはり節約を図りながら、しかしやっぱりわざわざ移り住んでいただく方が来てよかったとっていただけるような、そして違う地域の方もこれからもそうして思っていただけるような、そうした計画的な、そして魅力あるまちづくりを進めていかなければならない。大変重たい役割だと思っていますけれども、陶山議員はじめいろいろな皆さんのご意見もしっかりいただきながら進めていきたいと思っております。

○議長（門田直樹議員） 14番陶山良尚議員。

○14番（陶山良尚議員） それでは、どうぞ市長、よろしくお願いを申し上げます。

これで私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（門田直樹議員） 14番陶山良尚議員の一般質問は終わりました。

ここで15時55分まで休憩します。

休憩 午後3時42分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後3時55分

○議長（門田直樹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

3番今泉義文議員の一般質問を許可します。

〔3番 今泉義文議員 登壇〕

○3番（今泉義文議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従い、3件について質問させていただきます。

1件目は、声かけによる地域コミュニティの活性化についてです。

昨年12月の市議会議員選挙で初当選させていただき、1月から子どもたちの安全確保や元気づけのために登校の見守りを行っています。ほぼ半年になりますが、少しずつコミュニケーションが取れてきました。最初は挨拶しなかった子が少しずつ挨拶できるようになり、私の看板を見ているからでしょうか、「今泉義文さん」と子どものほうから声をかけられるようになり、「おいちゃん、僕ね」と相談してきいたりする子も出てきました。

先日の話ですけれども、子どもたちの人だかりができていまして、どうしたとねってちょっと行ったんですね。そうすると、鼻血を出しているような子とか、それを助けるような子たちがいて、通学途中というのはいろいろなことがあるんだなと感じました。

また、通勤中の方、庭木に水やりをされている方、犬の散歩をされている方ともお話しするようになりました。

地域コミュニティが活性化するためには、私一人の力だけでは限りがあり小さいので、ほか

の方々の力をお貸しいただきたいと願っております。地域ぐるみで子どもたちに関わることが大事であるという観点から、2点伺います。

1 項目め、自治会や各団体への応援体制づくりについて伺います。

2 項目め、人が外に出やすくなる仕組みづくりについて伺います。

2 件目は、道路状況改善についてです。

道路状況について、市民の方から、危ないところがあるので直してほしいというご要望をいただいたり、補修工事が必要だと思われるところを目にすることがあります。交通量が多いところでは、道路の傷み方も激しく、通行人や車への損害が発生すると考えられることから、本市での危険箇所の情報収集体制について伺います。

3 件目は、持続可能な中学校の部活動の在り方についてです。

午前中の入江寿議員の一般質問と重複しているところもございますが、通告しておりますので質問させていただきます。

中学校の部活動について、教員の働き方改革や少子化による部員不足による問題などが考えられます。スポーツ庁の有識者会議では、段階的に休日の部活動を地域のスポーツクラブなどに委託していくべきであるという提言も出ております。また、日本中学校体育連盟、いわゆる中体連は、2023年度から、全国中学校体育大会について、学校単位だけでなく、民間のクラブや団体としても出場できるよう参加要件を緩和する方針を固め、各都道府県に通知されたとのことです。

以上の状況から、本市での取組について2点伺います。

1 項目め、民間のクラブや団体から参加するチーム等について、具体的な話合いは進んでいるのか伺います。

2 項目め、民間のクラブや団体に中学校の部活動の指導を委託するに当たって、部活動の指導方針を伝える等したりしているのか、本市の現状について伺います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（山浦剛志） 1 件目の声かけによる地域コミュニティの活性化についてご回答いたします。

まず、1 項目めの自治会や各団体への応援体制づくりについてですが、子どもたちの登下校の見守りにつきましては、自治会の関係者、各団体の関係者、学校関係者など多くの市民、団体の皆様が参加され実施されています。

議員ご質問のように、地域の見守り活動や挨拶等の声かけに多くの皆様が参加していただくことが、活気ある地域づくりや安心・安全の向上などにつながると考えております。市では、毎月自治会と情報交換を行いまして、地域の課題を共有し、多くの市民、団体の皆様が様々な地域活動に参加しやすい環境づくりを目指しております。

今後につきましても、自治会をはじめ様々な団体と連携し、子ども、子育て世代、高齢者な

ど、全世代の市民が、人と人のつながりを生かしてまちづくりに取り組むことのできる企画などの充実を図りまして、地域コミュニティの活性化を推進してまいりたいと考えております。

次に、2項目めの方が外に出やすくなる仕組みづくりについてですが、地域の見守り活動や挨拶等の声かけのほかに、自治会や校区自治協議会では様々な役割や行事が行われております。

今後も自治会や関係団体と協力し、誰もが役割を持ち、活躍できる地域の環境・美化活動、防犯・防災活動、福祉活動など、市民が主体の取組を推進し、太宰府に住んでよかったと感じられる全世代に居場所と出番のある太宰府を目指し、市民が地域のまちづくりに積極的に参加できる機会の創出を図り、楽しくなるまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 3番今泉義文議員。

○3番（今泉義文議員） ご回答ありがとうございます。

登校中とかも下校時ですけれども、地域の自治会の皆様とか、午前中、朝とかであれば保護者の方が当番制で登校を見守ったりとか挨拶運動をされているというので、結構皆様ご協力いただいているなというのは私も感じております。

その応援体制としてなんですけれども、これは子どもたちだけではなく、先ほどのお話の中でありました高齢者の方々もということろで、今出てこられている方が、先ほども申しましたが保護者の方々、自治会長をされていらっしゃる方という方が結構多いので、私としては、そこに高齢者の方々も参加されたら、もっと広がりにつながりができていくんじゃないのかなと感じております。

それで、私が質問させていただきました自治会や各団体への応援体制づくりについてというところで、自治会以外にほかに何か使える団体とかはないのかなというところで、もしありそうであれば、そういうところを紹介していただければと思います。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（山浦剛志） 自治会以外の団体ということであれば、各行政区の中でいろいろ敬老会とか様々な団体があります。それを大きく取りまとめる太寿連さんがございます。そちらのほうも、議員もご存じかと思いますが、積極的に高齢者の活動を支援する団体ということで、様々な取組をされてあろうかと思えます。

そういったところにも当然私どものほう、声かけをお願いをして、自治会と連携しながら、そういった子どもたちの見守り活動とか、そういったことにも出ていただけるような働きかけとございますか、そういったこともできればいいかなとは思っております。

○議長（門田直樹議員） 3番今泉義文議員。

○3番（今泉義文議員） ありがとうございます。そうですね、敬老会、老人会の方とか老人クラブの方とかと太寿連さんとか、そこを地域地域にほぼほぼの自治会では単位老人クラブさんとかお持ちであるというのがありますので、やっぱり人というのは、やろうよって1回声をかけ

られても、ああそうだねって思うかもしれませんがけれども、何か言い続けられると、あ、そうやね、そういうふうに声かけし合おうと言われていたなというので、だんだん何回も何回も継続して言われると、それをしていこうという気持ちになっていくと思いますので、そこは継続して声かけをしていくような、団体からの声かけ、それはもう自治会であっても老人クラブであっても、声かけをしていく。それを誰が発信し続けるのかというところで、やはり行政としてリーダーシップを取るというところで、行政の力で声がけをしていただきたいというのが要望としてございます。

それで、そういう団体に、もし協力してください、声かけしてくださいとお願いに行くとかというのであれば、私も同行してお願いしに行きますので、そういうときにはぜひ私も引っ張って行っていただければと思っております。

続きましてなんですけれども、やっぱり人って、用事がなければ、子どもさんたちが登校中とか下校時とかにもあまり出にくいような環境があると思いますので、次の、人が町に出やすくなる仕組みについての部分なんですけれども、最初にお話ししましたところでも、通勤中の方とか、庭木に水をやられていらっしゃる方とか、犬の散歩をしていらっしゃる方とかという方々も、それが子どもたちが何時に学校に行き始めて、何時頃帰ってくるとか、そういう情報があれば、その時間わざわざ、朝6時ぐらいに水やりをしていたけれども、せつかく7時半ぐらいから子どもたちが行くんだったら、じゃあ7時半から水やろうかなとか、3時半ぐらいに帰ってくるんだったら、そのぐらいに水やりしたり、犬の散歩を連れていこうかなとかというようなことも考えられると思うんですよね。

そういうような人が出やすくなる仕組みづくりとして、ちょっとこれは子どもたちが何時に帰りますとかというと、危険とか、ちょっと防犯面で危ないところもありますが、それはもう自治体内の情報通達とか伝達であれば、外部の方がその情報を使って悪用するというのはないと思いますので、そういう伝達とかやっていただければと思います。

先ほど庭木に水をやられるというところなんですけど、やっぱり花って人の心を和ますとかっていろいろあるとは思いますが、他市では一人一花運動とかそういうものがございまして、例えばなんですけど、市のほうから補助を出したりとか、各自治会で自由に使ってくださいというところから、そういう花のほうに助成をしていただいたりとかという形で、何らか皆さんが花を植えやすくなるような仕組みづくりとかができればいいかなと考えるんですけれども、そういうのを各自治会に提案するということはできますでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（山浦剛志） 現在でも市内で様々な場所におきまして、市民の皆様、団体の皆様が花植え活動などを実際に行っているということがございます。議員のご質問ございました一人一花運動ですかね、そういった地域コミュニティ活性化策につきましては、自治会ははじめ各団体とも連携して調査研究をしてまいりたいと考えております。

○議長（門田直樹議員） 3番今泉義文議員。

○3番（今泉義文議員） 先ほどの花、各地域でされていらっしゃる場所もあるということなんですけれども、そういうので活性化していくためになんですけれども、ある地域のホームセンターさんでは、自分の庭のガーデニング状況を写真に撮って、そこを展示したりとかというのでコンテストを開いて、何とか賞とかというのを提供というか、表彰されたりとかしていらっしゃるんですよ。

例えばなんですけれども、太宰府市内の方々が少しでも花を植えたり庭を飾ったりとかされたりするものを、それは太宰府市内にあるホームセンターさんでもいいんですけれども、例えば太宰府市の市役所の中であれば、1階のエレベーターの横が時々展示とかされていていらっしゃいますけれども、そういう展示コーナーを設けたり、時々プラム・カルコアで絵画展とかキルト展とか、展示されていていらっしゃるというのもあるので、例えばそこら辺に飾ったりとかというので、それを市長賞とか、何とか賞とか、そういうようなイベントをすると、皆さんもよし頑張ろう、やっぴいこうというような動機づけになると思うんですけれども、そういうことを企画するとかということは可能なものなんでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（山浦剛志） その辺の可能性も探りながら、私ども前向きといたしますか、検討してまいりますと思いますので。

○議長（門田直樹議員） 3番今泉義文議員。

○3番（今泉義文議員） ありがとうございます。過去の会議録とかをちょっと拝見させていただいて、以前、入江寿議員がついで隊とかというような団体のことを質問されていたのもあるんですけれども、そういうついで隊の方とかに挨拶に出てほしいとか、そういうような声がけとかというのはできるものでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（山浦剛志） ついで隊、今もしっかり活動されてあると思います。ついで隊のご説明からさせていただきますと、市の防災安全課のほうに登録をさせていただきまして、200円かかりますが、腕章をお渡しするようにしております。ついで隊の腕章をつけていただいて、本来防犯とかが目的ではないですけれども、例えばお散歩中にその腕章をつけて、ただ歩いていただくと。そういうことだけで、例えば今から犯罪を犯そうとする人たちの示威行為にもなると、抑止効果をする、そういう意味合いもあって、そういう取組をさせていただいています。

あわせて、当然のことながら、腕章をされてある方については、やはりそういうところに目を光らせると、そういうことがないかどうかと、そういった活動をされております。

そういった方々は登録してありますので、市のほうから何らかの形でお声かけというのは全くできないということではないかと思っておりますので、そういったところも含めて今後検討してまいります。

○議長（門田直樹議員） 3番今泉義文議員。

○3番（今泉義文議員） ありがとうございます。やっぱりいろいろな人が子どもたちが登下校中に町を出歩くことによって、コミュニケーションが増えていくと、町も活性化するというんですよね。近くの人たちとかとお話すると、ただ、子どもたちが登下校中に立つのも、子どもたちが知らない人と話したらいけないと言われていたから、自分たちも声かけるのがちょっと勇気が要るんですよねって言われる方もいらっしゃるし、そのあたりは、挨拶というのは若者からしろとか、子どもからしろとかという考えもあるかもしれませんが、ぜひ大人のほうから子どもたちに声かけとかというのをさせていただきたいので、ぜひそれはすぐ言って変化するものではないので、各組織のほうに市としてリーダーシップを持ちながらお声がけを続けていただければと思っております。

やはり先ほど、ちょっと防犯の話も出ましたけれども、最近全国の自治体に子どもたちへの脅迫メールが届いていると。6月3日のニュースでは、全国18道府県23自治体に、小学生誘拐、殺害予告メールというのも来ております。そういう、私は先ほど地域コミュニティ活性化という話もしましたけれども、防犯面というところもそこでカバーできると思いますので、ぜひそのあたりの活性化のために声かけをお願いできればと思っております。

もう一つ、先ほどお花の話をしましたけれども、一人一花運動とか、それはちょっと話ができるかもしれませんが、企業さんからの協賛をいただいて花を植えるとか、そういうところも何か話が広がっていけばいいのかなと思っております。

ぜひ、継続というのがこのコミュニティ活性化というのに必要だと思いますので、継続してお声がけしていただければと思います。

1 問目は以上です。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（高原 清） 2件目の道路状況改善についてご回答いたします。

道路の損傷による危険箇所の情報につきましては、自治会や市民の方、職員などから寄せられ、現場を必ず確認して補修や改修工事の時期、方法を検討し実施しております。また、自治会からの道路に関する市営土木の要望や、小学校、関係機関との通学路危険箇所調査結果についても、危険箇所の情報として把握しております。これまでも、緊急対応が必要な箇所や抜本的な大規模工事が必要な箇所など現場の状況を十分確認し、検討の上、対応しております。今後とも安心・安全なまちづくりのために、効率的かつ合理的な方法で危険箇所の対応に努めてまいります。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 3番今泉義文議員。

○3番（今泉義文議員） ありがとうございます。自治会長さんとか情報を収集されながらとか、市民の方とか気づいたところというので声かけが上がってきていると思います。やっぱり自治会の中でも優先順位があるので、こういう順番で進めていかななくてはいけない、予算の問題もあり、ここまでするにはちょっと時間もかかるというのもあると思います。

要望が出たとか、危険箇所の報告が入ったというものは、何かデータベースじゃないんですけれども、そういう何かリストみたいなものというのは管理されているのでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（高原 清） 自治会からの市営土木などの要望につきましては、これは毎年度毎年度自治会のほうからご提出をいただいております。その際には、表にしてご提出をいただいているような状況でございます。紙ベースでございますが、そういった要望については累積をやって、データベースといいますか、情報としては集約をしているような状況でございます。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 3番今泉義文議員。

○3番（今泉義文議員） その集約していらっしゃるものがずっと継続して、担当課の方とか職員の異動とかがあったりとかというのものがあるとは思いますが、ぜひ引き続き情報共有ができるような形で活用していただければと思っております。

危険箇所、通学路とかでも、小学校とかでも夏休みに話とか、結構池のこの辺りが危険とか、川のこの辺りが危険とかというのはありますけれども、道路状況でこの辺りが危険とかというのは、学校への通達とか、何かそういうのはされていることはあるのでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（高原 清） 通学路関係の危険箇所につきましては、建設課及び教育委員会、それから警察、学校関係、危険箇所の情報共有を図っております。これは毎年毎年行っております。その中で早急に対応していかなければいけないところ等もピックアップして、さらに補助金等も活用しながら対応はさせていただいている状況でございます。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 3番今泉義文議員。

○3番（今泉義文議員） ありがとうございます。私が今回資料を提出させていただいた分なんですけれども、1番目に高雄南交差点のガソリンスタンドの裏、こちらは小畠真由美議員からこういう問題があるよということで話はお伺いしているんですけれども、この交差点なんですけど、3号線から斜めに入ってきて、真っすぐ直進の道路なんですよね。どちらかという直進よりも右側のほうが止まれになるような感じではあるんですけれども、ここの部分、止まれの標識はあるんですが、道にある止まれの文字が消えていて、気づかず進んで入ってこられる方がいらっしゃるんで、危険だなというので、地域の方から、前から要望しているけれども、変更がないんだよねという形でお話を伺いました。

太宰府東小学校の前とかも、あそこも複雑な交差点ですけれども、赤い帯の色づけとか、分かりやすいようなマーキングもしてありますので、ぜひここも、この右側のブロック塀が結構交差点の内側のほうまで入ってきているので、この白線で止まっても、右から車が来ているのが見えないような状態なんですよね。車1台分、前に行かないと、右側が見えない状況なの

で、ぜひこのあたりも、要望にはなりますけれども、ぜひマーキングとか止まれとかというのをつけていただくような形もお願いしたいと思っています。

ちょっとこれに絡んでなんですけれども、これからずっと上っていく、これは筑紫高校に通われる学生さんがいらっしゃって、これは神武綾議員が以前言われたという話もお伺いしましたけれども、側溝があって、そこに蓋がされてないので、自転車通学、この先って結構道幅が狭かったり、結構通行量も多くて、子どもさんが側溝に落ちるとかという危険性もあるので、またご検討いただければと思っています。

これ、2番目は、セブーンイレブン太宰府梅香苑一丁目店の市道側の出入口付近になります。ここは近くにバス停もありまして、人が結構歩かれる場所でもあります。そして、このセブーンイレブンさんのほうに入るときに、私も使うんですけれども、店に入るときがくんがくんってなったり、この道から出ていくときもがくんがくんになってしまうようなところなんですよね。側溝のコンクリートも欠けていて、つまずいて転倒しそうだとか、車がここを通るときに底を削ってしまいそうぐらいの段差がありますので、これは市としても、車が損害を負ったと賠償請求を求められたりとか、そういうのもありますので、このあたりも補修候補として上げていただければ。この付近も梅香苑、高齢者の方が多数いらっしゃって、がくんがくんってしまうと、アクセルを急に踏んでしまって、そのまま突っ込んで事故にもなりかねないので、ぜひご検討いただければと思います。

裏面の梅香苑通り、ここは梅香苑、緑台、高雄の区境付近と書いていますけれども、星ヶ丘保育園から上がってくる坂道の部分であります。こちらは下のほうに詳細図と書いてあるんですけれども、この真ん中辺に3個あるんですけれども、これが昔は点滅とかしていた。こども私が通学のときに立っているんで、近所の方からいろいろな話を聞いた情報なんですけれども、昔は点滅していたけれども、その後点滅しなくなったと。そしたら、交差点が危ないからといって、この赤茶色のところが色づけされましたと。この点滅するところの一番左側なんですけど、これプラスチックも割れていて、結構ここは子どもさんが通学で行くところなんですよね。転倒したりとかというのもあり得るので、それは子どもたちがけがしないように、補修とかというのを手をつけていただければと思っています。

本来であればなんですけれども、上側は横断歩道が並行してあるんですけれども、本来はちょっとここに横断歩道があったら最高だなというのを感じております。

これはすみませんが、私の質問としましては、本市の危険箇所の情報収集体制についてということなんですけれども、リスト化してあるとかというお話を伺いましたので、こういう新たな危険箇所とかあった場合は、危険度とかそういうのを勘案しながら対応いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

2件目は以上です。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（堀 浩二） 3件目の持続可能な中学校の部活動の在り方についてご回答いたしま

す。

まず、1項目めの参加チーム等についてですが、スポーツ庁は、令和4年6月に運動部活動の地域移行に関する検討会議提言を発表しました。その中で、地域のスポーツ団体との連携や、現在の部活動顧問を地域人材に任せるなどが提案されています。このことは、生徒にとって、多様なスポーツの機会を確保することにつながります。したがって、今後は、現在の部活動の指導に地域の方々に関わってもらったり、社会体育のチームが中体連大会に参加したりするなど、部活動の在り方が大きく変化すると捉えております。大会の在り方については、現在、国が検討を進めているところです。

次に、2項目めの部活動の指導を委託するに当たって、部活動の指導方針を伝えるなどしているのかについてですが、本市では、市独自の事業として部活動外部指導者派遣事業を実施しております。事業の目的は、市内の中学校に外部指導者を派遣することで、技術指導及び助言により生徒の健全育成に資すること、教職員の働き方改革を推進することとしています。

また、本年度より、学校教育法施行規則で新たに規定された部活動指導員を、2校に1名ずつ試行的に配置しました。部活動指導員は、本年度は週末に限定した勤務としていますが、単独で大会等への引率が可能となりますので、週末の練習試合などへの引率をお任せすることで、顧問が足りない部活動の支援や、顧問の負担軽減に寄与するものと考えております。

ご質問いただきました部活動の指導方針につきましては、毎年、市教育委員会や学校の管理職が、部活動外部指導者、部活動指導員に対して、学校の教育方針や部活動の指導の在り方などについて説明を行う機会を設けております。社会体育との連携などを含めた部活動の地域移行の在り方については、今後、国や県の動向を注視しながら検討してまいります。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 3番今泉義文議員。

○3番（今泉義文議員） ありがとうございます。国が検討を進めているというところですので、どういう方針になるかというのもしっかり踏まえないと、答えを出していけないというのは理解できるところであります。

ただ、子どもたち、例えばこれがスポーツ庁のほうでスポーツクラブも参加できるとかということなので、例えば子どもがスポーツクラブのほうの競技にも所属している、部活動にも所属しているとなってしまうと、やっぱり二重登録ができるとかできないとか、僕はどっちに力を入れてやっていこうとかかというので、大会要項とかいろいろあるかもしれませんが、決めてあげないと、子どもがどっちにするとかか迷ってしまうというのがありますし、それは学校としても誰が選手としてやっていくのかというのもし決まなければならないと思いますし、そういう方針とか、誰が参加できるのかというのは、やっぱり協議というのは時間がかかると思うんですね。ただ進めていかないと、来年度からは中体連に参加できるというのであれば、1年後にはなりますけれども、社会体育の関係者の方からも相談を受けたんですけれども、うちの子は出れるようになるんだろうかということをお心配されていらっしゃると思います。

なので、そのあたりの参加チームとかというのを、今の段階で筑紫地区とかで太宰府市がリードしながら話し合いをする場とかを、広域じゃないですけども、筑紫地区とかで進めていくとかは検討できるものなんでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（堀 浩二） 先ほどからお話ししておりますこの提言というのは、結構分厚い本で、ご覧になられたかもしれないんですけども、6月6日に出ているんですよ。これの概要版も出ているんですけども、私も部活動を指導してきましたが、今までの概念というか、部活動のイメージが全く変わっていくようなことになるのかなと思っております。

それは、1つは子どもたちの多様な機会を保障するということ。例えばここに例示してあるんですけども、今まで野球だとかサッカーだとかイメージしていたところなんですけれども、そのほかにスポーツ体験教室や体験型キャンプ、レクリエーション活動なんかも入っているんです。また、状況によっては、あと、障がいの有無にかかわらず誰もが参加できる活動とか、あと、1つの競技ではなくて複数の競技を経験できるとか、そういうことも視野に入れてあるので、今までの僕はどっちにということとはまた違う世界なのかな。だから、自分でも好きなものをやっても、それも一つの部活動として認めますよということになるのかなと思います。

ただ、これも今読んだものを言っているだけですので、実際にこれが仕組みとして出来上がるかどうかはまだ分からない状況なので、申し訳ないんですけども、先ほどの中体連の話なんかも、今までであれば、市から上がっていく、上位大会に上がっていくと。例えば筑紫地区大会、筑前大会、県大会、九州大会ないし全国大会というそういうものもあったんですが、それも1つの形でなくなるかもしれません。もう勝利至上主義ではなくてという文言も入っていますので。

ですので、先ほどの筑紫地区からどういう団体が上がっていくのかということもこれからなると思いますが、今までの流れでいきますと、全国がこういう競技を認めますよということが県に下りてきて、県がそこでまた検討して、筑前地区、筑紫地区に下りていくという形になっていますので、うちが出しますよというふうに例えば決めたとしても、上の大会につながらなかつたりとか、そういうことにはなるのかなと思いますので、こちらについてもこれから検討していくべきことかなと思いますし、これについては中学校の校長会と当然話ながら、そちらが主体になりますので、そちらとも連携を取りながら話していかなければならないかなと思っております。

ちょっと中途半端ですが、以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 3番今泉義文議員。

○3番（今泉義文議員） 大方針が決まらないと、やっぱりこちらから上げていっても、内容が変わってしまうかなというので、難しいのかなと私も思いながらなんですけれども、子どもたちとしてはどう決めたらいいのかということもありますので、ぜひ何か、それが協議段階なのか、

相談レベルなのか、各市連携しながら、まず筑紫地区からでもお話しとかをしていただければ、参加するチームをどうしようとか悩んでいらっしゃる、もう1年後には中体連も、次の今の2年生がメインでやっている時期なので、方向性として少しでも早く実現というか、決められることができたかなと思っていますので、よろしく願いいたします。

あとは、部活動、そこも指導を委託するに当たって、指導方針とか伝えるとかそういうことができるのかというところですけども、そこも全体方針が出ないと難しいとは思いますが、スポーツチームとか、何かそういうお話しとかされたりとかという機会はあるんでしょうか。

(「すみません、もう一度よろしいですか」と呼ぶ者あり)

○3番(今泉義文議員) スポーツ団体とか、こういうスポーツ庁から、休日の間はスポーツクラブに学校の部活動を委託しようとか、そういう話が出ているけれども、どういうふうにしようかねとか、相談レベルとか、何かそういうスポーツ団体とか社会体育とか、そういうところと話をされたりとか、そういうことはございますでしょうか。

○議長(門田直樹議員) 教育部理事。

○教育部理事(堀 浩二) 先ほど申しました、今出てきて、今月出てきている状況ですので、報道はなされているから、いつからなんだというような話もあると思うんですが、まだ十分話ができているという、具体的にスポーツ団体と話はできておりません。これからということになるかなと思います。

ただ、先ほど申しました部活動の指導者を地域の方をお願いするというのは、もう現時点でも行っておりますので、こちらのほうの指導者と話は行っております。今後、この仕組みも有効に使いながら、地域移行を行っていったらと思っておりますが、先ほど少し、これは報道の話ですという話をさせていただきましたが、今のところ社会体育のチームも、全国大会とか、部活としてやっていけるというような報道がっておりますが、これが中体連大会に入るのか、それとも団体が行っている大会もありますよね、こちらとすみ分けするのかというのも、今協議をされているようですので、来年から即、社会体育のチームが中体連に入っていくのかというところも、まだ分からないところではあるかなと思いますので、我々も今後の国の動向、県の動向を見ながら検討もしていけたらと思っております。

以上でございます。

○議長(門田直樹議員) 3番今泉義文議員。

○3番(今泉義文議員) そうですね、各報道によって、それは確定なのか、こうなりそうだとかというのでなかなか難しいと思うんですけども、ある報道では、来年の秋から部活動ではなく、民間のスポーツチームも参加できるようになるとかというのもあるので、ちょっとそこは変更とかいろいろあると思いますけれども、そのあたりの情報を注視していただきたいと思います。

今の段階でも、中学校の部活動の指導員の方が2校に1人ずついらっしゃるというお話もあ

りましたけれども、そこではやっぱり指導方針とかというのをしっかり伝えていってほしいというのがありますので、今後もしスポーツ団体さんとか社会体育さんが学校の部活動を引き受けるようになるというのであれば、同様に指導方針とか心の在り方とか、そういうのもしっかりとやってくださいという形で、今はできてないんでしょうけれども、今後やっていただければと思っております。

ただ、中学校の期間というのは3年間、部活動でいえば7月と考えれば2年と3か月ぐらいしかないので、来年のメインとなる今の中学校2年生はどうなるんだろうというふうなことで、保護者の方も気をもんでいってほしいので、ぜひどちらの方向になるのか、できるだけ早く方向性を出していただければと思います。

以上で終わります。

○議長（門田直樹議員） 3番今泉義文議員の一般質問は終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（門田直樹議員） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は、6月27日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午後4時35分

~~~~~ ○ ~~~~~


1 議事日程（5日目）

〔令和4年太宰府市議会第2回（6月）定例会〕

令和4年6月27日

午前10時開議

於 議 事 室

日程第1 議案第35号 太宰府市税条例等の一部を改正する条例について

日程第2 議案第36号 令和4年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について

日程第3 請願第2号 「第六次太宰府市総合計画」の策定に関する請願書

日程第4 意見書第2号 地方財政の充実・強化に関する意見書

日程第5 閉会中の継続調査申し出について

2 出席議員は次のとおりである（17名）

| | | | | | |
|-----|--------|----|-----|-------|----|
| 1番 | タコスキッド | 議員 | 3番 | 今泉義文 | 議員 |
| 4番 | 森田正嗣 | 議員 | 5番 | 宮原伸一 | 議員 |
| 6番 | 入江寿 | 議員 | 7番 | 木村彰人 | 議員 |
| 8番 | 徳永洋介 | 議員 | 9番 | 船越隆之 | 議員 |
| 10番 | 堺剛 | 議員 | 11番 | 笠利毅 | 議員 |
| 12番 | 原田久美子 | 議員 | 13番 | 神武綾 | 議員 |
| 14番 | 陶山良尚 | 議員 | 15番 | 小嶋真由美 | 議員 |
| 16番 | 長谷川公成 | 議員 | 17番 | 橋本健 | 議員 |
| 18番 | 門田直樹 | 議員 | | | |

3 欠席議員は次のとおりである（1名）

2番 馬場礼子 議員

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（13名）

| | | | |
|-----------------|------|----------------------------|------|
| 市長 | 楠田大蔵 | 副市長 | 原口信行 |
| 教育長 | 樋田京子 | 総務部長 | 山浦剛志 |
| 総務部経営
企画担当理事 | 村田誠英 | 市民生活部長 | 中島康秀 |
| 健康福祉部長 | 川谷豊 | 健康福祉部高齢者福祉担当理事
兼高齢者支援課長 | 行武佐江 |
| 都市整備部長 | 高原清 | 都市整備部理事
兼総務部理事 | 山崎謙悟 |
| 観光経済部長 | 友添浩一 | 観光経済部理事 | 東谷正文 |
| 教育部理事 | 堀浩二 | | |

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（4名）

| | | | |
|--------|-------|------|-------|
| 議会事務局長 | 木村幸代志 | 議事課長 | 花田敏浩 |
| 書記 | 岡本和大 | 書記 | 井手梨紗子 |

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（門田直樹議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第2回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりで。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第35号 太宰府市税条例等の一部を改正する条例について

○議長（門田直樹議員） 日程第1、議案第35号「太宰府市税条例等の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 小島真由美議員。

[15番 小島真由美議員 登壇]

○15番（小島真由美議員） 環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第35号について、その審査の内容と結果を報告いたします。

議案第35号「太宰府市税条例等の一部を改正する条例について」報告いたします。

本議案は、令和4年度税制改正により、地方税法等の一部が改正されたことに伴い、太宰府市税条例等の一部を改正されるものであります。

主な内容については、登記事項に関し、DV被害者等の申し出を行った登記名義人の住所に代わる事項が追加され、固定資産課税台帳の閲覧や証明書交付について住所に代わる事項を表示しなければならなくなることや、住宅借入金等特別税額控除の延長、見直し、その他法律の改正による規定の整備などに伴う改正であるとのこと。

なお、この改正の施行日は一律ではなく、条項によって公布日、令和5年1月1日、令和6年1月1日、令和6年4月1日と施行日は異なるとの説明を受けました。

委員からは、当条例第18条の4の交付手数料で、当該証明書に住所に代わる事項としてどんなものが想定されるかとの質疑がなされ、執行部から、国で想定されているものは、本人の親族の住所であったり、DV被害の支援団体等の住所が想定されているとの回答がなされました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第35号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（門田直樹議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第35号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門田直樹議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第35号「太宰府市税条例等の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門田直樹議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第35号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(門田直樹議員) 全員起立です。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対0名 午前10時02分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 議案第36号 令和4年度太宰府市一般会計補正予算(第3号)について

○議長(門田直樹議員) 日程第2、議案第36号「令和4年度太宰府市一般会計補正予算(第3号)について」を議題とします。

本案は予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

予算特別委員長 陶山良尚議員。

[14番 陶山良尚議員 登壇]

○14番(陶山良尚議員) 予算特別委員会に審査付託されました議案第36号「令和4年度太宰府市一般会計補正予算(第3号)について」、その審査内容と結果を報告いたします。

補正予算の審査に当たりましては、歳出より審査を行い、歳出の中で関連する歳入等の項目については、併せて説明を受け審査を行いました。

歳出の主なものとしては、3款1項1目社会福祉総務費3億7,342万7,000円の増額補正について。これは、令和3年度から実施している住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について、真に生活に困っている方々への支援措置の強化として制度が見直されたため、それに關わる必要経費を今回補正計上するものである。制度の見直しの主な対象者は、令和4年度に住民税非課税等になった世帯である。ただし、この事業の給付を既に受けた世帯は対象にならない。給付額については、世帯当たり10万円となっており、申請期限は令和4年9月末である。なお、関連する補正として、歳入15款2項2目社会福祉費補助金1億2,061万2,000円を計上しているとの説明を受けました。

委員から、給付金の対象となるかどうかを庁舎に直接聞きに来られる方もいると思うが、相

談窓口があるのか、それともコールセンターのみで受け付けるのか。また、相談窓口の周知方法についての考え方はどの質疑があり、執行部から、生活支援課でも話は聞くが、基本的にコールセンターのほうで受付をさせていただきたいと思っている。周知については、広報「だざいふ」8月号で改めてご案内をさせていただく予定であるとの回答がありました。

次に委員から、相談に来られる方は基本的に生活に困っているという前提があり、相談内容によっては様々な支援を案内できる可能性もある。そういうことも含めて、庁舎での窓口相談も考えていくべきではないのかとの質疑があり、執行部から、生活にお困りの方の窓口は、現在も生活支援課にある。給付金以外の生活の困り事については、自立相談、家計相談、就労準備相談等を承っているため、そちらの窓口とも併せて行っていきたいと思っているとの回答がありました。

次に委員から、前年度は収入があったが現年度はない方に対して、どういう形で支援をするのかとの質疑があり、執行部から、課税世帯であっても、現に収入等が大幅に下がった、いわゆる家計急変世帯に対しての給付も行っているとの回答がありました。

次に、10款3項1目学校管理費1,200万円の増額補正及び債務負担行為補正における中学校給食関係費の追加9億円について。これは、食缶によるデリバリー方式での中学校完全給食実施のために、配膳室の整備事業費を計上するものである。なお、関連する補正として、歳入19款1項1目公共施設整備基金繰入金1,200万円を計上している。また、これらの予算額全額を繰り越すことから、繰越明許費補正として1,200万円が計上されているとの説明を受けました。

次に、債務負担行為補正について、令和4年度から令和10年度までの期間において限度額9億円で設定している。9億円の内訳は、中学校の配膳室改良工事費8,470万円、消耗品購入費2,375万円、備品購入費1,155万円、調理配送業務委託料7億8,000万円である。本補正予算を認めていただいた後には、早速、調理配送業務の委託業者選定手続と中学校完全給食実施に必要な不可欠な物品の購入手続を進めたいと考えているとの説明を受けました。

委員から、食缶によるデリバリー方式での初期整備費について、1校当たりの金額は把握されているのかとの質疑があり、執行部から、様々な自治体の情報を参考に、人数に応じてどのくらいの費用を要する施設が必要かを算出する費用関数に基づいて事業費を算出しているため、1校ずつ設計したり、図面を描いたりしているわけではない。今回の補正予算の1,200万円というのは、実際に図面に展開し、設計していくための経費である。よって、その中で各校の施設の状況が決まってくるものであるとの回答がありました。

次に委員から、那珂川市が食缶によるデリバリー方式を採用されている。「広報なかがわ」6月号に中学校給食の特集記事が載っていたのを見て、非常にすばらしいと思った。先進地である那珂川市の参考になるようなところ、那珂川市とのやり取りの中で見えてきたものがあるのかとの質疑があり、執行部から、実際に視察に行き、試食もしたのだが、施設を造らなくていいことで、中学校給食を非常に早く実施できることにつながるのではないかと感じた。民間の

調理場から給食が学校に運ばれて、配膳室に配置され、それを子どもたちが取りに来る。そして、食缶から全ての子どもたちに配膳するやり方だった。非常にスムーズで、コストパフォーマンスも非常によく、実際に那珂川市が献立をきちんと立てている。また、市が責任を持って食材を調達しているので、実際、味も含めてとてもよかった。強いて言うならば、調理中の匂いがしないというのは確かにあると思うが、全く遜色はないというふう感じたとの回答がありました。

次に委員から、7年間の期間で債務負担行為補正が計上されているが、不具合やトラブルがあったときなど、給食の実施方式の見直しは都度するつもりなのかとの質疑があり、執行部から、今の中学2年生が中学校を卒業するまでに中学校給食を実施したいと思う一方で、長い目で見れば、よりよい方法があるのではないかとということもごもつともである。だからこそ市としては、社会情勢なども見極めながら、よりよい方式に向けた不断の追求を重ねていくつもりである。むしろ、これからさらに市民や議会の意見をいただきながら、議論を進めていきたいというのが本意であるとの回答がありました。

次に委員から、民間事業者との契約期間についての質疑があり、執行部から、給食は基本的に長期契約になる。最少契約期間が5年なのか10年なのかも業者によって変わってくるため、期間は断言できないが、今回、債務負担行為補正に計上した5年間分を想定している。なお、令和4年度から令和10年度で計上しているが、令和4年度は契約するために必要な年数である。令和5年度の途中から令和10年度の途中、つまり足かけは5年であり、5年間を契約期間と想定しているとの回答がありました。

次に委員から、業者選定時にリスク分散を考慮しなければならないと思うが、4中学校を1社に任せるつもりなのか、あるいは2校ずつ2社に任せるつもりなのか、検討状況についての質疑があり、執行部から、複数社に分けるか、1社にお願いをしたほうがいいのか、内部で検討した。それぞれにメリット、デメリットはあるが、1社だと大手の業者になると思うので、管理面がしっかりしていて、食中毒やアレルギー対応が一元化してできるというところ、また、教育委員会等々と緊密な連携を図る上でも、本当は1社に絞ったほうがいいのかという気持ちもある。今後、プロポーザル等をやる中で、どういう条件でどういう業者がどういうことをしてくれるかということを決めていくことになると思うが、基本的には同一のところであればありがたいと思っているとの回答がありました。

その他審査につきましても、款項目ごとに執行部に対して説明を求め、計上の根拠等について質疑を行いました。

質疑を終え、木村委員、森田委員、馬場委員、タコスキッド委員の連名で修正案が提出されましたので、修正案についての説明を受けました。

修正の内容は、中学校完全給食に関する費用についてのみを全額減額及び削除するものである。具体的には、歳出の10款3項1目学校管理費1,200万円を全額減額、歳入の19款1項1目公共施設整備基金繰入金1,200万円を全額減額、繰越明許費の中学校給食配膳室整備事業

1,200万円を削除、債務負担行為補正の中学校給食関係費9億円を削除するものである。

提出した理由について、中学校完全給食の実施は、本市の長年にわたる懸案事項であり、その実現に向けての取り組みについては大いに賛同するが、現時点では執行部による実施方針がようやくまとまった段階であり、議会による十分な審議を経ないこの方針だけを頼りに事業実施に踏み切ることに、市政運営上の危うさを感じている。本委員会での質疑においても、疑問点、不安な部分を解消することはできずに、疑問と不安はさらに深まった。

危惧される具体的な箇所は、1点目、給食方式の選定において、早期実施、費用対効果といった基本方針が、執行部の実施方針の中では、残念なことに早く、安くになってしまっていること。安易に早期提供に走るのではなく、よりよい給食を提供し続けることを優先すべきであり、方針を検討する現段階はじっくりと時間をかけるべきと考える。スピードアップを図るのは、実施方針に基づき策定した実施計画を実行する部分であるべきである。

2点目、給食方式の検討過程においても、もっと多角的な検討が必要なこと。経費の算定において国庫補助を加味した検討がほとんどなされておらず、おのずと初期整備費が安いデリバリー方式の優位さが際立つ結果となっている。また、本市の学校施設の状況を考慮することで、自校方式、親子方式等の優位性が出てくることも十分考えられる。

3点目、仮に食缶によるデリバリー方式だとしても、委託先業者の状況が不明であること。1日2,000食以上の調理ができる学校給食法に適合した業者が、競争の原理が働く複数社しかりと存在するのか不明な状況である。さらに、単独業者との随意契約を結ばざるを得ない場合は、不利な条件での契約を将来的に強いられる懸念もある。

これらは危惧されることの一部であり、より一層の慎重な議論が必要であると考え。何より、学校関係者及び保護者、生徒を含む市民への説明もなく、各関係者への丁寧な情報発信と合意形成の努力が必要である。よって、中学校完全給食をよりよいものにする熟議の時間を確保するため、補正予算原案から中学校完全給食の実施に関する費用を全額減額及び削除するものであるとのことでした。

委員から、本日の説明の中で説明不足だと感じる具体的な箇所はどの質疑があり、まず、予算に上がる前の段階で承服できないので、内容については論外だと思っているとの回答がありました。

そのほか修正案に対する質疑を終え、討論では、私は中学校完全給食を幾度となく要望してきた。貧困対策の面からも、義務教育期間中は生徒たちが同じ物を食べるということが望ましい、食育の指導をしてほしいと言い続けてきた。今回市は、実施方針を策定された。実施方針の内容については、特に危機管理体制を含み検討しなければならないところもあるが、今回のこの補正予算を可決しないと先には進まないということをきちんと説明された。私もそのとおりだと思う。修正案に賛成し、中学校完全給食をゼロベースにすることは、給食を実現しないことにつながると思う。小学校から継続して計画的な食育を推進していただきたいと思っているとの反対討論がありました。

一方で、中学校完全給食の早期実現には賛成する。しかし、今の段階で原案に賛成するには、あまりにも材料が少ない。予算を編成される前に、議会への事前の報告や話合いの場がなかったのかと考えると、立ち止まったほうがいいと思うとの賛成討論がありました。

その他、修正案に対する討論を終え、修正案に対する採決の結果、賛成少数で修正案は否決されました。

次に、原案に対する討論では、修正案を提出した以上、あくまで中学校完全給食に関する部分については全額減額及び削除すべきであるという考えは変わらないが、それをもって今回の補正予算を全て否定することはできない。極めて審議不足な案件を予算計上することは、予算の内容以前の問題であり、厳に慎むべきであることを申し添えとの賛成討論がありました。

討論を終え、原案に対する採決の結果、議案第36号については、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（門田直樹議員） 報告は終わりました。

質疑は、全議員で構成された特別委員会で審査しておりますので、省略します。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第36号「令和4年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について」討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

1番タコスキッド議員。

○1番（タコスキッド議員） 賛成の立場から討論させていただきます。

先ほど陶山委員長からご説明がありましたとおり、私も給食の選定方式に関して、いささかまだ審議不足というところがあると感じておりますので、給食に関しましては思うところがありますけれども、引き続き継続的な調査研究を行っていくことを実施方針に盛り込んでおくことを明言されておりますので、それをもちまして、しっかりとやっていただきたいところで、賛成の討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 議案第36号「令和4年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について」、賛成の立場で討論いたします。

賛否の態度は賛成といたしますが、今後の市政運営において一度検討していただきたい2点について申し述べさせていただきます。

1点目は、中学校給食実施に向けての関連予算についてです。

デリバリー式の食缶方式で進める方針にのっとり提案された4中学校の配膳室整備費1,200万円、7年間にわたる債務負担行為9億円は、あまりにも唐突だと印象は拭えません。

10年近く、思春期、成長期の子どもたちが全員一緒に食べられるお昼御飯の保障を求め、

小・中学生を持つ保護者が中心となって、2015年には4,865筆、2021年には6,238筆の署名が集められました。やっと始まると喜ばれていることに間違いはありません。

中学校給食をさらに豊かにしていくために、並行して検討できることがあります。学校の老朽化対策、地産地消を進める農業振興、そして子育て世代の経済的支援、市内の雇用創出の可能性などです。

中学2年生の子どもたちが卒業するまでに給食開始を実現させたいとの市長の思いは十分に理解しておりますが、ここからがスタート。まさに未来志向の観点から、子どもたち、保護者、市民の声をしっかりと聞き入れ、太宰府市の未来のまちづくりを視野に入れた学校給食の推進を、学校教育課のみならず、産業振興課、管財課、経営企画課など複数の課にわたって進めていくことを求めます。

あわせて、活発な議論がされた中学校給食改善検討委員会での議事録の早急な公開を再度求めます。

2点目は、住民税非課税世帯等臨時交付金事業に関する職員の時間外手当についてです。

質疑の中で、正規職員2人、5か月間の1,000時間を見込んで積算されていると回答がありました。これは、1人当たり月100時間換算になります。

現在の労働行政では、月80時間が過労死ラインとされており、「脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準について」においては、1週間当たり40時間を超える労働時間が、月100時間または2か月から6か月間で平均80時間を超える場合には、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強いとされています。

24時間365日働き続けることはできません。職員さんの業務が増えていることは間違いなく、事業計画に無理がないか、労働環境、システムの構築、労務管理のチェック体制を早急に整えることが必要です。

今年度当初予算でも申し上げましたが、健康で元気に職務に当たることが、市民の命と暮らし、福祉を守ることにつながるという立場に立って、この事業の人員配置については、当業務に当たる正職員の増員、求職者へのワークシェアリングなど、いま一度検討すべきです。

市民が待ち望んでいた中学校給食の実施開始、経済的に厳しい世帯への支援となる住民税非課税世帯等臨時交付金に対する給付が盛り込まれていることから、以上2点を指摘し、賛成討論いたします。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） 議案第36号「令和4年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について」、賛成の立場で討論いたします。

本補正予算に計上された中学校完全給食に関する費用は1,200万円です。約3億9,700万円の補正予算に占める割合は僅かに3%であり、これをもって予算全体に反対するものではありません。

しかしながら、この1,200万円の予算化が、10年間で約17億円、20年間では約30億円を超え



る大事業の入り口になることを、我々は覚悟をしなければなりません。

この巨額の予算を目の前にして思い出すのが、約35億円の費用を要した総合体育館建設での一連の流れです。我々としても大賛成である中学校完全給食ですが、その事業の進め方には大きな問題があると考えています。今回の実行を重視するあまりに必要なステップを踏まないやり方は、まさにあのときの進め方にほかならないと考えます。

この繰り返しを、行政のプロである執行部幹部の皆さんでも改善できず、二元代表制の一翼を担う議会でも止められないのであれば、せめて議員の職責として、以下の2項目だけは楠田市長に要求しなければなりません。

1点目、給食に関する次の予算を上程するまでに、実施計画を策定の上、議会に説明すること。ちなみに実施計画とは、実施方針のようなアバウトなものではなく、事業を具体的、計画的に実行するための必須な計画のことです。

2点目、学校関係者、保護者、生徒と共に、一般市民を対象とする意見交換会を開催すること。巨額の経費を伴う給食事業を行うのですから、市民全体の大事業として、給食に直接関係しない一般市民の視点も必要であると考えからです。

以上2項目の確実な実行を要求して、私の賛成討論といたします。

○議長（門田直樹議員） ほかに討論はありませんか。

11番笠利毅議員。

○11番（笠利 毅議員） 一般会計補正予算（第3号）について、賛成の立場で討論を行います。

2点。

まず、中学校完全給食実施のための予算について。

全庁を挙げて子ども、保護者、市民の声を取り入れつつ、よりよい給食の実現をよりよいまちづくりにつなげてほしい。さきに神武議員が述べられたことですが、私も同じ見解です。また、給食を待ち望んでいた多くの市民と同じ気持ちで、私は今回の市の判断を歓迎しています。

ただ、その際、避けて通ることのできない課題に言及を加えておきたいと思っています。

今まで中学校給食を待ち続けなければならないとされてきた大きな理由が財政の問題で、財源の安定を示すことは、市民の期待に応え、信頼を得る必須条件です。予算審査の過程で財源として言及されたのは、ふるさと納税からの基金の創設の検討、市税の増加見込み、今年度集中して取り組んでいるという行財政改革の効果の3つです。このうち行政が自らの努力によって確実に安定的な財源とできるのは、3番目の行財政改革の効果のみと言うしかありません。覚悟して成果を出していただきたい。

2点目。次に、非課税世帯等臨時給付金に係る職員の時間外手当について。

この予算そのものは必要と考えていますが、その裏づけとなっている現在の計算、計画のまま職員が過重労働が帰結したとなると、行政運営上の取り返しのつかない失態、責任問題と

言わざるを得ません。

先ほど神武議員がチェック体制の構築の必要を指摘されましたが、そこには人員配置、事業計画の再検討も含意されている、いや、必須であると念を押しておきたい。間違っても働き過ぎ、働かせ過ぎの職員が出ないようにしていただきたい。

以上付言した上で、賛成討論といたします。

○議長（門田直樹議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第36号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対0名 午前10時27分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 請願第2号 「第六次太宰府市総合計画」の策定に関する請願書

○議長（門田直樹議員） 日程第3、請願第2号「第六次太宰府市総合計画」の策定に関する請願書を議題とします。

本案は総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 陶山良尚議員。

〔14番 陶山良尚議員 登壇〕

○14番（陶山良尚議員） 総務文教常任委員会に審査付託された請願第2号「第六次太宰府市総合計画」の策定に関する請願書について、その審査内容と結果を報告いたします。

請願に対して提出議員から補足説明があり、質疑を終え、委員からは、議会を構成する一議員として太宰府市総合計画の策定を市長に要望してきたが、いまだに実現できていないことを市民から言わせてしまったことは、反省すべき点である。ただ、過去の総合計画を見ると、粛々とやってこられたことは理解するが、総合計画は形骸化する傾向がある。そこで、その仕組みや、市民との協働の中でどのように作り上げていくのかが一番大事なポイントになってくると思うので、仕組みをしっかりと整えた上での総合計画の策定を行っていただきたい。総合計画がないことで、都市計画の大きな課題が見えないために、他の計画がつかれないことが不利益になっているのではないかと思うので、そのことを勘案しながら、社会情勢と物価高、新型コロナウイルス感染症などにも柔軟に対応でき得る仕組みをしっかりとつくっていただきたいなどの賛成討論がありました。

採決の結果、請願第2号は委員全員一致で採択すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（門田直樹議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

1番タコスキッド議員。

○1番（タコスキッド議員） 請願第2号「第六次太宰府市総合計画」の策定に関する請願書」に関して、賛成の立場で討論させていただきます。

令和2年度から令和6年度までの5か年で具体的な施策を求めた太宰府市まち・ひと・しごと創生総合戦略というものを策定されていますけれども、個人的には、もっと長期的に考えて、腰を据えて太宰府市の体力をつける、農業、地場産業、個人事業主などをしっかりとフォローして、目先の早い、安いで外部委託をするような形ではなくて、しっかりと町を育てるといふようなことをやっていただければと思っておりますので、賛成の立場での討論とします。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） 請願第2号「第六次太宰府市総合計画」の策定に関する請願書」について、賛成の立場で討論します。

第六次総合計画の策定をめぐることは、市長、執行部との間で長いやり取りの経緯があります。令和元年9月議会の一般質問において第六次総合計画の策定について伺ったところ、楠田市長は、令和元年は実践と構想の1年にする、将来構想をしっかりと練り上げながら、できるだけ早く第六次総合計画の策定プランを示すと力強く述べられましたが、翌年の令和2年3月末に第五次総合計画が期限を迎え、最上位計画である総合計画のない市政運営が始まります。

続く令和3年3月議会では、議員の質問に答えて、第五次総合計画の10年間を総括した上で、つくるべきか、つくらざるべきなのかじっくりと議論すると、楠田市長の発言はかなり後退してしまいます。

いよいよ楠田市政2期目のスタートとなる令和4年3月議会では、第五次総合計画について庁内で委員会を立ち上げ総括を行っているところであり、現時点で第六次総合計画を策定する、しないの判断をしているわけではないとの執行部は回答をし、さらに令和2年度末で総合計画が一旦切れているので、市民意識調査の設問を総合戦略に合わせて実施しているとの発言もあり、市政の最上位計画である総合計画がない状況がすっかり常態化してしまいました。

このような状況を不安に思う市民による、自治基本条例に基づいた市政運営の正常化を願うありがたい請願です。

自治基本条例第18条には、総合的かつ計画的な市政運営を行うため、市の目指すべき将来像を定める総合計画のうち、基本構想及び基本計画を策定する場合には、立案段階から市民参画の機会を設け、議会の議決を受けなければならないとあります。まさに、市民による、市民のための第六次総合計画の策定を、市民を中心に市長、議会が力を合わせて目指すべきではないでしょうか。

以上を述べまして、私の賛成討論といたします。

○議長（門田直樹議員） ほかに討論はありませんか。

11番笠利毅議員。

○11番（笠利 毅議員） 請願第2号については、反対の立場で討論を行います。

賛否を判断するに当たっては、請願書自体の説得力をどう考えるかという点と、総合計画そのものをどう考えるかという両方を考慮しました。この請願は、主題としては特別委員会設置レベルものだと思いますので、少し長くなりますが、両方に言及します。

まず、請願内容そのものについて。

請願趣旨は、計画的な市政運営を行うに当たって最上位の計画であるとされる総合計画の不存在は、自治基本条例に違反している。したがって、策定を求めるといふものです。

しかし、自治基本条例の該当箇所は、どのように読んでも、総合計画を定める場合にはという条件節を置いた上で市民参加と議会の議決を定めるもので、条例が要請しているものは、総合計画の策定ではなく、市民参画の徹底であるとしか考えられません。条件節ではなく、主節が重視されるべきだということです。

請願者の指摘するとおり、条例制定時には総合計画の法的な策定義務は既に存在していません。そうである以上、たとえ条例制定時に総合計画の存在が暗黙の前提であったとしても、総合計画の不存在を条例違反とするには、策定を要請する明示的な条例規定が必要だと考えます。

請願の中心的な論旨そのものが総合計画の不存在の法令上の適否を問題としているだけに、請願を採択することは、請願が前提とする条例解釈をよしとすることにほかなりません。しかし、その解釈に無理があると考えざるを得ない上、請願は採択されるべきではないと考えます。

なお、請願理由の過半は総合戦略への言及となっています。請願者の指摘するとおり、総合計画と総合戦略は別物です。したがって、この総合戦略への言及が総合計画策定を求める請願の中で意味を持つためには、例えば総合戦略の存在が総合計画の妨げになっているといった両者の関係の明示的な指摘が不可欠です。しかし、そこまでの言及はなく、結果として、請願理由の過半を占める部分が請願の中で意味をなしていないと言わざるを得ません。別の言い方をすれば、この言及がむしろ請願理由を曖昧にしています。

ということは、総合戦略との関係から総合計画の策定をすべきか否かを判断するのは、請願とは別の案件としたほうがよいということで、この部分を考慮して請願内容の当否を判断すべ

きではないと考えています。

次に、総合計画そのものを策定すべきか否かを、請願の論旨からは独立して考えました。

請願の審査としてはそのような態度が妥当なのかどうか、調べてみましたが、私には適当な指針は見つけられませんでした。ただし、付託された委員会が専門的な審査を行うという想定は、広く共有されているとは言えると思います。

先ほど陶山総務文教委員会委員長から報告がありましたが、そこから判断すると、総合計画の必要性そのものが委員会での判断の主たる論点であったと思われます。そこで、私もこの点を考慮します。

私自身、3年半前、2018年12月の一般質問でこの主題での質問を予定して準備していたのですが、親族の不幸のため議会を欠席し、質問を取り下げたという経験をしています。

以下、仮に総合計画の計画期間を10年と仮定しておきますが、実施せずに終わった一般質問で、私としては「歴史とみどり豊かな文化のまち」といった無時間的な将来像をベースにした総合計画は捨て、10年後の市民の暮らしに焦点を当て、総合計画を抜本的につくり変えたほうがいいと言うつもりでした。

総合計画が実効性を持ったものとなるためには、市民のコンセンサスに基づく明確な10年後の町の将来像、もしくは達成目標、それを実現するための体系化された施策群、他の各種計画との総合性を常に保っていけるだけの柔軟性、柔軟ではあっても、恣意的な施策を行う余地を与えない厳格な行政規律、変化の加速する社会情勢にも対応できる先進性、これぐらいは必要と考えます。そして、これだけの条件が太宰府市にそろっていたならば、今回の請願が出てくることはなかったでしょう。

私の考えを言います。

総合計画の策定に、今限られた人的資源や予算を注ぎ込むよりは、実現を迫られている個々の計画、例えば地域福祉計画や環境基本計画、人権尊重のまちづくりなど、この3つで地域と世界と人と言いたいわけですが、公共施設の再編も入れておくべきかとは思っています。これらを着実に、確実に推進するほうが、むしろ町の将来像を描くため、さきに挙げたような条件を満たすためには大切な経験をもたらすだろうと、そう考えます。

現在の太宰府市を見ると、何となく総合計画はつくりださずそのままになっている状況であるとは言えます。歴史のあるものなので、それは望ましいこととは思っていません。その上でなお、私自身は、今、総合計画の策定を急ぐことについては懐疑的です。

以上述べたことから、請願者の意図を私なりに酌み取り、私なりの良心あるいは公共心といったものをもって判断すれば、この請願の採択については反対と結論します。

以上です。

○議長（門田直樹議員） ほかに討論はありませんか。

14番陶山良尚議員。

○14番（陶山良尚議員） 委員会では討論できませんでしたので、この場で討論をさせていただ

きます。

請願第2号について、賛成の立場から討論いたしますが、太宰府市自治基本条例についての私の考えと請願内容の解釈の仕方が少し違うところがありますので、その点述べさせていただきます。

請願内容や請願者からいただいた資料を見ると、総合計画の未策定自体が太宰府市自治基本条例に違反した状態であるとの趣旨の記載がございました。これは、何をもって違反した状態と言えるのか、理解できません。

ここでは、太宰府市自治基本条例第18条に基づき、条例違反した状態と言われておりますが、そもそも自治基本条例には最高規範性もなければ、あくまでも理念条例であり、この条例によって行政や議会、そして市民を縛るような性質はないわけでございます。また、どの機関が条例に違反した状態であると明確に判断しているのか、それも疑問でございます。

解釈の仕方はいろいろあるにせよ、私の考えとしては、請願者の言われていることは少し乱暴な解釈ではないかというふうに考えております。その点は指摘をさせていただきます。

また、総合計画の基本部分である基本構想については、平成23年の地方自治法の一部改正によりこの策定義務はなくなり、総合計画の策定は各市町村の独自の判断に委ねられています。このことを受け、神奈川県藤沢市は総合計画を策定せず、それに代わる新たな指針を策定されております。

現在全国では、僅かですが、従来とは異なる構成の総合計画や、抜本的に異なる方針や計画により行政運営を行う自治体もあり、今後多様化していくのではないかとの見解も示されておるところでございます。

総合計画を策定することがゴールではなく、その計画が魂の入ったものであり、市民、行政、議会が一体となって同じ方向を向いてまちづくりに取り組める計画であれば、私は総合計画行にこだわる必要はないと考えております。

現在行政において、第五次総合計画の検証、見直しを行っている状況とのことですが、既に計画期間が満了を迎えて2年が経過しています。今後も本市の未来を描いていく上でも、長期的な視点に立った計画が必要であり、早期に判断をしていただくことは請願者と同じ方向性だと考えておりますので、請願第2号については賛成をいたします。

○議長（門田直樹議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第2号に対する委員長の報告は採択です。本案を採択とすることに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

○議長（門田直樹議員） 多数起立です。

よって、請願第2号は採択とすることに決定しました。

〈採択 賛成14名、反対2名 午前10時42分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 意見書第2号 地方財政の充実・強化に関する意見書

○議長（門田直樹議員） 日程第4、意見書第2号「地方財政の充実・強化に関する意見書」を議題とします。

本案は総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 陶山良尚議員。

〔14番 陶山良尚議員 登壇〕

○14番（陶山良尚議員） 総務文教常任委員会に審査付託された意見書第2号「地方財政の充実・強化に関する意見書」について、その審査内容と結果を報告いたします。

意見書に対して提出議員から補足説明があり、委員から、今回の提出の具体的な根拠は。過去3回、同じ題名の意見書を提出されているが、慣例的なものなのか。会計年度任用職員制度について、どういう意味合いで載せられているのかとの質疑があり、委員から、挙げている4項目はどこの地方自治体にも共通している問題だと思うが、この要望は地方としては大事なことである。骨太方針が出ているけれども、不十分な部分もあるから、1回で終わるのではなく、各地方議会から国に要求すべきものだと思うとの回答がありました。

質疑を終え、委員からは、令和4年6月7日に閣議決定された骨太方針2022の中に、本意見書の項目を全部網羅した内容が打ち出されているため、今定例会で上程する根拠に理解できないところがある。調べたところ、筑紫地区の中において同様の意見書は出されていない。また、同じ題名の意見書を過去3回とも9月定例会、すなわち決算を終えて出されてきた経緯がある。9月定例会で上程されるなら少し理解できるが、今定例会で提出される根拠は薄いのではないと思う。あわせて、会計年度任用職員については、監査報告書でも指摘があったので一定の理解をしている。ただし、本来これは主体者である市のほうが国にしっかり訴えていただくものであり、議会として上げるのはいかなものかと思うとの反対討論がありました。

採決の結果、意見書第2号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（門田直樹議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門田直樹議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第2号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(多数起立)

○議長(門田直樹議員) 多数起立です。

よって、意見書第2号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成11名、反対5名 午前10時45分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 閉会中の継続調査申し出について

○議長(門田直樹議員) 日程第5、「閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

お諮りします。

別紙のとおり議会運営委員会、各常任委員会、特別委員会から申出がっております。別紙のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門田直樹議員) 異議なしと認めます。

よって、本件は承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長(門田直樹議員) 以上で本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

お諮りします。

本定例会において議決されました案件について、各条項、字句、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第42条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門田直樹議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

これをもちまして令和4年太宰府市議会第2回定例会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門田直樹議員) 異議なしと認めます。

よって、令和4年太宰府市議会第2回定例会を閉会します。

閉会 午前10時46分

~~~~~ ○ ~~~~~


上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

令和4年8月18日

太宰府市議会議長 門 田 直 樹

会議録署名議員 木 村 彰 人

会議録署名議員 徳 永 洋 介